

MD 336

運営マニュアル

MANAGING MANUAL

2024～2025発行

〈第 22 版〉



ライオンズクラブ国際協会336複合地区

LIONS CLUBS INTERNATIONAL MULTIPUL DISTRICT 336

目 次

クラブについて

第1章	クラブ運営の基本的原則	1
	(1) 民主主義	
	(2) 自由と平等	
	(3) 多数決の尊重	
	(4) 開かれた組織	2
	(5) 代議制	
	(6) ライオンズクラブのアクティビティ	
	① ボランティアとは	3
	② ライオンズクラブのアクティビティ	
	③ 会員の質について	4
	④ メンバーに望まれる人間像	
第2章	クラブ運営について	5
	1. 定期的な会合（例会）	
	(1) 定期的な会合（例会）の意義と重要性	
	(2) 例会の開催について	
	(3) 例会の司会・進行について	6
	(4) 例会のシナリオ	7
	(5) その他	
	2. 特別会合	
	(1) 特別会合の開催について	
	3. 理事会	
	(1) 理事会とは	
	(2) 理事会の任務および権限	8
	(3) 理事会と例会の関係	
	(4) 理事会と委員会の関係	
	(5) 準備理事会について	9
	(6) クラブ理事の呼称について	
	① 【参考】クラブ役員構成表の記載例	
	② 【参考】クラブ理事の呼称（複合地区会則委員長連絡会議の決定）	
	(7) 理事会決議のみで執行できること	10
	① 人事	
	② 財務	
	③ 運営	
	(8) 理事会で立案後、例会決議を要するもの	
	4. 委員会	11
	(1) 常設委員会の設置	
	(2) 常設委員会の構成員数	
	(3) 特別委員会の設置	
	(4) その他	
	5. あなたのクラブ、あなたのやり方で！	12
第3章	会則について	13
	1. 会則の種類	
	(1) 標準版 単一および準地区会則および付則	
	(2) 標準版 クラブ会則および付則	
	(3) 標準版 複合地区会則および付則	
	(4) 標準版の優越性	

目 次

	2. クラブ会則について	14
	(1) クラブ会則改正について	
	(2) クラブ理事会と委員会の関係について	
	(3) 委員長を理事会構成員とすることについて	
	(4) 改正案作成の例（336 複合地区ガバナー協議会の統一見解）	
	3. クラブ内規の必要性和その取り扱いについて	15
	(1) ライオンズクラブの運営と会則	
	(2) クラブ運営に当って	
	(3) 会則と規則（内規）の関係	
	(4) クラブ内規に取り上げる項目（例）	
	4. 会則改正の届出について	
第4章	会員資格の喪失	16
	(1) ライオンズクラブ会員の資格	
	(2) 会員資格の喪失・除名について	
	(3) クラブ納入金の滞納の場合	
	(4) 国際理事会方針書による解釈	17
	①「善良な徳性の持ち主で、地域社会において声望のある成人」 という語句の解釈	
	②方針上の解釈	
第5章	クラブ会員委員会について	18
	(1) クラブ会員委員選出の要点	
	(2) クラブ会員委員会委員選出の手順	
	（参考）グローバル・アクション・チーム（GAT）と LCIF・マーケティング	
第6章	クラブ役員の選出について	19
	1. クラブ役員の役職ならびに資格について	
	2. 選出について	
	(1) 年次選挙	
	(2) 理事の選挙	
	(3) 指名委員長ならびに指名委員の任命	20
	(4) 指名委員会	
	(5) 指名会	
	(6) 選挙会	
	(7) 投票	21
	(8) 投票要件	
	(9) 就任不可能の被指名	
第7章	クラブ役員の欠員補充について	22
	(1) 任期途中の役員の欠員補充	
	(2) 役員予定者の欠員補充	
第8章	会合の出席および出席メイク・アップ	23
第9章	クラブ会費・その他の拠出金について	25
	(1) クラブ会費	
	①クラブ会費決定の際の留意点	
	②会費値上げの前に	
	③会費改正の手続き	
	④クラブ経常年間会費に含まれる納入金（参考）	
	(2) その他の拠出金	
	①事業資金の徴収	
	③その他の拠出金の徴収	

目 次

第10章	ドネーションとファイン	26
	(1) ドネーション Donation (寄付金) について	
	(2) ファイン Fine (罰金) について	
第11章	クラブ事業資金の獲得	27
	(1) 資金獲得事業の意義	
	(2) 資金獲得事業に関する規定および制限	
	(3) 資金獲得事業の種類	
	(4) 成功する資金獲得事業	
	(5) 資金獲得事業のテーマ選択	28
第12章	決算およびクラブ財産の引き継ぎ	29
	(1) 決算	
	(2) クラブ財産の引き継ぎ	
第13章	監査について	30
	(1) 監査に関する規定	
	(2) 監査委員の任務と選任	
	(3) その他	
第14章	クラブ周年記念について	31
	(1) 提言の趣旨	
	(2) 周年記念の会合について	
	(3) 周年記念式典開催の際の注意事項	
	(4) 周年記念事業について	
第15章	Lの呼称について	32
	(1) Lの呼称廃止の理由と現状対処	
	(2) Lに代わる呼称の一例	
第16章	クラブの責務と禁忌事項	33
	(1) クラブの責務	
	(2) 国際会則付則第 11 条第 4 項「クラブの責務」	
	(3) 禁忌事項	34
第17章	会員カード (オフィシャル・メンバーシップ・カード) について	35
	(1) 身分証明書としての会員カード	
	(2) 入手方法ならびに会員への配布	
第18章	終身会員の取り扱いについて	36
	(1) 終身会員とは	
	(2) 終身会員内規の一例	
	(3) 終身会員資格の変更	38
	(4) 会費の取り扱いに関する原則	
	(5) 終身会員の例会出席の義務について	
	(6) 終身会員のこれからの取り扱いについて	39
	(7) 終身会員の取り扱いについての質疑応答	
第19章	クラブ会員の再入会について	40
	(1) 再入会員の奉仕歴維持書式	
	(2) その他の会員 (転籍会員) について	
第20章	クラブ名称と境界線について	41
	(1) クラブ名についての規定	
	(2) ライオンズクラブ名称変更の手順	
	(3) クラブ境界線について	42
	(4) クラブ境界線の変更	
	付. ライオンズクラブ名変更申請書	43

目 次

第21章	新クラブ結成・申請について	44
第22章	クラブ合併について	45
	付. クラブ合併申請書	46
第23章	クラブ解散手順	47
第24章	クラブ運営の IT 化	48
	1. 国際本部におけるマンスリー・レポート等の IT 化	
	2. クラブ・会員情報管理ページについて	
第25章	会員種別について	49
	(1) 国際付則およびクラブ付則による会員種別の定義	
	(2) 会員種別による比較	
	(3) 会員種別	50
第26章	クラブ支部について	52
第27章	クラブ副会長について	53
第28章	レオライオン・プログラムについて	54
第29章	国旗およびクラブ旗の取り扱い	55
	(1) 国旗について	
	(2) 国旗とクラブ旗の掲揚について	
	(3) 日本国政府が定めている日本国旗の行事別サイズ	
	(4) ライオンズクラブ役員必携記載「国旗の取り扱い注意」	
第30章	プロトコール・役職呼称について	57
	(1) 公認プロトコールの採用	
	(2) 役員および来賓の席順（国際協会公認プロトコール方針）	
	(3) 役職の呼称について	58
第31章	紛争処理手順について	59
	付. 標準モデルクラブ組織図	60

地区について

第1章	地区ガバナー・キャビネット	1
	(1) キャビネット組織の際の留意事項	
	(2) 336-_____地区キャビネット事務局規定の例	
	(3) キャビネット事務局長の任務に関する規定（一例）	2
	(4) OSEAL 調整事務局担当業務スタッフリスト	3
	(5) 地区ガバナー・キャビネット構成員とその任務	
	(7) 地区役員の任務	
	①地区ガバナー	
	②第一副地区ガバナー	
	③第二副地区ガバナー	4
	④キャビネット幹事および会計	5
	⑤リジョン・チェアパーソン	
	⑥ゾーン・チェアパーソン	6
	⑦地区ガバナー・キャビネット	7
第2章	キャビネット会議	9
	(1) 第1回キャビネット会議の議事次第例	
	(2) 第2回キャビネット会議の議事次第例	10
	(3) 第3回キャビネット会議の議事次第例	11
	(4) 第4回キャビネット会議の議事次第例	12

目 次

第3章	地区委員長・地区委員	13
	1. 地区委員長について	
	(1) 地区委員長の性格付け	
	(2) 地区委員長の数について	
	(3) 任期3年の地区委員長（地区コーディネーター）	
	2. 地区委員について	14
第4章	地区役員・委員の任命について	15
	1. 地区役員・委員の人選について	
	(1) 人選は第一副地区ガバナーの任期中に	
	(2) 過渡的には一部推薦制併用も	
	(3) 推薦を求める場合の注意事項	
	(4) 地区監査委員の委嘱	16
	2. 地区役員・委員就任時の資格について	
	(1) 336 複合地区の統一見解	
	(2) RC、ZC の資格に関する国際理事会方針	17
	3. RC、ZC の補佐について	
	4. 次期地区役員・委員等選考要領について	18
	付. 次期地区役員・委員等選考関連書式	19
第5章	リジョンとゾーンの構成	22
	1. 複合地区会則による規定	
	(1) クラブ数との関係	
	(2) 分割・再編成について	
	(3) リジョン・チェアパーソンを設置状況	
	2. 336 複合地区内準地区の R・Z 構成一覧（参考資料）	23
第6章	地区における研修会	24
	(1) 毎年度実施される研修会	
	(2) 開催時期	
	(3) 開催場所	
	(4) 出席者	
	(5) 講師	
	(6) 研修の内容	25
	(7) 研修の方法	
	(8) 研修時間	
	(9) 経費の節減	
	(10) 各種研修会のプログラムについて	26
	(11) 新会員オリエンテーション・プログラム	
	(12) クラブにおける新会員オリエンテーション	
	付. 地区における新会員オリエンテーション実施要領	27
第7章	PR・情報・IT・マーケティング	29
	1. PR と情報	
	(1) 定義と変遷	
	(2) ライオンズ活動におけるマーケティングと情報技術テクノロジー	
	2. 理想的な人選	30
	3. 情報資源	31
第8章	ゾーン・チェアパーソンへの期待	32
	1. ZC の責務について	
	2. 地区ガバナー諮問委員会について	33

目 次

	(1) 必須課題	
	(2) 開催の時期とその内容	34
	(3) 各会議の議題例	
	(4) 注意事項	35
第9章	キャビネット副幹事・副会計	36
	(1) 会則上の規定	
	(2) 留意点	
	(3) 任命の方法と報告	
	(4) 参考（国際本部の見解）	37
第10章	地区ガバナーの公式訪問	38
	1. 公式訪問実施上の留意点	
	2. 公式訪問ガバナー質問書（例）	39
第11章	地区費について	43
	1. 各地区における地区費・地区大会費の決定	
	2. 地区会費一覧表（参考）	
第12章	地区ガバナー・第一および第二副地区ガバナーの選出	44
	1. 地区ガバナーの選出と資格について	
	2. 第一および第二副地区ガバナーの選出と資格について	45
	3. 第一および第二副地区ガバナー候補者の人選に当たって	46
	(1) 候補者の基本的条件	
	(2) 候補者の選び方	
	(3) キャビネット推薦候補の決め方	47
	4. 第一および第二副地区ガバナー候補者推薦に関する地区内規の参考例	
	付. 地区ガバナー（第一・第二副地区ガバナー）立候補届出書付属書類一式	53
	付. 指名委員会チェックリスト	59
	付. 標準投票用紙	62
第13章	地区ガバナー候補者・第一および第二副地区ガバナー候補者の資格者名簿作成	64
	付. 候補者の資格者名簿一覧表（記入例）	65
	付. 資格所持者の報告書一式	66
第14章	地区ガバナー・地区ガバナーエレクト・第一および第二副地区ガバナーの空席補充	69
	(1) 地区ガバナーの空席補充	
	(2) 地区ガバナーエレクトの空席補充	70
	(3) 第一および第二副地区ガバナーの空席補充	
第15章	地区年次大会での指名・選挙委員会	71
	1. 標準版地区会則および付則「地区推薦、選挙および任命」の要点	
	2. 地区における対応の例	72
第16章	地区スローガンと地区ガバナー・スローガン	73
	付. 歴代国際会長メッセージ	75
第17章	役員の任期	76
	(1) 国際役員	
	(2) 地区ガバナー	
	(3) 第一および第二副地区ガバナー	
	(4) 地区キャビネット構成員	
第18章	地区名誉顧問会制度	77
	1. 定員について	
	2. 諮問に対する答申は具体的に明確にする	
	3. 地区名誉顧問会について検討した資料	

目 次

	(1) 複合地区会則第 22 条「地区名誉顧問会」の解釈	
	(2) 問題点	78
	4. 地区名誉顧問会内規の一例	79
第19章	グローバル・アクション・チーム (GAT) について	80
	1. グローバル・アクション・チームについて	
	(1) 概要	
	(2) 私たちのビジョン	
	(3) クラブにとってのメリット	
	(4) 私たちの組織構造	81
	(5) 資料・情報	82
	2. GMT コーディネーター	
	地区グローバル会員増強チーム (GMT) コーディネーターの活動	
	3. GLT コーディネーター	83
	地区グローバル指導力育成チーム (GLT) コーディネーターの活動	
	4. GST コーディネーター	
	地区グローバル奉仕チーム (GST) コーディネーターの活動	
	5. WYPT (FWC) コーディネーター	84
	ウーマンヤングピープル (ファミリーウーマン) WYPT (FWC) コーディネーターの活動	
	6. GET コーディネーター (任意)	
	グローバル・エクステンション・チーム (GET) コーディネーターの活動	

複合地区について

第1章	複合地区について	1
	1. 複合地区とは	
	(1) 複合地区の定義	
	(2) 複合地区の目的	
	(3) 日本の複合地区の構成	2
	(4) 複合地区の運営	
	(5) ガバナー協議会の権限	3
	(6) ガバナー協議会議長の解任	
	2. 336 複合地区の定例会議	
	(1) 336 複合地区ガバナー協議会	
	(2) ガバナー協議会・複合地区役員連絡会議	4
	(3) 事務局運営委員会	5
	3. 全日本レベルの会議	
	(1) 一般社団法人日本ライオンズ	
	(2) 各種委員長連絡会議	
	(3) 全国共通の委員会	
	(4) 一般社団法人日本ライオンズの委員会	6
第2章	336 複合地区役員	7
	1. 複合地区役員選任の手順	
	2. 336 複合地区役員の構成について	8
	3. 複合地区各種委員会の運営について	9
第3章	複合地区の委員長の仕事	11
	(1) 会則および付則・運営マニュアル編集委員長	
	(2) IT・M・ライオンズ情報委員長	

目 次

	(3) アラート委員長	
	(4) YCE・国際関係・レオ委員長	12
	(5) 青少年委員長・ライオンズクエスト・薬物乱用防止・平和ポスター委員長	
	(6) 環境保全・保険福祉・献血・献眼・視聴覚委員長	
	(7) 未来ビジョン委員長	
	(8) GET コーディネーター	
	(9) GMT コーディネーター	13
	(10) GLT コーディネーター	
	(11) GST コーディネーター	14
	(12) WYPT (FWT) コーディネーター	
	(13) LCIF コーディネーター	
	(14) 複合地区グローバル・アクション・チーム (GAT)	15
	(15) 事務局運営委員長	
第4章	緊急援助資金運用について	16
	1. 336 複合地区緊急援助資金	
	2. 災害時における支援内容および支援・受援体制 (複合地区内での災害時)	
第5章	複合事務局固定化について	17
	(1) 結論	
	(2) 理由	
	(3) 結果	
	付. 国内事務所および8 複合地区ガバナー協議会事務局	18
第6章	地区・複合地区大会議案の取り扱い	19
	1. 議案の決定	
	2. 複合地区大会と準地区大会の議案の分類	
	(1) 原則として複合地区大会において審議すべきもの	
	(2) その他のもの	
	3. 議案審議の方法	20
	4. 決議の方法	
	5. 大会報告	21

国際協会関係

第1章	国際大会について	1
第2章	代議員の投票	2
	(1) 「本人の意思」についての解釈	
	(2) 定足数	
	(3) 代理投票	
	(4) 財務負担	
	国際本部の見解	
	(5) 国際大会開催地	3
第3章	国際大会、地区大会または複合地区大会代議員	4
	(1) 国際大会代議員	
	(2) 地区大会、複合地区大会代議員	
第4章	国際理事立候補の手續について	6
	(1) 国際理事の定数	
	(2) 理事候補者の資格	7
	(3) 候補者の推薦および証明	

目 次

	付. 国際第三副会長立候補者推薦手続規則	8
	付. 2008～2022 年国際理事ローテーション合意	11
	付. オセアル会則地域のガイドライン（国際理事および国際副会長候補者の資格要件）	12
	付. 「国際役員立候補者資格要件と手続きの規則」について国際本部よりの指示	13
第5章	東洋東南アジア・フォーラム（OSEAL FORUM）	17
	（1）エリア・フォーラム（Area Forum）の目的	
	（2）「国際理事の指名」条項の削除	18
第6章	ライオンズクラブ国際財団（LCIF）	19

クラブについて



第1章 クラブ運営の原則

ライオンズクラブの運営に当っては、いくつかの原則があります。それを踏まえて、運営のための会則や各種の取り決めがなされています。まずその原則をよく理解し、クラブ運営に反映させることが大切です。

ここにその原則の主なものを列記します。

(1) 民主主義

ライオンズクラブは民主主義を基本において運営されます。いかなる場合でも民主的な運営をしなければなりません。

まず、クラブは会員自らのものであるという意識を明確に持ちましょう。

「主権者は会員である」。このことが根本になって、集団としての運営がなされます。そしてライオンズクラブは、「全員参加」の最も民主的な集団です。民主主義を否定されるところにライオンズクラブは存在しません。東欧諸国にライオニズムが広がったのも、民主主義が取り入れられたからです。

ライオンズクラブにおける主権者は、クラブにおいてはメンバーであり、国際協会・複合地区・準地区においては、個々のクラブであります。

【参考】

民主主義 (democracy) の語源は、ギリシャ語の *demokratia* (デモクラティア) から来ています。Damos (人民) と Kratia (権力) の結合で、権力が特権階級あるいは単独者に属することを否定し、人民が権力を所有し、その運営にも自発的に参加することで、人民の主権が確立されることです。

(2) 自由と平等

民主主義の基本は「自由」と「平等」です。何者にも拘束されない自由な意思表示 (発言) と平等な権利が保障されています。また、その前提として義務の履行が求められています。義務を忘れ、権利のみを主張することは許されません。

ライオンズクラブでは、グッドスタンディングである限り、自由な意思表示が平等に認められ、特権階級は存在しません。もちろん役職上の権限は尊重され、ライオン歴には敬意が表されますが、クラブにおいては、あくまでも全員が平等の「一会員」であります。

(3) 多数決の尊重

会員一人ひとりの意見が尊重されることが、民主的運営の第一歩です。そのためお互いの意見を述べ合いましょう。ニーズの多様化はライオンズクラブのメンバーの間にも顕著です。少数意見、反対意見にも十分耳を傾けましょう。そして、何よりも大切なことは、多数の意見に従うという「多数決方式」の尊重であります。このことをよく銘記しておきましょう。

ライオンズクラブでは最新版ロバート議事規則が議事進行に広く用いられています (クラブ付則第9条2項)。また、クラブのいかなる会合においても定足数には、グッドスタンディング会員の過半数の出席が必要で、出席した会員の過半数の決議は、クラブ全体の決議となります。(クラブ付則第6条第8項)

(4) 開かれた組織

ライオンズクラブは開かれた「ヨコ社会」です。クラブ内に秘密は存在しないことになっています。あらゆるライオンズ情報に全会員がアクセスできる仕組みになっています。「知らせること」と「知ること」が、民主的運営には不可欠な要素です。

また、どんな会合にも特別な理由のない限り、会員の誰でもが出席あるいはオブザーバー参加できるというのが原則です。会議構成員以外のオブザーバー参加は、あらかじめ主催者の許可を得ておきましょう。その場合、主催者の許可を得て発言はできますが、議決権はありません。

(5) 代議制

代議制（Representative）は民主主義における政治体制の特色のひとつです。政策の決定とその政策の執行者の選択を「代表」を通して行うもので、代表は国民自らが選出し、そのことによって主権が保障される仕組みになっています。

ライオンズクラブの国際大会や複合地区、準地区の大会も、クラブが派遣した代議員によって、議案の決定、国際役員や地区ガバナーなどの選出が行われています。このやり方は民主的な代議制によるものです。

(6) ライオンズクラブのアクティビティ

① ボランティアとは

ボランティアは人間だけができる行為です。それは自由を前提とした行為だからです。自由のないところにボランティアはありえません。

ボランティア（Volunteer）は、自らの意思で決意するという意味をもっていますが、適当な日本語訳がないままに、いまでは日常会話で十分使用されるまでになりました。辞書によりますと「自由な意思で、何かのサービスに関わる人」と記載されてあります。

よく「ボランティアの三原則」と言われていますのは、次の3つの原則を指す場合が殆どです。

- ・ 自主性
- ・ 公益性
- ・ 無償性

これらの点から、ボランティアのあり方、期待されるボランティア像を考えてみますと、以下の通りとなります。

1. ボランティアは自主的でなければならない

命令されたり、強制されてやるのは、真のボランティアではありません。あくまで自主的であることが原則です。

自主性とは、社会的危機や社会的な問題などの発生を見たとき、じっとしておれない行為、他人がどう言おうと行動に移していく行為を意味しますが、実際には、このような高度な意識に基づかなくても、仲間に誘われたり、ちょっとした動機のもとにかかわった活動であっても、当事者から得られた学習活動などによって、問題の大きさや活動の意義を自覚させられ、自主性を呼び覚まされることも、ライオンズ活動ではよく見受けられます。

2. ボランティアは公益的でなければならない

つまり、私利私欲を図ってはなりません。ボランティアという行為は、その成果が多くの人や社会に寄与することを目指していなければいけません。

ボランティア活動の領域は、具体的には社会福祉・公衆衛生・社会教育・交通・文化・環境問題等々幅広く人間生活のすべての領域におよびますが、公益性というのは、どんな小さな活動でも、基本的人権の擁護や社会の福祉や文化や自治を高める方向性を持つものでなければならない、ということです。公共性、社会性を欠いたボランティアはあり得ません。

3. ボランティアは無償でなければならない

ボランティア活動が有給・職業ではないということ、非営利的な行為・金銭的報酬を期待しないで行動することを指します。時に活動相手の状況や問題の大きさによっては、むしろ経済的に犠牲になってでも、支援しなければならないことを、十分に自覚する必要があります。

その他に、国の法律や制度の不備、欠陥について、社会的な不公平や差別の解決を独自に展開する意味での「先駆性」や、ボランティア活動が自己の持つ能力や時間を、問題解決を求めている相手に継続的に提供し支援する、分かりやすく言えば、思いつくままに単発的に始めて自分の都合で勝手に中止したりしないための「継続性」を挙げる人もいます。

以上、ボランティアの原則について述べましたが、結論としては「ボランティアとは、誠実さを持って問題にかかわり、つながりをつけようと自ら動くことによって、新しい価値を発見し、自己開発から自己拡大につなげる行為である」といえます。

②ライオンズクラブのアクティビティ

どんな団体でも、それぞれ目的を持って結成されます。ライオンズクラブが社会から高い評価を得ているとすれば、それは我々が立派な目的を持ち、その目的実現のために日々精進しているからこそといえなくもありません。

我々がメンバーになりますと、まず「ライオンズ必携」を手にします。そこには1番最初に、「ライオンズクラブ国際協会の目的」として6項目が明記されています。

1. 世界の人びとの間に相互理解の精神をつちかい発展させる。
2. よい施政とよい公民の原則を高揚する。
3. 地域社会の生活、文化、福祉および公德心の向上に積極的関心を示す。
4. 友情、親善、相互理解のきずなによってクラブ間の融和をはかる。
5. 一般に関心のあるすべての問題を自由に討論できる場を設ける。ただし、政党、宗派の問題をクラブ会員は討論してはならない。
6. 奉仕の心を持つ人びとが個人の経済的報酬なしに社会に奉仕するようはげまし、また、商業、工業、専門職業、公共事業および個人事業の能率化をはかり、道徳的水準をさらに高める。

この目的を達成するための具体的な会員の奉仕活動を、ライオンズクラブの「アクティビティ」と呼んでいます。

世間でもし、ライオンズクラブが慈善団体であると誤解されているとすれば、我々会員がこの目的から遊離したところで活動しているか、あるいは活動がマンネリ化して、社会に感動を呼ばないからに他なりません。つまりクラブの目的を見失った行動に対する世間の批判だと謙虚に受け止めて、深く反省すべきでしょう。

繰り返しますが、ライオンズクラブは目的達成のための行動（アクション）に会員が一致して当たって、はじめて社会的な評価を受けることを、肝に銘じていただきたいと思います。

③会員の質について

ライオンズクラブのモットーに「We Serve」（われわれは奉仕する）とありますように、「I Serve」（私は奉仕する）を1歩進めて「We」と言うところに、ライオンズクラブの精神が凝縮して表現されていると考えます。

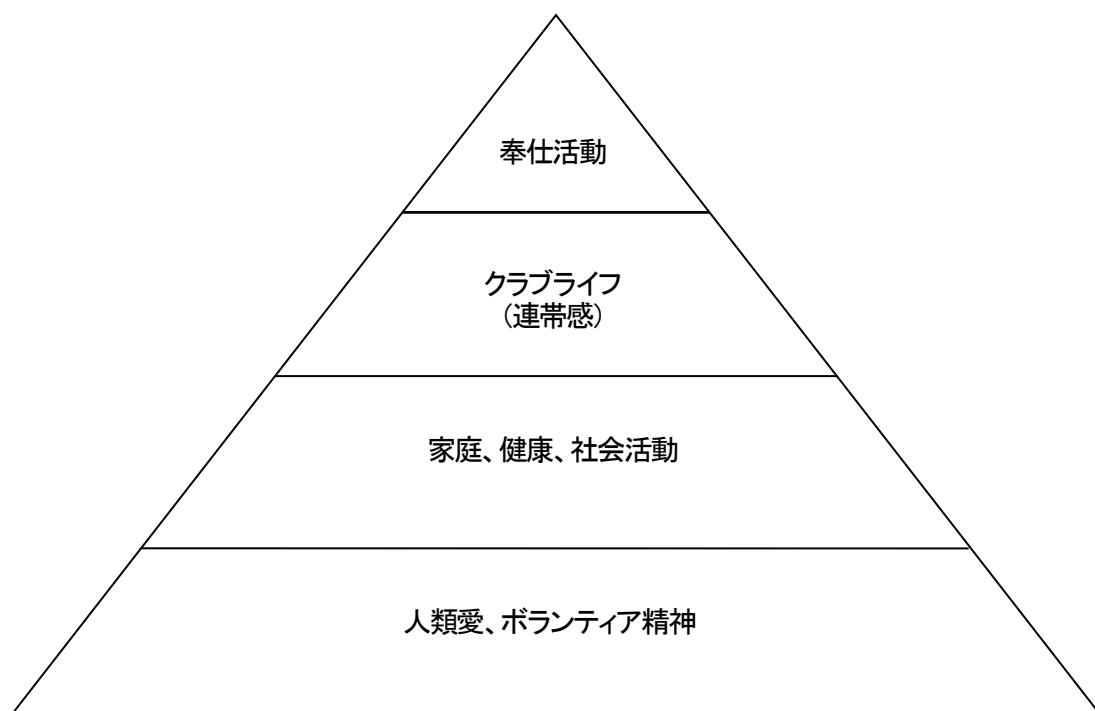
たしかに1人でする奉仕より、多数で集まってする奉仕の方が、インパクトが強いことは自明の理です。しかし、すでに「目的」の項で述べましたように、ライオンズクラブの活動は非常に広範囲で、単に金銭の額だけで目的は達せられるものではありません。当然「われわれ」という言葉には、全員の汗と知恵を集約することが不可欠である事を理解していただきたいものです。

よく会員の「量」と「質」の問題が討議されますが、会員の「質」とはなんぞやとなると、なかなか明解な答えが見られません。

そこで、1つの考え方として述べてみますと、次のように考えては如何なものでしょう。

会員の一人ひとりに奉仕の心がなければ、「われわれは奉仕する」との国際協会の目的は、実現不可能ですから、ライオンズ会員の望ましい人間像としては、根本に人類愛などの価値観、人生観とボランティア精神が不可欠な要素だと思います。そしてその上に平和な家庭、安定した生活と健康があって、はじめてライオンズのクラブライフを楽しむことができ、その間に生まれた会員同士の強固な連帯感が、国際協会の目的を具体化した奉仕活動として結実するものと信じます。

④ メンバーに望まれる人間像



第2章 クラブ運営について

多くの団体は、役員のみによって通常の運営がなされることが多いのですが、ライオンズクラブは、会員全員によって運営されるのが特色です。全員が平等の権利と義務を持って「全員参加」と「民主的ルール」によって運営されます。これがライオンズクラブの基本的なあり方です。

クラブには、理事会によって推薦され、クラブで承認された日時および場所で、毎月少なくとも1回開くよう推奨される定期的な会合「例会」（クラブ付則第6条3項）と、理事会の決定する日時および場所で毎月少なくとも1回開くよう勧告される定例理事会（クラブ付則第6条1項）、および、会長または3名以上の理事会構成員の要求があったときに開催される理事会の特別会議／臨時理事会（クラブ付則第6条2項）、そして必要な都度開かれる委員会があります。例会、理事会、委員会はクラブ運営の正式機関としてそれぞれの役割を持ち、いずれも不可分な関係にあります。そして例会と委員会は、ライオンズクラブ特有の「全員参加」の仕組みになっております。

1. 定期的な会合（例 会）

（1） 定期的な会合（例会）の意義と重要性

定期的な会合（以降例会と称す）はクラブの最高議決機関です（クラブ会則第8条3項（a））。新しい企画や内規の制定・改廃をはじめ理事会で決定したことでさえ、例会の承認なしには実行できないことが数多くあります。このように、例会は制度上最も重要な機関で、正会員にはクラブの運営に直接参加する権利と義務があり、そして、クラブの運営の方向づけは例会の場において決まります。

従って、会員は自己の貴重な時間を割いて例会に出席することに努力すべきである（ライオンズ必携 61 版 23 頁）。例会の欠席は会員としての「権利放棄」につながるものです。例会の実出席率はクラブ活性化の第1のバロメータにもなります。このことをよく銘記しておきましょう。

クラブ付則第6条8項で、いかなる会合もグッドスタンディングの会員の過半数の出席をもって、定足数としていますので、出席者がそれに満たない場合、例会は成立しません。

また、ライオンズクラブのあらゆる会合（国際協会、複合地区、準地区を含む）では、委任状の制度は認められていません。例会はもちろんのこと、理事会や各種委員会においても、委任状は無効です。また、代理投票も禁止されています（国際会則第6条第5項）。従って、他に特に規定する場合を除き、定足数を満たしているいかなる会合においても出席した会員の過半数の決議が、クラブ全体の決議となります（クラブ付則第6条8項）。

（2） 例会の開催について

例会の開催については、クラブ付則第6条3項で次のようなことが定められていますので、新年度のはじまる前のクラブ準備理事会とその直後の例会で、毎年確認しておく必要があるでしょう。

（ア） クラブ例会は少なくとも月1回は開くよう推奨されています。その日時および場所は理事会の推薦によりクラブ例会で決定されます（クラブ付則第6条3項）。

（イ） 定刻通り開会、閉会されるよう時間厳守のこと。

(ウ) 例会の通知は、特に規定する場合を除き、理事会が適当と認めた方法で各会員に対して行われます。

このほかには、例会をどのように開催するか等について特段の定めはありませんので、クラブが自主的に決めればよいわけです。

但し、クラブ付則第 6 条第 3 項は「あなたのクラブ、あなたのやり方で！」の方針に従い大幅に改正されています。近年では Web 上での例会も開催される場合があります。

【参考】 クラブ例会 (例)

12 : 15	ゴング・会長による開会のことば 国旗敬礼 国歌斉唱 (黙祷)
12 : 19	紹介・あいさつ (会長、ゲスト)
12 : 30	報告事項・審議事項ならびに協議事項 ライオニズムについて (ライオンズ情報委員会より)
13 : 20	テール・ツイスターの時間
13 : 25	閉会ソング (ライオンズ・ローア)
13 : 30	閉会・ゴング

※ 夜の例会 (18 : 30 または 19 : 45) でも同様なスケジュールで行うことができる。(座が白けてきたときには歌で雰囲気を盛り上げる。出欠をとるときには会員が隣の人の氏名を言うていくのも一案である。会合の時間は厳守すること。)

これは一例ですが、クラブによって伝統や個性がありますので、自分のクラブの実情に適した方法を取り、クラブの個性が失われないよう留意する必要があります。特に規則正しい時間の中で、適宜食事をとりながら、楽しさが失われないようにすること。ライオニズムの高揚と会員の知的向上に役立つ例会にするよう工夫することが大切です。

(3) 例会の司会・進行について

例会の司会は、幹事、ライオン・テーマー (任意)、あるいはテール・ツイスター (任意) といったようにクラブによって全くまちまちです。ところが、会則的に判断しますと、クラブ付則第 3 条 1 項で「会長は本クラブおよび理事会のすべての会合を主宰する」とありますので、会長が自ら例会の主導権をとって司会、進行を合わせて行うのが、正しいあり方だとも言えるでしょう。

日本のライオンズクラブでは、会長が自ら例会を、また地区ガバナーが自らキャビネット会議や地区大会をリードする姿はまだ少ないといえます。ところが、国際大会や国際理事会は、国際会長が自ら司会席に着いてマイクを持ち、出席者の紹介を含めて司会、進行に努めています。日本においても主宰者が司会、進行の役目を果たすようになれば、活性化への第一歩となるのではないのでしょうか。

その場合、クラブにおいては幹事、ライオン・テーマー、テール・ツイスターは、会則に書いてある本来の役割を中心に考え、例会を盛り上げる工夫をこらすことになります。

(4) 例会のシナリオ

例会シナリオの担当委員会は計画委員会ですから、会長や理事会の意を汲んで、まず計画委員会で年間行事予定を立案しておくべきでしょう。毎回のものは、会長、幹事、ライオン・テーマー、テール・ツイスターと綿密な事前の打合せが必要です。

その際の留意点としては、毎回同じ筋書きにならないよう気を配ることが第1です。たとえば有名なゲストスピーカーを招いた場合は、前段の形式的行事を省略し、会長の開会あいさつの後、ゲスト・スピーチに移り、スピーチのために十分な時間を取るように、その時その時の主目的に合わせた時間割を組むことが必要なのではないでしょうか。

例会では、特に定められたやり方はありません。クラブが一番効果的だと思う方法をとればよいわけです。

(5) その他

花見例会や納涼例会などで、定例の日時・場所を変更する場合には、出席者がグッドスタンディング会員の半数以上が出席することに留意しなくてはなりません。また、他クラブからのメーク・アップのことも考えて、例会の日時・場所の変更は必ず、ZC、RC、キャビネット事務局に2週間前には届け出るようにしましょう。

2. 特別会合

(1) 特別会合の開催について

特別会合の開催については、クラブ付則第6条4項で次のように定められています。

- (ア) クラブ特別会合は、会長が必要と認めた場合に会長によって招集することができる。
- (イ) また理事会の要求があった場合は、要求者が定める日時・場所で招集しなければならない。
- (ウ) 会長が理事会の要請による招集を怠った場合、過半数の理事が理事会により決定した日時・場所において会議を招集する権限を持つ。
- (エ) 特別会合の目的、日時および場所を記載した通知書は、会合日の少なくとも10日前までにクラブの各会員に送付されなければならない。

3. 理事会

(1) 理事会とは

理事会はクラブの執行機関です(クラブ会則第8条3項(a))。これは、クラブの意志を実際に執行する機関であるという意味です。

構成員は、クラブ役員、ライオン・テーマー（任意）、テール・ツイスター（任意）、プログラム・コーディネーター、クラブ LCIF コーディネーター、安全管理担当役員（任意）、支部会長（指名された場合）、ならびに選出されたその他の全理事および/または委員長とされています（クラブ会則第 8 条 1 項）。理事の定数はクラブで決めればよいことになっていますが、任期 2 年で半数ずつ毎年改選されます（クラブ付則第 2 条 2 項）。

理事会の定例会合は、理事会の決定する日時および場所で開かれます（クラブ付則第 6 条 1 項）。臨時理事会は、会長または 3 名以上の理事会構成員の要求があったときに、会長が決定する日時および場所で開かれます（クラブ付則第 6 条 2 項）。理事会のいかなる会合においても、構成員の過半数の出席をもって定足数とし、特に規定する場合を除き、出席構成員の過半数による決定をもって理事会全体の決議とします（クラブ会則第 8 条 2 項）。

また理事会は、少なくとも月 1 回は、会議を開くように勧告されています（クラブ付則第 6 条 1 項）。

(2) 理事会の任務および権限

理事会の任務および権限は、クラブ会則第 8 条 3 項に「本会則および付則で他に規定された任務および権限に加えて、理事会は次の任務および権限を持つ」と記されているように、かなり広範なものがあります。たとえば、

「理事会の過半数の承認を得た場合に、新会員候補者は入会の招請を受けて本クラブの会員となることができる。」（クラブ会則第 3 条 2 項）

「理事会全構成員の 3 分の 2 の賛成投票によって承認された理由があれば、会員を除名することができる」（クラブ会則第 3 条 3 項）

と規定されているほか、クラブの新企画および新施策の検討、立案、すべての支出の承認、役員の職務遂行上の行為の修正または撤回、クラブの資金を預金する銀行の指定、ライオンズクラブ各種大会に派遣する代議員および補欠の指名と任命等々、その任務と権限は大きなものがあります。

(3) 理事会と例会の関係

例会などのクラブ会員による会合と理事会との関係は、「立法は会員の合意によって成され、行政は理事会が執行する」ということになるでしょう。従って、既にクラブとして合意されている事柄は、改めて承認を受ける必要はありませんが、新しく企画することは必ず会員の合意が必要であると考えておきましょう。クラブ内規なども、もちろん会員の合議事項です。

しかし、突発的な緊急処理を要する事項は、タイミングを失うことのないよう、「誰しものが、正當と考える通り」に理事会が執行しておけばよいでしょう。クラブ会員も事後報告で了承してくれるはずです。そのためには、会長をはじめ各役員は、日ごろから適用会則や慣例をよく勉強しておく必要があります。

(4) 理事会と委員会の関係

以上のように、理事会は重要な機関ですが、もともと事案を調査したり、資料を集めたり、文案をまとめたりする仕事ではなく、あらかじめ各委員会にそれらを付託し、その答申をもって結論を出すよ

うにしましょう。

まず、各委員会での検討、委員会間の調整を経て理事会へ答申、理事会はそれを審議し、必要なものを例会へ提案して、クラブの最終決定とします。このやり方がクラブ運営の基本的なパターンです。理事会は各委員会を十分活用し、「全員参加」の実をあげるように心得ましょう。

(5) 準備理事会について

準備理事会はクラブの次期役員が選出されると、次期会長によって開かれるもので、できるだけ早く開いて年間計画などをあらかじめ立てておくようにしておく必要があります。正式に役員に就任するまでは、準備理事会での取り決めは仮決議であり、クラブを拘束することはできませんが、就任後の第1回理事会で正式に採択すればよいわけです。必ず準備理事会を早く開いて、次期の準備体制を確立しておくようにしましょう。

(6) クラブ理事の呼称について

336 複合地区の統一見解

1. クラブ理事は、「1年理事」「2年理事」の呼称をやめて、会員理事を除くすべての理事を「クラブ理事」と呼ぶことにしているが、役員必携に沿った命名も妨げられない。
2. 会員委員長は正規の理事会構成員で、特別任務を持つ理事として、プロトコールはクラブ理事の筆頭とする。

クラブでは通常、2年間務める理事を「2年理事」、1年間のものを「1年理事」と呼んでいます。これがクラブ付則第2条2項に「本会則採用後の第1回選挙では、2年任期および1年任期の理事を各半数ずつ選出する」とあるところから、このように呼ばれてきたものと思われます。

しかし、クラブ理事に1年、2年の呼称を付しているのは、慣習上そうになっているに過ぎず、会則上の根拠は見当たりません。従って1年、2年の呼称をやめ、全員「クラブ理事」と呼び、任期2年間で、毎年半数改選するという解釈が正しいといえるでしょう。強いて「何年」という呼び方が必要な場合、その時に限って、「2年任期の1年目の理事を1年理事、2年目の理事を2年理事」と呼ぶことにします。

① 【参考】クラブ役員構成表の記載例（クラブ会則第7条1項）

会長	前会長	
第一副会長	第二副会長	(第三副会長)
幹事	会計	
奉仕委員長	マーケティング委員長	
会員委員長		

② 【参考】クラブ理事の呼称（複合地区会則委員長連絡会議の決定）

日本では残任期間を基準として、今後2年間務める理事を2年理事、1年間務める理事を1年理事としてきましたが、1994年4月27日開催の第4回複合地区会則委員長連絡会議において、国際理事と同様に「1年目の理事を1年理事、2年目の理事を2年理事」と呼称するよう改

められました。

1989年6月フロリダ・オーランドで開催の国際理事会において決定された「会員委員長」は正規の理事会構成員となり、特別任務を持つ理事として、プロトコールは理事の筆頭となります。

(7) 理事会決議のみで執行できること

① 人事

- ・ 正会員の入退会および再入会または転籍。その他、特典会員・不在会員・名誉会員・優待会員・終身会員・準会員・賛助会員の招請および承認（クラブ会則第3条2項）（クラブ付則第1条1項）
- ・ 会費滞納会員の進退（クラブ付則第1条7項）
- ・ 会員資格の喪失。正当な理由に対して理事会全構成員の3分の2の賛成投票があれば、会員を除名することができる。（クラブ会則第3条3項）
- ・ 会長、第一・第二副会長と前会長、定足数を欠く理事補充を除く役員の欠員補充（クラブ付則第2条10項）

② 財務

- ・ 転籍会員、再入会員の入会金免除（クラブ付則第7条1項）
- ・ 会費前納時期の認定（クラブ付則第7条2項）
- ・ すべての支出に関する認否（クラブ会則第8条3項（b））
- ・ 資金を預金する銀行の指定（クラブ会則第8条3項（e））
- ・ その他資金の適正運用（クラブ会則第8条3項（d）（g））
- ・ 会計および執行について監査を受ける（クラブ会則第8条3項（d））
- ・ 一般的に認められた会計原則に基づいて、少なくとも2つの資金を別々に管理する（クラブ会則第8条3項（i））
- ・ テール・ツィスター（設置は任意）が課すファインの上限額を定める（クラブ付則第4条5項）

③ 運営

- ・ 新企画新施策の委員会付託ならびに答申（クラブ会則第8条3項（a）（h））
- ・ 特別会合、年次会合の日時場所の決定（クラブ付則第6条4項・5項）
- ・ 指名会、選挙会の日時場所の決定（クラブ付則第2条5項・6項）
- ・ 特別委員会設置の認否（クラブ付則第5条2項）
- ・ クラブ役員の職務遂行処理の修正または撤回する権限（クラブ会則第8条3項（c））

(8) 理事会で立案後、例会決議を要するもの

- ・ 入会金、年間会費の決定（クラブ付則第7条）
- ・ すべての新企画、新施策の承認（クラブ会則第8条3項（a））
- ・ 各大会派遣代議員および補欠の指名と任命（クラブ会則第9条3項）
- ・ 定例会の開催日時、場所の決定（クラブ付則第6条3項）
- ・ クラブ会則および付則の改正（クラブ会則第12条1項、クラブ付則第11条1項）
- ・ 予算案（クラブ付則5条1項（c））
- ・ 決算書の承認（クラブ付則3条6項（c）、4条6項）

- ・ 終身会員の推薦（クラブ付則第 1 条 1 項（e））
- ・ 名誉会員の入会承認（クラブ付則第 1 条 1 項（c））
- ・ クラブ支部の設置・解散（クラブ会則第 10 条 1 項）

4. 委員会

（1） 常設委員会の設置（クラブ付則第 5 条 1 項）

クラブの常設委員会は、すべて会長の職権によって設置されます。クラブ付則第 5 条 1 項には、グローバル・アクション・チームなど 8 種の常設委員会が定義されています。

そのうち会長の意志によって、必要ないくつかの委員会を設置すればよいわけですが、運営委員会と事業委員会の 2 つだけというのは極端に少なすぎ、それだけ理事会に負担がかかるわけで、もう少し細分化した方がよいでしょう。

といて、列記された委員会全部を設置したのでは、委員会当たりの委員数が少なくなりすぎて、これもまた運営上好ましくありません。

そこで、「会則・接待・指導力委員会」のように、複数の委員会を組み合わせ一つ委員会とする方法をとるのも一策です。あるいは、奉仕委員会の名称で、その委員会の任務の中に社会奉仕、レクリエーション、地域奉仕などの事業を包括することも 1 つの方法です。

（2） 常設委員会の構成員数

委員会の構成員は、自クラブの会員数に応じて委員会の数、構成員の人数などを考える必要があります。

委員会の数を増やすよりも、事業委員会の場合、その年度の重点目標に対応した委員会を設置する方が好ましいでしょう。要はクラブの実情に適した、実効のあがる委員会設置を行うべきです。

（3） 特別委員会の設置

これらの常設委員会の他に、当面必要な問題処理のため、会長または理事会の判断により必要と思われる特別委員会を設置することができます（クラブ付則第 5 条 2 項）。この場合、理事会の承認が必要ですが、短期間で任務の終わることが前提条件となります。任務が終わり次第、特別委員会は解散します。ただし、仕事の性格によっては、会長の任期を超えて存続することも可能です。

事案によってですが、各委員長は口頭または文書をもって、毎月理事会に報告することが推奨されています（クラブ付則 5 条 4 項）。いずれの委員会も会長が割り当てた委員会を各副会長が分担して指導、管理することになっています。

（4） その他

会長は、どの委員会にもファシリテーターとして出席し、意見を述べる資格がありますが、委員会の決議には参加できません。副会長も、できるだけ担当の委員会に出席しますが、投票には加わりませ

ん。

各委員会の任務は、クラブ付則第5条に列記されています。

5. あなたのクラブ、あなたのやり方で ！

2014年9月にライオンズクラブ国際協会 地区及びクラブ行政部より「あなたのクラブ、あなたのやり方で！」という冊子が発行され、クラブに合った例会づくりの指針が出ました。

「例会は、変えられます。クラブは、メンバーに最適なクラブ例会の形を自由に選ぶことができます。いままでの伝統のほとんどは義務ではありません。」となっていますが、参考とされ、主権在クラブであることを念頭に置いた新しい例会の在り方を考える機会と捉えていただきたいと思います。

正会員にはクラブの運営に直接参加する権利と義務があり、そして、クラブの運営の方向づけは例会の場において決まります。従って、会員は自己の貴重な時間を割いて例会に出席することに努力すべきである（ライオンズ必携61版23頁）。

※クラブの例会は、クラブ会員が決定した奉仕事業またはその他の催しに置き換えることができる。

（クラブは毎月少なくとも1回会議、または催し、もしくは奉仕活動を行うことが奨励される）

（クラブ付則第6条第3項）

第3章 会則について

1. 会則の種類

すべてのライオンズクラブは「ライオンズクラブ国際協会会則および付則」（通称、国際会則および付則という）に従い、国際理事会の全面的な管轄下に置かれることになっています。

ライオンズクラブの運営は、すべて国際会則および付則を遵守することは当然ですが、それを各レベルにおいて補完、普遍するため各レベルごとの会則が定められています。

国際理事会方針書の第7章「会則および付則」の項に、次の3つの会則を示すとともに、標準版の主権について規定しています。(2024.3.19 改訂版)

(1) 標準版 単一および準地区会則および付則

国際理事会は、Exhibit A としてここに添付されている標準版会則および付則を、単一および準地区用として採用する。

国際理事会は、標準版地区会則および付則における特定の規定を、改正してはならない必須のものとして採用する。

(2) 標準版 クラブ会則および付則

国際理事会は、Exhibit B としてここに添付されている標準版クラブ会則および付則を、すべてのライオンズクラブ用として採用するとともに、国際理事会によって随時行われる改正も同様とすることを定め、独自の会則および付則を持たないライオンズクラブはすべて本標準版を採用しなければならない。

(3) 標準版 複合地区会則および付則

国際理事会は、Exhibit C としてここに添付されている標準版複合地区会則および付則を、すべての複合地区用として採用する。

(4) 標準版の優越性

国際理事会は、それぞれの地区（単一・準または複合）会則および付則には定められていないが、標準版（単一・準または複合）会則および付則には定められている地区（単一・準または複合）の運営事項はすべて、標準版（単一・準または複合）会則および付則にある規定に準拠しなければならないことを方針としてここに宣言する。

国際理事会は、国際会則および付則との整合性があり、個々のクラブの会則および付則には定められていないが標準版ライオンズクラブ会則および付則に定められているクラブの運営事項はすべて、標準版ライオンズクラブ会則および付則にある規定に準拠しなければならないことを方針としてここに宣言する。

（クラブ会則第5条も参照のこと）

※ 日本のライオンズ

日本の 8 複合地区 35 準地区においては、標準版を採択せず、独自の複合地区会則を採用している地区もあります。従って、日本の複合地区会則に定められていない運営事項で、標準版に定められている事柄に関しては、標準版に従わなければなりません。

また、年々改正される国際会則・付則および随時決定される国際理事会の方針に反しない会則を採択しなければならないことは勿論のことです。

2. クラブ会則について

(1) クラブ会則改正について

クラブ会則第 12 条に改正についての条項が設けられ、付則についても第 11 条に改正の項が設けられています。それぞれの条項で定められた手続きを遵守することによって、クラブ会則および付則の改正が可能なのです。

ただし、標準版をそのまま採用することがベストですから、著しく実情に合わない部分に限って、改正を検討すべきでしょう。その場合、国際会則、複合地区会則、国際理事会方針等に反する改正はできないことになっています。

(2) クラブ理事会と委員会の関係について

理事会は「執行機関」であって（クラブ会則第 8 条 3 項 (a)）、理事会は、すべての新企画および方針をそれぞれ担当の常設および特別委員会に委託し、提言を求める。（クラブ会則第 8 条 3 項 (h)）

従って、委員長を理事会構成員とすることは、会員委員長と奉仕委員長、ならびにマーケティング委員長に加え、理事として選出された委員長の他は認められません。（クラブ会則第 8 条 1 項）

(3) 委員長を理事会構成員とすることについて

336 複合地区よりの「ライオンズクラブ会則および付則標準版を採用しているクラブにおいて、各委員会の委員長を投票権のある理事会構成員とすることができるでしょうか」という質問に対し、国際本部ゲアリー M. ラペティナ法律部長は次のように回答しています。

「クラブは会則および付則標準版の中に、『各委員会の委員長はクラブの理事会メンバーとみなされ、投票権を享受する』という規定を加えて標準版を改正することができます。」（1992 年 3 月 23 日）

(4) 改正案作成の例（336 複合地区ガバナー協議会の統一見解）

国際本部の回答によると『各委員会の委員長は、クラブの理事会メンバーとみなされ、投票権を享受する』という規定を加え……とあります。「みなされ」とは、正式な理事ではない者に投票権を与えるための表現であるといえます。

従って、正式なクラブ役員にする必要はないので、クラブ会則第 7 条、第 8 条、付則第 2 条 1 項を改正しないで、付則第 4 条に「委員長は、選出された場合クラブ理事会構成員とみなされ、投票権が

与えられる」を加えればよいことになります。

【注記】上記の改正は付則第 11 条 1 項によるので、例会または特別会合で、定足数（グッドスタンディングの会員の過半数）の出席があれば、投票した会員の多数決により決められます。

3. クラブ内規の必要性和その取り扱いについて

(1) ライオンズクラブの運営と会則

ライオンズクラブの運営は、下記の 3 点が基本です。

- (ア) 国際協会の会則および付則による
- (イ) 国際理事会の定める規定に従う
- (ウ) 国際理事会の全面的管轄下に置かれる

また、国際会則および付則に基づいて

- (ア) 複合地区（含準地区）のための複合地区会則
- (イ) クラブのためのクラブ会則

の 2 つの会則が設けられています。

(2) クラブ運営に当って

クラブ運営に当っては、国際・複合地区・クラブの 3 つの会則に従い、更に具体的な取り決めが必要となります。

クラブ会則は、各クラブにおいて独自のものを設けることができますが、独自性の幅は極めて限られています。また、国際協会は、クラブ会則は標準版の採用を進めています。従って、クラブ会則標準版を採用しながら、具体的事項についてクラブの規則（内規）を設けることが望ましいでしょう。

(3) 会則と規則（内規）の関係

会則を適用するうえの具体的細則が規則（内規）です。従って、規則（内規）において、会則の内容を変更することはできません。

(4) クラブ内規に取り上げる項目（例）

○優待会員 ○終身会員 ○入会金・会費について ○国際大会、複合・地区大会代議員派遣について
○クラブ理事会と委員会について

4. 会則改正の届出について

なお、クラブ会則および付則を変更した場合、チャーターに記載されたものと違うことになるため、従来は国際協会の手承を得ることになっていましたが、現在ではその必要はなくなっています。（1992 年 1 月 19 日、336 複合地区第 3 回ガバナー協議会にて、菊地伸治国際理事により確認）

第4章 会員資格の喪失

(1) ライオンズクラブ会員の資格

ライオンズクラブ会員の資格は、国際会則第8条第2項、クラブ会則第3条1項に「善良な徳性の持主で、地域社会において声望のある成人」であると定められています。

このような資格の持ち主が、クラブ理事会の過半数の承認を得た場合、入会の招請を受けることになっています（クラブ会則第3条2項）。

(2) 会員資格の喪失・除名について

会員資格の喪失とは、本来の資格である「善良な徳性の持主で、地域社会において声望のある成人」であることを失った場合を指すものです。そのような会員に対しては、「正当な理由に対して理事会全構成員の3分の2の賛成投票があれば、会員を除名することができる。クラブからの除名と同時に、あらゆる「ライオンズ」という名称、紋章その他クラブと国際協会の有する標章を使用する権利も喪失する。クラブは、国際会則および付則と理事会方針の規定に違反するとみなされる行為を行い、国際協会によりライオンとしてあるまじきとされた会員を除名すべきであり、これを行わないことはクラブ解散処分にあたる。」となっています（クラブ会則第3条3項）。

会員の入会は、構成員の過半数の出席をもって成立した理事会の過半数の賛成によって決定することができます。ところが、除名の場合は、理事会全構成員の3分の2の賛成投票が必要です。これは、会員除名は慎重のうえにも慎重を期する必要があるということです。

本来、会員の除名はあってはならないことで、そのようなことの起きないように、クラブは「会員の質の向上」について、あらゆる指導を行うことになっています。とくに会員委員会（GMT）、指導力育成委員会（GLT）、出席委員会などでの、日常の指導教育活動がクラブに義務付けられていることを忘れないようにしましょう。

(3) クラブ納入金の滞納の場合

クラブ付則第1条7項では、クラブ納入金を請求受領後60日以内に支払わない会員について、幹事は理事会に氏名を提出し、理事会は、その会員を除名するか会員として維持するかを決める。と定めています。

「速やかな会費納入」は、あらゆる任意団体の会員にとって最優先的義務であります。なぜなら、これが守られないと、その団体は成り立たなくなるからです。とくに奉仕団体においては、会費の滞納は奉仕活動を弱体化させる原因になります。幹事は、会員個々の会費納入状況を日頃からよく把握し、事前に問題の発生を食い止めるようにしましょう。

(4) 国際理事会方針書による解釈

- ① 「善良な徳性の持主で、地域社会において声望のある成人」（国際会則第8条第2項、

クラブ会則第3条1項) という語句の解釈

「この語句は、ライオンズクラブ入会見込み者だけではなく、現在の会員にも該当する。また、ライオンズ会員が、裁判所において道徳的に卑劣な罪に問われ、有罪を認めたか、有罪の判決を受けた場合、同会員は善良な徳性の持ち主で、地域社会において声望のあるとの条件を満たしていないので、ライオンズクラブから除名されなければならない。さらに、道徳的に卑劣な罪に対し有罪判決が下された場合、課せられた刑を務め終え、これ以上の制約が課されていないならば、その個人はライオンズクラブ入会の招請を受ける資格を持つ。」

② 方針上の解釈

国際会則、理事会方針、ライオニズムの目的に対する会員による違反行為について、個々の会員が国際会則および付則、理事会方針またはライオニズムの目的に反する行為をしたと国際理事会によってみなされた場合、次の処置が取られます。

- (a) その会員と所属クラブに対して違反を通告し、その行為の即時中止を言い渡す。
- (b) その会員が国際理事会の指示に従わなかった場合、その会員を退会させるようクラブに通告する。
- (c) クラブが上記通告を受けてから 30 日以内にその会員を退会させなかった場合、クラブはステータス・クオに処せられる。

第5章 会員委員会について

会員委員会の制度を変更するため、ライオンズクラブ会則および付則標準版の一部が改正され、1990年7月1日より発効しました。これは、1989年7月の国際理事会で決定されたもので、会員状況への対応を強化するためにとられた措置であります。

クラブによっては、順調に会員増強が進められているところもあるでしょうが、さらに対策に一貫性と継続性を持たせるため、会則改正が行われたものであります。

2017年3月の国際理事会において、クラブ会長がファシリテーターを務めるグローバル・アクション・チーム（GAT）が設定され、その重要なメンバーとして会員委員長が指名されています。

（クラブ付則第3条第7項会員委員長（a）～（j））

（1） 会員委員の選出の要点（クラブ付則第5条1項（d））

- ・ 会員委員会には、前年度会員委員長、会員副委員長、ならびに新会員勧誘および（または）会員の満足度向上に関心のあるクラブの会員を含めるべきです。
- ・ 会員委員長はクラブ役員となり、クラブ理事会構成員となります（任期1年）。

（2） 会員委員会の委員選出の手順

- （ア） まずクラブの指名委員会で、他のクラブ役員候補者とともに会員委員会メンバーの候補者を決めておきます。会員委員会メンバーの数は、クラブの実情による。
- （イ） その候補者名は、3月に開かれる指名会に、他の役員候補者名とともに提出されます。指名会の席上、会員は他の候補者を指名することもできます。
- （ウ） 最終的には、他の役員候補者と同様に、選挙会（4月15日までに開かれる）において選出されます。

【参考】 グローバル・アクション・チーム（GAT）とLCIF・マーケティング

会員委員長は主としてクラブGMTに指名されています。そしてGLT・GST・GET・WYPT（FWT）を含めてGATと呼ばれるようになりました。

また、GATとLCIFが連携して奉仕活動を広げ会員増強に努めることとなりました。

さらにこれらの5チームに加えマーケティングが直接協力し、会員増強・指導力育成・奉仕に成果が上がるように進められています。（クラブ付則第3条第7項～第9項）

第6章 クラブ役員の選出について

1. クラブ役員の役職ならびに資格について

クラブ役員とは、クラブ会則第7条1項に定められている次の役職のことです。

会長、前会長、副会長（複数）、幹事、会計、奉仕委員長、マーケティング委員長ならびに会員委員長。

また、クラブ付則第2条3項では、「グッドスタンディングの正会員以外は誰もクラブの役員になることはできない」と明記されています。ただし、正会員同等の義務を果たしている終身会員も役員に選出される権利があります。（国際付則第11条第7項、クラブ付則第1条1項（e））

クラブ役員は、そのクラブの執行部となってクラブ発展の重責を担うもので、単なる名誉職ではありません。年功序列や論功行賞的な意味で選ぶのは間違いです。クラブのため情熱を燃やし、十分に働いてもらえる人を選ぶようにしましょう。

また、クラブ役員の経歴は、地区ガバナー候補者の資格とも関係しますので、会則に定められた手続を踏んで選出するよう心掛けましょう。

2. 選出について

ライオンズクラブの役員選挙は「指名・選挙」という最も民主的な方法が、基本の考え方となっており、その手続が規定されています。一言でいうと、まず自分が良いと思う候補者を自由に指名することができます。そして、みんなで出し合った指名候補者の中から、最適者を選び出すやり方です。言い換えれば、最も良い人を選ぶため「指名する自由と選ぶ自由」が完全に保障された制度です。

日本においては、このやり方は、なじみにくいのでしょうか。椅子を争うかたちの選挙は、後遺症があり、事後のクラブ運営に支障をきたすという理由から、事前調整による円満な“無投票選挙”が多いようです。

その傾向は、今のところやむを得ないとしても、民主的な指名・選挙制度の本質を理解し、必ずクラブ付則第2条選挙による手続きをとるようにしましょう。

以下、順を追ってその手続きを説明します。

（1） 年次選挙

理事を除くすべての役員は毎年選出され、7月1日に就任する。任期は7月1日から1カ年または後任者が選出されて就任するまでとする。幹事は選挙後速やかに MyLCI にて次年度の役員を登録する。（MyLCI マニュアル参照）

（2） 理事の選挙

理事は半数ずつ毎年選出され、選挙直後の7月1日に就任する。任期は7月1日から2カ年または後任者が選出されて就任するまでとする。ただし、本会則採用後の第1回選挙では、2年任期および1年任期の理事を各半数ずつ選出する。

(3) 指名委員長ならびに指名委員の任命

2 月に（1 月でもよい）会長は指名委員長ならびに指名委員を任命します。3 月に開催される指名会に上程する、次期の役員候補者名を提出させるための委員です。委員の数は、会員数に応じ、5 名から 9 名程度が適当でしょう。

委員の選任は、あくまで会長の任命権に基づくものですが、通常次のことが配慮されます。

- ・ 継続性を維持するためクラブの実情に精通した会員
- ・ 各年齢層を代表する会員
- ・ ライオン歴の長い者、短い者、それぞれの声を反映できる会員

なお、指名委員の任命が終わったら例会で発表し、クラブ内に周知させておきましょう。

(4) 指名委員会（クラブ付則第 2 条 4 項）

2 月中に指名委員会を開きます。招集者は会長あるいは指名委員長です。会長は次期役員を選出する責任者ですから、必ず職権委員として出席し、指針を示すようにします。また、指名委員会の委員長は、会長が任命しておきます。この委員会では通常、役員の定数だけ候補者を選考します。

開会に当たり、クラブ会則第 7 条役員、第 8 条理事会のところを読み上げ、クラブ役員の任務について認識を深めておくことも必要でしょう。

役員候補者を選ぶ基準としては、まず「グッドスタンディングの正会員および正会員と同等の義務を果たしている終身会員の中から」クラブのため積極的に働いてもらえる責任感の強い人を、ということになるでしょう。いずれにしても会議の時間は十分に取っておくように配慮しましょう。

(5) 指名会（クラブ付則第 2 条 5 項）

指名会は毎年 3 月または理事会の決定により開かれます。その日時、場所は理事会で決め、少なくとも 14 日前までに会合の開催通知を、文書または電子メールなどの手段により、または直接、本クラブの各会員に通知します。

指名会は会長が主宰し、以下のことを行います。

- ① 指名委員会でとりまとめた役員候補者名を指名委員長または会長より報告する
- ② 会員は自ら、あるいは指名委員会の発表した以外に推薦したい人があれば、その場においてのみ、自由に候補者を指名することができる
- ③ 以上で指名会は終わり、役員候補者の指名は締め切られる
- ④ ただし、指名会から選挙会にいたる間に、指名された候補者がなんらかの理由によって役員就任が不可能になった場合で、他に推薦された候補者がいないときは、指名委員会はその役員の追加候補者名を選挙会に提出することになる

(6) 選挙会（クラブ付則第 2 条 6 項）

選挙会は毎年 4 月または理事会の決定により開かれます。その日時や場所は理事会で決定し、幹事は、その日時の少なくとも 14 日前までに会合の開催通知を、文書または電子メールなどの手段により、または直接、本クラブの各会員に通知します。

この通知書には、指名会で承認された全候補者の氏名を記載します。そして前記④の追加候補者のある場合を条件に、選挙会ではこれらの候補者のみに対して投票が行われることを明記しなければなりません。選挙会において、会員は候補者を指名することはできません。

定数通りの候補の場合、投票は省略し、会長が候補者の氏名を読み上げて確認します。候補者が定数を上回る場合は、その役員についてのみ無記名投票により、最高得票者を選出します。

《参考》

- ・ クラブ付則第5条1項会員委員会委員の選出については、第5章で詳しく記載しましたが、他の役員候補者と共に、指名会、選挙会において選任されます。
- ・ 選出された役員のうち会長、幹事、会計の氏名・連絡先等を地区キャビネットの要請に従って報告しておきましょう。

(7) 投票（クラブ付則第2条7項）

選挙は出席している有資格者が無記名投票によって行うものとする。

(8) 投票要件（クラブ付則第2条8項）

役職候補者が選出されたとみなされるためには、過半数の得票が必要である。このような選挙の場合、過半数とは白紙および欠席を除く有効な投票合計数の過半数を超える数を意味する。もし、第1回目投票および続く投票において、いずれの候補者も過半数を得られない場合、最低得票の候補者を除いてから、1名の候補者が過半数票を得るまで投票を続けて行う。いずれの投票においても同数得票の場合は、同数得票者の間で1名が選出されるまで投票を継続して行う。

(9) 就任不可能の被指名（クラブ付則第2条9項）

指名会から選挙会に至る間に、指名された候補者がなんらかの理由によってその役職への就任が不可能になった場合、他に推薦された候補者がいないときは、指名委員会はその役員の追加候補者名を選挙会に提出する。

第7章 クラブ役員の欠員補充について

クラブ役員がなんらかの理由で欠員を生じた場合は、クラブ付則第2条10項、11項の規定によって、速やかに欠員を補充し、クラブ運営に支障をきたさないようにしましょう。

(1) 任期途中の役員の欠員補充（クラブ付則第2条10項）

(ア) 会長、副会長が欠員となった場合

1. 副会長が順位に従って昇格する。
2. この昇格規定によって会長職または、第一副会長または第二副会長職が埋まらない場合は、理事会は直ちに特別選挙会を招集する。理事会はその日時および場所を決定し、14日前にグッドスタンディングの各会員に会長職（または第一・第二副会長）を埋める選挙が行われる旨、通知し選挙で選ばれる。

(イ) その他の役員（幹事、会計、奉仕委員長、マーケティング委員長、会員委員長）に欠員が生じた場合

1. 理事会においてその残任期間の後任者を任命する。

(ウ) 理事に欠員が生じ、理事会の定足数（構成員の過半数）を満たすことができなくなった場合

1. 例会における選挙で空席を埋める。
2. その通知は残りの役員または理事によってなされるが、役員が残っていない場合は、いずれの会員が行ってもよい。
3. 通知の方法は、下記（2）役員予定者の欠員補充の例による。

(2) 役員予定者の欠員補充（クラブ付則第2条11項）

役員に選出された者が7月1日の任期の始まる前までに就任が不可能になったり、就任することを拒否した場合

1. 会長は特別指名会および選挙会を招集する。
2. その手続きとして、会長は14日前に目的、日時、場所を記載した通知書を各会員に送付する。
選挙は、指名締切後、直ちに行い最高得票者を当選とする。

第8章 会合の出席および出席メイク・アップ

ライオンズクラブの正・準会員および正会員と同等の権利を望む会員は、例会に出席する義務があります（準会員は、正会員籍のある第1クラブで、第2クラブでは不要）。また、理事会、委員会構成員として、選出または任命された会員は決められた日時、場所の会合に努めて出席すべきです。（国際付則第11条7項、クラブ付則第1条8項）

会合の出席

ライオンズクラブは任意の奉仕団体であり、それゆえに厳正なる出席がクラブ運営や活性化の重要な基本です。出席を厳しくすると退会者が出るという説もありますが、厳正な出席が定着すればクラブの運営が容易になり活性化につながります。

年間皆出席賞は、12ヵ月間本クラブの定例の例会に出席しているか、または例会を欠席した時は規則に従ってメイク・アップをした会員に与えられます。

クラブによっては、年間純出席賞を設けているところもあります。

出席メイク・アップ規則

- (1) 例会の前後それぞれ 13 日間以内に次のいずれかに該当する場合は例会に出席したものと見なされる。
 - a. 他クラブの例会または特別会合への出席
 - b. 所属クラブの理事会の会合への出席
 - c. 所属クラブの常設委員会の正式会合への出席
 - d. 所属クラブ主催の会合（クラブ・アクティビティ資金獲得活動を含む）への出席
 - e. リジョンまたはゾーンの会合への出席
 - f. 国際大会、東洋東南アジア・フォーラム、複合地区、地区大会、またはその他の正式なライオンズの会合への出席
 - g. 前記期間中における国際本部、外国の地区または複合地区事務局訪問
- (2) 病気のため欠席した会員は医師の診断書を提出することによって自動的に出席したものと見なされる。
- (3) 証人として裁判所出席、公務出張、公職選挙法による公務、条例の要請のため欠席した会員は出席したものと見なされる。この場合証明書の提出を求めるかどうかはクラブの理事会が決定する。
- (4) 職務の関係で相当日数にわたる出張（海外出張を含む）のため、例会に出席不可能であり、クラブが正当と判断した場合は出席と見なされる。
- (5) メイク・アップにより 100%出席を達成しても例会出席者が定足数に達しないときは会合は成立しない。
- (6) 近親者（配偶者、2 親等内の血族および 1 親等内の姻族）の喪に服する場合、10 日間以内は出席と見なされる。
- (7) 妊娠または出産のために会員がやむをえず例会を欠席しなければならない場合、クラブ理事会と

その会員が適切であると合意した期間は、出席したものと見なされる。

(8) 会員が出席メイク・アップの必要要件を満たしていることを証明する責任はクラブ幹事である。

(9) 例会出席は、クラブとして例会が成立するか否かの必須要件であり、メイク・アップは会員個人の会員資格に関する要件である。

上記メイク・アップの規則の採択はライオンズクラブ会員の決議による。

2014 年国際協会は例会のあり方を見直し、厳格な式次第に従いプロトコールや儀礼を重視する伝統的タイプ、サイバークラブとも呼ばれるテクノロジーを駆使しカジュアルな交流目的のつながり重視タイプ、伝統重視の例会を開きコミュニケーションはEメールやスマートフォンを使う混合タイプの3種類を掲げており、クラブは会員のニーズに合わせて、有意義な例会を作るよう提案している。

第9章 クラブ会費・その他の拠出金について

(1) クラブ会費

クラブの会費はクラブ運営の根幹となるものであり、その徴収は公平平等をむねとし、支出については細心の注意を払って合理的な支出を心がけなくてはなりません。適切な事務局運営を、クラブ幹事を中心にして検討しなければなりません。国際付則第 11 条第 4 項 クラブの責務 (a) では、「国際会費、地区（単一／準／複合）会費、およびクラブ運営に必要な経費など、最少限度の年会費を会員から徴収する。」と規定しています。

① クラブ会費決定の際の留意点（クラブ付則第 7 条）

クラブ会費は、それぞれのクラブがその額を自主的に決めることになっています。

② 会費値上げの前に

クラブの運営自体が財政的に困難になった場合には、直ちに値上げに走らないで、まず支出予算の切り詰めと合わせて、クラブ内でそのために必要な募金計画（臨時会費の徴収、運営寄付金の募集も含む）を例会の承認を受けて実施すべきでしょう。会費の値上げには慎重を期しましょう。

③ 会費改正の手続き

会費を改正する場合は、クラブ付則第 7 条 2 項の改正となりますので、クラブ会則第 12 条の手续によらなければなりません。このことは厳守してください。

④ クラブ経常年間会費に含まれる納入金（参考）

(ア)	国際会費	国際付則	第 12 条第 2 項
(イ)	国際大会費		
(ウ)	ライオン誌購読料		
(エ)	一般社団法人日本ライオンズ賛助会費	複合地区会則	第 11 条 3
(オ)	複合地区運営費	複合地区会則	第 11 条 3
(カ)	複合地区大会費	複合地区会則	第 11 条 3
(キ)	地区費	複合地区会則	第 23 条 3
(ク)	地区大会費	複合地区会則	第 23 条 3

(2) その他の拠出金

① 事業資金の徴収

事業資金を会費と同時に一定額を事前に徴収することは、国際付則第 11 条第 4 項 (a) およびクラブ付則第 7 条 2 項に照らして疑義があることは、ライオンズ必携前文でも指摘されている通りです。会費は必要最少限の額で明確な目的のもとに徴収するのが建前ですが、多くのクラブが明確な目的の決まっていない事業資金を積み立てている現状を考慮していただき、この際アクティビティの実施方法と合わせて、事業資金の徴収方法を改めるよう検討すべきです。

② その他の拠出金の徴収

その他の拠出金の徴収についても、この際、真に必要であるか、また会則との関係においても問題はないかなど、検討が必要でしょう。

第10章 ドネーションとファイン

(1) ドネーション Donation（寄付金）について

一般市民からの寄付金は、すべて事業資金に入れられるべきです。会員の寄付に関しては、特に奉仕事業のためにと指定された場合には必ず事業資金に入れるべきですが、会員が特に目的を指定しないで寄付した場合には、運営資金に入れてもよいことになっております。

つまり、会員からの寄付は、その目的が指定されていない限り、どちらに入れてもよいということです。しかし、いったん運営資金に入れられたものを事業費に回すことは許されても、その逆は許されません。（1981年5月29日付国際本部よりの書簡より）（ライオンズ必携第60版P239）

また、会員がドネーション（寄付）をする場合、用途をはっきりさせておけば問題はありませんが、明確にされていないまま寄付された場合、事業資金とするか、運営資金とするか、その取り扱いを理事会で決定するようにすれば、問題はありません。

(2) ファイン Fine（罰金）について

例会その他の会合で、その場の空気を沸き立たせ、会員相互の親睦を図る目的で、テール・ツイスター（設置は任意）はファインを課す権限をもっています。

1 会合で同一会員に2回を超えてファインを課してはいけません。また、テール・ツイスターからファインを取るには、満場一致でなければなりません。ファインは金額的にも僅少なので、アクティビティ資金の当てにするべきでなく、運営費に繰り入れるのが原則です。

ファインの額は、従来は1回100円を超えてはならないとクラブ会則で決められていました。1996年7月のクラブ会則の改正により、ファインの額はクラブ理事会がその上限を定めることができることとなりました。ただし、ファイン（罰金）の性質からして、あまり高額に定めることは避けるべきでしょう。

例会に出席した会員全員の賛成がない限りテール・ツイスターにファインを課すことはできません。（ライオンズ必携第60版P28／クラブ会則第8条第3項（i）／クラブ付則第4条5項）

第11章 クラブ事業資金の獲得

(1) 資金獲得事業の意義

ライオンズクラブにおける奉仕事業の資金は、資金獲得のための事業を行い、その純益を当てるのが本来のあり方です。

ところが日本の多くのクラブは、会員の拠出金や会員の寄付金（ドネーション）に頼り、資金獲得のための事業は、それほど活発ではありません。それは国情の違いから来るものかもしれませんが、欧米のライオンズクラブでは「奉仕事業は資金獲得活動から始まる」と考えられています。

(2) 資金獲得事業に関する規定および制限

「資金獲得事業の手引き（Fund Raising Manual）」（国際協会発行）によると、以下のようなことが書いてあります。

- ・ 事業資金は資金獲得運動を行って、広く地域社会の協力を得て集めるものであり、その金額をクラブ会員の選んだ奉仕活動に割り当てなければならない。
- ・ 一般人から集めた資金は、一般人の利益のために、また寄付募集の際に説明した資金募集の目的そのもののために使われなければならない。この資金からは資金獲得事業に直接関係した経費だけ差し引くことができる。従って資金の一定率を運営費に回すことも禁止されている。
- ・ クラブの運営に必要な資金は、会員からの会費や寄付（ドネーション）から成る。運営資金を事業費に回すことはできても、事業資金を運営費に回すことは、たとえ一部でも許されない。

また、資金獲得のために販売する商品に、ライオンズの名称または紋章をつけることは禁じられています。ただし国際本部法律部の許可を得れば、資金獲得用の特別シールを使うことができます。

アメリカ等では、このシールの貼られた商品は、ボランティアの目的のためであることが一目でわかり、その品物を普通の値段より高く買う習慣が定着しています。そうしたこともあって、悪用されないように、名称および紋章の使用が厳しく制限されています（国際付則第1条）。

(3) 資金獲得事業の種類

過去のアメリカの調査によりますと、地区ガバナーの45%が地域社会の行事を最善の方法として選び、次に10%がビンゴゲーム等を最善とし、続いて食料品販売、商品販売、募金運動の順で選んだというデータもあります。しかし、その純益額の順位は1位運試し等のゲーム、2位募金活動、続いて地域社会の行事、食料品販売、商品販売となったそうです。

最低と見られた募金運動が2番目に純益を得られるという結果になったことで、大いに見直されています。以上の点は日本でも参考になると思われます。

(4) 成功する資金獲得事業

資金獲得事業において重要なことは、クラブ会員の全員が協力することと、地域社会内で広報活動を上手に行うことです。どのような資金獲得事業を行うにしても、その目的を一般市民にPRする必

があります。事業終了後にも、寄せられた資金がどう使われたか報告する義務があります。

またクラブの会員にも、事業内容とその目的が十分に説明され、理解されなければなりません。単に仕事を振り当てるだけでは駄目です。仕事の結果、どのような人道主義的奉仕が施されるかが理解されれば、会員の熱意は増して来るでしょう。

事業計画の際には、地域社会の調査も重要です。クラブの境界線外で資金募集を行う場合、関係クラブの了解を得ておく必要があります。また地元の商店などと競争するような状態にならないよう注意することも必要です。

アクティビティは「地域社会への奉仕である」そして「単年度の事業が好ましい」として、複数のクラブによる広範囲の協同、統一的なものや長期にわたる継続的なものの展開がタブー視されてきたことがあります。しかし、ゾーン、リジョンあるいは地区の統一アクティビティをはじめ多数のクラブの共同によるものは、それなりに成果が大きいといえるでしょう。また“継続は力なり”単年度のものを積み重ねる継続アクティビティも必要であります。

しかし、いずれの場合でも、アクティビティの実施主体は各クラブであることを、しっかり認識しておかなければなりません。

(5) 資金獲得事業のテーマ選択

テーマの選択に当たっては、時代の求めるものを選びましょう。また、実際の計画の調整や準備などの作業において、クラブの全員参加の実を発揮できるようなものを選ぶべきです。

以下に、その参考例を列記します。

- ・ 住民の集まる場でのチャリティバザール
- ・ クラブ例会その他の会合でのオークション
- ・ チャリティー美術展
- ・ チャリティソフトボール大会
- ・ チャリティー歌謡祭、劇団公演、映画
- ・ チャリティーゴルフ
- ・ クラブ主催のチャリティー大会（ダンスパーティ、カラオケ大会）の参加料徴収
- ・ 団体簡易保険料の手数料収入
- ・ クラブ菜園の収穫売却収入
- ・ 市民茶会の利益収入

【 注 記 】 国際協会ホームページの画面上部に 検索「 Q 」 があります。

「資金獲得ガイド」と入力して 検 索 をクリックすれば「[pdf] 資金獲得ガイド」という項目が出てきますので、ダウンロードしてください。

○計画チェックリスト○ボランティア計画○ワークシート○広報チェックリスト

国際協会が現時点で提供しているツールキットです。それぞれに沿って自由な発想で資金獲得策を練ってください。

第12章 決算およびクラブ財産の引き継ぎ

(1) 決算

- ・ 会計年度末において、各経常会計は決算を行わなければなりません。
- ・ 決算に当っては、負担金の完納はもちろん、引継ぎを容易にするため、未払い金、未収金、仮払金、仮受金などの未処理勘定をできるだけ整理しなければなりません。
- ・ 幹事は会計と協力して、年度終了後できるだけ早い機会に決算書を作成して監査を受けたうえ、前年度の理事会に提出します。
- ・ 前年度理事会はこれを採択した後、例会に報告してその承認を求める。報告は次年度第 2 例会終了までに行なわれることが望ましく、報告者は直接担当者の前年度幹事が適当でしょう。

(2) クラブ財産の引き継ぎ

- ・ 前年度理事会は、例会の承認を受けたクラブ財産（財産目録）を当年度理事会に申し送り、当年度理事会が帳簿上の処理を行うのが妥当です。
- ・ 会食費会計の当年度収支差額は繰越とせず、運営費会計または事業費会計に繰り入れるべきです。
- ・ 事業費会計の残高は、資金の性質上、次年度の事業費会計へ繰り越すべきです。
- ・ 運営費会計の当年度収支差額は、次年度の運営費会計へ繰り越す。但し、当年度収支差額が多額の場合は、次年度会費の改正を検討すべきです。繰り越される金額は、年間収入の 2～3 カ月分が適当です。
- ・ 従前に繰り入れた積立金は運営予算の枠外に置かれたもので、それが運営費のみからなっているとしてもこの使用は運営費のみに限る必要はないと解されます。但し、その使用は例会の決議を要します。
- ・ クラブ財産の引継ぎは、決算が例会の承認を得次第、遅くとも 7 月中には行なわれるべきです。
- ・ 前年度幹事は自己の管掌する一切の帳簿および書類を幹事に、前年度会計は、その保管する現金、預金通帳および自己の管掌する一切の帳簿・書類を会計に、前年度ライオン・テーマーはその管理する物品を什器備品台帳とともにライオン・テーマーにそれぞれ引き渡します。その際、必要な説明を付し、会長および前会長はこの引き継ぎに立ち会います。
- ・ 正式な引継ぎが行なわれる以前に、当座の運営費に引き当てるため、前年度理事会は、運営予算繰越金の一部を次年度理事会に前渡するようにします。
- ・ 帳簿、その他書類の保存期間は、5 カ年程度が適当でしょう。
- ・ 詳細については、役員必携「第 3 編 クラブ会計」を参照してください。

第13章 監査について

(1) 監査に関する規定

理事会は、年 1 回または必要と認めたときはさらに頻繁に、本クラブの会計および運営の記録の監査を受ける。また、本クラブの役員、委員会、あるいは会員によるクラブ資金の扱いについて会計報告を要求する、または監査を受けることができる。

本クラブのグッドスタンディングの会員は、要請すれば、妥当な日時に妥当な場所で上記監査または会計状況を検査することができる。(クラブ会則第 8 条 3 項 (d))

(2) 監査委員の任務と選任

監査委員の仕事は、クラブの会計およびその執行について監査するもので、会計監査のみではありません。

監査は本来、公認会計士によるのが理想ですが、必ずしもそこまでする必要はありません。クラブ活動に精通し、会計のこともよくわかる者を、会員中から 2 名程度、監査委員に選任して、監査させるのがよいでしょう。

監査委員の選任は、ことの性質上、選挙によるのが最善です。従ってクラブ役員の選挙の際、同時に選挙しておくことです。

(3) その他

- ・ 12 月末および 6 月末の会計報告には、監査結果の意見を付すこと。
- ・ 財務委員会は、幹事および会計が会計監査または財務報告の準備をする場合、助言と援助を行うこと。
- ・ 会計は監査に当っては、銀行の残高証明を用意するようにしましょう。

第14章 クラブ周年記念について

(1) 提言の趣旨

クラブ運営の活性化と、会費の値上げ抑制を図ることを主眼に、周年記念会合と周年記念事業のあり方について提言します。

(2) 周年記念の会合について

クラブ付則第6条7項には「チャーター・ナイト周年記念会を毎年開催することができ、その際には、ライオニズムの目的および道徳綱領ならびに本クラブの歴史が、特に強調される」とあります。クラブ周年記念の会合を開催する本旨は、クラブが毎年催すべきチャーター・ナイト周年記念会の目的を、より一層強調することにあるといえます。

周年記念大会は5年または10年目の区切りのよい年に開催されるので、勢い演出や趣向を凝らしたお祭りのような傾向が強くなりがちです。そのこと自体は一概に否定できないにせよ、大会の本旨をわきまえ、余りにも盛大華美な催しを競い合うような風潮に陥らないようにしたいものです。

なお、5年刻みの記念式典は、チャーター・ナイトとは全く趣を異にするものです。クラブの記念式典は、どこまでもそのクラブ自体が今日まで発展しつづけてきたことを会員同士が喜び合い、さらに将来への発展とライオニズムの高揚を再認識しあうものと理解し、クラブ結成5年、15年は別として、以後は10年刻みにしてもよいと思われます。ただし、25年・50年はシルバー、ゴールド・アニバーサリーであることから、国際会長を招待することもできる重要な式典です。該当クラブは十分その趣旨を生かした、意義ある企画を行うようにしてください。

(3) 周年記念式典開催の際の注意事項

- ・ クラブ会員どうしの祝い事とする。
- ・ 記念にふさわしいアクティビティを考える。
- ・ 家族の協力に感謝し、より認識を高める計画を考える。
- ・ 招待者の範囲はクラブの自主性によるがその一例は次の通りである。
 - ① 地区ガバナーおよび随行者
 - ② 第一・第二副地区ガバナー
 - ③ 元地区ガバナー（当該リジョン内）
 - ④ 開催地を管理するリジョン・チェアパーソン、ゾーン・チェアパーソン
 - ⑤ 開催クラブに特別関係のあるスポンサークラブの会長、幹事、および地域の有志

(4) 周年記念事業について

わが国が経済大国として発展した今日、旧態依然として行政への寄付行為を周年記念事業に取り上げることは、奉仕団体たるライオンズクラブを、単なる寄付団体として地域社会に印象づける要因ともなるので、十分配慮して安易に採り上げることをないようにしたいものであります。

第15章 L の呼称について

(1) L の呼称廃止の理由と現状対処

ライオンズクラブ会員の氏名の前にL（ライオン）の文字を付けたり、氏名の前後に「ライオン」という呼称を付ける習慣は、336 複合地区および同複合地区内準地区キャビネット主催の諸会合では、廃止しようと申し合わされています。

使用しなくなった主な理由としては、次のようなことが考えられます。

- ・ 国際的交流の多いライオンズクラブの諸会合で、名前の前に L を書き加えると、英文の場合、名前のスペルを間違えたことになる。
- ・ 一般の人に奇異な感じを与え、ライオンズクラブに対し閉鎖的組織の印象を与える。

336 複合地区内のクラブにおいても、「ライオン」の呼称を廃止するクラブが増えてきており、例会などでも、親しみやすい「さん」付けで呼ぶといった傾向になってきています。

しかし、全日本レベルの会合において L の呼称が使われている、あるいは、ライオン誌日本語版で氏名の前に「ライオン」という文字が付けられている、また、ライオンと呼ばれることに誇りを感じている等の理由で、L（ライオン）の呼称を使用しているクラブもあります。

また他クラブ訪問時や、初対面あるいは年の差が歴然としている時など「〇〇さん」と呼ぶことに抵抗感を覚える場合も多く、その場合 L 〇〇や〇〇L と呼称した方が無難と判断する傾向もあり、全てに L の呼称廃止には至ってない実情もあります。

いずれにしても、クラブ・メンバーの自主性を尊重すべき問題ですが、基本的にライオンズ会員以外の方が同席されている場合には使用しないというのが、最低限のマナーではないかと思われます。

(2) L に代わる呼称の一例

L の呼称の取り扱いには各クラブが自主的に判断すべきものですが、参考までに、L を廃止した場合の呼称の例を記しておきます。

- ① 例会等で呼ぶ場合の例 〇〇〇〇さん
- ② 例会を含む公式会合で、役職者を紹介する場合 〇〇〇〇会長
(※ 役職名を氏名の後へ付ける)
- ③ 出席者名簿に記載例 地区ガバナー 〇〇〇〇
(※ この場合は、(敬称略) の記載が必要)

出席者名簿に従って紹介の場合は、②の例（役職名を氏名の後へ付ける）が望ましいでしょう。③のように敬称省略を断り、記載通り読み上げる方法は、一般的にはあまり行われません。

第16章 クラブの責務と禁忌事項

(1) クラブの責務

ライオンズクラブは、国際理事会が随時定める手順に従って認証状が正式に交付された際に、結成されたとみなされる。ライオンズクラブが認証状を受領することは、国際協会会則および付則を受け入れそれに従うことに同意したことを意味すると共に、協会が法人組織化された州で有効となっている法律に基づき、本会則および付則によって解釈され統制される関係を、国際協会との間に結ぶことを受け入れたことを意味する。(国際会則第8条第1項)

国際付則第11条第4項「クラブの責務」は、国際協会が定めた単位クラブの責務なので、クラブ運営上必ず遵守しなければならない、大変大切な事項です。

(2) 国際付則第11条第4項「クラブの責務」

各クラブは、グッドスタンディングを保つために下記を行う。

- (a) ここに他の規定がある場合を除き、国際会費、地区（単一、準、複合）会費、並びにクラブ運営に必要な経費など、最少限の年間会費を会員から徴収する。
- (b) 国際理事会が要求する定期報告書を協会事務局に提出する。
- (c) 会則および付則、ならびに国際理事会の方針に従う。
- (d) 国際理事会の方針で随時定められるクラブ紛争処理手順に従って、クラブ・レベルで起こる紛争の解決に努める。

上記以外にクラブの責務として

- (a) クラブの例会は、理事会に推薦されクラブで承認された日時および場所で、開かれる。本会則及び付則で他に特に定められる場合を除き、理事会が例会および/または催しについてクラブの全会員に的確に連絡し参加を促すのに適当と定めた方法で、例会の通知が行われる。クラブの例会は、クラブの会員が決定した奉仕事業またはその他の催しに置き換えることができる。（クラブは毎月少なくとも1回会議、催し、もしくは奉仕活動を行うことが奨励される）。(クラブ付則第6条3項)
- (b) クラブ正会員および正会員同等の権利を希望する終身会員に対し、クラブの会合と活動への規則正しい参加を奨励する（クラブ付則第1条1項(a)(e)）。
- (c) 会員に対して、本クラブが地域社会によい印象を与えるような言動を求める。(国際付則第11条第7項、クラブ付則第1条1項)
- (d) クラブは定数全員の代議員を地区・複合地区大会・国際年次大会に派遣し、そのために必要な経費を支払う権利を持つ。(クラブ会則第9条1・2項)
- (e) 毎年4月または理事会の決定により開かれる選挙会において次年度のクラブ役員を選出し、7月1日に就任させる。(クラブ付則第2条)
- (f) チャーター・ナイト周年記念会を毎年開催することができ、ライオニズムの目的および道徳綱領ならびに本クラブの歴史が、特に強調される。(クラブ付則第6条7項)
- (g) 理事会が定める日時及び場所で、ライオンズの毎会計年度終了と併せて、本クラブの

年次会議を開催する。この会議では、任期を終わらせる役員がその最終報告を行い、新しく選出された役員が就任する。(クラブ付則第6条5項)

(3) 禁忌事項

- (a) 会員以外の者が、会合の席でクラブに資金を求めることはできない。また、クラブの会合中に通常の経常支出として計上されていない臨時支出の要請または提案がなされた場合には、そのいかなるものも、さらなる検討を受けるべく適切な委員会あるいは理事会に付する。(クラブ付則第9条6項)
- (b) 幹事から文書による通知を受けてから 30 日以内に本クラブに対する負債を支払わない会員は、その全額を納入するまでグッドスタンディングでなくなる。グッドスタンディングの会員だけが本クラブにおいて投票権を行使することができ、役員になることができる。(クラブ付則第1条2項)
- (c) クラブは公職の候補者を後援または推薦してはならない。また、クラブのいかなる会合においても政党、宗派に関して討論してはならない(国際会則第2条(g)、クラブ会則第2条(e)、クラブ付則第9条3項)。
- (d) クラブの役員および会員は自らのライオン歴を推進させる場合を除き、どんな個人的、政治的その他の野心のためにも、会員であることを利用してはならない。また、クラブ全体としてもクラブの目的に反する運動に参加してはならない。(クラブ付則第9条4項)
- (e) 国際会則第4条並びに国際付則第1条の規定に従い、国際理事会が要求する通りの文書による同意と認可なしには、国際協会および正ライオンズクラブの名称、紋章、その他の標識を使用してはならない。
- (f) 名誉会員または準会員を除いて、いかなる会員も同時に2つ以上のライオンズクラブの会員になることはできない。(国際付則第11条第8項、クラブ付則第1条3項)
- (g) 会員名簿は、理事会の承認なく、それを請求する者に配布してはならない(複合地区会則第29条(8))。
- (h) ライオンズクラブが、活動の過程で得られた会員、寄付者、人道援助の受益者、その他の人々の個人情報を使用する場合には、その行為がプライバシーの侵害に当たらないかを考慮するとともに、共通の指針に従う必要があります。
- (i) クラブおよび会員は、他のクラブおよび会員に対し、資金、物品および援助を求める文書並びにライオンズ道徳綱領に反する文書を配布してはならない。(文書には、郵便のほか電子メール、ファックス、SNSなどのすべての電子的手段を含む)。
- (j) 「会員が同時にライオンズクラブと同じような性格を持つ他の団体の会員になることはできない。」の規定は、2003 年デンバー国際大会で附則の改正により削除された。
- (k) ライオンズクラブ及び会員は、人種、肌の色、宗教、信条、国籍、先祖、性別、配偶者の有無、年齢、障害、兵役、あるいは法律で保護されているその他のいかなる状況によっても差別してはならない(国際理事会方針書第17章I)

第17章 会員カードについて

(オフィシャル・メンバーシップ・カード)

(1) 身分証明書としての会員カード

会員カードは、公式に会員を証明する唯一のもので、極めて重要なものであります。ライオンズクラブのメンバーとして公式な行動をとるときは必ず携行するようにしましょう。

メンバーが常に身に付けて出かけるようにする3つの重要なものがあります。それは襟に付けるライオン・ピンと貴重品とともに携行する会員カード、そしてもう1つはライオンズ必携です。

このうち、会員カードはライオンズクラブ会員の身分証明書であると同時に、その会員がグッドスタンディングであることを証明するものでありますから、発行の際、十分注意してください。

(2) 入手方法ならびに会員への配布

会員カードは、MyLCIの「会員カード」から印刷することができます。

クラブ幹事は、年度初めに1年間の身分を保証する意味で、必要事項と翌年6月30日の期限を明記して手渡します。その際、カード表面の本人署名欄には必ず自署するよう指導してください。

なお、国際大会参加の際は必ず携行するよう指導してください。代議員資格証明書とともに提示を求められることがあり、その場合は下半期(6月30日迄)グッドスタンディングであることを証明したものが必要となります。

(役員必携「第2編 クラブ運営 6. 会員の維持、増強および移動 (1) 会員の維持 二. 会員カード参照」)

	Lions Clubs International
This is to Certify That Lion	
TARO YAMADA (1234567)	
Of The Lions Club of TOKYO JAPAN	
Is in good standing until 06/2023	
Member's Signature:	_____ (本人署名)
	_____ (クラブ幹事または会計署名)
Club Secretary or Club Treasurer Signature	

MyLCI マニュアル (2022.9 更新版)

12.会員カードの印刷を参照

第18章 終身会員の取り扱いについて

(1) 終身会員とは (国際付則第 11 条第 7 項, クラブ付則第 1 条 1 項 (e))

終身会員の有資格者、その申請手続き、および権利・義務などは下記の通り。

ア 20 年以上正会員であり、所属クラブ、その地域社会もしくは国際協会に対し会員としてその功績の著しい者 (25 年が 20 年に短縮。第 73 回国際大会 '90/7)

イ 病気で重篤である者 (第 74 回国際大会 '91/6)

ウ 15 年以上正会員であり、少なくとも 70 歳に達している者 (第 66 回国際大会 '83/6)

〔備考〕① 正会員としての在籍年数が継続でなく通算でよいことになる (第 77 回国際大会 '94/7)。

② 賛助会員の在籍年数も終身会員の対象となる (第 80 回国際大会 '97/7)。

上記の有資格者は次の手続きにより、終身会員となることができる。

a. 国際協会に対するクラブの推薦

b. 今後の国際会費の代りに、650 ドル相当額をクラブから納入 (納入義務はクラブにあるがその負担を本人がするか、クラブがするかはクラブ内規で決定する)。

また、元ライオネス会員で、2007 年 6 月 30 日までにライオンズクラブの正会員になった者は、以前のライオネス奉仕歴を終身会員の資格に適用することができる。しかし、2007 年 6 月 30 日を過ぎてからライオンズクラブの正会員になったライオネス会員は、ライオネスの奉仕歴を終身会員の資格に適用することはできない。

終身会員について

* クラブは終身会員に対して適当な額の会費を課すことができる。

〔備考〕正会員同等の権利を保持したい者以外は、名誉会員および優待会員との均衡も勘案して、必要最小限度の額が望ましい。

* 正会員と同じ義務を遂行しているかぎり、正会員の持つすべての権利を持つ。

* 元国際会長は全員、会長の任期が終了した際に、会費支払いも承認も必要とされずに終身会員の地位に就く。(国際付則第 11 条第 7 項)。

* 終身会員が移転を希望し、かつ他のクラブから招請を受けて転籍した場合、自動的に転籍先クラブの終身会員となる。

* 終身会員用タブは、クラブ用品部で販売している。

(2) 終身会員内規の一例

日本にライオンズクラブが結成されてから 60 年を過ぎた現在、「終身会員」の資格をもつ会員も増え、多くのクラブがこの問題に直面することになります。そこで、各クラブ内規作成の参考に一案を掲載します。

〇〇ライオンズクラブ終身会員内規（参考例）

（この内規例は、1つの例として示したものです。従って、各クラブの実情に応じて多少の修正は可能ですが、国際会則・付則に抵触しないよう慎重に行ってください。）

1. 資格（条文自体はクラブで勝手に変更できない）

- （1） 20 年以上正会員であり、所属クラブ、その地域社会もしくは国際協会に対し、会員としてその功績の著しい者。
- （2） 病気で重篤である者。
- （3） 15 年以上正会員であり、少なくとも 70 才に達している者。

功績の著しい者とは、下記のいずれかに該当する者をいう（ある程度可能）。

- ① 国際協会から表彰された者
- ② 本クラブの会長、幹事または会計を務めた者
- ③ 本クラブのチャーター・メンバー
- ④ 地区の役職を務めた者
- ⑤ その他功績が著しいとクラブ理事会が認めた者

[注] 以上いずれも条文の修正は出来ないが、内規は国際会則・付則および国際理事会の方針に反しない限り可能である。（1）の功績の著しい者には⑤を、また、（2）の重篤である者についても「(医師の診断書に基づき) 理事会が重篤と認めた者」という内規を作って適用するのも一法である。

2. 手続 [1. (2) 病気で重篤である者 を除く]

- （1） 前項該当者は、クラブ会長に、終身会員となることを申し出ることができる。
- （2） 終身会員となることを申し出た会員については、クラブ会長は、次の理事会に提出して推薦を求める。
- （3） クラブ会長は国際付則第 11 条第 7 項に定める 650 ドル相当額を国際協会に納入し、送金控えの写しを添付のうえ、所定の書式をもって国際理事会の承認を求める。

3. 権利・義務（国際付則第 11 条第 7 項、クラブ付則第 1 条 1 項 (e)）

終身会員は不在会員、賛助会員などと並立する会員種目の 1 つであり、原本の国際付則第 11 条第 7 項、クラブ付則第 1 条 1 項 (e) 表示の通り、通常の終身会員の権利・義務は、正会員と同一ではなく別個のものである。ただし、正会員同等の義務を遂行していれば、正会員の持つすべての権利を持つことができる。正会員同等の義務を果たしているかどうかの判定はクラブ理事会が行う。

4. 改正

本内規は本クラブのいかなる例会または特別会合においても、定足数の出席があれば、会員の多数決により改正することができる（クラブ付則第 9 条 1 項）。

5. 施行

この内規は〇年〇月〇日より施行する。

[注] 名誉会員および準会員を除くすべての会員は、同時に 2 つ以上のライオンズクラブの会員になることはできない（国際付則第 11 条第 8 項）。

(3) 終身会員資格の変更

これまで国際会則がしばしば改正され、そのたびに終身会員になるための資格が緩和されています。

① 第73回セントルイス国際大会（1990年7月）

「25年以上継続して正会員」→「20年以上継続して正会員」

「200ドル相当額をクラブから納入」→「300ドル相当額をクラブから納入」（50%アップ）

② 第74回ブリスベン国際大会（1991年6月）

「病気で重篤である者」が加えられた。

③ 第77回フェニックス国際大会（1994年7月）

「継続して正会員」→「継続」が削除された（通算でよいことになった）。

④ 第80回フィラデルフィア国際大会（1997年7月）

「賛助会員の在籍年数も終身会員の対象」として加算される。

⑤ 第88回香港国際大会（2005年6月）

「将来にわたる国際会費の代わりに 300ドルを一括で支払う」→「500ドルを一括で支払う」（60%アップ）

⑥ 第93回ハンブルグ大会（2013年7月）

「US500ドルを支払う」→「US650ドルを支払う」（77%アップ）

⑦ 月例会員報告書（マンスリー・レポート）のクラブ例会出席率の算出方法

※ 2013.2.26 国際本部太平洋アジア課

「クラブ例会出席率の算出方法については、国際会則及び附則及び理事会方針に規定はない。一つの考え方としてはクラブ例会出席義務のある会員種別の会員（正会員＜第一クラブでの＞準会員）を計算する際の分母にし、会則上で出席義務の無い種別の会員は出席時のみ含めて計算することが可能。従って、出席率の計算は各地区あるいは各クラブで決定してもかなわないが、褒賞の対象にしたり、その記録を地区やクラブの運営に役立てるためには、その中で算出方法を統一しておくことが重要と思われる。」

⑧ サバンナ国際理事会（2016年3月）

終身会員申請書が改訂され、それまで必要であった国際理事会の承認が削除された。

(4) 会費の取り扱いに関する原則（クラブ付則第7条）

- ・ すべての会費はクラブが徴収します。
- ・ 国際・複合地区・地区の会費はすべてクラブから納入します。
- ・ 会費の種類・額の決定はすべて、それぞれのレベルの最高機関が決定します。

（国際会費は国際大会、複合地区会費は複合地区大会、地区会費は地区大会、クラブ会費はクラブ例会）

(5) 終身会員の例会出席の義務について

第84回インディアナポリス国際大会（'01/7）での会則の改正により終身会員の権利義務が一層明瞭になり、原本の国際付則第11条第7項、クラブ付則第1条1項（e）に示す通り、終身会員は正会員ではないから、「クラブ活動参加は可能な時」となっています。

正会員同等の権利を保持したい終身会員は、当然のことながら例会出席の義務があります。

また、マンスリー・レポートの当月の平均出席率（正会員のみで算定）は、地区ガバナーのための情報として設けられているので、正会員のみで算定とすることに地区で統一すべきでしょう。従いまして、終身会員で正会員としての義務を果たしていれば、正会員としての算定に入れることとなります。なお、変更する場合はキャビネット会議で議決することが必要です。

（6） 終身会員のこれからの取り扱いについて

高齢その他の理由で退会を希望する会員も、条件さえ整っていれば正会員としての義務から解放される終身会員に出来るだけなって頂いて、世代交代を計ることもクラブ活性化に繋がるものと考えます。正会員並みの権利を求めない終身会員に対しては一種の称号であって、名のみで会員と心得、会費も最小限度に止めるのがよいと思います。この点、クラブも反省し、例会出席にも参入されない終身会員を当てにすることなく、正会員こそがクラブ運営、活動の中核であり、根幹をなすことを銘記し、少なくとも終身会員に移行した会員数だけは優秀な会員獲得を目指して努力する心構えが必要であると思われま。

なお、正会員の原文は ACTIVE MEMBER なので、活動会員と翻訳した方が通りが良いでしょう。

（7） 終身会員の取り扱いについての質疑応答

日本において結成 20 年を経過したクラブが既に半数を超え、そのクラブの幹事が直面した色々なケースに関する質問と国際本部回答は、要約するとおおむね次のとおりです。

- ① 終身会員が、クラブから課された義務を果たさない場合、資格を喪失させることができるか？ できるとした場合、本人と国際協会との関係はどうなるか？

※ 1978/6/23 国際本部回答

できます。除名権利はクラブにあります。

- ② 終身会員となる条件のうち、15 年以上 70 歳とあるのを、クラブ・レベルでの終身会員申請方法はクラブに任されているとのことで、15 年以上 75 歳としたいが？

※ 1984/12/3 国際本部回答

クラブは勝手に 75 歳と決める権限は与えられていない。あくまで国際会則に基づいて適用しなければならない。ただし、終身会員を申請するか否かを決めるのはクラブの自由である。

- ③ 国際会則に「…200 ドル相当額（現行 650 ドル）をクラブから納入」とあるが、「終身会員を希望する会員が、彼の所属するクラブを通じて納入」と解釈すべきではないか？

※ 1988/4/21 国際本部ロイ・シェツェル事務総長回答

国際協会の会員はクラブである。従って、クラブが国際協会の会員として支払うもので、本人が支払うという意味ではない。終身会員は荣誉ある会員であって、クラブに所属する。クラブがその人を特別な荣誉ある会員として選び、クラブが国際協会に申請する。従って 200 ドル（現行 650 ドル）は本人からもらってもよいが、クラブが決める問題である。

第19章 クラブ会員の再入会について

クラブ付則第1条5項に次の通り記載されています。

「グッドスタンディングで退会した会員は誰でも、クラブ理事会が再入会を認めることができ、合計年数のライオンズ奉仕歴の一部として以前のライオンズ奉仕歴を記録に維持することができる。退会していた期間が12カ月を超える場合には、会則第3条第2項「入会招請」の規定に従った承認が必要となる。」

2008-2009 国際理事会決議により、12ヵ月以内の再入会の場合は国際協会の入会金は免除される。クラブを退会してから1年が経過した場合は、クラブ理事会の判断に従ってクラブ会則第3条2項による新しいスポンサーにより再入会することが妥当である。

退会・入会などの会員動静は MyLCI により管理されているが、再入会の場合も退会前の会員番号を入力して登録すれば、過去の会員記録は保持されている。なお、転籍等により元のクラブが複数である場合でも、何れのクラブへも再入会できる。

(1) 再入会員の奉仕歴維持書式

再入会した会員の以前のクラブにおける経歴加算は、MyLCI で退会前の会員番号を入力して登録すれば、過去の会員記録は自動的に引き継がれる。

その際、12ヵ月を超えて再入会した会員は35ドルの国際協会入会金が必要です。

(2) その他の会員（転籍会員）について（クラブ付則第1条6項）

クラブは、転籍要請時に会員がグッドスタンディングであることを条件に、他のクラブを退会したか退会予定の者の転籍を認めることができる。前クラブ退会と転籍会員用書式または会員カード提出の間が12カ月を超える場合には、会則第3条第2項の規定によってのみ、本クラブに入会できる。このクラブから他のクラブへの転籍を希望する会員は、クラブ幹事により作成された転籍会員用書式を提出しなければならない。幹事は、理事会が当該会員の転籍を会費等の未払いやクラブ資金または財産の返済・返却がされないために保留としている場合を除き、遅滞なく転籍会員用書式を記入する義務を負う。

登録種別	対 象		スポンサー	入会金	年 会 費
新 会 員	初めて会員になる者		必要	必要	月割りの会費が発生
再入会員	以前にクラブ会員だった者	退会から1年以内	不要	不要	退会期間中の会費が発生※①
		退会から1年以上	必要	必要	月割りの会費が発生
転入会員	他のクラブを退会して転入する者	退会から1年以内	不要	不要	退会期間中の会費が発生※①
		退会から1年以上	必要	必要	月割りの会費が発生

※①（例）2023年5月退会～2024年4月再入会の場合、2023-2024年度上半期および下半期の年会費の請求が発生します。

※MyLCIで退会前の会員番号で再入会員・転入会員として登録することで、過去のライオン歴・寄付歴等が引き継ぎます。

第20章 クラブ名称と境界線について

(1) クラブ名についての規定

クラブ名については、国際付則第 11 条第 2 項で、次のように定められている。

- ① 「各クラブは、そのクラブが所在する確定された地理的領域の名称をもって認識される。」
日本においては市町村名とか郡の名前をクラブ名としているのが一般的。
- ② 「そのような地理的領域にクラブが 2 つ以上のある場合には、各クラブは区別するための名称を付け加えなければならない。」

従って、〇〇市内に 3 クラブが結成された場合、最初のクラブは〇〇クラブとし、他の 2 クラブは〇〇松クラブ、〇〇竹クラブというようにそれぞれが別個のクラブ名をつける。

さらにクラブ名が所在の市町村名と同じでなくなった場合どうするかという問題が生じる。

クラブ発足後、市町村合併等により所在の市町村名が変わったことなどから生ずるケースなど。

国際本部は「理由のいかんにかかわらず、クラブ名が所在の市町村名と同じでない場合は、クラブ名を変更することが望ましい。それが協会の規定である。」と公式見解を示している。

「ホスト・クラブ」という名称は、その地方自治体の親クラブを認める名誉なタイトルであるが、その他の特別な特典または特権は伴わない。

ライオンズクラブの名称には、国際協会の会長を務めた者以外、現存者の名前を使ってはならない。

いかなるライオンズクラブも、その名称に「International（国際）」を付け加えることはできない。ライオンズクラブの名称に企業名を含める場合には、該当企業がクラブの命名に関連して企業名の使用を認可することを証明する手紙あるいは書類が、企業名を含むクラブ名の承認に先立ち、提出されなければならない。（例えば、社用箋を用いての企業代表からの文書）

(2) ライオンズクラブ名称変更の手順

- ① ライオンズクラブが名称を変える場合には、国際本部の地区及びクラブ行政部に下記を提出しなければならない。
 - ア 新しい名称を推薦する旨が記されたライオンズクラブ理事会からの許可証
 - イ 名称変更に関する所見を記した地区ガバナーの手紙
 - ウ 改名を申請するクラブに隣接する各クラブがその改名に同意する旨を記した文書で、各クラブの適切な役員が署名をしたもの
- ② クラブの新しい名称は、ライオンズクラブ国際協会会則及び理事会方針書の規定に沿ったものでなければならない。
- ③ クラブは、新しい名称でのチャーター発行を要請できる。

(3) クラブ境界線について

クラブの境界線は、クラブが存在する地方自治体または同等の政府行政区分の境界線と同じもの、あるいは、地区ガバナーの管轄範囲にある単一地区・準地区または暫定地区内とし、そのクラブが存在する複合地区および（または）地区の会則および付則の規定に従い、地区キャビネットの承認

がなければならない。

(4) クラブ境界線の変更

現状を変更する場合は、以下の手続きが必要です。

- ① 関係クラブの合意を得ること。
- ② ゾーン・チェアパーソン、リジョン・チェアパーソンを経て地区ガバナーに報告する。



ライオンズクラブ名変更申請書

ライオンズクラブは下記の情報を国際本部の太平洋アジア課に提出することにより、クラブの名称変更を申請することができます。本申請書に必要事項をもれなく記入し、提出すべき書類がすべて揃っていることをご確認の上、本書式と必須書類を太平洋アジア課（Eメール: pacificasian@lionsclubs.org）に提出してください。

注：承認の可否はライオンズクラブ国際会則および理事会方針に定められている要件に基づきます。2 ページ目をご覧ください。

クラブ名（英字） _____

クラブ番号 (6 桁) _____ 地区名 _____

変更後のクラブ名 (英字) _____

申請書に添付すべき書類
(理事会方針 第 5 章 K.クラブ名称変更)：

1. 新しい名称を推薦する旨が記されたライオンズクラブ理事会からの許可書。
2. 名称変更に関する所見を記した地区ガバナーの手紙。
3. 改名を申請するクラブに隣接する各クラブがその改名に同意する旨を記した文書で、各クラブの適切な役員が署名をしたもの。

名称変更が認められた場合、新しいクラブ名による認証状を注文しますか？
認証状の代金は **US\$25** で、後日クラブに請求されます。（送料無料）クラブ名称変更手続日からその発送までに約 4～6 週間を要することを予めご了承ください。

☐ はい ☐ いいえ

以上、必須提出書類をすべて添付して、クラブ名変更を申請します。

日付

クラブ会長署名

第21章 新クラブ結成・申請について

新クラブチャーター申請書はMy L C Iを通じてオンラインで提出します。申請書を提出するには、以下のステップに従ってください。また、申請プロセスを行うことができる役員情報を確認ください。

Net上で「My L C I マニュアル 2022. 9」39 頁「10. 新クラブの申請」から「My L C I 新クラブ申請手続き説明書」をダウンロードして手順に沿って申請を進めてください。

▶ステップ1

国際協会のホームページにアクセスし、画面上部の「会員ログイン」をクリック

または、MD336 事務局のホームページ右上「ライオン・アカウント ログイン」をクリック

▶ステップ2

ライオン・アカウント画面でID・パスワードを入力⇒ログインをクリック⇒会員ポータル画面

▶ステップ3

会員ポータル画面から「My L C I」アイコンをクリック

▶ステップ4

「ライオンズクラブ」タブからドロップダウン⇒「新クラブを申請」「クラブを登録」をクリック

▶ステップ5

入力する情報をすべて入力。申請を次の段階に進めるには、必ず「クラブ結成の基準」ボックスと地区ガバナーへ提出のためのボックスをクリックし、保存ボタンをクリックして提出してください

【申請書にある6つのセッション】

1. 新クラブ情報
2. スポンサークラブ
3. 新クラブ役員
4. 想定チャーターメンバー
5. クラブ結成の基準
6. コメント

※最終承認待ちの段階になるまで申請書は完全ではありません

▶ステップ6

国際本部から初期段階の承認を得たら、登録手続き中の段階に移行

⇒すべての会員情報を登録（新会員・転入会員）・ガイディングライオンの情報を入力

連絡先情報／国際本部からの連絡を受けるためのEメールアドレスは重要です

▶ステップ7

申請書は国際本部最終承認待ちの段階に移行⇒クラブ結成承認前の最終段階へ

※地区またはスポンサークラブによる国際会費の入金が確認されれば承認完了

【クラブ結成承認】

新クラブのパッケージがガバナーに送られます：チャーターメンバーピン・チャーターメンバー証書・認証状・スポンサーパッチ・国際会長からの手紙

チャーターナイトはスポンサークラブとガイディングライオンとともに計画

新クラブ結成承認日から90日以内に登録された会員はチャーターメンバーとみなされる

新年度7月1日から新クラブを結成するには6月20日までに申請を完了する

第22章 クラブ合併について

2 クラブまたはそれ以上のライオンズクラブを合併する際は次の手順による。

1. 合併を考慮しているクラブは合同会議を開き、次の事項を決定する。
 - a) 合併によりどのクラブを解散するか。
 - b) 存続するクラブの名称を変更するかどうか。変更する場合はふさわしい名称を決定する。変更された名称は地区キャビネットと国際本部の地区およびクラブ行政部の承認を得なければならない。※詳細は本マニュアル第20章（2）ライオンズクラブ名称変更の手順参照。
 - c) 存続するクラブの役員と委員を任期満了まで務めさせるか、あるいは合併承認後に新しい役員、委員を選出するのかどうか。選出する場合は、その場所、日時を決め、結果を地区ガバナーと国際本部に報告する。
 - d) 合併後に存続するクラブの理事会と例会の場所、日時を決定し、合併したクラブのうち、ひとつのクラブの結成日を合併クラブの結成日とする決議を採択する。
2. 合併を考慮している各クラブの会員は、合併を支持する旨の決議をしなければならない。
3. 解散に同意したクラブは合併前に解散処理を完了しなければならない。
 - a) 未払金をすべて支払う。
 - b) 運営口座と事業口座に残っている資金をすべて、存続するクラブが維持している適切な口座に移す。
 - c) クラブの所有物をすべて、適切な方法で処分する。
 - d) 存続クラブに転入する会員を最後の月例会員報告書に掲載して、国際本部に提出する。
 - e) 地区ガバナーにチャーターを引き渡す。
4. 合併後存続するクラブは、次の書類と資料を、国際本部の地区およびクラブ行政部に送る。
 - a) 各クラブが採択した合併承認の決議の写し。
 - b) 合併を承認する地区キャビネットの決議の写し。
 - c) 合併により解散するクラブからの会員が転入会員として列記された月例会員報告書。
 - d) クラブ合併申請書。
5. 合併したクラブには、要請に応じて合併証明書が発行される。
6. 合併したクラブの名称が変更される場合、合併したクラブは新しい名称でのチャーター発行を要請できる。



クラブ合併申請書

地区名: _____

合併によって解散するクラブ

クラブ名 (ローマ字): _____ クラブ番号: _____

クラブ名 (ローマ字): _____ クラブ番号: _____

合併後存続するクラブ名 (ローマ字): _____ クラブ番号: _____

クラブ名変更希望 ☐ はい ☐ いいえ 新しいクラブ名 _____
(ローマ字)

認証状希望 (25 ドル) ☐ はい ☐ いいえ

合併証明書希望 (25 ドル) ☐ はい ☐ いいえ

合併後存続するクラブは、本申請書と一緒に下記の書類を提出しなければなりません。

- ☐ 1. 合併するそれぞれのクラブで合併が承認された旨を示す決議文の写し。
- ☐ 2. 合併を承認する地区キャビネットの決議の写し。
- ☐ 3. 合併後に存続するクラブの月例会員報告書の写し。それには、合併後解散するクラブの会員が転入会員として報告されていること。
- ☐ 4. 国際協会、複合地区、地区に対して未納金を持たないことを示す文書。
- ☐ 5. 合併後解散するクラブの認証状は、地区ガバナーに引き渡す。

合併後存続するクラブ役員および地区ガバナーの署名

_____	_____	_____
クラブ会長	会員番号	日付
_____	_____	_____
クラブ幹事	会員番号	日付
_____	_____	_____
地区ガバナー	会員番号	日付

必要事項が記載された必須書類をすべて、下記までご提出ください。

Lions Clubs International
Pacific Asian Department
300 W. 22nd Street
Oak Brook, IL USA 60523
E メール: pacificasian@lionsclubs.org

DA-979.JA 9/2019

第23章 クラブ解散手順

クラブの解散処理は毎月1回、国際本部で行われます。解散処理の流れは以下の通りです。

＜解散する月の15日までに＞

- ・クラブを解散する場合はまずクラブが解散を決議し、クラブ口座を清算し未納金がないことを確認する。(MyLCIにログイン⇒ライオンズクラブ⇒会計計算書／国際会費⇒残金0を確認)
- ・クラブ内の会員全員をMyLCIで退会処理する。
- ・解散に必要な書類を国際本部の太平洋アジア課 (PacificAsian@lionsclubs.org) に提出する。
 - (1) クラブからの解散理由が記載されたクラブ解散届(クラブ会員全員によって決定されたことが確認できる文書) ※クラブ番号および会長署名要記載。書式は自由で通常クラブ会長から地区ガバナー宛て(他の役員が含まれていても可)
 - (2) 地区ガバナーがクラブ解散に同意することが記載された文書(※要ガバナー署名)

＜解散する月の20日までに＞

- ・クラブがステータスクオの状態になり、クラブ側での会員の退会処理ができなくなる。

＜解散する月の29日までに＞

- ・クラブ解散処理が行われる。

もしこの時点でクラブ会員が残っている場合は、全員が自動的に退会処理される。

※他クラブへの転籍希望の場合は、退会処理が完了後、転籍先のクラブに転入処理の依頼を行ってください。なお転入のタイミングに決まりはありません。

※認証状を国際本部へご返却いただく必要はありません。

注：国際本部のクラブ解散承認後12カ月以内であれば、クラブ復帰報告書を提出し解散を撤回してクラブを復活することができる。

クラブの解散 事務処理の流れ



※他クラブへ転籍希望の場合は、退会処理が完了後、転籍先のクラブに転入処理の依頼を行ってください。

なお、転入のタイミングに決まりはありません。

※認証状を国際本部へご返却いただく必要はありません。

第24章 クラブ運営のIT化

1. 国際本部におけるマンスリー・レポート等のIT化

国際本部では2000年より、月例報告書（マンスリー・レポート）・年次アクティビティ報告書・役員報告書を、従来の紙書類による提出から、インターネット経由でのデータ提出にも対応するよう、システムの構築を行いました。その後2001年10月に、全世界のすべてのクラブに対してアクセスパスワードの一斉交付を行い、IT化の促進を図りました。

現在は月例会員報告書・アクティビティ報告・クラブ役員報告などもオンライン化され MyLCI・MyLion へ移行されています。各種報告でもEメールアドレスの登録が重要となっています。

2. クラブ・会員情報管理ページについて

2019年11月、MyLCIとServannAは切断され、現在は会員動静のみリンクしています。毎月の会員動静報告はMyLCIでのみ行えます。クラブのアクティビティについてはMyLionで計画の段階から随時報告し、アクティビティの実施終了とともに完了します。MyLionにより世界中のライオンズクラブが計画し、実施するアクティビティの情報を集約することができるようになりました。

ライオン・アカウントから国際協会が運営するツールにアクセスすることができますが、報告には役職権限が必要なものもあり、また、クラブ事務局員もクラブ業務担当者として登録することができます。クラブ運営のIT化に伴ってクラブ役員の業務をサポートすることができます。

なおServannAにおける役員報告・アクティビティ報告も一部残っておりマンスリーレポートの入力が必要で（日本独自のシステム）国際協会とは別にServannAでの報告も必要となっています。

MyLCI 報告全般について

- ・MyLCIはライオンズクラブ国際協会の公式な会員動静報告システムです。
- ・MyLCIにアクセスするためには、事前にライオン・アカウントを取得する必要があります。
ライオン・アカウントのログインIDとパスワードでログインをすることにより、MyLCIやMyLionなどのページにアクセスできるようになります。ライオン・アカウントの登録方法は各地区のIT推進委員会に問い合わせいただくか、ライオンズクラブ国際協会日本語情報サイト「役立つ情報（一覧）」にある「ライオン・アカウント新規登録マニュアル」を参照下さい。
- ・MyLCIやMyLionを使用するにあたりライオンズクラブ国際協会ではGoogle Chrome またはFire Foxの使用を推奨しています。Internet Explorer やMicrosoft Edge などのインターネット・ブラウザを使用すると不具合が発生します。必ずお使いのインターネット・ブラウザをご確認下さい。
- ・奉仕アクティビティを報告するMyLionは奉仕事業委員長*とクラブ会長・幹事・クラブ業務担当者*に報告権限が与えられています。MyLCIの報告権限とは同じではありませんのでご注意下さい。（*の役職者がMyLionで報告できるようになるにはMyLCIで役員登録されている必要があります。）

詳細はライオンズクラブ国際協会日本語情報サイト 役立つ情報（一覧）

ライオンズクラブ国際協会 336 複合地区ガバナー協議会のホームページ（「MD336」で検索）

<http://www.lions-md336.org/>の上部「日本語情報サイト」のバナーからサイトをお開きください。

第25章 会員種別について

(1) 国際付則およびクラブ付則による会員種別の定義

ライオンズクラブの各会員は、クラブ理事会の承認に基づいて、正会員、賛助会員、準会員、名誉会員、終身会員、不在会員、優待会員、特典会員に分類されます。それぞれの会員には、次の表が示す権利と特権、義務があります。

会員種別のうち、名誉会員および準会員、特典会員はクラブ代議員数算出の対象になりません。

どの種別の会員も、ライオンズクラブが定める会費を支払い（クラブが会費を払う名誉会員を除く）、地域社会内でライオンズクラブの良い印象を与えるような言動をしなければなりません。終身会員の場合には、将来の国際会費全額の代わりに1回だけUS\$650が支払われなければならない。この地位は国際理事会の方針に従って承認されます。国際会長は誰でも、その任期が終了すると同時に、会費の支払いや承認なしで、自動的に終身会員となります（国際付則第11条第7項、クラブ付則第1条1項）。

(2) 会員種別による比較

◆ 義務

会員の種類	(例会) 定期的な出席	会費（国際、地区、クラブ） の即時支払い	クラブ 活動参加	良好のイメージを 示す言動
正会員	要	要	要	要
支部会員	要（支部例会）	要	要（支部）	要
賛助会員	可能な時	要	可能な時	要
準会員	第1クラブでは要、 第2クラブでは不要	要 クラブ会費のみ支払う	可能な時	要
特典会員	要	要	要	要
名誉会員	不要	不要 クラブが該当する国際および 地区の会費を支払う	可能な時	要
終身会員	可能な時	地区およびクラブの会費を支 払い、国際会費は払わない	可能な時	要
不在会員	可能な時	要	可能な時	要
優待会員	不要	要	可能な時	要

◆ 権利と特権

会員の種類	国際協会、地区、ク ラブの役職に立候補	投票権・自身が代議員になる資格	地区又は国際大会の代議員数 算出の対象
正会員	可	可	対象になる
支部会員	可	可	対象になる
賛助会員	不可	クラブ事項のみ可	対象になる
準会員	不可	地区大会（第1クラブ）、 クラブ事項（両方）	対象にならない
特典会員	可	可	対象にならない
名誉会員	不可	不可	対象にならない
終身会員	正会員の義務を果た していれば可	正会員の義務を果たしていれば可	対象になる
不在会員	不可	可 (ただし、クラブ関係の事項のみ)	対象になる
優待会員	不可	可	対象になる

※ 2023年7月ボストン国際大会で、新たに会員種別「特典会員」（当初の名称は割引会員）を加えることが決議された。

※ 特典会員は、二人目以降の家族会員と学生会員及びレオライオン等が対象。国際会費は半額となっている。

(3) 会員種別

- (a) **正会員**：ライオンズクラブの会員であることから生ずるすべての権利と特権をもち、またすべての義務を負う会員。この権利には、他に規定される資格を有していることを条件にクラブ、地区、および国際協会の役職に就く権利、ならびにあらゆる事項に対する投票権が含まれる。義務には、例会出席、速やかな会費納入、クラブ活動参加、並びに地域社会に対してクラブの良い印象を与えるような言動が含まれる。この種類の会員は、クラブ代議員数算出の対象となる。
- (b) **不在会員**：クラブ所在地から転出したクラブ会員または健康上の理由やその他の正当な理由により規則正しくクラブの会合に出席することが不可能な会員で、クラブにとどまることを希望し、これをクラブ理事会が適当と認めた者。不在会員の資格は6カ月ごとにクラブ理事会で再検討される。不在会員は役職に就くことも、地区または国際の大会または会合において投票することもできないが、クラブが課す会費を納入しなければならない。その会費には地区および国際の会費が含まれる。この種類の会員は、クラブ代議員数算出の対象となる。
- (c) **名誉会員**：そのクラブの会員以外の者で、ライオンズクラブが奉仕をする地域社会のために著しい貢献をし、クラブが名誉会員の称号を与えることを希望した者。クラブは、名誉会員の入会金、地区会費、および国際会費を支払う。名誉会員は会合に出席できるが、正会員が持つ特権を持たない。この種類の会員は、クラブ代議員数算出の対象とならない。
- (会員の種類の制限：実質的な会員数の5%までとし、その端数につき更に1名とする。)
- (d) **優待会員**：15年以上クラブ会員であって、病気、老齢その他クラブ理事会の認める正当な理由により正会員であることを放棄した者。優待会員はクラブが課す会費を納入しなければならない。その会費には地区会費および国際会費が含まれる。優待会員は投票権を持つほか、会員としての他のいかなる特権も持つが、クラブ、地区、または国際の役員職に就くことはできない。この種類の会員は、クラブ代議員数算出の対象となる。
- (e) **終身会員**：20年以上ライオンズ正会員であり、かつ所属クラブ、その地域社会、あるいは国際協会に対する会員としての功績が著しい者、または、重病人、あるいは15年以上正会員であり、かつ少なくとも70歳に達している者は、次の手順によってクラブの終身会員となることができる。

① 所属クラブが協会に推薦。

② 今後の国際会費全額の代わりにUS\$650もしくは現地通貨によるUS\$650相当額を所属クラブが納入。

終身会員には、正会員としての義務を遂行する限りにおいて、正会員に与えられるすべての特権が与えられる。終身会員が移転を希望し、かつ他のクラブから招請を受けて転籍した場合、自動的に転籍先クラブの終身会員となる。クラブは、終身会員に対してクラブが適当と見なす額の会費を課すことができる。現在、ライオンズクラブの正会員であるか、または2007年6月30日までにライオンズクラブの正会員となる元ライオネスは、ライオネスとしての奉仕歴を

すべて、終身会員となるための資格に適用することができる。2007年6月30日を経過してライオンズクラブの正会員となるライオネスは、終身会員となる資格に、ライオネス奉仕歴を適用することができない。この種類の会員は、クラブ代議員数算出の対象となる。

- (f) **準会員**：他のライオンズクラブに主な会員籍を持つが、このクラブが奉仕する地域社会に住居を持つか、就職している会員。準会員の地位は、クラブ理事会の招請によって与えられるもので、毎年考察を受ける。クラブは、月例会員報告書で準会員を報告することはできない。準会員は、出席している会議においてクラブ事項に対する投票権を持つが、準会員となっているクラブを代表して、地区（単一、準、暫定、および/または複合）大会又は国際大会の代議員になることはできない。この会員は、準会員となっているクラブを通して、クラブ、地区、又は国際の役員職に就くことも、地区、複合、または国際の委員会への任命を受けることもできない。準会員から地区（単一、準、暫定、および/または複合）会費および国際会費を徴収することはできない。ただし、このクラブは妥当とみなされる会費を準会員から徴収することができる。この種類の会員は、クラブ代議員数算出の対象とならない。

- (g) **賛助会員**：現在のところ、クラブの正会員として全面的に活動できないが、クラブとその奉仕活動を支持しており、クラブへの賛助を希望する地域社会の優れた人物である。この地位は、クラブ理事会の招請によって与えられる。賛助会員は、出席している会議においてクラブ事項に対する投票権を持つが、クラブを代表して、地区（単一、準、暫定、および/または複合）大会又は国際大会の代議員になることはできない。

この会員はクラブ、地区、または国際の役員職に就くことも、地区、複合、または国際の委員会への任命を受けることもできない。賛助会員は、地区会費、国際会費、その他クラブが課す会費を払わなければならない。この種類の会員は、クラブ代議員数算出の対象となる。現在クラブに在席している正会員、不在会員、優待会員から賛助会員に転向することはクラブ理事会の承認があれば可能です。しかし、日本の現状からして、賛助会員を安易に増やすことはクラブ活性化の観点からすれば疑問のあるところです。クラブ理事会の慎重な取り扱いが望まれます。（会員の種類の制限：実質的な会員数の25%までとする。）

- (h) **特典会員**：家族会員、学生、または国際協会が提供するその他の特典会員プログラムに参加した結果として割引会費を支払う会員で、クラブの会員籍を保持することを希望し、会員割引の条件を満たす会員。会員プログラムの参加状況は、クラブの理事会が確認するものとする。特典会員は地区または国際の会合において役職に就くことができるが、クラブが課す会費を納入しなければならない。その会費には地区および国際の会費が含まれる。この種類の会員は、クラブ代議員数算出の対象とならない。

（クラブ付則 第1条 会員 第1項 会員種別 (a) ～ (h)）

第26章 クラブ支部について

- (1) 事情があつて正クラブ結成をサポートできない場合、その地域にもライオニズムを拡大させるために、支部を作ることができる。支部は親クラブの一つの付設組織として会合し、その地域で奉仕活動をしなければならない（クラブ会則第 10 条 1 項）。
- (2) クラブ支部は、理事会方針書が定める新ライオンズクラブ用のクラブ名の指針に従わなければならない。
- (3) クラブ支部の編成には、最低 5 人の支部会員が必要である。
- (4) 支部の会員は親クラブの理事会の招請により、支部と親クラブの会員となる。この会員はクラブ付則第 1 条 1 項に列挙されている会員の種類の一種となる（クラブ会則第 10 条 2 項）。
- (5) 支部の構成員は支部会長、幹事、会計を選出しなければならない。上記 3 役は支部連絡員とともに支部の執行委員会を組織する。支部会長は親クラブの理事会構成員となり、親クラブの例会、理事会に出席し、支部の記録、支部のアクティビティ計画の報告、月例財務報告を提出して開かれた討論を奨励し、支部と親クラブの交流を図る。支部の会員は親クラブの例会に出席するよう奨励される（クラブ付則第 8 条 1 項）。
- (6) 親クラブは、支部の発展状況を注視し、必要な場合は支部を援助する者を、親クラブ会員の中から 1 人選んで任命する。この役割を遂行する会員は支部の 4 番目の役員となる（クラブ付則第 8 条 2 項）。
- (7) 支部会員は、支部の活動につき投票することができると共に、親クラブの例会に出席している場合には親クラブの投票権のある会員である。支部会員は親クラブの会合に実際に出席した場合にのみ、親クラブの会合の定足数に加算される。（クラブ付則第 8 条 3 項）。
- (8) 支部会員は、毎月 2 回以上集まるよう奨励される。支部会合への出席はクラブ例会出席とみなされる。
- (9) 支部が社会的支持を求めて集めたアクティビティあるいは社会福祉資金は、その目的を明記した口座に保管される。この資金は、他に特定されていない場合は、支部の存在する地域社会のために使われる。親クラブの理事会は、支部長が親クラブ理事会によって支払いを承認された関係書類に連署することを認めることができる（クラブ会則第 10 条 3 項）。
- (10) 特別な事情があり、国際理事会会員増強委員会から許可を得た場合を除き、支部は親クラブと同じ地区（単一又は準）内にななければならない。
- (11) 親クラブは、支部を編成することを地区ガバナーに通知しなければならない。
- (12) 支部は親クラブ全会員の過半数の賛成投票によって解散することができる（クラブ会則第 10 条 5 項）。クラブ支部が解散になった場合は、地区キャビネットと国際本部へ届け出なければならない。支部の会員は、親クラブの会員として残る。
- (13) クラブ支部会計は、国際会費及び地区および複合地区会費を、親クラブ会計に、国際および地区（単一または複合）の会則および付則で定められる時期に納入しなければならない。クラブ支部はクラブ会費を親クラブに支払う義務を持たない。会員の入会や退会は、親クラブの月例会員報告で記録される。

第27章 クラブ副会長について

標準版クラブ会則第7条1項で、従来、第三副会長までであったものが、1995～96年度より「副会長（複数）」と改められました。

国際協会役員のうち第三副会長は、1997年国際大会終了時に廃止されましたが、それに先立ちクラブの副会長は複数であればよいということになりました。

これに伴い複合地区会則委員長連絡会議（1995年10月）は「日本のクラブ実情を考慮すると、第一副会長、第二副会長までとするのが望ましいであろう」という統一見解を示しました。クラブ会則第7条1項に、副会長（複数）となっていますので、副会長は2～3名を選出してください。「複数とはいいながら、4名以上の選任はしないようにしてほしい」見解を複合地区会則委員長連絡会議（1997年10月）が示しています。

日本のクラブの実状とは、日本のクラブの平均会員数が50名余であることから判断したもので、その後かなりのクラブが第二副会長までとしています。副会長の数は、理事会で検討し、例会へ提案して決定します。副会長は、会長の指示のもとに、会長が割り当てたクラブの委員会の活動を整理することになりますが、その場合、主として第一副会長は運営部門を第二副会長は事業部門を担当することになります。

336 複合地区では、申し送りとして事項として第三副会長を置くことは自粛しておりましたが、現在第三副会長を選任しているクラブもあることと、2016年から国際協会も第三副会長を選出することになったことから、第三副会長を選出されるクラブは、現在の第二副会長担当委員会を適宜分けられることを推奨します。

〔一例〕

第一副会長担当委員会	GAT、会則および付則、財務、情報テクノロジー、ライオンズ情報、会員、計画、PR およびコミュニケーション、接待、指導力育成
第二・三副会長担当委員会	地域社会奉仕、災害対応と救援、環境保全、糖尿病教育、聴覚・言語障害者福祉、視覚障害者福祉、国際関係、ライオンズ青少年奉仕の機会、ライオンズ児童奉仕

第28章 レオライオン・プログラムについて

レオライオン・プログラムはライオンズの会員になる準備が整った現役または元レオクラブ会員のためのプログラムです。

レオクラブに少なくとも1年と1日 в籍しており、居住地において法律上の成人年齢に達し、かつ35歳以下の現および元レオクラブ会員はレオライオン会員としてレオが奉仕を続ける機会を提供することができます。以前に年齢制限によりレオライオン・プログラムを終了したレオは36歳未満ならクラブ幹事に連絡することにより、プログラムに再加入できるので、クラブ役員はMy L C Iの会員情報ページでレオライオン会員種別を選択することにより、会員記録を更新します。既存のライオンズクラブに入会する時は国際協会入会金が、新ライオンズクラブ結成に参加する時はチャーター費が免除されます。なお、既定の国際会費は半額免除されます。

レオ奉仕年数転換プログラム

1997年7月1日より、元レオクラブ会員がライオンズクラブ会員になった場合、あるいはなる場合、レオクラブでの奉仕活動年数をライオンズクラブ会員の活動歴に加えることができるようになりました。

レオ奉仕年数転換プログラムについては「レオライオン移籍証明書」を提出するか、My LCIで「レオからライオンズ会員へ転籍する方法ガイド」を参考にお手続きください。

※MyLCIでの転籍を推奨します。方法ガイドはMyLCI マニュアルをご参照ください。

レオとしての奉仕活動年数がライオンズクラブの会員歴の一部として認められるためには、現レオおよび元レオは少なくとも1年と1日レオとして在籍していなければなりません。

地区バンナー、ガイディング・ライオン、もしくはライオンズクラブ幹事はライオンズに移籍する各現レオまたは元レオについて正規のレオ会員として在籍した年数と年齢を証明するため「レオライオン移籍証明書(レオ変換証明書)」を提出するか、MyLCI で報告しなければなりません。



Lions Clubs International

レオ/ライオン移籍証明書

本書の使い方:

- レオ会員がライオンズクラブに移籍し、レオとしての奉仕年数をライオンズとしての記録に加えることを申請するに
あたり、そのレオ会員がライオンズクラブ本部に報告されていない場合は、本書を memberservicecenter@lionsclubs.org までご送付ください。
- レオ会員がライオンズクラブ国際本部に報告されている場合は、本書を使って必要な情報を収集した上で、それを送
付し、MyLCIの必須欄に入力し、見または元レオのライオンズクラブ転籍を行ってください。このワークシートはライオン
ズクラブの記録として保管していただき、MyLCIにデータを入力した場合、本書を国際本部に提出する必要はありますが
ありません。

報告済みの見または元レオをライオンズクラブに追加する際には、MyLCIでレオからライオンズ会員へ転籍する方法ガイド
の簡単な手順に従ってください。レオの奉仕年度は、MyLCIの必須項目であるレオ開始日から算出され自動的にライオンズの
記録に追加されます。

レオ個人情報				
名(ローマ字)	姓(ローマ字)			
誕生日				
市町村	郵便住所	郵便番号	国	
Eメール				
年別報酬	☐ 国際会計所	☐ 政府発行の身分証明書	☐ パスポート	☐ 出生証明書
			※年号月日(月/日/西暦、例:01/23/1995)	※その他
重要: 年別報酬の書類またはそのコピーは、国際本部に提出しないでください。				

レオ卒業生				
レオが所属したことのあるすべてのクラブでの奉仕年度を記録してください。				
□ 二重会員を希望します。				
*注: 二重会員を希望する場合は、現クラブのレオ終了日は記入しないでください。二重会員籍の記録は、 lionsclubs.org/iso-dion からご確認ください。				

レオクラブ名	レオクラブ番号 (分かつている場合)	地区名 (分かつている場合)	レオ 開始日 (月/日/西暦)	レオ 終了日 (月/日/西暦)

ライオンズクラブ幹事、地区ガバナー、ガイディング・ライオン、クラブ結成者、レオクラブ会長またはレオクラブ幹事: 本書
の署名をもって、私が現在のライオンズクラブ幹事、地区ガバナー、ガイディング・ライオン、クラブ結成者、レオクラブ会長
またはレオクラブ幹事であることを、ならびに上記会員が確かに見または元レオであり、すべての情報が正しいことを証明しま

氏名(漢字体のローマ字でご記入ください)	役職	地区
署名 _____		
会員の種類(選択)		
☐ レオライオン ライオンズクラブ(種類不問)に入会する場合は元レオで、次の条件を両方とも満たしている者。 ☐ レオクラブに少なくとも1年と1日在籍したこと。 ☐ 成人年齢から35歳までの年齢であること。		
☐ 元レオ ライオンズクラブ(種類不問)に入会する元レオで、次の条件を両方とも満たしている者。 ☐ レオクラブに少なくとも1年と1日在籍したこと。 ☐ 35歳以上であること。		
ライオンズ会員タイプ レオライオン (35歳以下) 元レオ (36歳以上)	チャーター費 0ドル 0ドル	入会費 0ドル 0ドル
		国際会費 半額 割引なし。



レオライオンズクラブを含む、レオライオン・
プログラムについての詳細は、
lionsclubs.org/leo-lionよりご覧ください。

レオ奉仕歴の加算、新会員の追加、新クラブの結成については、会員サー
ビスセンター (memberservicecenter@lionsclubs.org) までお問い合わせ
ください。

L12 JA 09/22

第29章 国旗およびクラブ旗の取り扱い

(1) 国旗について

国旗とは国の旗（National Flag）ということで、その国を象徴するシンボルともいえるものです。国旗の取り扱いには、国際的に承認された一定の基本原則ないし慣行があります。

なお、国旗と団体旗を同等に取り扱うことはできません。クラブ旗は一種の団体旗として取り扱われるものであるため、国旗とクラブ旗を同等に取り扱うことは避けましょう。

国際化時代に入り諸外国との交流も活発です。国旗の取り扱いには十分注意しましょう。

(2) 国旗とクラブ旗の掲揚について

- ・ 国旗は一国を代表するシンボルであり、国際慣例上、団体旗と併揚することは、極力避けることになっている。従って国旗は正面の壁面に掲げ、クラブ旗は三脚に立てる等の取り扱いを考慮すること。
- ・ やむを得ず併揚せざるを得ない場合は、国旗は団体旗より大きく、より高く掲げるようにする。
- ・ 国旗の形はそれぞれの国によって定められているが、おおむね縦横の比率が 2 対 3、ないしは 1 対 2 の長方形となっている。従って、縦長に掲揚することは極力避けるようにする。

(3) 日本国政府が定めている日本国旗の行事別サイズ

種 類	サイズ	使用場所
大 旗	タテ 2m×ヨコ 3m	屋外のポール（迎賓館客の宿舎）
中 旗	タテ 1m×ヨコ 1.5m	室内（20～30 人程度までの会議、会食）
高速旗	タテ 0.6m×ヨコ 0.9m	羽田空港周辺の高速道路両側の街路燈
街路旗	タテ 0.9m×ヨコ 1.35m	一般道路両側の街路燈
車 旗	タテ 0.23m×ヨコ 0.35m	車列
紙 旗	タテ 0.21m×ヨコ 0.32m	一般歡迎者

(4) ライオンズクラブ役員必携記載「国旗の取り扱い注意」

国旗の取り扱い注意（国際慣行）

- a) 国旗は一国を代表し、国家国民のシンボルであるから厳正に取り扱うこと。
- b) 汚れたり、破損したり、色が褪せたりした場合は直ちに置き替えること。
- c) 国旗は半旗の場合を除き竿頭に接して掲げること。
- d) 各国の国旗を掲げる場合は同じ大きさで同じ高さにすること。
- e) 自国の国旗を掲げることなく外国の国旗のみを掲げてはいけない（注……その国の支配下に入ったことを意味する）。
- f) 1 本のポールに 2 つの国旗を掲げてはならない（注……上位の支配下）。
- g) 2 カ国、および 4 カ国以上の国旗を掲げる場合、国旗の上位は対面して最左翼である（アフガニ

スタンのみ反対)。(下記kおよびl 参照)

- h) 国旗と団体旗(クラブ旗)とを併掲する場合は、国旗は団体旗より大きく、より高く掲げるようにするのが望ましい。
- i) 日本の国旗 1 本を掲揚する場合は向って左にする。
- j) 2 本の場合、併立、交差は自由であるが、強いて言えば併立が望ましい。特に、外国に敬意を表わすために外国国旗を日の丸と併掲する場合は、併立、交差は自由であるが、強いて言えば併立が望ましい。併立の場合は日の丸は対面して右にする。
- k) 3 カ国の場合は普通、日の丸を中央にし、他の 2 カ国の分は英語の国名アルファベット順に向って左、次を向って右にする。
- l) 4 カ国以上の場合には日本が主催国であっても関係なくアルファベット順に、向って左から順に羅列する。たまたまその数が奇数のときは、日の丸を中央にして向って左を①、右を②というようにアルファベット順に左右に配列するのが一般的である。
- m) アメリカ合衆国やオーストラリアのように左上部に小区画(カントン)のある国旗を縦長に掲げるときは、必ずカントンが向って左上方にくること。
- n) 国旗の形はそれぞれ定められていて、概ね縦横の比率が 2 対 3、ないし 1 対 2 の長方形になっている。従って縦長に掲揚することは避けるようにする。

〔注〕上記の掲揚方法は、内閣府主管の社団法人国旗協会発行「国旗の知識」および財団法人世界の動き社発行「国際儀礼に関する 12 章(改訂版) プロトコール早わかり」によった。

なお、国歌を演奏する場合はアルファベット順とするが、主催国の国歌はいちばん最後とする。

(ライオンズクラブ役員必携「国旗およびクラブ旗」より)

第30章 プロトコール・役職呼称について

(1) 公認プロトコールの採用

役員および来賓の席順について、336 複合地区では、国際協会公認プロトコール方針を採用しています。国際化時代において当然のことであり、日本流の古い序列により国際舞台で困った例もあります。公認プロトコールを遵守するようにしましょう。

(2) 役員および来賓の席順（国際協会公認プロトコール方針）

下記は、ライオンズクラブ国際協会公認プロトコール方針（2023 年 7 月 国際理事会決議）。主要スピーカーだけが、講演の初頭に挨拶として、臨席の賓客全員の名を挙げて紹介する必要がある。

役職の順位

役職によっては、特定の会則地域には該当しない場合がある。現地の慣行により、妥当とされるプロトコールを使用する。ライオンズの順位は次の通りとする。

- | | |
|----------------------------|----------------------------|
| 1. 国際会長 | 21. 元地区ガバナー (a) |
| 2. 前国際会長/LCIF 理事長 | 22. 複合地区協議会幹事 (ボランティア) (a) |
| 3. 国際副会長 (地位の順) | 23. 複合地区協議会会計 (ボランティア) (a) |
| 4. 元国際会長 (b) | 24. 地区幹事 (a) |
| 5. 国際理事 (理事会アポインティ) * | 25. 地区会計 (a) |
| (レオ・ライオン理事会リエゾン) (a) | 26. レオ諮問パネリスト |
| 6. LCIF 理事 | 27. 地区 GMT /GET/GLT/GST |
| 7. 元国際理事 (c) | /LCIF コーディネーター (a) |
| 8. 元 LCIF 理事及び元理事会アポインティ | 28. リジョン・チェアパーソン (a) |
| 元レオ・ライオン理事会リエゾン | 29. ゾーン・チェアパーソン (a) |
| 9. GAT/LCIF 会則地域リーダー (a) | 30. 地区の各委員会委員長 (a) |
| 10. LCIF 会則地域副リーダー | [キャビネット副幹事 (MD336 独自)] |
| 11. LCIF エリアリーダー (a) | [キャビネット副会計 (MD336 独自)] |
| 12. 複合地区協議会議長 (a) | [地区監査委員・地区委員] |
| 13. 地区ガバナー | 31. クラブ会長 (a) |
| 14. コーディネーター・ライオン | 32. 前クラブ会長 (a) |
| 15. 国際協会運営役員 | [クラブ副会長] |
| 16. 複合地区 GMT/ GLT/GST/LCIF | 33. 元クラブ会長 (a) |
| コーディネーター | 34. クラブ幹事 (a) |
| 17. 前地区ガバナー (a) | 35. クラブ会計 (a) |
| 18. 副地区ガバナー (地位の順) | 36. 複合地区幹事 (職員) (a) |
| 19. 複合地区の各委員会委員長 (a) | 37. 複合地区会計 (職員) (a) |
| 20. 元協議会議長 (a) | 38. 地区運営幹事 (職員) (a) |

※日本においては、WYPT (FWT) が独自に存在します。また、336 複合地区では GET コーディネーターが設置される予定です。

* 国際理事会委員会メンバー及びLCIF 執行委員会のメンバーとして国際会長から任命されたアポインティを、同じ役職に就いた他のライオンの前に紹介する。紹介時に、その人がアポインティであることを言い添える。

前記アルファベットの説明

- (a) 二人以上いる場合には、姓のアルファベット順で決める。最初の字が同じなら、2 番目、3 番目、と順にずらす。姓が全く同じ場合には、同じ要領で名を使う。姓も名も同じ場合には、ライオン歴の長い人が先になる。
- (b) 二人以上いる場合には、最も近年にその役を務めた人が先になる。
- (c) 二人以上いる場合には、元国際会長の場合と同様（前記（b）参照）であるが、同じ年度に理事を務めた人が二人以上いる場合には、（a）の規定が適用される。

一般的事項

ライオンズの役職を二つ以上持つ人の場合は、そのうちの最高役職で順位が決まる。上記の他に、それぞれの地域の習慣により特に紹介すべき役職があればその地域の習慣に従って付け加える。ただし、選出された役員は常に、任命された役員の先になる。メルビン・ジョーンズ・フェローも、まとめて紹介するよう奨励される。スピーカーがメルビン・ジョーンズ・フェローであれば、紹介の際にその旨を述べる。

（3） 役職の呼称について

役職名は、役員および来賓の席順に記載されている通りに呼ぶよう心掛けましょう。特に、前と元の職名に注意すること。

国際会長、 協議会議長 地区ガバナー、クラブ会長	任期を終わって 1 年間は「前」を呼称、2 年目からは「元」
国際理事	任期終了後はすべて「元」を呼称
上記以外の役職	「前」または「元」を付すことはできない

第31章 紛争処理手順について（クラブ付則第 10 条）

ライオンズクラブのすべての紛争については、紛争処理手順に従って解決されなければなりません。

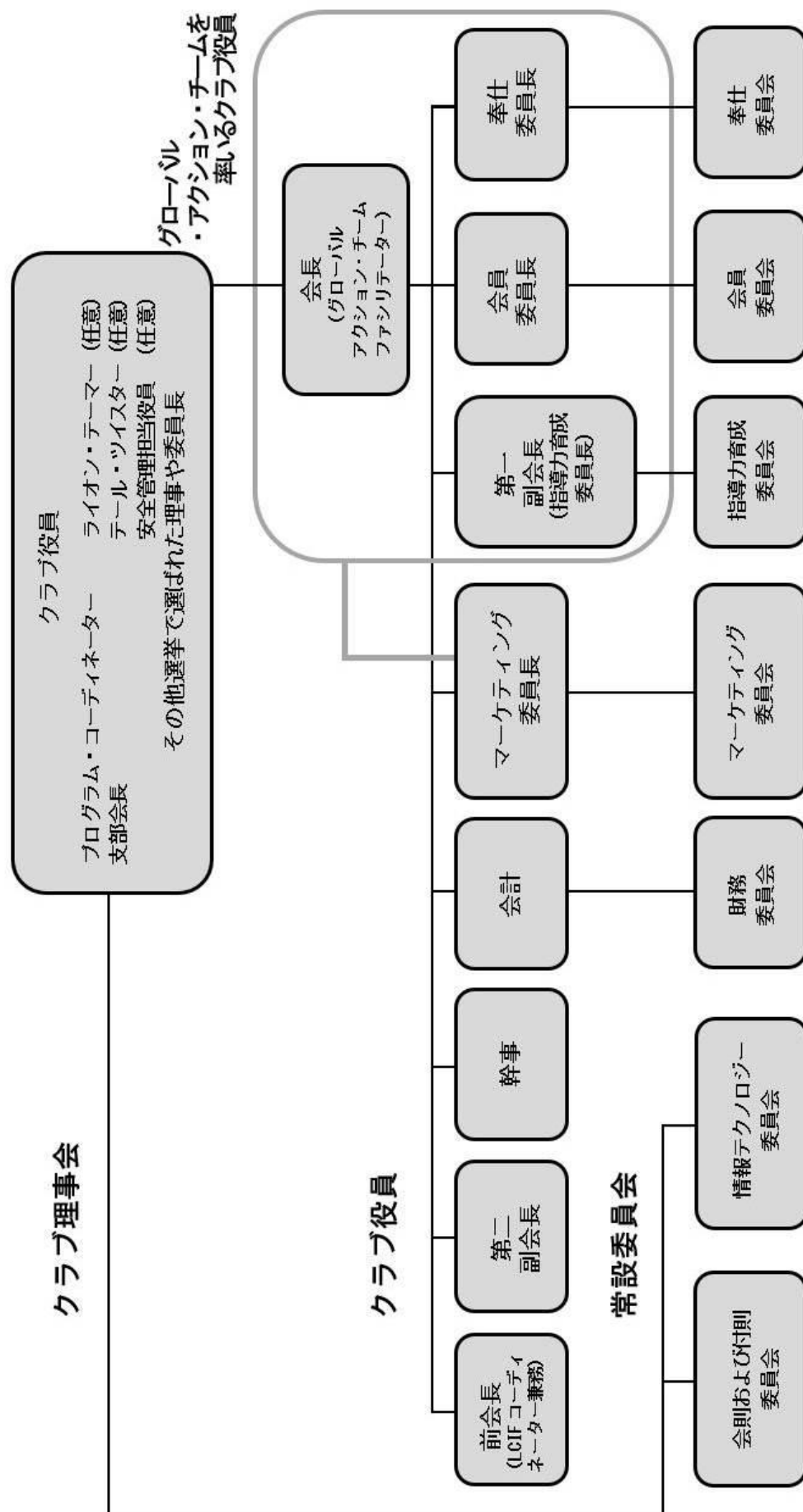
- (1) 紛争のいかなる当事者も、紛争処理の要請の根拠となる事態の発生を知った日、もしくは知っているべきであった時点から 30 日以内に、書面により地区ガバナーに対して紛争処理を要請することができます。

抗議申立て文章の写しは被申立人にも送られなければなりません。

- (2) 地区ガバナーは、紛争処理要請受領日から 15 日以内に紛争のいかなる当事者に対しても中立な立場の調停者を 1 名（元地区ガバナー）任命し、紛争の処理または裁決をするために適切かつ必要なすべての権限を与えます。
- (3) 任命された調停者に対して不服がある場合には、不服を唱える当事者が不服理由を明記した文章を、任命通知受領から 10 日以内に法律部に提出しなければなりません。
- (4) 不服内容が立証された場合あるいは不服主張を退けた場合は、地区ガバナー・チームの多数決によって決定されます。
- (5) 調停者は任命後 30 日以内に紛争調停を目的とする当事者間の会議開催を手配しなければなりません。
- (6) 調停者は当事者間の最初の会議が開催された日から 30 日以内に書面によって裁定を行わなければなりません。

（国際理事会方針書 第 25 章 参照）

標準クラブ組織図



地区について



第1章 地区ガバナー・キャビネット

地区ガバナーは、地区年次大会において選出され、その年度の国際大会閉会時に正式に就任します。選出されてから就任するまでの間は地区ガバナーエレクトと呼ばれます。

就任と同時にフル回転するためできるだけ事前の準備を整えておく必要があります。事前の準備が早ければ早いか、任期に入ってからの仕事がスムーズに進められます。

特に自分と任期を共にするキャビネット構成員の人事。キャビネット事務局開設などは副地区ガバナーの任期中に構想をまとめておきましょう。

(1) キャビネット組織の際の留意事項

1. 地区ガバナーは就任するまでに、できるだけ早く次期地区ガバナー・キャビネット（以下キャビネットという）を組織しておきます。キャビネットは複合地区会則第 17 条の「キャビネット構成員」によって組織されます。
2. 複合地区会則第 16 条「地区ガバナー・キャビネット」の 1. に「キャビネット構成員は地区役員となる」とあります。なおリジョン・チェアパーソンは地区ガバナーが自己の任期中に任命するかどうか定める権限を持ち、任命されなかった場合は空席となります。
3. 前地区ガバナーと第一・第二副地区ガバナー以外の地区役員は地区ガバナーによって任命されますが、その人選は、地区ガバナーの任務遂行に大きく影響しますので、適任者を選んで、自ら納得のゆく配置を行う必要があります。
4. 地区役員は地区内のグッドスタンディングの正ライオンズクラブのグッドスタンディングの会員でなければなりません。
5. 地区役員に欠員が生じた場合、地区ガバナーは、前地区ガバナーと第一・第二副地区ガバナーの場合を除いて、その役職の残任期間の後任者を任命します。
6. 地区役員は、その地区内のクラブ会員でなくなった場合、その任期は停止され、地区ガバナーは後任者を任命します。リジョン・チェアパーソンはそのリジョン内の、ゾーン・チェアパーソンはそのゾーン内のクラブ会員でなくなった場合、同様な措置が取られます。
7. 地区委員は地区役員ではありませんが、地区役員の人選と合せて内定しておく必要があります。
8. 地区のいかなる役員・委員にも給与を支給してはなりません。

(2) 336 - ____地区キャビネット事務局規定の例

第1条 名 称

この事務局の名称を、336-____地区キャビネット事務局（以下事務局という）とする。

第2条 目 的

336-____地区のキャビネットの業務を処理し、キャビネットの円滑な運営を図る。

第3条 業 務

1. 国際協会、OSEAL調整事務局、一般社団法人日本ライオンズ、複合地区ガバナー協議会事務局、他の準地区キャビネット事務局等との連絡報告に関する事項
2. 地区内クラブの運営に関する事項

3. キャビネット会議に関する事項
4. 地区で主催する各種セミナー、各種会議に関する事項
5. 各種委員会活動に関する事項
6. 各種経費事務に関する事項
7. 地区ニュースレターの発行に関する事項
8. 地区年次大会に関する事項（大会議案整理、議事報告書の作成等）
9. 各種資料の継続的整理、保存、引継ぎ
10. 国際大会、東洋東南アジアフォーラムに関する事項
11. 地区役員・委員に関する事項
12. その他キャビネット会議またはキャビネット幹事が指示した事項

第4条 管 理

事務局の管理運営は地区ガバナーの指示によりキャビネット幹事が行う。

第5条 人 事

事務局員の任免はガバナーの了承の下にキャビネット幹事が行う。

(1) 雇用

次期キャビネット事務局員の雇用は、地区ガバナー・エレクトが行う。

(2) 雇用の期間

事務局員の雇用期間は地区ガバナーが決定する。

尚、再雇用については地区ガバナー、地区ガバナー・エレクト協議の上これを定める。

第6条 経 費

事務局運営のために必要な経費は、地区会費により賄われる。

第7条 改 正

本規定の改正は、キャビネット会議の決定による。

第8条 施 行

本規定は 年 月 日制定し、施行する。

(3) キャビネット事務局長の任務に関する規定（一例）

1. 地区ガバナーはキャビネット事務局長をキャビネット事務局の事務処理責任者として任命することができる。
2. キャビネット事務局長の選任期間は、地区ガバナーの任期終了までとする。
なお、再任については地区ガバナー、地区ガバナー・エレクト協議の上これを定める。
3. キャビネット事務局長は地区ガバナーの監督の下に、事務局職員を指揮して、キャビネット事務局の日常業務を行う。
4. キャビネット事務局長の勤務に関しては、キャビネット幹事が掌握し、必要な許可を与える。
5. キャビネット事務局長に対しては、ライオンズクラブ会員である場合、報酬を地区より支弁することはできない。（国際会則第5条第8項）
6. 上記はキャビネット会議の議決をもって、制定、改廃することができる。

年 月 日制定

以 上

(4) OSEAL調整事務局

氏 名	TEL/FAX	E-mail	担当業務
OSEAL 事務局	050-1791-5820	oseal@lionsclubs.org	事務局代表番号

(5) 地区ガバナー・キャビネット構成員とその任務

1. 地区ガバナー・キャビネットは地区内のライオンズム発展に関係する地区運営の方針を決定し、その実行に当たって、地区ガバナーを補佐する機関です。キャビネット会議では、複合地区会則第16条3に定められた者のみに投票権が与えられます。
2. キャビネット構成員は複合地区会則第17条に定められている次のメンバーです。
 - (a) 地区ガバナー
 - (b) 前地区ガバナー
 - (c) 第一副地区ガバナー
 - (d) 第二副地区ガバナー
 - (e) 地区名誉顧問会議長
 - (f) キャビネット幹事
 - (g) キャビネット会計
 - (h) LCIF /GMT/GLT/GST/WYPT (FWT) /GETコーディネーター
 - (i) リジョン・チェアパーソン（任命は任意、(国際付則第8条7項)）
 - (j) ゾーン・チェアパーソン
 - (k) 複合地区会則第17条1(b)に記された地区委員長のうち地区ガバナーが必要と認めて任命した者（委員長は地区の状況を勘案し、兼務することは差し支えない）
 - (l) その他複合地区会則第17条1(c)によって、地区ガバナーの任命する地区委員長およびキャビネット副幹事・副会計（336 複合地区）

(6) キャビネット構成員の任務（標準版地区付則 第3条 地区役員/キャビネットの任務）

① 地区ガバナー（国際付則第10条第2項(a)、複合地区会則第15条1参照）

国際理事会の全般的監督のもとに本地区において国際協会を代表する。さらに、地区における最高運営責任者として、第一および第二副地区ガバナー、リジョン・チェアパーソン、ゾーン・チェアパーソン、キャビネット幹事および会計、その他本地区会則および付則に定められるキャビネット構成員を直接監督する。具体的な任務は次のとおりである。

- (a) 地区における会員増加につながるよう、協会の目的を推進する。
- (b) 以下の分野における各地区目標の達成に焦点を当て、それに向けて取り組むための現行の地区行動計画を実施する地区の役員チームのメンバーを監督する。
 - (1) 新ライオンズクラブを結成する。

- (2) 効果的なクラブ運営を徹底する。
- (3) 会員純増を達成する。
- (4) クラブレベルと地区レベルでリーダー育成と技能開発を提供する。
- (5) 有意義な人道支援奉仕を実施し報告するよう各クラブに奨励する。
- (6) ライオンズクラブ国際財団を支援・推進し、ライオンズクラブ国際財団へのクラブと会員による寄付を奨励する。
- (c) 地区グローバル・アクション・チーム・ファシリテーターとして、地区内クラブの会員増強、新クラブ結成、指導力育成、人道奉仕を監督し、推進する。
- (d) 地区の運営管理を監督する。
 - (1) 会員のニーズを満たすため、地区の各行事を効果的に管理する。
 - (2) 本地区会則に従って、キャビネット役員及び地区の委員を指導監督する。
 - (3) 任期終了の際には、地区の一般及び／又は財務関連の記録一式並びに資金を速やかに後任者に引き渡す。
 - (4) 地区大会あるいは複合地区大会における地区年次会議で、現会計年度の詳しい収支報告書を提出する。
 - (5) 協会の名称及び紋章の使用違反をすべてライオンズクラブ国際協会に報告する。
- (e) 各クラブが、国際会則及び付則に従って運営し、会員維持率を向上するアクティビティを支援し、協会におけるグッドスタンディングを保つよう、指導する。
 - (1) 地区内のライオンズクラブの運営が円滑に行われるよう、各クラブが最低年に1度地区ガバナー、地区キャビネットの一員、または地区ガバナーが指名するライオンによる直接の（または必要ならオンラインでの）訪問を受けることを確実にする。
 - (2) ゾーン・チェアパーソンとリジョン・チェア・パーソン（いる場合）の支援を得て、地区内の各クラブの状態を見守り、各クラブがグッドスタンディングを保っていること、会員のニーズを満たしていること、協会の目的を支援していることを確かめる。
 - (3) 適切な手段を用いて、ライオンズクラブ間の協調を図り、対立を解消する。
- (f) 地区大会、キャビネット会議及びその他会議に出席した場合には、その議長を務める。
- (g) 国際理事会により要請されるその他の任務を遂行する。

② 第一副地区ガバナー（国際付則第10条第2項（b）、複合地区会則第15条2参照）

第一副地区ガバナーは、地区ガバナーの指導監督のもとに、地区ガバナーの最高運営補佐役および代理を務める。具体的な責任は次のとおりであるが、これに限定されるものではない。

- (a) 地区における会員増加につながるよう、本協会の目的を推進する。
- (b) 現行の地区行動計画の成功に向けて積極的に努力する。
- (c) 地区ガバナー及び第二副地区ガバナーとともに、地区の強みと弱みを確認した上で、地区目標の達成に焦点を当てそれに向けて取り組むための、進行中の地区計画をさらに調整・推敲する。
- (d) 翌年度以降、地区目標に向けた行動計画を策定・実施できるよう、極めて優れたチームを特定して備える。
 - (1) 地区計画を遂行するために必要な行動を理解する。
 - (2) 各役職に就く上での、役割と責任、情報資料、そして資格のあるライオンズを知る。

- (3) チームメンバーが各自の役目を果たすために十分な研修を確実に受けるようにする。
- (4) クラブ役員と密接に協力して未来の地区役員を特定する。
- (e) 地区ガバナーまたは国際理事会の方針によって課される職務やその他の指示を遂行する。
- (f) 地区ガバナーの要請に従って、他の地区委員会を監督する。
- (g) すべてのキャビネット会議に積極的に参加し、地区ガバナー不在の際には、会議において議長を務める。
- (h) 地区ガバナー職に空席が生じた場合、その任務と責任を果たすことができるよう、地区ガバナーの任務を心得ておく。
- (i) 必要に応じてガバナー協議会会議に参加する。
- (j) 地区予算作成に協力する。
- (k) 地区ガバナーの要請に応じて、地区ガバナーの代理としてクラブを訪問する。
- (l) 地区ガバナー及び地区大会委員会と連携し、年次地区大会を支援し計画すると共に、地区内の他の行事の企画及び推進において地区ガバナーに協力する。

③ 第二副地区ガバナー（国際付則第 10 条第 2 項（c）、複合地区会則第 15 条 3 参照）

第二副地区ガバナーは、地区ガバナーの指導監督のもとにある。具体的な責任は次のとおりであるが、これに限定されるものではない。

- (a) 地区における会員増加につながるよう、本協会の目的を推進する。
- (b) 現行の地区行動計画の成功に向けて積極的に努力する。
- (c) リジョン及びゾーン・チェアパーソンと地区との橋渡し役（地区ガバナーの指示のもとに）を務め、クラブの健康を支えるためゾーン運営を成功させられるよう努力する。
- (d) 地区内クラブの強みと弱みを把握し、クラブの発展をサポートする情報資料に精通する。
- (e) 地区ガバナーの職に備える。
 - (1) 地区ガバナーの職責について熟知する。
 - (2) リーダーとしての技量を測り、磨く。
 - (3) 地区の構造と、会則及び付則、利用できる情報資料を理解する。
 - (4) クラブの健康のバロメーターに注意し、クラブの強みと弱みを測る。
 - (5) ライオンズクラブ国際財団（LCIF）が提供するプログラムを理解する。
 - (6) 効果的なクラブ訪問を行う準備をする。
- (f) 地区ガバナーの要請に応じて、地区ガバナーの代理としてクラブ訪問する。
- (g) 地区ガバナーまたは国際理事会の方針によって課される職務やその他の指示を遂行する。
- (h) 年次地区大会の計画および開催において地区ガバナーおよび第一副地区ガバナーに助力する。
- (i) 地区ガバナーの要請に従って、適宜地区委員会を監督する。
- (j) すべてのキャビネット会議に積極的に参加し、地区ガバナー及び第一副地区ガバナー不在の際には、すべての会議において議長を務める。
- (k) 地区予算作成に協力する。

④ キャビネット幹事および会計（国際付則第 10 条第 2 項（f）、複合地区会則第 20 条 1）

地区ガバナーの指導監督のもとに、任務を果たす。具体的な任務は次のとおりである。

- (a) 国際協会の目的を推進する。

- (b) 役職に伴って課せられる任務を遂行する。これには下記が含まれるが、これに限られるものではない。
- (1) キャビネット全会議の正確な議事記録をとり、会議終了後 15 日以内に、その写しを各キャビネット構成員および国際協会本部に送る。
 - (2) 準地区大会議事録を作成し、その写しをライオンズクラブ国際協会、地区ガバナー、準地区内各クラブの幹事に送る。
 - (3) 地区ガバナーまたはキャビネットの要求に従って、キャビネットに報告をする。
 - (4) 準地区内の会員およびクラブに課せられるすべての会費を徴収し、地区ガバナーが定める銀行にこれを預金し、更に地区ガバナーの指示に基づいて支払いをする。
 - (5) 準地区内で徴収した複合地区会費があれば、これを複合地区協議会幹事・会計に送金し、領収書を確保する。
 - (6) 正確な会計帳簿その他の記録、ならびにキャビネット会議および準地区会合の議事録を作成および保管し、適切な目的のため、妥当な日時に、地区ガバナー、キャビネット構成員、クラブ会員（またはその正当な代理人）の検査を許す。地区ガバナーまたはキャビネットの指示に従って、必要な帳簿および記録を、地区ガバナーが任命した監査委員に提出する。
 - (7) 地区ガバナーの要求があれば、忠実な職務遂行を保証するために、指定額の保証金を積む。
 - (8) 任期終了の際には、地区の一般および/または財務関連の記録一式ならびに資金を速やかに後任者に引き渡す。
- (c) 国際理事会の指示により要求されるその他の任務を遂行する。
- (d) キャビネット幹事とキャビネット会計の職が別々に設けられている場合には、その役職の本質に従って、(b) に記載されている任務がそれぞれの役員に割り当てられるものとする。

⑤ リジョン・チェアパーソン（この役職が地区ガバナー任期中に活用される場合）

（国際付則第 10 条第 2 項（d）、複合地区会則第 20 条 7 参照）

リジョン・チェアパーソンは、地区ガバナーの指導監督のもとに、リジョンの最高運営責任者を務める。具体的な任務は次のとおりである。

- (a) リジョンにおける会員増加につながるよう、国際協会の目的を推進する。
- (b) 現行の地区計画の成功に向けて積極的に努力し、クラブの参加を促す。
- (c) リジョン内のゾーン・チェアパーソンの活動並びに地区ガバナーより割り当てられる地区委員長の活動を監督する。
- (d) クラブの強みと弱みを特定し、増強と、リーダーシップの向上と、有意義な奉仕を促すことで、クラブの健康を支える。
 - (1) クラブの健康を支えるために利用できるツールについて熟知する。
 - (2) 必要に応じてゾーン・チェアパーソンと調整しながら、有意義で効果的なクラブ訪問を行う。
 - (3) クラブと定期的に連絡を取り、効果的な運営を確かなものとする。
 - (4) 新クラブを支援する。
 - (5) クラブの健康を支えるための LCI の情報資料、グローバル・アクション・チームの

各コーディネーター、及び LCIF コーディネーターを活用する。

- (e) 地区役員または国際理事会の方針によって要請される職務や指示を遂行する。
- (f) 地区の運営に精通し、次の役職に進むために必要なリーダーシップ技能を磨く。

- (1) 地区の構造と各役職の重要性を学ぶ。

- (2) 個人的なリーダーとしての技量を測り、個人的成長を促す。

- (g) 地区役員または国際理事会の方針によって要請される職務やその他の指示を遂行する。

更に、リジョン・チェアパーソンは、リジョン・チェアパーソンのマニュアルおよびその他を通して国際理事会が要求する他の任務を遂行する。

⑥ ゾーン・チェアパーソン（国際付則第 10 条第 2 項 (e)、複合地区会則第 20 条 8 参照）

地区ガバナーおよび（または）リジョン・チェアパーソンの指導監督のもとに、ゾーンの最高運営責任者を務める。具体的な任務は次のとおりである。

- (a) ゾーンにおける会員増加につながるよう、国際協会の目的を推進する。
- (b) 現行の地区計画の成功に向けて積極的に努力し、クラブの参加を促す。
- (c) ゾーン内における地区ガバナー諮問委員会（ゾーン会議）の委員長を務め、同委員長として同委員会の定例会議を招集する。
- (d) クラブの強みと弱みを特定し、増強と、リーダーシップの向上と、有意義な奉仕を促すことで、クラブの健康を支える。

- (1) クラブの健康を支えるために利用できるツールについて熟知する。

- (2) 任期中 1 回またはそれ以上、ゾーン内の各クラブを訪問し、そこで分かったこと、特に発見した弱みについて、地区ガバナーとリジョン・チェアパーソン（該当する場合）に報告を行う的確なクラブ訪問を行う。

- (3) クラブと定期的に連絡を取り、効果的な運営を確かなものとする。

- (4) 新クラブを支援する。

- (5) クラブの健康を支えるための LCI の情報資料、グローバル・アクション・チームの各コーディネーター、及び LCIF コーディネーターを活用する。

- (6) ゾーン内のすべてのクラブがそれぞれ正式に採用したクラブ会則及び付則に従って運営されるよう努力する。

- (7) 地区、複合地区、国際協会との間に生じた問題に関してゾーン内の各クラブを代表する。

- (e) 地区の運営に精通し、次の役職に進むために必要なリーダーシップ技能を磨く。

- (1) 地区の構造と各役職の重要性を学ぶ。

- (2) 個人的なリーダーとしての技量を測り、個人的成長を促す。

- (f) 地区役員または国際理事会の方針によって要請される職務やその他の指示を遂行する。

⑦ 地区ガバナー・キャビネット（国際付則第 8 条第 7 項、複合地区会則第 16 条）

地区ガバナー・キャビネットは、次の任務を果たす。

- (a) 地区ガバナーがその任務を遂行し、準地区内のライオニズム高揚のために運営計画および方針を策定するに当たって、ガバナーを補佐する。

- (b) クラブおよびゾーンに関する報告と勧告を、リジョン・チェアパーソンまたは任務を割り当てられた他のキャビネット構成員から受け取る。
- (c) キャビネット会計による会費徴収を監督し、その資金の貯蓄機関を指定し、地区運営業務に関係する妥当なすべての経費支払いを承認する。
- (d) キャビネット幹事および会計の保証金額を定め、その保証金を出す会社を確保して承認する。
- (e) 年に2回または頻繁に、キャビネット幹事およびキャビネット会計（または幹事兼会計）から準地区の財務報告書を受け取る。
- (f) キャビネット幹事、キャビネット会計、またはキャビネット幹事兼会計の記録および帳簿の監査手配をし、地区ガバナーの承認を受けて、会計年度中に開かれるキャビネット会議の具体的な日時および場所を定める。

※各コーディネーターについては第19章参照

第2章 キャビネット会議

(国際付則第8条第8項／標準版地区付則第5条第1項～第3項)

定例キャビネット会議は、少なくとも年に4回開く。開催の時期は普通、次の通りである。ガバナー・エレクトは、第1回キャビネット会議を開く前に提案事項を地区名誉顧問会に諮問し理解を得ることが望ましい。

- 第1回定例会議は、国際大会閉会后30日以内に開く。
- 第2回定例会議は、10～11月中に開く。
- 第3回定例会議は、1～2月中に開く。
- 第4回定例会議は、複合地区または地区の年次大会の少なくとも30日前に開く。

(1) 第1回キャビネット会議の議事次第例

1. 地区ガバナーの開会宣言
2. 出欠確認、および欠席者からの通信朗読
3. 地区の行政機関としての地区キャビネットの機能について、地区ガバナーの簡単な説明
4. 各コーディネーター、リジョン・チェアパーソン、ゾーン・チェアパーソン、キャビネット幹事および会計の任務説明
5. リジョンおよびゾーンに関する簡単な説明
6. 地区資金が預金されている銀行承認
7. 1年間の予算承認。地区ガバナーとキャビネット幹事および会計が、キャビネット会議の前に、この予算を作成しておく。
8. 地区の年間目標承認
 - a. 全ゾーンで、予定通りに諮問委員会々議を開く。(第1回目は8～9月に、2回目は10～11月に、3回目は3月か4月に開く)
 - b. 全てのクラブが健全な財政状態にある。(会費を期日までに支払い、予算に沿って運営されている)
 - c. 会員増強と育成。(各クラブおよび地区目標となる会員数を定める)
 - d. 毎月、全クラブが月例会員報告書を期日までに提出する。
 - e. 全クラブが地区大会および国際大会に代表者を派遣する。
 - f. クラブ例会での平均出席率を最低85%に保つ。また開催方法の検討。
 - g. 全クラブが、意義のある種々奉仕活動を行う。

- h. 全クラブが、少なくとも月に1回、理事会定例会議を開く。
- i. 新クラブ結成。(出来れば目標を樹立)
- 9. 全ゾーンで諮問委員会会議が定期的に行われることの重要性および必要性に関する討議。リジョン・チェアパーソンがリジョン内のゾーン・チェアパーソンと協力し、密接に連絡を取り合ってこの会議が必ず開催されるよう確認することの重要性を強調する。
- 10. 地区コンテストの実施、その規定に関する審議と決定
- 11. 他のクラブその他からの通信朗読。キャビネットの決断が必要な場合には、適当な決断を下す。
- 12. 会費滞納、出席率低下、活動低下、報告書未提出など、問題のあるクラブ考察。必要に応じて、リジョン・チェアパーソンまたはゾーン・チェアパーソンに事態を調査させ、その結果報告と対策の勧告を地区ガバナーに提出させる。
- 13. 年度中のキャビネット定例会議全部の開催日時および場所の決定
- 14. キャビネット構成員が出すその他の事項に関する自由討議
- 15. 閉会

(2) 第2回キャビネット会議の議事次第例

- 1. 地区ガバナーの開会宣言
- 2. 出欠確認、および欠席者からの通信朗読
- 3. 前回会議の議事録朗読および承認
- 4. 前年度のキャビネット会計による地区財務報告
- 5. 前回会議からの継続事項審議
- 6. 各種通信物の朗読と必要に応じた決断
- 7. 進展状況の報告
 - a. 第1回諮問委員会会議の結果、並びに2回目会議の日程（普通、11月に開催）
 - b. クラブに関する事項
 - 1) 地区会費および国際会費滞納クラブとその対策
 - 2) クラブの目標樹立およびその達成法など会員増強の件
 - 3) 期日までに提出させる方法など、月例会員報告書提出に関する事項
 - 4) 特に大会経費など、クラブ運営資金の適切な使用
 - 5) 出席率85%以下のクラブ調査など、各クラブの例会出席率や開催方法。
 - 6) クラブ活動とクラブ委員会の活用、その改善案など
 - 7) 新クラブ結成およびその可能性のある地域、スポンサー・クラブ、ならびにガイディング・ライオンの責任などの審議
 - 8) 再建ライオン・プログラムの対象となるクラブのためにガイディング・ライオンの派遣

8. 問題のあるクラブの事情調査に関し、前回会議で任務を託されたキャビネット構成員の報告考察と、必要に応じての追加措置検討
9. 地区大会に関する地区ガバナーのプラン報告
10. その他事項の自由討議
11. 次回の会議の日時と場所確認
12. 閉会

(3) 第3回キャビネット会議の議事次第例

1. 地区ガバナーの開会宣言
2. 出欠確認、および欠席者からの通信朗読
3. 前回会議の議事録朗読および承認
4. キャビネット幹事または会計による財務報告
5. 前回会議からの継続事項審議
6. 各種通信物の朗読と必要に応じた決断
7. 進展状況の報告
 - a. 第2回諮問委員会会議の結果、ならびに3回目会議の日程（普通、3月に開催）
 - b. クラブに関する事項
 - 1) 会費滞納クラブ
 - 2) 会員増強
 - 3) 月例会員報告書提出
 - 4) クラブの例会出席率
 - 5) クラブ活動とクラブ委員会の活用
 - 6) 新クラブと結成見込みのあるクラブ
 - 7) ガイディング・ライオン報告
 - 8) ステータスクオ・クラブの考察
8. 地区年次大会提出議案について
9. 問題のあるクラブの事情調査に関し、前回会議で任務を託されたキャビネット構成員の報告考察と、必要に応じての追加措置検討
10. 地区大会に関する地区ガバナーの追加報告、ならびに代表者を送ることを全クラブに要請
11. その他事項の自由討議

(4) 第4回キャビネット会議の議事次第例

1. 地区ガバナーの開会宣言
2. 出欠確認、および欠席者からの通信朗読
3. 前回会議の議事録朗読および承認
4. 前回会議からの継続事項審議
5. 各種通信物の朗読と必要に応じた決断
6. 進展状況の報告
 - a. 第3回諮問委員会々議の結果
 - b. クラブに関する事項
 - 1) 会費滞納クラブ
 - 2) 会員増強
 - 3) 月例会員報告書提出
 - 4) クラブの例会出席率
 - 5) クラブ活動とクラブ委員会の活用
 - 6) 新クラブと結成見込みのあるクラブ
 - 7) ガイディング・ライオン報告
 - 8) ステータスクオ・クラブの考察
7. 地区年次大会提出議案について
8. 地区年次大会表彰選考について
9. 複合地区大会年次大会提出議案について
10. 複合地区大会、国際大会へ代表者を送ることを全クラブに要請
11. 次期キャビネット申し送り事項
12. その他事項の自由討議

第3章 地区委員長・地区委員

1. 地区委員長について

地区委員長は、地区ガバナーがキャビネットを組織する際、複合地区会則第 17 条に基づき任命する。主として同条 1 (b) にある委員長の中から必要と認めた委員長を選びます。その他の委員長についても同条 1 (c) により、キャビネット運営上必要であれば、その任務にふさわしい名称の委員長を設けることができます。

いずれも地区ガバナーによって任命され、正式なキャビネット構成員であり、地区役員となります。

キャビネット構成員の任務は複合地区会則第 20 条「キャビネット構成員の任務」に列記されていますが、それ以外の委員長については、地区ガバナーが明確な任務を与えて任命することになります。

(1) 地区委員長の性格付け

地区委員長はキャビネット構成員として、地区ガバナーおよびリジョン・チェアパーソン（この役職がガバナー任期中に活用される場合）の監督のもとに、担当分野政策立案、推進に当たるとともに、キャビネットにおける専門分野のスタッフとして、ガバナーを補佐します。

地区委員長の性格付けに伴って、次の点が明確になってきます。

- (ア) 奉仕事業の実施主体は、単一クラブであり、キャビネットは指導、推進の立場にあります。
- (イ) 単一クラブとキャビネットを結ぶラインは、リジョンの運営責任者であるリジョン・チェアパーソンとゾーンの運営責任者であるゾーン・チェアパーソンです。
- (ウ) 各種委員会の施策推進に当たっては、リジョン・チェアパーソン、ゾーン・チェアパーソンと地区委員長（含地区委員）の連携によって行われます。
- (エ) 単一クラブへの指導は、原則としてゾーン・チェアパーソンを通じて行われます。

(2) 地区委員長の数について

- (ア) 地区委員長の人数は、地区の規模、財政状態を考慮し、合理的な兼務のかたちをとり、極力減らす方向が好ましい。関連するものの組み合わせなど、兼務により相乗効果があがるよう留意する必要があります。
- (イ) 兼務のかたちをとる場合、適当な略名称を用いても差し支えありません（例：地区視聴力福祉委員長）。但し国際協会へは正式名称で報告する必要があります。（例：地区視覚障害者福祉委員長兼聴覚・言語障害者福祉委員長）
- (ウ) 複合地区会則第 17 条 1 (b) に列記されている以外の委員長の例としては、336 複合地区内の状況を「複合地区について 第3章」に記載しておりますのでご参照下さい。

なお、保健福祉委員長（当複合独自の名称）の任務は、所轄ライオンズ 4 献運動といわれる献眼・献血・献腎および骨髄移植ドナー登録促進を主奉仕目標とする。

(3) 任期 3 年の地区委員長（地区コーディネーター）

2023 年 3 月 19 日の国際理事会方針によると地区 LCIF コーディネーターは、複合地区 LCIF コーディネーターが地区ガバナーと協議の下で推薦し、LCIF 理事長が任命した場合は LCIF の代理人として、その任期は 3 年であります。

また複合地区および準地区の GMT・GLT コーディネーター、WYPT (FWT) コーディネーター、

GET コーディネーターの任期を 3 年とするよう要請されていますが、地区コーディネーターの任期は 1 年と地区会則および付則で決めておけば問題ありません。

準地区におきましては、任務の継続的効果を発揮させるためのものですから、その任務に適した人選を行い、引き継ぎを適正に行うことでコーディネーターの負担が長期にならないように配慮する必要があります。

2. 地区委員について

地区委員は複合地区会則第 18 条により、必要に応じ地区ガバナーによって任命されます。

キャビネット構成員に該当しないので、地区役員ではありませんが、地区委員会活動を活発にする重要な役割を担います。

1. 地区委員は各種地区委員会を構成する委員です。従って地区委員長に直属し、その指示を受けます。
2. 地区委員は担当リジョンを定めて、そのリジョンから任命されるケースが多いようですが、その委員会の各リジョンを担当する役目だけではありません。地区委員会活動を活発にするために委員長を補佐します。
3. 地区委員長は、自ら政策を立案しキャビネット会議に提案します。決定した事項のクラブへの対応はリジョン・チェアパーソン、ゾーン・チェアパーソンのルートを通じるのが本来のあり方です。お互いによく連携し行動することが大切です。

■ 奉仕事業の実施主体はクラブ

奉仕活動の実施主体はクラブであり、アクティビティの実施はクラブの重要な任務です。地区はクラブを指導し、助言します。

ただし、いくつかのクラブが合同で、あるいは他の奉仕団体や地方自治体と連携してアクティビティを行ったり、地区単位でアクティビティを行う場合があります。近年アラート委員会が各地区に発足していますが、東日本大震災や豪雨による水害など大きな災害が発生した場合には、災害規模によって該当する地区・複合地区が全国に救援を求める場合もあり、大規模かつ有意義な支援を行うことができます。

第4章 地区役員・委員の任命について

いかに立派な地区ガバナーを選出しても、地区運営を推進する地区役員・委員が優れた資質や行動力、ライオンズの知識を備えていなければ、地区ガバナーの職責を全うすることはできません。どんな地区役員・委員を任命するかが、地区ガバナーの1年を成功させるかどうかのカギとなるでしょう。

1. 地区役員・委員の人選について

(1) 人選は第一副地区ガバナーの任期中に

次期キャビネット構成員の人選は、第一副地区ガバナーの任期中に自ら行います。これは第一副地区ガバナーの重要な任務の一つです。

その際、次の点に留意します。

- ・ 地区ガバナー・キャビネットは、地区ガバナーを補佐する機関であるから、地区ガバナーの目的達成に尽くしてくれる者を構成員に任命すること。
- ・ キャビネット構成員の選抜には、資質を十分検討し、会務に意欲のある熱心な会員に絞ること。
- ・ 地区発展のため新しい指導者を選んでもよいし、指導力を十分に発揮している現委員長を再任命し、もう1年続けてもらうこともできる。

複合地区会則第 17 条 2「前地区ガバナー、第一および第二副地区ガバナー以外のキャビネット構成員は地区ガバナーによって任命される」と定められているが、実際には、リジョン・チェアパーソン等に次の地区役員の推薦を依頼することが当然視され、地区ガバナーの役員任命権が空文化しています。

ところが、副地区ガバナー制の導入により「自ら選び、自ら任命する」という本来のあり方が強く求められることになったわけです。

(2) 過渡的には一部推薦制併用も

次期の地区役員・委員の選考は、前述の通り、第一副地区ガバナーの任務ですが、過渡的措置として一部推薦制を併用し、よりよい人物の発掘を手伝ってもらうこともやむを得ないでしょう。

ただし、キャビネット幹事、キャビネット会計、地区委員長、キャビネット副幹事・副会計については、推薦を求める役職から除外するべきでしょう。

(3) 推薦を求める場合の注意事項

- ・ リジョン・チェアパーソンに次期の役職名を示して、候補者を推薦してもらう場合、リジョン・チェアパーソンは、あくまで人物本位に、適任者を選んで推薦すること。
- ・ 現在ローテーションを重視して選考していますが、これにとらわれない方法も一考です。ローテーションは、わざわざ狭い範囲を限定して、“窮屈な人選”を強いることになり、優れた人材の起用を困難にする危険性があるので、ローテーションにとらわれないこと。
- ・ リジョン・チェアパーソンはリジョン内の、ゾーン・チェアパーソンはゾーン内の、それぞれの全

クラブを対象に、第一副地区ガバナーの意に添って人選を厳正に行うこと。

- ・ 推薦を含め、第一副地区ガバナーから指名された次期地区役員・委員について、所属クラブに進んで協力してもらえる様、必要に応じて依頼書を発行する。

(4) 地区監査委員の委嘱

複合地区会則第 25 条 4 に「地区ガバナーは会員中から委嘱した 2 名以上の監査委員によって……」とあるように地区監査委員は、地区ガバナーが委嘱します。地区の会計内容を監査する役目でキャビネット構成員ではありません。

委嘱にあたっての留意点

- ・ 地区内会員の中から公認会計士・税理士など会計に明るい者を選ぶことが望ましい。
- ・ 任期は 2 年と 1 年の 2 名とし、毎年度新監査委員 1 名を選ぶ方法が好ましい。
- ・ 前期のキャビネット会計を地区監査委員に当てることは、自分が行った会計処理を監査することになるから、避けるべきである。
- ・ 地区ガバナーの所属するリジョン内からの委嘱は、監査の中立を期するため避けるべきである。

2. 地区役員・委員就任時の資格について

(1) 336 複合地区の統一見解

(a) キャビネット幹事・キャビネット会計の資格

地区ガバナーの両腕ともいわれ、キャビネット組織の中核となる重要な役職で、リジョン・チェアパーソンの上位者であり、それにふさわしい資格を必要とします。

その資格は

- ① クラブ会長の任期を満了するか、過半期務め、クラブ理事会メンバーを更に 2 年以上務め
- ② 地区役員を務めた者が望ましい。

(b) リジョン・チェアパーソンの資格

地区ガバナーよりクラブ会長に至るライン職の最上位者で、リジョン運営の責任者として、ゾーン・チェアパーソンおよび地区委員長を監督する立場にあります。

その資格は

- ① クラブ会長の任期を満了するか、過半期務め、クラブ理事会メンバーを更に 2 年以上務め
- ② ゾーン・チェアパーソン、またはその他の地区役員を務めた者が望ましい。

(c) ゾーン・チェアパーソンの資格

リジョン・チェアパーソンの指揮の下にゾーン運営の責任者として、クラブ会長を指導する立場にあります。

その資格は

クラブ会長の任期を満了するか、過半期務め、クラブ理事会メンバーを更に 2 年以上務めた者。

(d) 地区委員長の資格

地区ガバナーを補佐する専門分野のスタッフとして、それにふさわしい力量のある人。

①クラブ会長の任期を満了するか、過半期務めた者が望ましい。

②地区役員または地区委員を務めた者が望ましい。

(e) 地区委員の資格

所属する委員会に関する知識を持つ者で、分担するリジョン内の情勢に詳しく、クラブ役員経験者が望ましい。

(2) RC、ZC の資格に関する国際理事会方針

1991 年 4 月の国際理事会は、「リジョン・チェアパーソン、ゾーン・チェアパーソンは、効果的な準地区運営に参加する重要な性質のものであるので、それだけの能力を備えた人物を確保したい」という理由で、標準版地区付則第 2 条第 7 項（2021.6.29 改定）に下記の通り明記されています。「就任時においてクラブ会長を全期もしくは、その大部分を務め終えており、更にクラブ理事 2 年以上務めたことがあるもの」という資格を新しく加えました。（1992 年 7 月 1 日から有効）

336 複合地区はガバナー協議会（1992 年 3 月 27 日）において、「当然必要な資格である」として、これを運営マニュアルに記載し、複合地区の統一見解として遵守することを決定しました。

複合地区会則委員長連絡会議は、複合地区会則の改正は行わないが、標準版に関する国際理事会方針を確認することを申し合わせました。（1994 年 11 月 24 日）

リジョン／ゾーン・チェアパーソンの資格（標準版地区会則および付則 付則 第 2 条 第 7 項）

リジョン・チェアパーソンおよびゾーン・チェアパーソンは、下記条件を満たさなければならない。

- (a) それぞれのリジョンまたはゾーンのグッドスタンディングの正会員であり、
- (b) リジョン・チェアパーソンまたはゾーン・チェアパーソンに就任するまでに、ライオンズクラブ会長の任期を満了するか、過半期務め、ライオンズクラブ理事会メンバーを更に 2 年以上務めた。
- (c) 地区ガバナーとして全期または過半の期間務めた経験がない。
- (d) ゾーンおよびリジョン・チェアパーソンとしてその役職を務められるのは、通算で 3 年までである。

3. RC、ZC の補佐について

リジョン・チェアパーソン、ゾーン・チェアパーソンに幹事あるいはアシスタントをつける風習がいまだに見受けられますが、このことは正式に認められていません。ライオンズ必携前文の「ライオンズクラブの運営について」の項では、この問題について次のように解説しています。

「ところによっては、リジョン幹事やゾーン幹事を設置している例があるようだが、リジョン・チェアパーソンやゾーン・チェアパーソンは、自らそれぞれのリジョン・ゾーンの運営に当たることが原則であり、リジョン幹事やゾーン幹事は設置することは極力避けるべきである。」もちろんキャビネット構成員として認められる役職ではありません。

上記の公式見解を尊重し、リジョン・チェアパーソン、ゾーン・チェアパーソンは自らが地区ガバナーの補佐役であるという自覚を持ち、地区ガバナーとクラブを結ぶラインの地区役員としてリジョン、ゾーンの運営に当たるべきです。そのことが合理化、活性化への道でもあります。

リジョン会議、ゾーン会議（地区ガバナー諮問委員会を含む）などの開催にあたり、資料の作成、会議場の設営、その他の諸準備に応援を必要とする場合、その旨を所属クラブに申し出て、クラブがホスト役を務めて手伝うようにすればよいでしょう。

但し、336 複合地区では必要に応じて、リジョン幹事（総務）やゾーン幹事（総務）を置いているところもあります。あくまでもキャビネットの構成員でないことから、リジョン・ゾーンでの補佐役としてチェアパーソンのアシスタントに位置づけられるべきでしょう。

4. 次期地区役員・委員等選考要領について

第一副地区ガバナーが次期地区役員・委員の人選を行う際の要領と関連書式の一例を掲載します。

次期地区役員・委員等選考要領(例)

次期地区役員・委員等は、第一副地区ガバナーが自ら人選し、地区ガバナー就任時に任命する事が原則である。但し、第一副地区ガバナーが人選困難な役職については、現キャビネットの組織を通じ、推薦方を依頼する事が出来る。その手順は次の通りとする。

1. 第一副地区ガバナーは第3回キャビネット会議で、地区ガバナー立候補者届出書が正式に受理されるのを待って、地区ガバナーと連名で、次の文書をリジョン・チェアパーソン宛に発送する。
 - ① 次期地区役員・委員等の指名
 - ② 次期地区役員・委員等の推薦依頼なお、就任時の資格については、別添のMD336 運営マニュアル記載事項を遵守する。
2. リジョン・チェアパーソンは、リジョン内の地区名誉顧問、地区役員・委員等の出席を求めて、リジョン会議を開き、
 - ① 次期地区役員・委員等を指名する文書は、ゾーン・チェアパーソンを通じ、関係クラブに送り、協力を要請する。
 - ② 次期地区役員・委員等の推薦依頼は、内容を確認し、
 - ア) 次期ゾーン・チェアパーソン候補の推薦については、別途ゾーン・チェアパーソンにゾーン内の最適任者を推薦するよう依頼する。
 - イ) その他の役職については、リジョン内の最適任者を推薦するため協議し、リジョン・チェアパーソンが取りまとめる。
3. 次期ゾーン・チェアパーソンの推薦について、ゾーン・チェアパーソンがゾーン内の地区名誉顧問、地区役員・委員、クラブ会長等を集め、意見を求めても良いが、最適任者を選ぶためクラブローテーションにはこだわらない様にする。
4. リジョン・チェアパーソンは3月4日までに、推薦書を取りまとめ、指名に対する確認とともに、第一副地区ガバナーに送付する。
5. 第一副地区ガバナーは上記文書を受け、検討の上、次期地区役員・委員等予定者を内定する。

以 上

〔注 意〕 この要領はキャビネット会議の議決を得ること。

20 年 月 日

リジョン・チェアパーソン

殿

ライオンズクラブ国際協会 336-_____地区

地区ガバナー

第一副地区ガバナー

次期地区役員・委員等の指名確認と推薦についてのお願い

拝 啓 益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

今般開催された第3回キャビネット会議において、第一副地区ガバナー_____

(____R____Z_____ライオンズクラブ)が次期地区ガバナー候補者として確認されました。

また、次期地区役員・委員等選考要領が決まり、この要領に基づき、次期地区役員・委員等の第一副地区ガバナーによる指名の確認と、その他の役職についての貴リジョンよりの推薦を頂くこととなりました。

よろしく願います。

敬 具

記

- | | | |
|-------------------|--------------|----------|
| 1. 貴リジョン内で指名した役職名 | 地区名誉顧問 | 名 |
| | R C | 1名 |
| | Z C | 名 |
| | 委員長 | 名 |
| | 委 員 | 名 |
| 2. 貴リジョン推薦の役職名 | R C | 1名 |
| | Z C | 名 |
| | 委員長 | 名 |
| | 委 員 | 名 |
| 3. 提出書類 | 指名確認書 | (別紙1) |
| | 推 薦 名 簿 | (別紙2) |
| | 提 出 期 限 | 20 年3月 日 |
| 4. 提 出 先 | 次期キャビネット事務局宛 | |

以 上

(別紙1)

ライオンズクラブ国際協会 336-____地区

地区ガバナー _____ 殿

第一副地区ガバナー _____ 殿

____R・RC

署 名 _____

20 ～20 年度地区役員・委員を下記の通り推薦いたします。

R 指名・推薦名簿

役 職 名	氏 名	所属クラブ名
地 区 名 誉 顧 問		
地 区 名 誉 顧 問		
地 区 名 誉 顧 問		
R・RC		
1 Z・ZC		
2 Z・ZC		
3 Z・ZC		
委員長		
委員長		
委員		
委員		
委員		
委員		
委員		
委員		

◎ あらかじめ氏名の記入してある役職は、第一副地区ガバナーによる指名です。

(別紙2)

____ R- ____ Z

Z C _____ 殿

_____ ライオンズクラブ

会長（署名） _____

20 ～20 年度地区役員・委員等の指名・推薦について、クラブ理事会で確認のうえ、下記会員のクラブ経歴書を提出いたします。

記

予定役職名			氏 名		
自 宅 住 所	〒				
	TEL :		FAX :		
勤 務 先 名					
勤務先住所	〒				
	TEL :		FAX :		

年 度	経 歴	ライオンズ受賞歴
～		
～		
～		
～		
～		
～		
～		
～		
～		
～		

____ R・RC

_____ 殿

上記について、所属ライオンズクラブ会長より推薦があり、適任と認めますので推薦いたします。

____ R- ____ Z

ZC(署名) _____

- 注 1. 経歴は主要なライオン歴のみご記入ください。
2. クラブ会長は3月 日迄に所属ZCへ2通を提出下さい。
ZCは各クラブを取りまとめ、3月 日迄に所属RCまたは次期キャビネット事務局へお送り下さい。

第5章 リジョンとゾーンの構成

1. 複合地区会則による規定

リジョンとゾーンの構成は複合地区会則第 13 条 2 によって定められています。

地区キャビネットの承認があり、かつクラブ、地区、国際協会にとって最善である場合に、地区ガバナーは、リジョンおよびゾーンを変更することができます。地区は、2 つ以上のゾーンから成るリジョンに分割することができる（地区ガバナーの任期中にリジョンを活用する場合）。各ゾーンは、4～8 のクラブで構成されるべきであり、それらのクラブや新たに結成されたクラブの地理的位置を十分考慮の上、拡大することができる。

(1) クラブ数との関係

リジョン・ゾーンの構成はクラブ数で規定されています。その数に達しないリジョン・ゾーンは、新クラブの結成等により、極力規定のクラブ数に達するように努めなければなりません。またクラブ数が規定を上回っているものは、分割、再編成等により適正規模化する必要があります。

(2) 分割・再編成について

会則の許容範囲内にあるリジョン・ゾーンであっても、指導管理上の必要を認めれば、分割、再編成の対象として検討すべきでしょう。なお、リジョン・ゾーンの分割・再編成は、地区ガバナーの専決事項ですが、クラブ間の諸問題、歴史的慣行なども把握したうえで、関係のリジョン・チェアパーソン、ゾーン・チェアパーソンの意見も十分聴取し、慎重にして、果敢に処理することが肝要です。

(3) リジョン・チェアパーソンの設置状況

国内では、リジョン・チェアパーソンを設置しない地区が増加しており、2022-2023 年度は、全国で廃止 24 準地区、実施 11 準地区という状況です。

当複合地区内においては、廃止は 336-B 地区、実施は 336-A,C,D 地区です。（過去には、336-D 地区が 2010-2011 年度に、336-A 地区が 2013-2014 年度にリジョン・チェアパーソンをおきませんでした。）

2. 336 複合地区内準地区の R・Z 構成一覧（参考資料）

（2024 年 12 月末日現在）

	R	Z 数	クラブ数					会員数
			1Z	2Z	3Z	4Z	R 内合計	
336・A地区	1	3	5	7	5		17	4,954
	2	4	4	4	5	4	17	
	3	3	4	4	4		12	
	4	4	6	5	4	6	21	
	5	2	7	6			13	
	6	3	5	5	4		14	
	7	3	5	5	4		14	
	8	2	6	7			13	
	9	2	6	6			12	
	地区内クラブ数						133	
336・B地区	1	3	3	5	5		13	2,344
	2	2	7	5			12	
	3	2	5	5			10	
	4	2	6	4			10	
	5	1	8				8	
	6	2	4	4			8	
	7	2	6	3			9	
	8	1	8				8	
	地区内クラブ数						78	
336・C地区	1	3	7	6	8		21	2,762
	2	2	5	5			10	
	3	3	9	9	5		23	
	4	3	8	8	5		21	
	地区内クラブ数						75	
336・D地区	1	2	5	6			11	2,631
	2	3	4	4	8		16	
	3	2	6	4			10	
	4	2	3	6			9	
	5	2	8	5			13	
	6	3	6	4	3		13	
	7	2	8	3			11	
	地区内クラブ数						83	
計	28 (R)	68 (Z)	369 (クラブ)					12,691

第6章 地区における研修会

(1) 毎年度実施される研修会

地区において地区ガバナーが主催する研修会には、主に次のものがあります。

- ・ 次年度地区役員研修会
- ・ 次年度クラブ会長、幹事、会計研修会あるいは次期クラブ五役研修会など
- ・ クラブ運営、事業関係委員長研修会
- ・ 新会員オリエンテーション（各リジョンで開催される場合もあります）
- ・ リーダーシップ研修会

(2) 開催時期

- ・ 各研修会は適切な時期に実施することが肝要です。
- ・ 次年度地区役員、クラブ役員研修会は、地区年次大会閉会后、なるべく早期に開くことが望まれます。
- ・ クラブ委員長の各種研修会などは、新年度に入ったらできるだけ早く開催し、具体的プランが立てられるように配慮して下さい。
- ・ 新会員オリエンテーションは、11月または12月および3月または4月と、年2回程度開催するのが理想的です。

(3) 開催場所

通常、次年度キャビネット所在地で開催されるケースがよく見受けられますが、受講者の都合を考えれば、交通の便利さや時間的に余り違いのない場所を選んで開催されるべきではないでしょうか。

(4) 出席者

研修会の内容によって、それぞれ相応しいメンバーが受講するのが当然ですが、指導力育成や会則、情報等の研修会には、クラブ会長もできるだけ受講していただきたいものです。新会員オリエンテーションについては該当者全員が受講するのはもちろんですが、クラブ会員委員長（委員）の出席も当然配慮されるべきでしょう。

(5) 講師

必ずしも、年功や過去のポストにこだわらず、それぞれの研修会の目的に沿った適任者を選ぶことが大切です。ライオン・テマー、テール・ツイスターの研修会講師は、クラブで実績をあげた経験者に依頼するのも、受講者に対して説得力があって面白いのではないのでしょうか。

新会員オリエンテーションを開くため、ガバナーは数名の元地区ガバナーをオリエンテーション・チーム・メンバーとして任命することになっております。講師としての最大の責務は、受講者にライオンズクラブの活動に必要な技法と知識を与えることによって、その学習と行動への動機づけをはか

っていくことにあります。

この場合、一方的な講義の押し付けでは、所期の目的は達成されません。期待される成果は、研修を受けるメンバーがどの程度講師を受け入れるかによって決まってくるから、まず相互の良好な関係を作るためにも自分の講義の内容がその目的に十分沿っているか、判り易い表現を心掛けているか、また適格にかみくだいて具体的に話しているか等を、常々自問自答した上で、講義を始めることが肝心でしょう。

講師が受講者に気持ちよく受け入れてもらうためには

1. 教えることに情熱をもつ。
2. 誠実さとフェアプレーの精神をもつ。
3. 受講者とともに考える姿勢をもつ。
4. 自分を客観的に眺められる冷静さをもつ。

以上の四原則を忘れてはいけません。

また特出すべきは、MD 3 3 6 内にも有資格者の優秀な講師がおられます。これらの人材を有意義に活用し地区内での講師育成を進めることが求められています。

(6) 研修の内容

いかなる研修会においても、ライオンズクラブの目的と道徳綱領に触れるべきです。次期クラブ役員研修会には、次期地区ガバナーを講師として、次年度ガバナーの基本方針を研修の内容に入れなければなりません。

地区役員研修会、クラブ役員研修会においては、キャビネット事務局作成のテキストと MD336 運営マニュアルを併用し、クラブ運営・事業各委員長研修会にはライオンズ必携、ライオン誌や MD336 運営マニュアルから作成した資料を配布してライオニズムの啓発につとめて下さい。

(7) 研修の方法

講義の内容を受講者によりよく理解してもらうためには、視覚に訴えた技法（ビジュアルテクニック）を駆使することが必要です。現代は情報過多の時代ですから、その情報を整理して相手に理解させるためには、ビジュアルに訴えるほうが瞬時にわからせることができるからです。

その方法として、文書による資料をあらかじめ準備したり、ホワイトボード、ビデオ、DVD、パワーポイントなど各種の機材やパソコン・プロジェクターを有効に利用することによって、研修の成果を高めることができます。また、近年では Web による研修会も開催され、自宅や会社で PC やスマホ・タブレットを使用して研修を受けることもできるようになりました。

(8) 研修時間

その内容によって一概に言えませんが、質疑応答や自由討議にも充分配慮した時間配分を心掛けるべきでしょう。

(9) 経費の節減

クラブまたは会員の負担の軽減を図り、研修会本来の目的達成のため、特に各種クラブ委員長研修

会、ライオン・テマー、テール・ツイスター研修会など、終了後の懇親会はやめるべきでしょう。

(10) 各種研修会のプログラムについて

従来の研修会の多くはセミナー形式で実施され、講義と簡単な質疑応答を内容とするものでしたが、国際協会の指導力育成の基本方針の変更、国際会長の行動計画を視野に入れると、今後各種の新提案が示されると予想されます。それらの事情を考慮に入れ、下記のような内容をプログラムに採用するのが妥当と考えられます。

- ・ 研修の主題に対して自由討論にかけける時間を充分にとり、参加者の多くから率直な意見を求めます。
- ・ 実施した研修会の成果に関しては、一般出席者の評価を求め、将来の研修会の参考とします。そのために簡単なアンケートを実施するのも一方法です。

(11) 新会員オリエンテーション・プログラム

国際協会は、新しく入会する会員に、ライオニズムの知識を深めさせ、「退会防止と活動的なクラブ会員」を目指す地区レベルのオリエンテーション（基礎的指導）実施を義務付けています。

これは国際的プログラムであり、国際協会の HP で「新会員オリエンテーション・ガイド」が示されています。検索すると PDF データが入手できます。

(12) クラブにおける新会員オリエンテーション

地区における新会員オリエンテーションは勿論重要であるが、クラブにおいては新会員が入会すれば、速やかにオリエンテーションを開催しなければなりません。このオリエンテーションは会員委員会またはライオンズ情報委員会が主管し、講師はクラブ内の適任者を担当委員長が指名します。

このオリエンテーションでは以下のことを主に新会員に伝えます。

1. ライオンズクラブの目的と会員の権利義務
2. 国際協会の概要
3. 所属クラブの歴史、組織、役員、会則、内規などクラブに関すること
4. 必要最小限のライオンズ用語
5. その他

■ 地区における新会員オリエンテーション実施要領

1. 新会員オリエンテーションの重要性

将来のライオンズクラブを担う人材を育成するためにも、新会員オリエンテーションを最重要研修会と位置づけ、年間2回程度開催し、新会員は3～6ヶ月以内を目標に全員が受講するよう厳格に実施しましょう。

2. オリエンテーション・チームの任命

地区ガバナーは、元地区ガバナーの中から適任者を選んで、年度初めに「新会員オリエンテーション・チームリーダー」1名と「新会員オリエンテーション・チーム・メンバー」若干名を任命します。

3. オリエンテーション・チームの任務

地区ガバナーの招集により、新会員オリエンテーション・チーム会議を開き、開催日、場所、教育内容、講師などの基本方針を早目に決定し、キャビネット会議に報告します。地区キャビネットは、地区内各クラブへの周知徹底を図る他、必要な協力体制をとります。

オリエンテーションは、通常年度内に2回開催しますが、必要により3回にする場合もあります。開催時期は、地区内の新会員の入会状況を見ながら、11月か12月初旬と3月か4月初旬が適当とされています。336複合地区内の準地区ではリジョン単位で、あるいは地区内2カ所で開催していますが、地区全体で開催することも考えられます。講師はオリエンテーション・チーム・メンバーとその他の適任者とします。

4. 研修資料の作成

国際協会HPから「オリエンテーション・ガイド」などの資料をダウンロードして活用することもできます。最新情報を取り入れながら、適切な資料を作成するよう心がけましょう。

5. 出席者名簿の作成

新会員オリエンテーションの出席者は、その年度の新会員と、前年度出席できなかった新会員などとし、地区キャビネットは該当者全員の出席を求めるよう各クラブに手配します。

また、地区主催の研修会ですから、地区ガバナーは出席して激励の挨拶を行い、地区役員、関係クラブ会員理事も同席します。

出席者名簿は地区キャビネットが作成します。

6. 研修会での留意事項

- ・ セレモニーに時間をとられないようにし、やわらかい雰囲気作りを心掛ける。
- ・ 適当な間隔で休憩時間を取り、受講者の集中力が散漫にならないようにする。
- ・ 受講者の意見発表や質疑応答の時間を設け、より効果的な研修会にすること。
- ・ 出席者に感想を求める簡単なアンケート用紙を配り記入してもらう。
- ・ 開催することに意義を求めるよりも、効果に意義を求めること。

7. アンケートの例

ライオンズクラブ研修会へのご出席ご苦労様です。

このアンケートは、今後の研修会の参考に致しますので、ご面倒とは思いますが、下記の事項について率直なご意見をお書き下さい。(無記名)

1. 本日の研修会の感想に○印を付けて下さい。
 - a. よかった
 - b. 普通
 - c. よくなかった
2. 本日の研修内容で役に立ったと思われることをお書き下さい。
3. この研修会でもっと知りたかった内容をお書きください。
4. この研修会の開催場所、時間についてお尋ねいたします。
5. その他、何でもご意見があればお知らせ下さい。

第7章 PR・情報・IT・マーケティング

1. PR と情報

(1) 定義と変遷

PR 情報と一口に言ったり、混同して使われたりされていますが、PR と情報は全く異質なもので、その意味を十分理解しておかなければなりません。

まず PR ですが、これは **Public Relations** の略で、直訳しますと「公衆関係」になりますが、これでは意味が分からないために、PR がそのまま用いられております。PR とは、ある団体が一般社会にその事業目的を理解させようとする、広報活動を言います。2022 年 6 月の国際理事会において「PR」という言葉を「マーケティング」という言葉に置き換えることが決議されました。

これに対して情報は、**Information** つまり実態を知ること、知られること、知らせることなどを総称していわれる言葉のようです。

ライオンズ必携第 56 版ではクラブ付則第 4 条 (a) で、PR およびコミュニケーション委員会と情報テクノロジー委員会が別記してあります。また、ライオンズ必携第 57 版では、クラブ付則第 5 条 1 項にマーケティング・コミュニケーション委員会と IT (情報技術) 委員会に名称変更がなされています。さらに、ライオンズ必携第 60 版ではクラブ付則第 5 条第 1 項では、マーケティング委員会と情報技術テクノロジー委員会の名称変更が再度なされています。

(2) ライオンズ活動におけるマーケティングと情報技術テクノロジー

ライオンズ活動の実際において PR とは、やはり「クラブ会報」を発行することによって「クラブおよび国際協会の活動を、一般社会や会員に知らせること」がもっとも代表的な活動の形ではありますが、その他にクラブ事業の成果をマスコミに情報提供するとか、講演会を開催したり、地域的な集まりに参加してクラブの活動を紹介する方法などもあります。

しかし、いずれにせよマーケティング委員会は、その訴求相手が誰なのかを意識しなければなりません。クラブ会員に対しては、クラブ事業の意義や紹介を主として、例会案内や会員の消息などが広報の対象になります。が、PR の最大の目的は、会員相手よりも一般社会に対しての PR に重点を置くべきと考えます。国際協会から単一クラブまでの活動を一般社会に知らせることによるメリットは計り知れないものがあります。

ここで会報編集者の任務について触れておきますと、「クラブの正式機関誌」として会員向に発行される誌面の取材、編集に携わって定期的に会報を刊行し、会員はもとより、地区ガバナーその他の関係役員から報道関係等にも配布することが望まれます。クラブ会報の内容については、おおむね二種類に大別されると思います。その一つは、会報の内容がライオニズムの高揚、クラブの運営や事業についての問題提起、会員のエッセイや新会員の紹介等によって得られるパートナーシップなどを主としたもの、つまり PR 的要素が強いもので、もう一つは、例会の通知、理事会の議決内容、地区からの通知、ブラザークラブの近況などを主とした編集つまり情報的要素が多いタイプのことです。この両者の違いをよく理解して編集することが肝要でしょう。

また、近年 Web による情報発信も簡単にできるようになり、クラブのホームページの作成はもとより facebook や Instagram などの SNS を活用して、クラブの活動や情報をリアルタイムで発信しているクラブも増加しています。

それに対して、「ライオンズ情報委員会」の任務は、クラブの組織や歴史、業績などを記録し、国際協会、日本レベル、複合地区、準地区の諸情報やリジョン、ゾーン、自クラブの動向を把握して、会員に周知させることにあります。このような意味合いから、PR 的要素も確かに含まれてはいますが、対象となるのが主にクラブ会員で、会員を含めた一般社会に対して PR を行なうマーケティング委員会とは、ここに違いがあるといえましょう。それに、情報を蓄積、整理、保管し、次の時代に引き継ぐことが、クラブの正しい歴史の保存につながります。

ライオンズ必携第 56 版クラブ付則第 4 条第 1 項 常設委員会 には「ライオンズ情報」という文句がありますが、第 57 版ではなくなっています。おそらくマーケティング委員会に吸収されたものと思われる。また「情報テクノロジー」という同じ「情報」と付く言葉と混同してしまいがちですが、IT の情報技術テクノロジーとは、2018 年頃 MyLion から始まって、現在ではライオン・アカウントの取得や、そこから展開される国際協会が運営する IT コンテンツの普及に向けて、クラブ運営の IT 化が推進される中、MyLCI でクラブや会員情報を報告するために IT を駆使しないといけない観点からで、本来のライオンズ情報とは意味が変わってきていますので「情報」に惑わされないように気を付けないといけません。

PR 活動の基礎は情報にあるともいえます。「1 つの事実があった。その事実が誰にも知れないとすると、その事実は存在しないに等しい。」といわれるように、情報を含んだ事実を繰り返し知らせることが PR といえるのではないのでしょうか。例えてみますと、情報と PR はマイクとスピーカーの関係にあるといえましょう。集音マイクで集めた情報を、PR というスピーカーで会員や市民に知らせるわけですが、この間にアンプの役目をする委員会があつて、集まった情報を効果的に増幅したり、ミキシングしてスピーカーを通して PR すると考えれば、理解されやすいと思います。

PR を効果的に実施するには、前述したように訴求対象を明確に意識する必要があります。即ちライオンズの役割を納得してもらうための「外なる PR」は、一般社会を視野に入れて実施されなければなりません。この内と外との PR は、車の両輪のようにバランスよく行なわれることが、クラブ発展につながるものと思います。

同時に、これからの PR のあり方は、スタンスを「グローバル化」「IT 化」「女性化」の 3 目標に設定して、その効率を図るべきものと考えます。

最近、ライオンズクラブの中で会員増強や、会員の定着性が強調されておりますが、やはりその効果を挙げる最高の手法はいうまでもなく、活発なクラブ活動にあります。これがあつて始めて効率のよい PR ができる訳ですし、会員自らが誇りをもって進んで奉仕活動に参加することが最高の PR 活動といえるかも知れません。

2. 理想的な人選

委員会の任務に適した理想的な人材を配置するとすれば、次のような点に留意して人選するのが好ましいといえましょう。

◎ マーケティング委員会

国際協会、日本レベル、複合地区、準地区の諸情報やリジョン、ゾーン、自クラブの動向を把握

できる人。または上記のことがよく理解できる人。地区役員経験者、元クラブ会長などから選ぶのがよいということになるのですが、クラブ内でそのような人材を得ることは難しいかもしれません。その場合、できるだけ広範なライオンズ知識を持ち、ライオンズ情報の集まりやすい人を任命することが好ましいでしょう。

◎ 情報技術テクノロジー（IT）委員会

広報、宣伝の知識を持つ人、少なくとも興味を持ちうる人。アイデアマンであり活動力のある人。マスコミ関係に知人を持つ人など。特にITを自在に使いこなせる人を選任すべきでしょう。

近年、国際協会のWebページにアクセスするためにライオン・アカウントの取得が必要になりました。会員一人ひとりに会員番号があるように、全員のライオン・アカウント取得が推奨されています。ライオン・アカウントに登録するとWebページの入口・会員ポータルにログインでき、以下にアクセスできます。「My Lion・My LCI・Insights・Learn・Shop」これらはコンテンツによっては閲覧権限を有する物もあります。利用方法など詳細は、日本語情報サイトのウェビナーを参考にしたり、直接OSEAL調整事務局の担当にお尋ねください。

◎ 会報編集者

紙面編集の経験者、あるいは興味を持ち得る人。取材、執筆に向けた人。

どのクラブにも上記のような適任者が揃っているわけではありません。また、人材配置で他の委員会との兼ね合いもあるでしょう。そこで、できるだけ「やる気を起こさせる」こと、研修の方法を講じること、毎年度の成果や記録をクラブの蓄積として積み重ねることなどに留意すべきでしょう。

また、地区においては上記のいずれも兼ね備えた資質を持つ委員長が兼任する流れにあります。今後マーケティング委員長がこれらすべてを掌握し、地区グローバル・アクション・チームを直接サポートする役目を担い、行事やプログラム・イニシアチブを広報する機会を支援していく流れにあります。

3. 情報資源

ライオンズクラブ国際協会のホームページからは多種多様な情報が得られます。適切で最新の情報をクラブ会員に提供することによって、正しい指針を導き出すことが可能となります。国際協会の情報をうまく活用して、事業計画やクラブ運営の参考にしてください。ホームページ内の情報の主な項目を列挙しておきます。

国際協会ホームページ (<https://www.lionsclubs.org/ja>) にアクセスし、「ライオンズとは」「私たちのインパクト」「会員リソースセンター」などをクリックしてください。

また、右上の「会員ログイン」「LCIF」などなど、国際協会のホームページをフルに活用してください。🔍の検索からキーワードを入力して、必要な資料をダウンロードしてください。クラブ役員や地区役員のマニュアルをはじめ、有用な資料がたくさん揃っています。

336 複合地区ガバナー協議会のホームページにも様々なリンクが張られています。上段にあるリンクバナー「ライオンズクラブ国際協会日本語版情報サイト」には最新の情報や役立つ情報一覧などが閲覧できます。ご活用ください。

第8章 ゾーン・チェアパーソンへの期待

1. ZC の責務について

「第1章 地区ガバナー・キャビネット」の項では、ZC の任務の概要について、また「第3章 地区委員長・地区委員」の項では、次のようなことが明確にされています。

- ・ 奉仕事業の実施主体は、単一クラブであり、地区キャビネットは指導、推進の立場にある。
- ・ 地区委員長は、リジョン・チェアパーソンの監督のもと専門分野のスタッフとして、地区ガバナーを補佐する。
- ・ 単一クラブとキャビネットを結ぶラインはRC、ZC である。
- ・ 各種委員会の施策推進に当たっては、RC、ZC と地区委員長の連繫によって行なわれる。
- ・ 単一クラブへの指導は原則としてZC を通じて行なわれる。

ここで重ねて、地区キャビネットの施策の浸透、推進等、クラブへの指導はゾーン・チェアパーソンの責務であることを強調するとともに、地区運営のカギがそこにあるという認識に立って、次の提言を行います。

- (ア) ゾーン・チェアパーソンはゾーン運営の責任者である。地区キャビネットの方針をゾーン内各クラブに浸透させる義務があると同時に、各クラブの動向を的確に把握し、RC あるいは地区キャビネットに必要な報告を行なうこと。
- (イ) 地区ガバナー諮問委員会は、ゾーン運営、クラブ活性化にとって極めて重要で、前年踏襲と前任者引継ぎがすべてであるというマンネリ化の状態から脱し、ゾーン・チェアパーソンの自主性に基づく諮問事項の選択、クラブの指導に留意すること。
- (ウ) 地区ガバナーの方針や意志の伝達、毎回のキャビネット会議決定事項のクラブへの浸透はゾーン・チェアパーソンの重要な任務である。特に地区行政上必要なことについては、これを諮問事項に加えるようにする。同時にゾーン・チェアパーソンはキャビネット会議の重要な構成員であるとの自覚を持ち、その討議に積極的に参加すべきである。いやくも会議決定後においてそれに反する言動は厳に慎むべきである。
- (エ) ゾーン・チェアパーソンは地区グローバル・アクション・チームの一員であり、GAT（グローバル・アクション・チーム）と連繫を密にし、会員増強、指導力育成、奉仕に関するニーズと各チームがゾーン内のクラブを支援する方法について討議するよう努める。
- (オ) 地区ガバナー諮問委員会は年4回の定例会議が義務付けられている。そのためか第4回の会議は現・次期懇親会の形をとっているところが多いようである。第4回の会議では年次報告や申し送りや引継ぎ、次年度への要望などを協議する、実のあるものにする。

また、上記のようなZC の活動が適切に行なわれるようにするため、地区ガバナーは次のようなZC 教育の場を設けるよう留意します。

- (1) 次期準備段階において、ゾーン・チェアパーソンの任務などについて、ガバナー・エレクトが十分な教育研修を行なうこと。
- (2) 任期中しばしば地区のZC 会議を招集し、地区ガバナーの政策の徹底とクラブの実情聴取を行い、ZC の意識を高めるようにする。
- (3) 地区あるいはリジョンにおいてクラブレベルの各種研修会が開かれる際は、必ずZC の同席を求めるようにすること。

2. 地区ガバナー諮問委員会について

地区ガバナー諮問委員会は、複合地区会則第 23 条により年 4 回開催され、地区内各ゾーンに設けられる地区ガバナーの諮問機関で、ゾーン・チェアパーソンを議長にゾーン内のクラブ会長・第一副会長および幹事をもって構成されます。(2017 年の国際理事会で第一副会長が、ガバナー諮問委員会の構成員になったが、わが国では、2018 年第 64 回年次大会において改正された後に条文に盛り込まれた。)

ゾーン・チェアパーソンが過去においてクラブ役員として身につけた経験は、地区ガバナー諮問委員会議長としての任務を果たしていくうえで、いろいろと役立ちます。クラブの例会と同様に、地区ガバナー諮問委員会会議も、ただ楽しい雰囲気を備えているだけでなく、出席者の一人ひとりに学ぶべきこと、考えるべきことを十分提供できるように、前もって慎重に準備されなければなりません。

地区ガバナー諮問委員会議長としての責任は、そのような建設的な会議をもてるよう、計画を立てることから始まります。

つまり、地区ガバナー諮問委員会会議は、出席者にとっては、新しい知識、情報を得て、それについての説明を聞き、検討を行える場でなければなりません。そこではまた、クラブ運営についての意見を交換し合い、お互いの問題について共同で解決策を検討することになります。

(1) 必須課題

下記の各議題は、地区ガバナー諮問委員会会議の度に、たとえ簡単にでも審議すべきです。

- 月 例 報 告 — 毎月の会員動静報告は国際協会でも重要視されており、また、アクティビティや LCIF の報告等を MyLion や SERVANNA のマンスリークラブレポートで報告することも非常に重要であることを強調する。
- ク ラ ブ 会 費 — 国際協会、地区への支払いが遅れないよう特に念を押す。
- エクステンション — 新クラブ結成によって地域社会の奉仕活動をより強固にするよう呼びかける。
- 会 員 増 強 — ライオンズクラブが発展していくためには、会員を増し、クラブの行動力を伸ばしていく必要があることを強調する。
- クラブ会長優秀賞 — 各クラブ会長は、この賞を目標に努力を重ねていく。
- 大会および各種会合 — 地区、複合地区、国際協会の年次大会に代議員全員が、またフォーラム等の各種会合にできるだけ多くの会員が出席するよう勧める。

特に第 1 回会議に際しては、別記議題例の他に次のことを配慮する。

- ・ クラブ会長、幹事は、すでにクラブ役員研修会で詳しい説明を聞いているはずであるが、念のため会議の冒頭にクラブ役員の任務について不明な点や質問があるかを聞いてみる。
- ・ 各クラブの年度の目標設定を検討する。国際会長の目標、地区ガバナーの目標、ZC の目標などについても同様に検討する。クラブ会長にクラブの目標を確立するよう助言する。
- ・ クラブ間の交流を促進するよう対策を立てる。
- ・ 地区ガバナーのクラブ公式訪問に備えて、各クラブの会長に公式訪問の意義、プロトコールなどの説明を行う。

(2) 開催の時期とその内容

	時期	内容	出席者
第1回	8月	キャビネット会議終了後速やかに、国際大会終了後90日以内に開かれる。ゾーン内全クラブの実情を記したリストを作成する。	正式メンバーのほか、必要に応じて、リジョン内の前・元地区ガバナー、複合地区役員、地区役員・委員にも出席を要請する。
第2回	11月	ゾーン内クラブの活動ぶりについて詳細にわたって検討する。ゾーン内クラブの発展に重点を置き、ライオニズム高揚の方法について検討する。	
第3回	2・3月	ゾーン内クラブの実情を再検討し、合わせてクラブの発展を図るための諸計画を協議する。	
第4回	4・5月	キャビネット会議終了後速やかに、複合地区大会の約30日前に開催する。現・次期懇親会の形をとっているところが多い。年次報告や申し送りと引継ぎ、次年度への要望などを協議する。	

(注) 地区によっては6月に反省を含めて新旧引継ぎの第5回会議が行われるところもある。

(3) 各会議の議題例

第1回会議

1. 会員増強プログラム、メルビン・ジョーンズ会員増強プログラム
 2. 世界ライオンズ奉仕デー
 3. 地域社会の分析とより良い奉仕について
 4. マーケティング（クラブ会報の重要性、外部向けのPR）について
 5. エクステンション（ゾーン内での新クラブ結成についての見通し）
 6. LCIF 週間
 7. その他
- 第2回ガバナー諮問委員会会議の期日決定（11月に行うようにする）

第2回会議

1. 新会員の入会式および研修
2. 会員維持…会員維持の優れたプログラムの重要性
3. クラブの成績評価（グッド・スタンディングの評価）…その活用方法
4. クラブ財政…収支均衡の重要性
5. （前回に重ねて）…クラブ会報、クラブ間の交流、PR
6. （前回に重ねて）…クラブ会員数、例会出席率に関する問題点
7. エクステンション…ゾーン内で結成準備中の新クラブ紹介

今後の見通し。出席者からゾーン内での新クラブ結成の可能性、新クラブのチャーター・ナイト挙行などについて意見を求める。

8. その他

第3回地区ガバナー諮問委員会会議の期日決定

第3回会議

1. 会計年度のクラブ会計監査
2. 地区、複合地区、国際協会の各年次大会への代議員、補欠の選出
3. 次期クラブ役員研修会
4. アワード（会員に対する各種アワードが予め国際本部から取り寄せられているかどうかを確認するよう幹事に助言する）
5. 新クラブ結成に関する報告…チャーター・ナイト出席要請
6. その他

第4回（最終回）地区ガバナー諮問委員会会議の期日決定

第4回会議

リジョン内各ゾーン合同会議として、次期メンバーを招いて開催する例が多い。その場合でも、単なる顔合わせに終わらないで、年度の総括と次年度への申し送りを行うことが肝心です。

1. ゾーン・チェアパーソンの年次報告
2. 次期申し送り事項の確認
3. 次期メンバーの紹介
4. その他

(4) 注意事項

1. 地区ガバナー諮問委員会は、地区ガバナーおよびキャビネットの諮問機関であり、ゾーン・チェアパーソンはゾーン内の全クラブを代表してその任務を遂行する。ただし、その任務は、地区運営上の諮問助言の域を超さないものとする。
2. 会議終了後、直ちに出席者に議事要録を送る。この議事要録は RC を経て地区ガバナーに報告される。
3. 地区ガバナーは毎回の諮問委員会に地区運営に関する必要事項を諮問する。

第9章 キャビネット副幹事・副会計

(1) 会則上の規定

336 複合地区においては、キャビネット副幹事・副会計を複合地区会則第 17 条 1 (C) によって、キャビネット構成員に任命することができます。

ただし、複合地区会則第 16 条 3 によるキャビネット会議での投票権は与えられていません。

キャビネット副幹事・副会計をキャビネット構成員とするための会則条項があるのは、日本の 8 複合地区のうち、336 複合地区だけです。それは、実情に応じて円滑なキャビネット運営ができるようにしておくためです。その適用に当たっては、慎重を期すようにいたしましょう。

なお、「ライオンズ必携」前文の「副の問題」においては、「地区ガバナー・キャビネットの場合は、キャビネット幹事・会計を助けてキャビネット事務局の運営に当たる者が必要となってくるであろう」と記述されています。

(2) 留意点

複合地区会則第 17 条 1 (C) によって任命されたキャビネット副幹事・副会計は、地区役員となります。任命に当たっては、次のような点に十分留意する必要があります。

- ・ キャビネット副幹事・副会計をキャビネット構成員として任命するかどうかは、あくまでも地区ガバナーの判断によるもので、その任命権に基づくものです。
- ・ これは 336 複合地区だけに残された会則の条項ですから、慎重を期すため、前例踏襲の安易な任命は避けるようにしましょう。
- ・ まずその年度のキャビネット副幹事・副会計の具体的任務について、実情に当てはめて検討してみましょう。
- ・ そのうえで真に必要であると判断し、任命する場合は、合理化、活性化の観点から極力少数に留めるようにしましょう。

(3) 任命の方法と報告

キャビネット副幹事・副会計の役職経験は、地区大会の時点で現在の第一副地区ガバナーが、地区ガバナー選挙に立候補しない場合または空席の場合は、国際付則第 9 条第 4 項 (d) により地区ガバナー立候補の付帯要件の資格として、キャビネット幹事、会計、RC、ZC と同格に認められています。したがって、ガバナー立候補資格（詳細は本マニュアル第 12 章および第 13 章参照）に関係しますので、次のような取り扱いをしましょう。

- ・ 任命状に「複合地区会則第 17 条 1 (C) によりキャビネット副幹事あるいはキャビネット副会計を任命する」旨を明記すること。
- ・ 上記により任命された者については、キャビネット会議において発表し、キャビネット会議議事録に記録を残しておくこと。
- ・ 複合地区ガバナー協議会へも上記の者の氏名を報告しておくこと。

(4) 参考（国際本部の見解）

1989 年 10 月 24 日

336-C 地区元地区ガバナー 石井 淳 殿

拝 啓

10 月 17 日付の貴信、確かに拝受致しました。法律部に照会致しました所、下記のような解答を得ましたのでお知らせ致します。

1. 貴地区が副幹事、副会計をキャビネット構成員として認めている限り、正規の構成員と扱うことができる。
2. 地区キャビネットとはガバナーのキャビネットであり、その構成員はガバナーによって任命される。複合地区委員会は協議会議長の下に存在し、その委員長又は委員をキャビネット構成員と同等とすることはできない。

尚、法律部では貴地区が採用しておられる複合地区会則第 17 条 1 (C) として、「その他地区ガバナーが任命する者」(336 複合地区) の個所が漠然としている為、もう少し具体的にしようご配慮いただければ…と申しております。

将来の為、ご一考下さい。

敬 具

太平洋アジア課課長
千恵子・コルビス

※ この書簡を受けて後、1991 年 5 月 26 日に開催された第 37 回 336 複合地区年次大会（会場：福山市）において、複合地区会則第 16 条 1 (C) は次の通り改正された。

複合地区会則第 16 条 1 (C)

「その他地区ガバナーの任命する地区委員長並びにキャビネット副幹事・副会計。」

第10章 地区ガバナーの公式訪問

1. 公式訪問実施上の留意点

- (1) 地区ガバナーの公式訪問は、地区ガバナーの職責上のクラブ訪問です。
- (2) 地区ガバナーは、任期中少なくとも1回は各クラブを訪問するよう務めることが望ましいとされています。地区の事情でこれが困難な場合には、少なくともゾーン単位での合同訪問を行い、その際には、クラブにできるだけ合同例会等の開催を求めるようにしましょう。また、ゾーン単位の合同訪問をする場合においても、できるだけ多数のクラブ会員の出席を要望すべきです。
- (3) 合同訪問の日程は、キャビネット幹事がリジョン・チェアパーソン、ゾーン・チェアパーソンの意見を聞き、第1回キャビネット会議で決定・発表します。
- (4) 合同訪問のホストクラブ、日時、場所、スケジュールなどについては、キャビネット幹事がゾーン・チェアパーソンとの協議の上、1ヵ月前には決定し、関係者に開催通知を行います。
- (5) 公式訪問ガバナー質問書は、各クラブに対し1ヶ月前に発送し、できるだけ早くクラブの回答を求めましょう。
- (6) クラブからの質疑事項は、公式訪問の際、書面（または口頭）をもって回答します。
- (7) 地区ガバナーは公式訪問にあたり、記念品の贈呈などのセレモニー行事の簡素化を図り、クラブ役員との話し合いの時間をできるだけ多くもつように努めましょう。
- (8) 地区ガバナーは公式訪問の全日程終了後、クラブ運営上必要な事項を収録した文書を全クラブに送付します。
- (9) 特に必要と思われる事項は、地区会報に掲載することが望ましいでしょう。

2. 公式訪問ガバナー質問書（例）

地区ガバナー _____ 殿 ライオンズクラブ 会長 _____ 印

地区ガバナー公式訪問質問書【 回 答 】

クラブ名	R Z ライオンズクラブ			回	会長
結成年月	年 月 結成	会 員 数	月現在 名	答	幹事
訪 問	年 月 日	会員平均年齢	歳	者	会計

- (1) 本年度、貴クラブの会長方針、スローガン、特筆すべき事業計画、資金獲得事業計画をお書き下さい。

--

- (2) 貴クラブの継続的事業計画がありましたら、主なるものをお書きください。

--

- (3) 会員増強についてお尋ねします。

イ) 本年度増員目標 _____ 名

ロ) 新会員に対する指導計画および会員の退会防止に関する計画をお書き下さい。

--

ハ) 新会員の入会式で感銘ぶかい演出に工夫がありましたらお聞かせください。

--

ニ) 最近の退会者について次にお書き下さい。

退 会 者	退 会 理 由	在 籍 年 数	主 な ク ラ ブ 役 職
A			
B			
C			

- (4) クラブ結成以来の会員の移動についてお尋ねします。(回答書作成前月についてお答え下さい)

	人数	退会人数	差引
チャーター・メンバー	名	－ 名	= 名
			＋
CN 後の入会者	名	－ 名	= 名
			＝
	年 月 現 在		名

- (5) メーク・アップ実態についてお尋ねします。(最近3ヵ月についてお答えください)

例会を欠席してメーク・アップをした会員は 延_____名
 イ) その内、他クラブの例会へ出席した会員は 延_____名
 期間：_____月から_____月まで
 ロ) クラブ理事会・委員会へ出席した会員は 延_____名
 ハ) その他メーク・アップ規則に該当するメーク・アップは 延_____名

- (6) クラブ例会において、毎回演出にご苦心されていると思いますが、特筆すべき企画がありましたら、お聞かせ下さい。(スピーチ・特別例会・家族会・その他)

- (7) クラブ幹事の職務についてお尋ねします。(○で囲むか、☑を入れてください)

イ) SERVANNAでの月例報告やアクティビティ報告を入力するのは
 事務局 ・ 幹事 ・ その他

ロ) MyLCIで毎月の会員動静を報告、入力するのは 事務局 ・ 幹事 ・ その他

ハ) MyLionでのアクティビティ報告をしていますか している ・ していない
 している場合、その報告を入力しているのは 事務局 ・ 幹事 ・ その他

ニ) 次の記録を整備保管しています。

- | | | | |
|----------------------------------|---------------------------------|---|----------------------------------|
| ☐ 会員名簿 | ☐ 例会議事録 | ☐ 理事会議事録 | ☐ 委員会議事録 |
| ☐ 役員名簿 | ☐ 委員会名簿 | ☐ 会員出席記録 | ☐ クラブ奉仕記録 |
| ☐ クラブ収支記録 | ☐ 会員表彰記録 | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> その他 </div> | |
| | | | |

(8) クラブ会報についてお尋ねします。

イ) クラブ会報を発行している

ロ) 会報を発行しているクラブは次にお答え下さい。

年間 _____ 回 ☐ 定期 ☐ 不定期 平均 _____ 頁

主要な内容 編集方針等	
クラブ外の 配布先	

(9) 貴クラブの地区大会参加についてお尋ねします。

	地区大会		複合地区大会	
	昨 年 度	本年度の予定	昨 年 度	本年度の予定
代 議 員	名	名	名	名
一 般 参 加 者	名	名	名	名
合 計	名	名	名	名

(10) 貴クラブの最近 1 ヵ年の理事会・委員会の開催についてお尋ねします。

理事会の構成メンバー数 _____ 名 (_____ 年 _____ 月 ~ _____ 年 _____ 月)

	開 催 数	参 加 延 人 数
理 事 会	回	
運 営 委 員 会	回	
事 業 委 員 会	回	

(11) 貴クラブは他のクラブと姉妹提携していますか。

YES ☐ NO ☐

所在地	クラブ名

交換実績についてお答えください。

☐ 会報の交換 ☐ 合同例会 ☐ 例会訪問 ☐ 子弟の交換
☐ その他 (下欄にご記入ください)

--

(12) クラブ財政についてお尋ねします。

イ) 会員 1 名当り 1 年間の次の費用はいくらですか。(本年度の予算案を添付して下さい。)

	本年度 (円)	昨年度 (円)	本年度÷昨年度 (%)
通 常 会 費			
例 会 食 費			
事 業 費			
特 別 会 費			
積 立 金			
そ の 他			
合 計			

ロ) 特別会費およびその他の内容をお書き下さい。

--

(13) 貴クラブで当面している困難な問題がありましたらお知らせ下さい。

--

(14) 地区ガバナーへの質疑事項があればお知らせ下さい。

--

第11章 地区費について

1. 各地区における地区費・地区大会費の決定

地区費・地区大会費は複合地区会則第 25 条 3 で定められている通り地区大会で決定をすることになっています。2000 年 5 月開催の第 46 回複合地区大会において複合地区会則が改正されるまでは、全国 8 複合地区（32 準地区）の地区費・地区大会費は統一された金額でした。しかし、時代の変化と地区ごとの事情を反映して、独自の会費設定が出来るように改正されました。

当複合地区内 4 地区においても会員 1 名当たりの徴収額が違います。また、家族会員プログラムの導入により家族会員の会費を減免している地区もあります。各地区の独自の地区運営を反映して自主的に決定されています。

地区費・地区大会費の決定について次の諸点に留意してください。

- ① 地区費・地区大会費の変更は各準地区大会で議決する。徴収額の値上げについては今まで以上に慎重に検討する姿勢が望まれる。
- ② アクティビティの実施主体は各クラブであり、地区はそれを指導する立場であることの認識に立って地区費の決定をしなくてはならない。YCE 事業費、レオ・ライオネス活動費等については特に留意する必要がある。
- ③ 各種の一律的拠出金・協賛金の徴収は極力抑えるようにすべきである。特に行政サイドからの要請は十分に検討することが必要である。
- ④ 地区特別運営費・地区特別大会費は徴収できないことになった。

2. 地区会費一覧表（参考）

月額・単位（円）

	336-A 地区	336-B 地区	336-C 地区	336-D 地区
複 合 地 区 費	140 〔0〕	140 〔0〕	140 〔0〕	140 〔0〕
複 合 地 区 大 会 費	80 〔0〕	80 〔0〕	80 〔0〕	80 〔0〕
地 区 費	760 〔0〕	850 〔0〕	1,000 〔0〕	900 〔0〕
地 区 大 会 費	200 〔0〕	300 〔0〕	200 〔0〕	180 〔0〕

2024 年 7 月現在

※〔 〕は 2 人目以降の家族会員会費免除

第12章 地区ガバナー・

第一および第二副地区ガバナーの選出

地区ガバナーおよび第一・第二副地区ガバナーの選出は、地区運営の基本にかかわる最重要事項で、結果いかんではその地区の盛衰を左右するとさえ言われています。選出に当たっては、国際会則、複合地区会則をはじめ地区の定めた諸規則、諸内規に従って適確な届出が必要です。そのうえで、地区大会における選挙が実施されます。

ライオンズクラブでは候補者が一人の場合でも規則通りに選挙が行われることになっています。しかし、なによりも大切なことは、ライオニズムの基本を身につけた立派な人物を選び出すことです。そのために民主的で、会員の意志が反映され易く、会員に分かり易い選ばれ方が求められています。

1. 地区ガバナーの選出と資格について

地区ガバナー候補者の資格を定めた国際会則が、第76回ミネアポリス国際大会（1993年7月）で改正され、1995年7月1日に発効しました。

改正の要点は「副地区ガバナーとして半期以上務めた者でなければならない」となったことです。現職の副地区ガバナーが次期の地区ガバナーに立候補することが期待され、立候補した場合は、他の者は立候補できないというものでした。

これによって従来、ルテナント・ガバナー（副地区ガバナー）が任意制であったときに、地区ガバナー選挙でルテナント・ガバナーが他の候補者に破れるという例が時としてありましたが、そのような心配はなくなったわけです。さらに、2008年開催の第91回バンコク国際大会より第一および第二副地区ガバナーの2人制となり、現在は国際付則第9条第4項(c)により、「現在所属地区の第一副地区ガバナーを務めている者でなければならない」となっております。

それでは、現職の第一副地区ガバナーは、そのまま地区ガバナーに累進するのかといいますと、やはり地区大会におけるガバナー選挙を経て選出されることになります。国際第一副会長から国際会長に進む場合、国際大会の投票を要するのと同じように、ライオンズクラブにおいては、対立候補がなくても選出を要する各レベルの役員はすべて選挙を経ることになっています。

従って、現職第一副地区ガバナーは、地区ガバナー立候補者届出規則によって期限内に届出て、地区年次大会議事規則に基づき選挙されることになります。

それでは、現職の第一副地区ガバナーが、次期の地区ガバナーに立候補しない場合、または地区年次大会の開催時点で空席の場合はどうなるのでしょうか。

この点については、国際付則第9条第4項(d)にこう定められています。

「現第一副地区ガバナーが地区ガバナーに立候補しない場合にのみ、あるいは地区大会の際に第一副地区ガバナー職が空席である場合にのみ、本付則または会則に定められている通りに第二副地区ガバナーの条件を満たしており、現在地区キャビネット構成員として追加に1年務めているか既に務めたクラブ会員は誰でも、上記(c)項の条件を満たしている。」とみなされる。

即ち、第二副地区ガバナー候補者の資格のうえに、地区キャビネット構成員として現在務めているか、あるいは1年務めた経験のある会員は誰でも立候補できるわけです。

2. 第一および第二副地区ガバナーの選出と資格について

副地区ガバナーは従来、ルテナント・ガバナー（Lieutenant Governor）と称し、設置するかどうかは地区の任意によるものでしたが、第74回ブリスベン国際大会（1991年6月）における国際会則の改正により、1994年7月1日までに必ず選出しなければならないことになりました。

また、第76回ミネアポリス国際大会（1993年7月）において、その名称が副地区ガバナー（Vice District Governor）と改められました。さらに、第91回バンコク国際大会（2008年6月）において、第一および第二副地区ガバナーの2人制に改められました。

第一副地区ガバナーは地区ガバナーの監督と指示のもとに、主席補佐役を務める地区役員であります。次の年度には地区ガバナー候補者となる重要な役職で、地区年次大会における選挙で選出されることになっています。

第二副地区ガバナーは地区ガバナーの監督と指示のもとに、第一副地区ガバナーとともに地区ガバナーの補佐役を務め、次の年度には第一副地区ガバナー候補者となる重要な役職で、地区年次大会における選挙で選出されることになっています。

従って、地区年次大会議事規則には、第一および第二副地区ガバナー選出の方法を明記しておく必要があります。

国際付則第9条第6項(b)(c) 第一および第二副地区ガバナーの選挙

第一および第二副地区ガバナーの選挙は、投票用紙を使って無記名投票で行われなければならない、第一および第二副地区ガバナー候補者がその選挙で当選したと宣言されるには、出席して投票した代議員の過半数の賛成投票を得なければならない。過半数というのは、白票および棄権を除く有効な投票合計数の半分以上の数を意味する。第一および第二副地区ガバナーの任期は1年で、当選した年の協会の大会閉会時に始まり、協会の次の大会閉会時に終了するものとし、どの第一および第二副地区ガバナーも自身の後継者となることはできない。その他の手順等に関しては、その地区（単一、準および複合）の会則および付則の規定に従って行われるものとする。各第一および第二副地区ガバナーの選挙結果については、その地区の現職地区ガバナーおよび（または）国際協会駐在員が国際本部に報告する。

A. 第一副地区ガバナー立候補者の資格は以下のとおりである。

- (1) 所属単一または準地区内のグッド・スタンディングの正ライオンズクラブにおけるグッド・スタンディングの正会員であり、
- (2) 所属クラブの推薦、あるいは所属単一または準地区内の過半数のクラブの推薦を受け、
- (3) 現在、所属地区第二副地区ガバナーを務めている者でなければならない。
- (4) 現職の第二副地区ガバナーが第一副地区ガバナーに立候補しない場合にのみ、あるいは地区大会の際に第二副地区ガバナー職が空席である場合にのみ、本付則または会則に定められている第二副地区ガバナーの条件を満たしているクラブ会員は誰でも上記(3)の条件を満たしているものとする。

B. 第二副地区ガバナー立候補者の資格は以下のとおりである。

- (1) 所属単一または準地区内のグッド・スタンディングの正ライオンズクラブにおけるグッド・スタンディングの正会員であり、

- (2) 所属クラブの推薦、あるいは所属単一または準地区内の過半数のクラブの推薦を受け、
- (3) 第二副地区ガバナー就任の時点で、
 - (a) クラブ会長を全期または過半の期間、そして理事会構成員としてさらに2年以上を務め、かつ
 - (b) ゾーン・チェアパーソンまたはリジョン・チェアパーソンあるいはキャビネット幹事および/または会計として、全期または過半の期間務めた者でなければならない。
※2024年のメルボルン国際大会で、第二副地区ガバナー就任資格が、各GATの各コーディネーター(WYPT(FWT)は日本独自のため含まれず)、LCIFコーディネーターまで拡大されました。
 - (c) 上記のいずれも、同時に達成させることはできない。
- (4) 地区ガバナーとして全期または過半の期間務めていない。

3. 第一および第二副地区ガバナー候補者の人選に当たって

(1) 候補者の基本的条件

会則(国際付則第9条第6項(b)(c))上の資格を必ず持った人であることは絶対条件ですが、その他に、人格・識見と併せてライオニズムの知識を備え、しかも地区のリーダーとなり得る素質を持つ人が強く求められます。

そして、当然のことながら、第二副地区ガバナー、第一副地区ガバナー、地区ガバナー、前地区ガバナーを務める4年間は、ライオニズムのため体力と時間を提供できる人でなければなりません。

また、少なくとも第一および第二副地区ガバナー就任時とガバナー・エレクトのときおよび地区ガバナー終了時の国際大会、東洋・東南アジアフォーラム等には義務として出席しなければなりません。

以上のようなことが、第一および第二副地区ガバナー候補者の基本的条件といえるでしょう。

(2) 候補者の選び方

336 複合地区内の各準地区では、従来から地区ガバナーをリジョンのローテーションによって選出してきました。第二副地区ガバナーもそれに準じたローテーション方式がとられています。

しかし、各準地区とも第二副地区ガバナーの資格保持者は年々増加しており、それにつれて複数の意欲ある立候補者が出てくることも考慮に入れ、対応しておく必要があります。元来、次期の地区ガバナー、第一および第二副地区ガバナーの選出は、現職ガバナーの重要な任務の1つです。もしも立候補者がいないという事態が生じると、大変なことになります。

そこで、地区ガバナーとしては、地区内の調和を図りつつ、可能な限り立派な候補者を立てたいということから、現在のリジョンによるローテーションが採用されているものと解釈できます。ローテーションに当たるリジョンで選考された候補者は、キャビネット会議の承認を得て、キャビネット推薦の候補者となります。

もちろん、その場合でも、他の立候補者を制限するものではありません。この点は十分徹底させる必要があります。

しかし従来の例では、立候補者はキャビネット推薦候補1名に絞られたかたちとなり、地区大会の選挙では、極めて形式的なセレモニーに終わっている場合がほとんどです。もちろん、当複合地区以

外の地区では、毎年度のように複数の候補者が地区年次大会の場で、投票により争う状態が、あたかも当然のように続いているところもあります。

どちらの状態が良いかは、意見の分かれるところですが、いずれにせよ候補者探しに大わらわとなった時期は過ぎたように思われます。

(3) キャビネット推薦候補の決め方

キャビネット推薦候補やリジョン・ローテーションのあり方については、いろいろな意見がありますが、その論議はしばらく置くとして、ここでは、336 複合地区内の各準地区で実施されている第二副地区ガバナー選出のためのキャビネット推薦候補のあり方を記載します。

キャビネット推薦候補のあり方としては、まず、「地区ガバナーがその責任において、地区の永遠の発展のため、ライオンズムの基本を身につけた立派な人物を推薦する」ということが基本です。その基本理念に基づいて、リジョン・ローテーションによって当該リジョンの中から選び出すわけです。

リジョン内においては、少なくとも多くの会員の意志を反映した民主的な選考方法がとられ、しかも会員に分かりやすい、みんなで支持することのできる候補者を選び出すことに努めるべきです。

4. 第一および第二副地区ガバナー候補者推薦に関する地区内規の参考例

336- 地区キャビネット推薦第一および第二副地区ガバナー候補者選考要領(例)

1. 目 的

336-__地区の地区ガバナー・キャビネット（以下キャビネットという）は、第一および第二副地区ガバナー選出に当り、その任務を十分遂行でき、しかも次年度・次々年度地区ガバナーとしても最適な人物であることを認め、「キャビネット推薦第一および第二副地区ガバナー候補者」（以下推薦候補者という）を指名する。

推薦候補者の選考を円滑にするためにこの要領を設ける。

2. 選考基準

- (1) 国際付則第 9 条第 6 項 (b) (c) 第一および第二副地区ガバナー候補者の資格を持つ地区内のクラブ会員であること。
- (2) 最近のライオンズ知識を習得し、リーダーとしての資質を備え、健康であること。
- (3) 国際付則第 10 条第 2 項 (b) の第一副地区ガバナー、第 10 条第 2 項 (c) の第二副地区ガバナーのハードな任務を遂行できる人。
- (4) 次年度・次々年度地区ガバナーとなるにふさわしい人物。でき得れば、さらに上位の国際役員に立候補可能な若い指導者が望ましい。

3. 選考手順

- (1) 推薦候補者の選出リジョン・ローテーションを別表で定める。

別表の作成・改正はキャビネット会議の議決による。

- (2) 各リジョンはローテーションに支障をきたさないよう最善の努力を払うものとする。
該当するリジョンは、選出される前々年 12 月末までにローテーションに従うことが可能かどうかをリジョン内会議で決め、地区ガバナーに報告する。
- (3) 毎年度第 3 回キャビネット会議で別表の確認が行われる。
やむを得ず別表改正を要する場合は、キャビネット会議で議決し、理由を明記して次期へ申し送る。
なお、ローテーションに沿うことが出来なかったリジョンは、別表の最後に回る。
- (4) 推薦候補者の氏名は、遅くとも、選出される前年の第 2 回キャビネット会議までに、地区ガバナーに文書で報告する。
その際、リジョン内会議の要録、候補者の経歴書、所属クラブの推薦状を添付する。
- (5) 地区ガバナーは上記報告書をキャビネット会議に提出し、推薦候補者の承認を得る。

4. 地区の合同会議

- (1) 地区ガバナーは、推薦候補者選考を円滑にするため下記会議を開き、助言を求める。
出席者は、地区特別名誉顧問、地区名誉顧問、第一副地区ガバナー、第二副地区ガバナー、キャビネット幹事、キャビネット会計、リジョン・チェアパーソン、地区ガバナーが必要とする元地区ガバナーなど。会議は毎キャビネット会議の直前または必要に応じ開かれる。
- (2) 会議の取りまとめは地区名誉顧問会議長が当り、欠席の場合はキャビネット幹事がこれに代わり、キャビネット会議へ報告する。

5. リジョン内会議

- (1) 当該リジョンは選出される前年度に、出来るだけ早く推薦候補者のリジョン内選考会議を開く。
会議はリジョン・チェアパーソンが招集、主宰する。
出席者はリジョン所属の元国際理事、前・元地区ガバナー、地区役員・委員のほかリジョン・チェアパーソンが必要とする者。
- (2) 会議では、リジョン内の第一および第二副地区ガバナー候補者資格を持つ全員のリストを配布し、その中から選考基準に合った候補者を選ぶ。
会議の様子は上記合同会議に報告する。
- (3) 会議の要点は、その都度、議事要録を作成し、次期リジョン・チェアパーソンに申し送る。

20 年 月 日制定

地区ガバナー並びに第一および第二副地区ガバナー候補者推薦に関する内規(例)

1. ライオンズクラブ国際協会 336-__地区の融和と協調を図るため、地区ガバナーならびに第一および第二副地区ガバナー推薦委員会を設け、次の規則によって運営する。
2. (a) 地区ガバナーは、就任後早期に推薦委員を任命する。

委員には、名誉顧問、キャビネット幹事、および全リジョン・チェアパーソンを充てるものとし、委員長、副委員長は名誉顧問の中より互選により決める。

- (b) 委員長は適宜委員会を招集し、地域的調和を図りつつ選出リジョンを決定する。
 - (c) 決定したリジョンは、そのリジョン内の名誉顧問および地区役員をもって、推薦会議を開き、地区ガバナー並びに第一および第二副地区ガバナー候補適格者を選出し、これを委員長に報告する。
 - (d) これを受けて、委員長は委員会を招集し、推薦する地区ガバナー候補者1名ならびに第一および第二副地区ガバナー候補者各1名を決定し、地区ガバナーに報告する。
 - (e) 候補者の推薦には委員会出席者全員の同意を要する。
 - (f) 決定したリジョンに推薦困難な事情が起こった時は、そのリジョンのリジョン・チェアパーソンは、この旨を直ちに委員長に報告しなければならない。その最終期限は第2回キャビネット会議の前日とする。
 - (g) 委員長は速やかに委員会を招集し、同じ方法をもって次の候補を決めるよう努力し、最終的には地区ガバナーならびに第一および第二副地区ガバナー就任の年の前年の12月20日までには候補者の推薦を決定するものとする。
- 3. 原則として、特に問題がない場合、第二副地区ガバナーは次年度の第一副地区ガバナーに、また第一副地区ガバナーは次年度の地区ガバナーの候補者とする。
 - 4. 本内規は、長期計画の立場から次の候補者の推薦についても審議することが出来る。
 - 5. 本内規の改廃は、地区キャビネット会議の決議によらなければならない。
 - 6. 委員長欠席のときは、副委員長が代行する。

20 年 月 日制定

地区ガバナー候補者並びに第一および第二副地区ガバナー候補者の推薦手続き規則(例)

ライオンズクラブ国際協会 336-____地区の次期地区ガバナー候補者と第一および第二副地区ガバナー候補者の推薦にあたっては、地区キャビネット会議でそれぞれの推薦候補者について、従来からのローテーションにより選出するリジョンが決定された後に、該当リジョンにおいて以下に定める事項に従い、円滑に推薦候補の選出を行う事を目的とする。

第1章 推薦委員会

1. 名 称

本組織の名称を地区ガバナー候補者ならびに第一および第二副地区ガバナー候補者推薦委員会（以下推薦委員会）とする。

2. 目 的

地区大会の場において地区ガバナーならびに第一および第二副地区ガバナーが円滑に選出されるため定員数の候補者を推薦することを目的とする。

3. 構 成

推薦委員会は選出リジョン内の元国際会長、元国際理事、元ガバナーおよび当年度のリジョン・

チェアパーソン、ゾーン・チェアパーソン、地区委員長、地区委員をもって構成する。

4. 推薦要望書の提出

本推薦委員会の推薦を希望する候補者は、選挙の行われる地区年次大会と同一年度の8月15日までに、推薦要望書をクラブ会長経由で推薦委員会に提出しなければならない。

5. 推薦委員会

- (1) 推薦を希望する候補者がある場合、推薦委員会は選挙の行われる地区年次大会と同一年度の8月20日までにリジョン・チェアパーソンの決める日時、場所で会合を開き、委員長を互選する。
- (2) 推薦委員会の会合は、委員長が必要と認めたとき開催することができる。
- (3) 推薦委員会は推薦を希望する候補者が国際付則第9条第4項、国際付則第9条第6項(b)(c)に定める有資格者であることを確認する。

6. 推薦委員会による調停

推薦委員会は推薦希望者が定員数以上に亘る場合は、同一年度の9月20日までに推薦希望者が定員数となるように調停による円満な解決を図る。

7. 推薦人

推薦人は推薦委員会構成員の外に、7月1日現在（正確には国際大会閉会時）の地区キャビネットの記録に基づき、当該リジョンの各クラブ会員30名につき、およびその過半数以上の端数につき1名、30名未満のクラブは1名をクラブで正式に選出した推薦人として加える。推薦人はいずれも本人の意志に基づいて投票する権限をもつ。

8. 推薦人による推薦

- (1) 調停によって推薦希望者を定員数にまとめることが出来ない場合は、推薦委員会は10月5日までにすべての推薦希望者の氏名、履歴などを公平に公表し、10月15日までに推薦投票を求めなければならない。
- (2) 推薦投票は無記名によるものとし、最高得票者をもって推薦委員会の推薦候補者とする。
- (3) 推薦候補者が死亡した場合およびこれに類する緊急を要する場合は、次位得票者をもって推薦候補者とする。

第2章 推薦投票管理委員会

1. 名 称

本組織の名称を推薦投票管理委員会（以下管理委員会）とする。

2. 目 的

推薦投票を行うにあたり、公正な投票運営と管理を行うことを目的とする。

3. 構 成

管理委員会は、推薦委員長の指名により選出リジョンの前年度に任務を終えたリジョン内の地区役員・委員をもって構成する。

4. 管理委員会

- (1) 推薦委員会が候補を推薦投票により選出することを決定した場合は、9月20日までにリジョン・チェアパーソンの決める日時場所で管理委員会を開き委員長を互選する。
- (2) 管理委員会の会合は、委員長が必要と認めたとき開催することができる。
- (3) 管理委員会は推薦投票人名簿を作成し推薦投票人全員に通知する。

但し、管理委員は推薦投票人になる事は出来ない。

- (4) 管理委員会で決定した推薦投票の日時、場所を告知すると同時に下記事項を行う。
 - ① 委員長より調停の経過報告。
 - ② 推薦希望者より所信表明文配布。
 - ③ 推薦投票方法と開票日の発表。
- (5) 推薦投票の順序
 - ① 推薦希望者の紹介、スピーチおよび投票用紙の記載順序は予め、推薦希望者またはその代理人の抽選により定める。
 - ② 管理委員長は推薦希望者を会場において紹介する。
 - ③ 紹介を受けた推薦希望者はそれぞれ 5 分間以内のスピーチを行うことが出来る。
 - ④ 投票権は出席した推薦投票人（以下投票人）に限るものとする。
 - ⑤ 推薦投票用紙は登録の際、投票用紙交付所において管理委員会より交付を受けるものとする。この際投票人名簿と投票用紙に管理委員会の割印を押してこれを交付する。
 - ⑥ 推薦投票用紙には各候補者の氏名およびその上に記入欄を印刷したものをを用いる。
 - ⑦ 推薦投票の表示は自己の投票しようとする立候補者の内、1 名のみ氏名の上の記入欄に○印を記入するものとし、無記名投票による。
 - ⑧ 委員会は所定の選挙時間終了後直ちに投票箱を開票所に集結し開票を行う。
 - ⑨ 開票立会人 推薦投票の開票に当たっては、推薦希望者が所属するクラブより 3 名の立会人を立ち会せることが出来る。但し推薦人は立会者となることは出来ない。
 - ⑩ 次の投票は無効とする。
 - ア. 所定の推薦用紙以外の推薦用紙を用いたもの。
 - イ. 指定の記入欄以外に記号を記入したもの。
 - ウ. ○印以外の記号を記入したもの。
 - エ. 複数の立候補者に記入したもの。
 - オ. 記号の記入の無いもの。
 - カ. 他事記入のもの。
 - ⑪ 開票中は「委員会」および「委員長」が認めた要員の外は、開票所に立ち入ることは出来ない。
 - ⑫ 管理委員長は開票終了後直ちに自己および開票立会人の署名した開票結果報告書を作成の上、推薦委員長に報告する。
- (6) 推薦の決定
推薦希望者が複数の場合は、最高得票を得たものを地区ガバナー並びに第一および第二副地区ガバナー候補者として推薦する。

第 3 章 地区ガバナーへの届け出および諸経費

1. リジョンにおいて定員数の推薦候補者が決定次第、速やかに推薦委員長および管理委員長連名で、地区ガバナーに次期地区ガバナーならびに第一および第二副地区ガバナー推薦候補者を所定の様式により届け出を行う。

2. 推薦候補者のうちガバナー候補者が立候補届け出の際は、地区幹事、地区会計予定者も同時に届け出るものとする。但し、第一および第二副地区ガバナー立候補者はその必要がない。
3. 推薦委員会ならびに管理委員会に要した経費のうち、事務経費については5万円を限度として地区キャビネットが負担し、会合のための会食、会場費などは参加者より徴収する。
4. この規制の改正はキャビネット会議の議決後、地区年次大会代議員総会の会議を経て決議される。

第4章 補 遺

1. 第一および第二副地区ガバナーが任期途中で空席となった場合は、複合地区会則第15条4(2)により補充するが、原則として空席前と同一リジョンより補充することとする。
2. ローテーションによる選出リジョンは、毎年度第4回地区キャビネット会議で確認し、次期地区キャビネットへ申し送る。
その際、次期の次の年度の候補者の選出困難なリジョンは、リジョン・チェアパーソンより地区ガバナーに申し入れ、次のリジョンが繰り上がりのローテーション表の改訂を行うこととする。
3. 上記ローテーション確認に支障をきたさないように、当該リジョン・チェアパーソンは、早目にリジョン会議を開催し、候補の人選に当たる。

(20 年 月 日)

20 ～ 20 年度 336- 地区
 地区ガバナー(第一・第二副地区ガバナー)立候補届出書

ライオンズクラブ国際協会 336-____地区

地区ガバナー _____ 殿

整理 No.		届出年月日		年 月 日	
リジョン		ゾーン		ライオンズクラブ	
ふりがな氏名					
生年月日	年 月 日生（ 歳）				
ふりがな住所	〒				
電話・FAX	TEL：		FAX：		
ライオン歴					
学 歴					
家 族					
公職・受位・受賞・罰					
現在勤務している法人・団体などの内容					
私儀、ライオンズクラブ国際協会 336- 地区 20 ～20 年度地区ガバナー（第一・第二副地区ガバナー）として立候補いたしたく、クラブ推薦状を添え上記の通り届出いたします。					
20 年 月 日					
_____ ライオンズクラブ					
署 名			印		

20 年 月 日

地区ガバナー候補者推薦状

20 ～20 年度 336- 地区ガバナーの候補者として、当クラブ会員
を推薦致します。

リジョン ゾーン ライオンズクラブ

会 長 署名 印

幹 事 署名 印

会 計 署名 印

地区ガバナー立候補者 氏名（ふりがな）	
自 宅 住 所	〒
勤 務 先	
役 職	
勤 務 先 所 在 地	〒
所 属 ク ラ ブ 名	ライオンズクラブ

キャビネット幹事 予定者氏名（ふりがな）	
自 宅 住 所	〒
所 属 ク ラ ブ 名	ライオンズクラブ

キャビネット会計 予定者氏名（ふりがな）	
自 宅 住 所	〒
所 属 ク ラ ブ 名	ライオンズクラブ

(国際付則第9条第4項 参照)

ライオンズクラブ 入 会 日	年 月 日		
正 会 員	年 月 日	チャーター・ メ ン バ ー	年 月 日
受 賞 の 有 無	出 席 賞		
	キ ー 賞		
	シェブロン賞		
	そ の 他		
結 婚 の 有 無		子 供 の 数	人
(ふりがな) 配 偶 者 氏 名			
趣 味			

(国際付則第9条第4項の規定に伴う)

- | a. グッド・スタンディングの正会員である。 | | はい | いいえ |
|------------------------|-----------------|----|-----|
| b. 所属クラブで推薦した例会開催日 | | 年 | 月 日 |
| c. (1) | 所属クラブ会長 | ～ | 年度 |
| | 理事会構成員 | ～ | 年度 |
| (2) | 第一副地区ガバナー | ～ | 年度 |
| | 第二副地区ガバナー | ～ | 年度 |
| (3) | () コーディネーター | ～ | 年度 |
| | ゾーン・チェアパーソン | ～ | 年度 |
| | リジョン・チェアパーソン | ～ | 年度 |
| | キャビネット幹事 | ～ | 年度 |
| | キャビネット会計 | ～ | 年度 |
| | その他の地区キャビネット構成員 | 役職 | |
| | | ～ | 年度 |

20 年 月 日

第一(第二)副地区ガバナー候補者推薦状

20 ～20 年度 336- 地区第一(第二)副地区ガバナーの候補者として、
当クラブ会員 を推薦致します。

リジョン ゾーン ライオンズクラブ

会 長 署名 印

幹 事 署名 印

会 計 署名 印

第一(第二)副地区ガバナー立候補者氏名(ふりがな)	
自 宅 住 所	〒
勤 務 先	
役 職	
勤 務 先 所 在 地	〒
所 属 ク ラ ブ 名	ライオンズクラブ

第一副地区ガバナー候補者略歴

(国際付則第9条第6項(b)参照)

ライオンズクラブ 入 会 日	年 月 日		
正 会 員	年 月 日	チャーター・ メ ン バ ー	年 月 日
受 賞 の 有 無	出 席 賞		
	キ ー 賞		
	シ ョ ブ ロ ン 賞		
	そ の 他		
結 婚 の 有 無		子 供 の 数	人
(ふりがな) 配 偶 者 氏 名			
趣 味			

第一副地区ガバナー候補者の資格条件

(国際付則第9条第6項(b)の規定に伴う)

- a. グッド・スタンディングの正会員である。 はい いいえ
- b. 所属クラブで推薦した例会開催日 年 月 日
- c. (1) 所属クラブ会長 ～ 年度
～ 年度
～ 年度
(2) 第二副地区ガバナー ～ 年度
(3) () コーディネーター ～ 年度
～ 年度
～ 年度
～ 年度
～ 年度
～ 年度
その他の地区キャビネット構成員 役職 ～ 年度

第二副地区ガバナー候補者略歴

(国際付則第9条第6項(c)参照)

ライオンズクラブ 入会日	年 月 日		
正会員	年 月 日	チャーター・ メンバー	年 月 日
受賞の有無	出席賞		
	キー賞		
	シェブロン賞		
	その他		
結婚の有無		子供の数	人
(ふりがな) 配偶者氏名			
趣味			

第二副地区ガバナー候補者の資格条件

(国際付則第9条第6項(c)の規定に伴う)

- a. グッド・スタンディングの正会員である。 はい いいえ
- b. 所属クラブで推薦した例会開催日 年 月 日
- c. (1) 所属クラブ会長 ～ 年度
理事会構成員 ～ 年度
- (2) () コーディネーター ～ 年度
ゾーン・チェアパーソン ～ 年度
リジョン・チェアパーソン ～ 年度
キャビネット幹事 ～ 年度
キャビネット会計 ～ 年度
- その他の地区キャビネット構成員 役職 ～ 年度

指名委員会チェックリスト 地区ガバナー候補者

各候補者につきこのチェックリストがもれなく記入され、選挙委員会に提出されなければなりません。

候補者氏名： _____

候補者の所属ライオンズクラブ名： _____

指名委員会の会議開催日： _____

投票日： _____

候補者は、下記の要件を満たしていることを立証する十分な証拠を提出している。

- ☐ 候補者は所属単一または準地区内のグッド・スタンディングの正ライオンズクラブ*におけるグッド・スタンディングの正会員である。
- ☐ 候補者は、所属ライオンズクラブの推薦、あるいは地区内の過半数のライオンズクラブの推薦を受けた。
- ☐ 候補者は現在、本地区の第一副地区ガバナーを務めている。

万一現第一副地区ガバナーが地区ガバナーに立候補しない場合、あるいは地区大会開催時に第一副地区ガバナー職が空席である場合、候補者は以下の要件を満たしている。

- ☐ クラブ会長： _____ 務めた年度 _____
- ☐ クラブ理事会 _____ 務めた年度 _____
- ☐ クラブ理事会 _____ 務めた年度 _____
- ☐ 地区キャビネット（1つに印をつける）
 - ☐ コーディネーター、リジョンまたは
ゾーン・チェアパーソン _____ 務めた年度 _____
 - ☐ キャビネット幹事および（または）会計 _____ 務めた年度 _____
- ☐ 上記に加え、更にもう1年地区キャビネット構成員を務めた。
務めた役職： _____ 務めた年度 _____
- ☐ 上記のいずれも、同時に達成させることはできない。

*所属クラブに滞納金がある場合には、代議員資格証明締め切り時の15日前までに候補者にその旨を通知し、クラブが滞納金を支払えるよう猶予を与えなければならないことにご留意ください。

私はこのチェックリストを確認した上で、上記候補者が国際付則第9条第4項に従い地区ガバナーに立候補する要件を満たしていることを証明いたします。

指名委員会委員長

日付

指名委員会メンバー

日付

指名委員会チェックリスト 第一副地区ガバナー候補者

各候補者につきこのチェックリストがもれなく記入され、選挙委員会に提出されなければなりません。

候補者氏名： _____

候補者の所属ライオンズクラブ名： _____

指名委員会の会議開催日： _____

投票日： _____

候補者は、下記の要件を満たしていることを立証する十分な証拠を提出している。

- ☐ 候補者は所属単一または準地区内のグッド・スタンディングの正ライオンズクラブ*におけるグッド・スタンディングの正会員である。
- ☐ 候補者は、所属ライオンズクラブの推薦、あるいは地区内の過半数のライオンズクラブの推薦を受けた。
- ☐ 候補者は現在、本地区の第二副地区ガバナーを務めている。

万一現第二副地区ガバナーが第一副地区ガバナーに立候補しない場合、もしくは地区大会開催時に第二副地区ガバナー職が空席である場合、候補者は第二副地区ガバナー職に関する以下の要件を満たしている。

- ☐ クラブ会長： _____ 務めた年度 _____
- ☐ クラブ理事会 _____ 務めた年度 _____
- ☐ クラブ理事会 _____ 務めた年度 _____
- ☐ 地区キャビネット（1つに印をつける）
 - ☐ コーディネーター、リジョンまたは _____ 務めた年度 _____
・チェアパーソン
 - ☐ キャビネット幹事および（または）会計 _____ 務めた年度 _____
- ☐ 上記のいずれも、同時に達成させることはできない。

*所属クラブに滞納金がある場合には、代議員資格証明締め切り時の15日前までに候補者にその旨を通知し、クラブが滞納金を支払えるよう猶予を与えなければならないことにご留意ください。

私はこのチェックリストを確認した上で、上記候補者が国際付則第9条第6項（b）に従い第一副地区ガバナーに立候補する要件を満たしていることを証明いたします。

指名委員会委員長

日付

指名委員会メンバー

日付

指名委員会チェックリスト 第二副地区ガバナー候補者

各候補者につきこのチェックリストがもれなく記入され、選挙委員会に提出されなければなりません。

候補者氏名： _____

候補者の所属ライオンズクラブ名： _____

指名委員会の会議開催日： _____

投票日： _____

候補者は、下記の要件を満たしていることを立証する十分な証拠を提出している。

- ☐ 候補者は所属単一または準地区内のグッド・スタンディングの正ライオンズクラブ*におけるグッド・スタンディングの正会員である。
- ☐ 候補者は、所属ライオンズクラブの推薦、あるいは地区内の過半数のライオンズクラブの推薦を受けた。
- ☐ クラブ会長： _____ 務めた年度 _____
- ☐ クラブ理事会 _____ 務めた年度 _____
- ☐ クラブ理事会 _____ 務めた年度 _____
- ☐ 地区キャビネット（一つに印をつける）
 - ☐ コーディネーター、リジョンまたは
ゾーン・チェアパーソン _____ 務めた年度 _____
 - ☐ キャビネット幹事及び/又は会計 _____ 務めた年度 _____
- ☐ 上記のいずれも、同時に達成させることはできない。

*所属クラブに滞納金がある場合には、代議員資格証明締め切り時の15日前までに候補者にその旨を通知し、クラブが滞納金を支払えるよう猶予を与えなければならないことにご留意ください。

私はこのチェックリストを確認した上で、上記候補者が国際付則第9条第6項（c）に従い第二副地区ガバナーに立候補する要件を満たしていることを証明いたします。

指名委員会委員長

日付

指名委員会メンバー

日付

標準投票用紙 地区ガバナー、第一副地区ガバナー、第二副地区ガバナーの選挙

見本 1：候補者が 1 人を超える場合の投票用紙

投票方法：投票したい候補者名の横にある投票欄に適切な記号¹をつけることにより自分の意思を明確に示してください。

役職	氏名	投票欄
第一副地区ガバナー		
	候補者 A	○
	候補者 B	

見本 2：候補者が 1 人しかいない場合の投票用紙

投票方法：候補者に対し賛成か反対のいずれかの欄に適切な記号²をつけることにより、自分の意思を明確に示してください。

役職	氏名	賛成	反対
地区ガバナー			
	候補者 A	○	

見本 3：候補者が 3 名以上の場合の投票用紙

（注：1 人を超える候補者がいる場合には複数の選択肢があります。時間に余裕がある場合には、投票者に、投票したい候補者の横に印をつけてもらうことができます。いずれの候補者も過半数の票を得なかった場合には、得票数が最少だった候補者の氏名が投票用紙から除外され、再度投票が行われます（投票用紙は、上記の見本 1 のようなものとなります）。1 名の候補者が必要な得票数を獲得するまでこのプロセスが続けられます。ほとんどの地区ではこのような時間のかかる方法を取る余裕がないことから、優先順位投票という方法を用いれば、1 回の投票で選挙を完了させることが可能になります。下記は優先順位投票用紙の見本です。）

投票方法：投票者が選びたい順序で各候補者の氏名の横に番号（1,2,3,4…）を明確に記入することにより、候補者に関する優先順位（すなわち、最も望ましい候補者に「1」を付け、その次に望ましい候補者に「2」をつけるなど）を付けます。

役職	氏名	選択順位
第二副地区ガバナー		
	候補者 A	4
	候補者 B	2
	候補者 C	1
	候補者 D	3

¹ 地区は、投票に用いられるべき適切な記号、または全投票者に対し提供される承認のスタンプについて指示する必要があることにご留意ください。

² 地区は、投票に用いられるべき適切な記号、または全投票者に対し提供される承認のスタンプについて指示する必要があることにご留意ください。更に、当選とみなされるには候補者は過半数の賛成票を獲得しなければなりません。賛成投票と反対投票が同数の場合、候補者は当選に必要な投票数を獲得しなかったとみなされ、その結果役職に空席が生じることになります。

優先順位をつけることにより投票する際のルール

1. 優先順位投票用紙（選挙の対象となる各役職について）に、投票者は、すべての候補者について自分の選択順を表示するよう求められます。つまり、自分が1番目に選択する候補者の横に「1」と数字を書き入れ、2番目に選択する候補者の横には「2」と記入するというように、投票対象の候補者全員に対し優先順位を付けます。
2. 票の集計に際しては、まず投票用紙を、各候補者を第1候補として指名する束に分けます。
3. 次に各候補者に分配された投票用紙の数が、投票集計係による報告用に記録されます。投票用紙の各束には候補者の名前を表記し、下記の手順によって候補者1人が残るまで、集計過程を通じて同じ名前のままで維持されます。
4. 半数を超える投票用紙が1人の候補者を第1候補として示している場合には、その候補者が通常の過半数を得票したものとみなされ、当選します。過半数得票者がいない場合には、下記の手順で、1人の候補者が選ばれるまで、得票数が最も少なかった者から順に除外されます。
 - a. 最も少ない束、つまり、第1候補としての得票数が最も少なかった候補者の投票用紙が、その用紙に第2候補として記されている候補者に準じて、残った候補者に配分されます。
 - b. 配分が終了したら、残った各候補者の得票数が、この場合も先と同様に記録されます。
 - c. 半数を超える投票用紙が1人の候補者に集まった場合には、その候補者が当選となります。当選者が出なかった場合には、同様に次の最少投票者が除外され、この候補者に投じられた投票用紙が、その用紙に第2候補として記されている候補者名に準じて、残った候補者に再配分されます。ただし、前回の投票用紙配分の結果除外された候補者名が第2候補として記されている投票用紙については、第3候補として記されている候補者にその票を配分します。
 - d. この場合も、残っている各候補者の得票数が記録されます。1人の候補者が過半数を得票し、それによって当選者が決定するまで、最少得票者の束を第2候補あるいは最も高い順位に指名された残りの候補者に再配分するという手順を、必要に応じて繰り返します。
 - e. すべての候補者を列記し、投票用紙が配分されるごとに各候補者が得た票数を記録した表が、投票集計係の報告書となります。
5. 投票集計のいかなる段階においても、1人もしくはそれ以上の候補者名に選択順位の番号がついていない投票用紙が出てきた場合で、番号のつけられた候補者が全員除外されている場合には、その投票用紙はいかなる候補者にも配分せず、無効としなければなりません。
6. いかなる時点においても、2人以上の候補者が同数で最少得票数となった場合には、これらの候補者名は除外され、その投票用紙は1回にまとめて再配分されます。
7. 当選者を決める得票数が同数の場合（候補者除外のプロセスが繰り返された上で2人またはそれ以上の同点得票数が残った場合）、第1候補として最も多数の票を得た候補者（初回の投票集計の記録に基づき）をその選挙の当選者とするべきです。

第13章 地区ガバナー候補者・ 第一および第二副地区ガバナー候補者の 資格者名簿作成

2008年6月タイ・バンコクで開催された第91回国際大会において、国際付則の改正により副地区ガバナーが第一および第二副地区ガバナーの2人制となりました。したがって、地区ガバナー・第一および第二副地区ガバナーの選出と資格について、第12章「地区ガバナー・第一および第二副地区ガバナーの選出」の項で詳しく記述しました。

そこで、各地区キャビネットではまずその統一解釈を明確にする必要があります。その上で地区ガバナーならびに第一および第二副地区ガバナー候補者の資格を持つもの全員の名簿を作成し公表します。そのことによって、選出時における無用の混乱を防ぐとともに広い視野から地区ガバナーならびに第一および第二副地区ガバナーにふさわしい人物を発掘することができます。

(1) 名簿作成に当たって

- ① 各地区キャビネットは、年度初めに地区内全クラブより、国際付則第9条第4項・国際付則第9条第6項 (b) (c) の資格を持つ会員（7月1日現在／正確には国際大会閉会時）の報告を求めます。
- ② 各クラブよりの報告に当たっては、資格に関係するライオン歴のみを簡潔に記載します。
（候補者資格保有者の報告書参照）
- ③ 地区キャビネットは、上記報告を点検したうえで、リジョン、ゾーン、クラブ別に一覧できるような名簿を作成します。
（地区ガバナー候補者の資格者名簿、第一および第二副地区ガバナー候補者の資格者名簿、国際付則第9条第4項 (d) による資格付加要件具備者名簿参照）

(2) 名簿の確認と取り扱いについて

- ① 各地区キャビネットは、上記名簿をキャビネット会議に付し、確認をします。
- ② 確認された名簿は、直ちに地区内全クラブに配布します。参考のため複合地区事務局へも送付します。
- ③ この名簿は地区キャビネットの長期保存資料とします。

I. ガバナー候補者の資格者名簿 (国際付則第9条第4項)

R	Z	クラブ名	会員名	第9条第4項 (a)	第9条第4項 (c) (年度・職名)
○	○	□□□□□	□□□□□	G・正会員 ※1	2022～2023 第1副地区ガバナー

II. 第1副地区ガバナー候補者の資格者名簿 (国際付則第9条第6項 (b))

R	Z	クラブ名	会員名	第9条第4項 (a)	第9条第6項 (b) (3) (年度・職名)
○	○	□□□□□	□□□□□	G・正会員 ※1	2022～2023 第2副地区ガバナー

III. 第2副地区ガバナー候補者の資格者名簿 (国際付則第9条第6項 (c)) IV. 国際付則第9条第4項 (d) による資格付加要件具備者名簿

正会員の義務を果たしている終身会員は、G（グッドスタンディング）の正会員とみなされる。右記①②のいずれの役職も同時に達成させることはできない。				① 国際付則第9条第6項（c）				② 国際付則第9条第4項（d）による資格付加要件					
R	Z	クラブ名	会員名	クラブ			地区幹事・地区会計・RC・ZC※2	現キャビネット構成員※3を務めているか、全期または過半の期間務めた者					
				G正会員※1	会長※2	理事2年以上		年 度	職 名	年 度	職 名	年 度	職 名
1	○	□ □ □ □ □	□ □ □ □ □	○	○	○	地区会計	'00～'00	地区副会計	'00～'00	地区会計		
		□ □ □ □ □	□ □ □ □ □	○	○	○	ZC	'00～'00	地区委員長	'00～'00	地区副幹事	'00～'00	RC
			□ □ □ □ □	○	○	○	地区幹事	'00～'00	地区副幹事				
			□ □ □ □ □	○	○	○	ZC	'00～'00	RC				
1		□ □ □ □ □	□ □ □ □ □	○	○	○	ZC	'00～'00					
			□ □ □ □ □	○	○	○	ZC	'00～'00	地区委員長				
			□ □ □ □ □	○	○	○	ZC	'00～'00	地区副幹事	'00～'00			
			□ □ □ □ □	○	○	○	地区幹事	'00～'00	RC				
2		□ □ □ □ □	□ □ □ □ □	○	○	○	ZC	'00～'00					
			□ □ □ □ □	○	○	○	ZC	'00～'00	RC				
			□ □ □ □ □	○	○	○	ZC	'00～'00					
			□ □ □ □ □	○	○	○	ZC	'00～'00					
3		□ □ □ □ □	□ □ □ □ □	○	○	○	ZC	'00～'00					
			□ □ □ □ □	○	○	○	ZC	'00～'00					
			□ □ □ □ □	○	○	○	ZC	'00～'00	RC				
			□ □ □ □ □	○	○	○	ZC	'00～'00					

※本名簿に記載された者は、所属クラブの推薦あるいは所属単一地区または準地区の過半数のクラブの推薦が条件として立候補が認められる。

※1 G正会員とは、グッドスタンディングの正ライオンズクラブに所属するグッドスタンディングの正会員

※2 全期または過半数の期間務めた者

※3 キヤピネット構成員 (地区幹事・地区会計・RC・ZC・地区委員長・地区副幹事・地区副会計)

20 年 月 日

336- 地区ガバナー

殿

R

Z

ライオンズクラブ

会長署名

地区ガバナー候補者資格所持者の報告書

資格者氏名

上記会員の国際付則第9条第4項に該当するライオン歴は下記の通りです。

記

クラブレベル（理事会構成員は会長就任の前後の年度いずれも可）

- ① 年 ～ 年度 クラブ会長
② 年 ～ 年度
③ 年 ～ 年度

地区レベル（③④⑤は該当役職に○をつける。⑥⑦は該当役職名を記入する。）

- ① 年 ～ 年度 第一副地区ガバナー
② 年 ～ 年度 第二副地区ガバナー
③ 年 ～ 年度 コーディネーター・ZC・RC・キビネット幹事・キビネット会計
④ 年 ～ 年度 コーディネーター・ZC・RC・キビネット幹事・キビネット会計
⑤ 年 ～ 年度 コーディネーター・ZC・RC・キビネット幹事・キビネット会計
⑥ 年 ～ 年度 _____
(複合地区会則第17条1(b)による委員長名)
⑦ 年 ～ 年度 _____
(複合地区会則第17条1(c)による役職名)

20 年 月 日

336- 地区ガバナー

殿

R

Z

ライオンズクラブ

会長署名

第一副地区ガバナー候補者資格所持者の報告書

資格者氏名

上記会員の国際付則第9条第6項(b)に該当するライオン歴は下記の通りです。

記

クラブレベル (理事会構成員は会長就任の前後の年度いずれも可)

- ① 年 ～ 年度 クラブ会長
② 年 ～ 年度
③ 年 ～ 年度

地区レベル (②③④は該当役職に○をつける。⑤⑥は該当役職名を記入する。)

- ① 年 ～ 年度 第二副地区ガバナー
② 年 ～ 年度 コーディネーター・ZC・RC・クラブ初幹事・クラブ初会計
③ 年 ～ 年度 コーディネーター・ZC・RC・クラブ初幹事・クラブ初会計
④ 年 ～ 年度 コーディネーター・ZC・RC・クラブ初幹事・クラブ初会計
⑤ 年 ～ 年度 _____
(複合地区会則第17条1(b)による委員長名)
⑥ 年 ～ 年度 _____
(複合地区会則第17条1(c)による役職名)

20 年 月 日

336- 地区ガバナー

殿

R

Z

ライオンズクラブ

会長署名

第二副地区ガバナー候補者資格所持者の報告書

資格者氏名

上記会員の国際付則第9条第6項(c)に該当するライオン歴は下記の通りです。

記

クラブレベル (理事会構成員は会長就任の前後の年度いずれも可)

- ① 年 ～ 年度 クラブ会長
② 年 ～ 年度
③ 年 ～ 年度

地区レベル (①②③は該当役職に○をつける。④⑤は該当役職名を記入する。)

- ① 年 ～ 年度 コーディネーター・ZC・RC・キビネト幹事・キビネト会計
② 年 ～ 年度 コーディネーター・ZC・RC・キビネト幹事・キビネト会計
③ 年 ～ 年度 コーディネーター・ZC・RC・キビネト幹事・キビネト会計
④ 年 ～ 年度

(複合地区会則第17条1(b)による委員長名)

- ⑤ 年 ～ 年度

(複合地区会則第17条1(c)による役職名)

第14章 地区ガバナー・地区ガバナーエレクト・ 第一および第二副地区ガバナーの空席補充

(1) 地区ガバナーの空席補充

地区ガバナーは国際協会の役員ですから（国際会則第 5 条第 1 項）、空席が生じた場合は、残る任期について国際理事会がその空席を埋めることができます。国際理事会が空席を埋めるまで、第一副地区ガバナーが地区ガバナー代理としてその任務を果たし、地区ガバナーと同じ権限を持ちます。（国際付則第 9 条第 6 項（d））

空席補充の手順

◎ 国際理事会の権限

国際理事会は、国際付則第 9 条第 6 項（e）の規定によって、このような任命をするに当り、該当地区の議決を尊重するが、これに拘束されないものとする。

◎ 地区の選出方法（標準版地区付則第 2 条第 5 項および別紙 B を参照のこと/2021.6.29 改定）

- 招集者……前地区ガバナー
- 招集範囲……前地区ガバナー、第一および第二副地区ガバナー、その地区においてグッドスタンディングの正ライオンズクラブのグッドスタンディング会員である元国際会長、元国際理事ならびに元地区ガバナーの全員。
- 招集日……国際本部からの通知を受け次第
- 議長……前地区ガバナー、ただし任務遂行が不可能な場合にはそれが可能な最も近年の元地区ガバナー。
- 地区ガバナー職の空席を補充するために選ばれるライオンは……
 - a) 所属単一または準地区内のグッドスタンディングの正ライオンズクラブにおけるグッドスタンディングの正会員であり、
 - b) 所属単一または準地区内のグッドスタンディングの正ライオンズクラブにおけるグッドスタンディングの正会員であり、
 - c) 地区ガバナー就任の時点で、
 - (i) ライオンズクラブの役員として全期または過半の期間、かつ
 - (ii) 地区キャビネットの構成員として 2 年間またはその過半の期間を務めた者でなければならない。
 - (iii) 上記のいずれも、同時に達成させていない。

第一副地区ガバナーはその職を全期務め終え、地区ガバナー職の空席補充者には有資格の他のライオンを考慮することが奨励される。

- 投票権……会議出席の案内を受ける資格を持ち、会議に出席した会員は、地区ガバナーの任命を受ける候補者となる 1 人のライオンに 1 票を投じることができる。

- 報告……議長は、会議の結果を7日以内に国際本部に報告するとともに会議の案内を出した証拠と出席者の記録を提出する。
- 任命……国際理事会は国際付則第9条第6項(d)により、前任者の残る任期を務める地区ガバナーを任命することができる。

(2) 地区ガバナーエレクトの空席補充

- (1) 地区が有資格の地区ガバナーを選出しなかった場合
 - (2) 選出された地区ガバナーエレクトが、その任期開始前に死亡するか就任を拒否した場合
 - (3) 病気その他の理由のために就任が不可能であると国際理事会がみなした場合
 - (4) 地区ガバナーの選挙に対する抗議または法的行為のために空席が生じた場合
- 上記いずれの場合も本付則または会則に定められた時期および手順に準じて、国際理事会が同項に定められた任期で地区ガバナーを任命することができる。

即ち、前記(1)地区ガバナーの空席補充の手続きを準用することとなる。

(国際付則第9条第6項(a)後段の規定)

(3) 第一および第二副地区ガバナーの空席補充

第一および第二副地区ガバナー職に空席が生じた場合には、地区(単一・準・複合)の会則および付則に従って補充される。(国際付則第9条第6項(d)後段の規定)

死亡その他の理由により第一または第二副地区ガバナーが空席となった場合は、国際協会付則第9条6項(d)および標準版地区付則第2条6項に規定する手順により、地区ガバナーは、前地区ガバナー、第一または第二副地区ガバナーと、当該地区に所属する元国際会長、元国際理事および元地区ガバナー全員の出席を求めた会合の議決をもって有資格者の中から補充する。(複合地区会則第14条4(2)(a))

第一および第二副地区ガバナーの空席を満たすために選ばれる会員は、次の資格を有していなければならない。

- (1) 所属単一または準地区内のグッドスタンディングの正ライオンズクラブにおけるグッドスタンディングの正会員であり
- (2) 所属クラブの推薦、あるいは所属地区内過半数のクラブの推薦を受け
- (3) 第一または第二副地区ガバナー就任の時点で
 - (a) ライオンズクラブの役員として全期または過半の期間、かつ
 - (b) 地区キャビネットの構成員として全期または過半の期間を務めた者でなければならない。
 - (c) 上記のいずれの役職も、同時に達成させることはできない
- (4) 地区ガバナーとして全期または過半の期間務めていない。

(複合地区会則第15条4(2)(b)) ※上記(4)は2022.7.1に発効した

第15章 地区年次大会での指名・選挙委員会

クラブの選挙はクラブ付則第2条に定められていますが、地区における選挙の方法は、日本の複合地区会則には記されていません。

しかし、国際理事会の定めた標準版地区会則および付則の付則第2条に「地区推薦、選挙および任命」の条項が設けられ、詳しく取り決めてあります。

日本の複合地区会則に定められていないため、標準版会則および付則に定められている事項は、標準版会則が優先するので、これを守らなければなりません。そこで、各地区においては、標準版地区会則および付則の条項を守りながら、地区の実情を加味した指名・選挙のあり方を検討し、よりよい方法を定着させる必要があります。

1. 標準版地区会則および付則

「地区推薦、選挙および任命」の要点

1. **指名委員会。**各地区ガバナーは3人以上で5人以下の構成員から成る指名委員会を任命し、準地区大会の少なくとも60日前までにその旨を文書で各委員に通知しなければならない。委員は地区内の異なるグッドスタンディング・クラブのグッドスタンディングの会員とし、任命を受けている期間中は、選挙または任命のいずれの方法で役職に就いたかにかかわらず、地区キャビネットまたは国際協会のいかなる役員であってもならない。
2. **地区ガバナー選挙手順。**地区内の有資格クラブ会員で地区ガバナーに立候補する者は、指名委員会が大会で報告する前日までに、立候補の意図を文書で指名委員会に知らせ、候補者に関して国際会則および付則で定められている条件を満たしている証拠を出す。指名委員会は、資格が証明されたすべての候補者を地区大会で指名する。立候補する者がいないか、あるいは立候補した者がいても有資格と認められなかった場合にのみ、会場の席から候補者を指名推薦することができる。候補者のためには、5分以内の推薦演説1回と、3分以内の支持演説1回が許される。
3. **第一および第二副地区ガバナー選挙手順。**地区内のクラブ会員で第一または第二副地区ガバナーに立候補する者は、選挙日の少なくとも30日前までに、立候補の意図を文書で指名委員会に知らせ、候補者に関して国際会則及び付則で定められている条件を満たしている証拠を出す。指名委員会は、資格が証明されたすべての候補者を地区大会で指名する。立候補する者がいないか、あるいは立候補した者がいても有資格と認められなかった場合にのみ、会場の席から候補者を指名推薦することができる。各候補者のためには、5分以内の推薦演説1回と、3分以内の支持演説1回が許される。
4. **投票。**選挙は、投票用紙を用いて無記名で行わなければならない、候補者が1人または複数いる場合であっても、当選者としてみなされるためには、候補者は、出席して投票した代議員の過半数の票を獲得しなければならない。このような選挙における過半数とは、白紙および棄権票を除く有効投票総数の2分の1を超える数を意味する。最初の投票およびそれ以降の投票において、いずれの候補者も過半数の票を獲得しなかった場合には、最低票数を得た候補者または同数で最低

票数を得た複数の候補者を落選とし、1人の候補者が過半数の票を獲得するまで投票を繰り返す。
いずれの投票でも同点の場合、1人が当選するまで投票を継続する。

(国際付則第9条第6項(a)～(c)も参照)

[注釈]

1. 「指名・選挙」はライオンズクラブにおける選挙の典型的あり方で、候補者を指名し、指名された候補者についてのみ選挙する方法。
2. 上記は地区の選挙についての規則であるから、地区ガバナー選挙、第一および第二副地区ガバナー選挙に適用される。
3. 「指名委員」は地区大会の「指名・選挙委員」とすることができる。
4. 地区大会における選挙は「指名・選挙委員」が管理する。

2. 地区における対応の例

1. 地区年次大会「指名・選挙委員会」の任命は、第3回キャビネット会議へ報告のうえ、本人へ任命状を送る。このことを地区年次大会議事規則に盛り込むかどうか、また地区大会の他の委員会も同時に任命するかどうかは、地区ガバナーの判断による。
2. 地区ガバナー、第一および第二副地区ガバナー立候補者届出規則との関係
立候補は1月中旬締切りで、地区キャビネット事務局へ届出て、第3回キャビネット会議で正式に受理する。「立候補届出書は直ちに地区年次大会指名・選挙委員会に送付する。指名・選挙委員会は候補者の資格を審査したうえで、候補者として大会で指名する」を加筆する。
3. 地区年次大会議事規則との関係
下記を加えることを検討する。
 - (1) 指名・選挙委員会は、資格が証明されたすべての候補者を大会で指名する。
 - (2) 有資格の立候補者がいなかった場合は、大会の席から、指名推薦することができる。
 - (3) 同点得票の場合は、その1人が当選するまで同点者の間で選挙を繰り返す。
 - (4) 選挙は指名・選挙委員会が管理する。

第16章 地区スローガンと 地区ガバナー・スローガン

地区アクティビティ・スローガンなどのいわゆる「地区スローガン」は、現在では地区ガバナーが毎年新しいものを発表していますが、4～5年間、場合によっては、せめて3年間でも継続し、地区内への浸透を図るようにすることが望ましいと思われます。

それに対して「地区ガバナー・スローガン」は、地区ガバナーの標榜する言葉として、毎年度の地区ガバナーのキーワードとして発表します。

また、地区のスローガンは、地区ガバナーのスローガンとは違うはずです。

地区は永遠の発展を目指し、地区ガバナーはその1年間を受け持つものであります。国際協会は主要奉仕活動のテーマを5年ごとに見直し、新しいテーマを掲げることを原則としています。当地区においても、4～5年程度、あるいは、その時の情勢によって、3年間でもやむを得ないでしょう。継続性を持たせて、成果を上げるための地区アクティビティ・スローガンにしたいものです。

地区アクティビティ・スローガンを、継続的なものにする、地区ガバナーの標榜する言葉が必要になります。国際協会でも、最近では国際会長テーマの発表をやめ、国際協会モットー **We Serve** を継続的に掲げることにしました。そして、国際会長は自らのメッセージを発表しています。これに習って地区ガバナーは、自分のキーワードを発表し、自分の努力すべき方向或いは目標を端的な言葉で示すようにしましょう。

(参考資料)

1. 言葉の意味

○ スローガン Slogan

団体などの主義・主張を、短い文句で表したもの。標語。

○ モットー Motto

行動や努力の目標とする事柄。またそれを表わした言葉、標語。座右の銘。

○ キーワード Key Word

内容を把握するための手がかりとなるような、重要な言葉。

2. 国際会長メッセージ

1966～67年度 Dr. ウォルター H. キャンベル国際会長以来、毎年度発表されていた国際会長テーマは、1987～88年度ジャッジ B. スティーブンソン国際会長が国際会長テーマの代わりに、国際協会のモットーである「**We Serve** われわれは奉仕する」を使用して以来今日まで続いています。

このことについて、1989～90年度ウィリアム L. ウーラード国際会長は、その就任演説で次のように述べています。

「国際会則にもうたわれている通り、私たちの公式のモットーは **We Serve** であります。私たちの掲げるシンボル・マークはライオンズの紋章と **We Serve** の文字のみです。私はこれから先も、これが変わることはないことを望みますが、といいますのも、かつて国際会長が打ち出すロゴやモットーなどに人々がようやくなじんだと思われたころ、また新しく別なものが出されるということが繰り返されたからであります。この面での統一性と継続性がある初めて社会的によりよい理解が得られ、また私たちの結束が高められることになるのです。」

なお、このテーマとは別に、各国際会長は、それぞれのメッセージを発表し、その年度の指針

としています。その後、国際会長プログラムは、2017～2018 年度以降は「We Serve（われわれは奉仕する）」をテーマとして設定することが、2016 年福岡国際理事会において決議されました。

【国際会長メッセージ】

年度	国際会長（敬称略）	国名	メッセージ
1991～1992	バンカー	アメリカ	活動参加（Involvement）
1992～1993	メータ	インド	機会（Opportunity）
1993～1994	コフィ	アメリカ	責任（Responsibility）
1994～1995	グリマルディ	イタリア	結束（Solidarity）
1995～1996	ワンダー	アメリカ	指導力（Leadership）
1996～1997	ソリバ	ブラジル	パートナーシップと掛け橋 （Partnership, Bridge）
1997～1998	パターソン	アメリカ	誇り高き過去、明るい未来 （Study the past, Invest in the future）
1998～1999	カジット・ハバナナンダ	タイ	ハーモニー（Harmony）
1999～2000	ジェイムズ E. アービン	アメリカ	ビジョン（Vision）
2000～2001	ジャン・ベアール	フランス	クオリティー 未来への鍵 （Quality: Key to the future）
2001～2002	J. フランク・ムーア 3 世	アメリカ	道に明かりを（Light the path）
2002～2003	ケイ・ K フクシマ	アメリカ	一つの世界、一つの心 （One World One Heart）
2003～2004	デーサップ・リー	韓国	未来の扉を開く改革 （Innovation : Gateway to our Future）
2004～2005	クレメント F. クジアク	アメリカ	奉仕を通して成功を分かち合おう （Share Success Through Service）
2005～2006	アショク・メータ	インド	飛躍への情熱 （Passion to Excel）
2006～2007	ジミー・M・ロス	アメリカ	われわれは奉仕する （We Serve）
2007～2008	マヘンドラ・アマラスリヤ	スリランカ	変化への挑戦 （Challenge to Change）
2008～2009	アルバート・F・ブランドル	アメリカ	奉仕で奇跡を （Miracles Through Service）
2009～2010	エーバハルト・ヴィルフス	ドイツ	Move to Grow
2010～2011	シド・スクラッグスⅢ	アメリカ	希望の光（A Beacon of Hope）
2011～2012	ウィンクン・タム	香港	I Believe～信じる
2012～2013	ウェイン A. マデン	アメリカ	奉仕の世界（In A World of Service）
2013～2014	バリー J. バーマー	オーストラリア	夢を追いかけよう （Follow Your DREAM）
2014～2015	ジョセフ・プレストン	アメリカ	Strengthen the PRIDE （誇りを高める）
2015～2016	山田貴紘	日本	Dignity. Harmony. Humanity. (命の尊厳と和)
2016～2017	ボブ・コーリュー	アメリカ	New Mountains to Climb （次なる山を目指して）
2017～2018	ナレシュ・アガワル	インド	The Power of We （団結の力）
2018～2019	グドラン・イングヴァドター	アイスランド	Beyond The Horizon （地平線の彼方）
2019～2020	ジュンヨル・チョイ	韓国	Bridging Divides Through Diversity （多様性でウィ・サーブ）
2020～2021	ジュンヨル・チョイ	韓国	United in Kindness and Diversity （思いやりと多様性で結束する）
2021～2022	ダグラス・X・アレキサンダー	アメリカ	Service from the Heart （心からの奉仕を）
2022～2023	ブライアン・シーハン	アメリカ	Together We Can （皆でやればできる）
2023～2024	パティ・ヒル	カナダ	Changing the World （世界を変える）
2024～2025	ファブリシオ・オリベイラ	ブラジル	Make Your Mark （足跡をしるす）

第17章 役員の任期

(1) 国際役員

国際理事を除き、執行役員の任期は1年間とし、その当選が宣言された際に始まり、協会の次の大会で後任者の当選が宣言された際に終了する。

国際理事は国際年次大会で選出され、任期は2年で、本会則および付則の規定に従って後継者が選出され資格が認められるまでである。(国際会則第5条第4項による)

(2) 地区ガバナー

地区ガバナーの任期は1年とし、当選した年の国際大会閉会時に始まり、次回大会閉会時をもって終了します。(国際会則第5条第4項(e)) 但し、当選の年に国際大会が開催されなかった場合は、7月1日に任期が始まり、翌年国際大会が開催されなかった場合は、6月30日に終わります。

(3) 第一および第二副地区ガバナー

第一および第二副地区ガバナーの任期は1年間とし、当選した年の国際大会閉会時に始まり、次回国際大会閉会時に終わります。第一および第二副地区ガバナーは、各々自身の後継者となることはできません。(国際付則第9条第6項(b)(c))

(4) 地区キャビネット構成員

キャビネット構成員(地区役員)の任期は、地区ガバナーの任期と同じです。「但し、地区YCE委員長および地区IT委員長は、必要があれば翌年8月31日まで、翌年度の地区ガバナーによって任命され、実務に当たる」ことになっています。(複合地区会則第17条4による)

地区委員およびキャビネット構成員以外(複合地区会則第18条による)で、地区ガバナーによって任命された者(地区名誉顧問など)は、いずれも地区ガバナーの任期と同じとする。(複合地区会則第17条4による)

第18章 地区名誉顧問会制度

地区名誉顧問会は地区行政円滑化のため地区ガバナーが任命する名誉顧問をもって構成されます。地区の活性化のためにも名誉顧問の数を無制限に増やすべきではありません。必要で適正な定員を設け、具体的任務を明確にすることを前提に下記の提言を行います。

1. 定員について

地区の実情に応じ、地区ガバナーの判断で定員数を決めます。

定員化の参考例

- (1) 最近地区ガバナーを務めた者とする。
- (2) 各リジョン1名を原則とするが、地区内が把握できるようにしておくことが望ましい。

2. 諮問に対する答申は具体的に明確にする

地区の調和、エクステンションの協力、新会員研修、その他地区の実情に応じた地区ガバナーチームの諮問事項に対して指導事項を明確に答申するようにします。

- (1) 地区名誉顧問会議の招集は、地区ガバナーチームと相談のうえ地区名誉顧問会議長が行う。
- (2) 地区名誉顧問会に必要な経費は地区一般会計収支予算に計上し、明確にしておく。
- (3) 地区名誉顧問会会議の議事要録をキャビネット会議に報告する。
- (4) 前・元地区ガバナー以外の元国際役員は、地区特別顧問に委嘱することができる。委嘱された場合は、地区名誉顧問会の答申に関してアドバイザーとして意見を述べるものとする。
- (5) 前・元地区ガバナーは「元地区ガバナー会」を自主的に組織し、運営する。

3. 地区名誉顧問会について検討した資料

地区名誉顧問会のあり方については、日本レベルあるいは各地区において検討されつつあります。

当複合地区としても、地区名誉顧問会開催の回数やキャビネット会議での扱いが、地区によって異なっていることに鑑み、地区ガバナーチームのキャビネット運営がスムーズに行われるように助言し指導ではなくアドバイザーに徹する制度に改善すべく、今後のあり方を検討いたしました。

(1) 複合地区会則第22条「地区名誉顧問会」の解釈

複合地区会則第22条 地区名誉顧問会

地区ガバナーは地区名誉顧問会を設ける。地区名誉顧問会は、主として前・元地区ガバナーの中から地区ガバナーが任命した名誉顧問をもって構成され、地区の調和を図る。地区名誉顧問会議長には

原則として前地区ガバナーを任命するものとする。

1. 地区ガバナーは地区名誉顧問会を設ける。

① 構成

主として元地区ガバナーの中から地区ガバナーが任命して名誉顧問をもって構成する。「主として」とあるのはふさわしい人材であれば地区ガバナー経験者でない者を名誉顧問会の構成とすることのできる余地を与えたものであり、「中から」とあるのは必ずしも、全部の元地区ガバナーを任命しなくてもよいことを示している。

② 任務

地区の調和を図る。

2. 地区によっては名誉委員会が設けられており、次のような会員で構成されている。

元国際役員、元国際理事、元地区ガバナー

この委員会は地区名誉委員会委員長が主宰するもので、地区ガバナーの要請があったときのみ活動する。

地区名誉委員会の職責

地区における「和」を推進する。

地区ガバナーが依頼する任務を果たす。

地区ガバナーの要請があれば名誉委員会会議を開催する。

地区ガバナーを補佐し、問題の究明と解決を試みる。

(参考)

The International Counselor は 1940 年制定された。ガバナー在職中の優れた貢献と功績により、国際理事会より、直接ガバナーに授与される。ガバナーを務めた全てのメンバーに与えられるものではない。国際カウンセラーは、地区ガバナーの義務や地区組織には干渉してはならない。むしろその活動単位として活躍すべきである。(1958.9「ライオン」より) 1965 年 10 月、国際理事会は元地区ガバナーに贈る国際カウンセラーの名称を廃止した。

その後、前・元地区ガバナーは地区名誉顧問に就任している。

(2) 問題点

- ① 「前・元地区ガバナー」と「地区名誉顧問」が同意語のように使われています。前・元地区ガバナーは、地区ガバナー経験者に自動的に与えられるものですが、地区名誉顧問は地区名誉顧問会の構成メンバーとして地区ガバナーが任命する役職名です。従って、両者は区別して呼称されなければなりません。
- ② 地区名誉顧問会の任務を明確にすべきとの意見がありますが、複合地区会則では「地区の調和を図る」とあります。地区ガバナーが進化して地区ガバナーチームとなったことから、地区ガバナーチームのキャビネット運営がよりスムーズな展開を図る等、地区名誉顧問会設置の理由は変化していくべきと思います。
- ③ 地区名誉顧問会会議が誰によって招集されるのかを、明確にする必要があります。「この委員会は地区名誉顧問会議長が主宰するもので、地区ガバナーの要請があったときのみ活動する」(地区ガバナー必携)

4. 地区名誉顧問会内規の一例

1. 目 的

336-__地区に複合地区会則第 22 条による地区名誉顧問会を設ける。地区名誉顧問会は地区ガバナーの諮問に応え地区運営の円滑化を図る。

2. 構 成

(1) 定 員

地区ガバナーを務めた直近〇名を以って定員とする。

但し、地区ガバナーと同じリジョンの者が含まれない場合は、元地区ガバナー1 名を、またそのリジョンに元地区ガバナーのいない場合はキャビネット幹事、キャビネット会計、RC 経験者の中から〇名を任命し、計〇名で構成することができる。

(2) 議 長

地区名誉顧問会議長には複合地区会則第 22 条により主として前地区ガバナーを任命する。
前地区ガバナーに支障のある場合は直近の元地区ガバナーを任命する。

3. 任 務

主として次の事項に関し地区ガバナーの諮問に応える。

- (1) 地区内の調和を図る。
- (2) 国際協会の方針を推進する。
- (3) 地区運営を推進する。
- (4) 地区の長期計画を推進する。
- (5) その他地区ガバナーが要請する事項。

4. 運 営

(1) 会 議

(ア) 地区ガバナーの要請により議長が招集し、主宰する。

(イ) 出席者は地区名誉顧問、地区ガバナー、第一副地区ガバナー、第二副地区ガバナー、キャビネット幹事、キャビネット会計、および地区ガバナーの要請する者。

(ウ) 議長は議事録を作成し、地区ガバナーに報告するとともに必要な事項をキャビネット会議に報告する。

(2) 経 費

運営に要する経費は、キャビネットにおいて地区一般会計収支予算に計上する。

(3) その他

上記のほか必要な事項はキャビネット幹事が措置する。

5. 内規の改廃

本内規の改又は廃棄はキャビネット会議の議決による。

年 月 日制定・施行

第19章 グローバル・アクション・チーム (GAT) について

1. グローバル・アクション・チームについて

(1) 概要

グローバル・アクション・チーム (GAT) は、グローバル会員増強チーム (GMT)、グローバル指導力育成チーム (GLT)、グローバル奉仕チーム (GST)、ウーマンヤングピープル (ファミリーウーマン) チーム (WYPT (FWT))、グローバル新クラブ結成チーム (GET) をまとめることで、ライオンズの三つの主要分野に取り組む首尾一貫した方法を作り出します。グローバル・アクション・チームはライオンズクラブ国際協会 (LCI) と LCIF のビジョンを支持し、ライオンズとレオの奉仕への熱意を新たに燃やさせるものです。

ライオンズは奉仕するために存在します。効果的に奉仕をするには、熱心な会員と優れたリーダーが必要です。グローバル・アクション・チームが設置されたのは、私たちが毎日世界中でより多くの人々に奉仕をし続けられるようにするためです。ライオンズは皆、グローバル・アクション・チームの一員です。

(2) 私たちのビジョン

ライオンズと LCIF が地域社会と人道奉仕におけるグローバルリーダーとなることを目指しています。また、一般社会に認識され、ライオンズや私たちの活動について地域社会に知ってもらいたいと思っています。更に、私たちは、会員が素晴らしい組織の一員であることに喜びを感じ、誇りに思ってもらいたいと思っています。

喜びは人から人へ伝わります。ライオンズが奉仕を提供することに喜びや情熱を感じる時、家族、友人、同僚、隣人や他の地域社会のリーダーも引き付けられます。彼らも地域社会のために多くのことを行う素晴らしい組織の一員になりたいと思うようになります。

(3) クラブにとってのメリット

クラブが中心。各クラブには GLT、GMT、GST、WYPT (FWT)、GET チームのメンバーを務める会員がいます。そして、クラブ会長が、クラブにおけるグローバル・アクション・チームのファシリテーターです。クラブを行動の中心とするボトムアップ・アプローチです。

1にも2にもチームワーク。新たに設けられたグローバル・アクション・チームは、ライオンズのネットワーク全体をクラブのために活用します。クラブを支援するために GLT、GMT、GST、WYPT (FWT)、GET をまとめるチームです。すべてのクラブに活力を吹き込むことのできる、クラブの全体を見るアプローチです。助けはいたるところにあります。

革新的な奉仕。GST は、クラブが情報や資料を特定し、奉仕事業をより良いものにしてインパクトを高めるノウハウを活用できるよう支援します。内容の充実した奉仕事業は、会員にさらなる奉仕への意欲をもたせ続けます。そして奉仕したいと考えている新たな会員を引きつけるのにも役立ちます。

リーダーシップ育成。GLT は、リーダーとなって地域社会に奉仕をする力をライオンズに与えることのできる指導力育成の機会を提供してくれます。力強いリーダーは会員増強を促進させ、新しい奉仕事業を後押しし、クラブが継続して成果を出せるようにすることができます。

健全な会員。GMT は、クラブが効果的な会員増強プログラムを展開し新会員を引きつけられるよう支援することができます。そして、新会員とベテラン会員を奉仕に参加させ続ける、素晴らしい会員体験の機会を作り出す手助けもできます。より多くの会員がいるということは、より多くの奉仕を地域社会にもたらせるということを意味します。

女性と家族会員の増強。WYPT (FWT) は、女性ならではの魅力ある奉仕活動の提案と、女性を中心とした会員増強を支援します。またクラブ支部やスペシャルティクラブの結成を支援することにより、会員増強の取り組みを推進します。

新クラブの結成。GET は、新クラブの結成、クラブ支部の結成に向けてスポンサークラブ及び新クラブ会員を支援します。

リーダーシップ、会員増強、奉仕は相互に作用。これらの各主要分野は互いに影響を及ぼし合います。優れたリーダーは会員増強と奉仕を推し進めることができます。素晴らしい奉仕は、奉仕の心をもった人々にライオンズの奉仕に加わろうという気持ちを起こさせるだけでなく、奉仕事業の指揮を執るチャンスをもライオンズにもたらす可能性を持っています。そして会員増加は、奉仕のインパクトを高め、未来へとクラブを導くことのできる新たなリーダーを生み出してくれます。

LCIF の支援。ライオンズクラブ国際財団 (LCIF) は、50 年近くの長きにわたり、ライオンズによる人生を変える事業を支えてきました。LCIF は、世界中のライオンズが大掛かりな奉仕事業に取り組み、永続的な変化をもたらすことができるよう、交付金を提供します。グローバル・アクション・チームは、LCIF の交付金を利用する機会があることをクラブに宣伝すると同時に人類にいつそう大きな投資をすることができるよう、寄付をするようライオンズに呼びかけていきます。

(4) 私たちの組織構造

グローバル・アクション・チームはライオンズの組織構造において恒久的な存在です。国際会長および他の執行役員に代わりグローバル・アクション・チームの三つの主要分野を率いるのは、下記のリーダーです。

グローバル・アクション・チーム (GAT) 委員長：カジット・ハバナナンダ元国際会長
クラブレベル

- ◎ クラブ会長が、グローバル・アクション・チームのクラブ・ファシリテーターとなります。
 - ・ GLT クラブ指導力育成委員長職にはクラブ副会長が自動的に就きます。
 - ・ GMT クラブ会員委員長
 - ・ GST クラブ奉仕委員長
 - ・ GET、WYPT (FWT) クラブ (任意の) 委員長

地区レベル

- ◎ 地区ガバナーが、グローバル・アクション・チームの地区ファシリテーターとなります。
 - ・ 地区 GMT コーディネーター
 - ・ 地区 GAT コーディネーター
 - ・ 地区 GLT コーディネーター
 - ・ 地区 GST コーディネーター

- ・ 地区 GET コーディネーター
- ・ 地区 WYPT (FWT) コーディネーター (正・副)

複合地区レベル

- ◎ 協議会議長が、グローバル・アクション・チームの複合地区ファシリテーターとなります。
- ・ 複合地区 GMT コーディネーター
- ・ 複合地区 GAT コーディネーター
- ・ 複合地区 GLT コーディネーター
- ・ 複合地区 GST コーディネーター
- ・ 複合地区 GET コーディネーター
- ・ 複合地区 WYPT (FWT) コーディネーター (正・副)

GAT日本レベル

- ・ GAT日本全域リーダー
- ・ GAT東日本全域副リーダー
- ・ GAT西日本全域副リーダー

(5) 資料・情報

グローバル・アクション・チームに関する最新情報は、ライオンズクラブ国際協会のウェブサイトをご覧ください。グローバル・アクション・チームのウェブページには、クラブレベルの役割を果たす上で役立つ E ブックを含め、GLT、GMT、GET そして GST のための具体的な情報や資料が掲載されています。このウェブページには新たな情報資料が加えられていきますので、頻繁に確認してください。WYPT (FWT) は日本独自のプログラムです。

2. GMT コーディネーター

地区グローバル会員増強チーム (GMT) コーディネーターの活動

地区ガバナーの指導監督のもとに、地区GMT コーディネーターは地区グローバル・アクション・チームの一員である。その責任には以下が含まれる。

- 地区チームとともに、地区の会員増強目標の達成に焦点を当て、それに向けて取り組むための地区計画を策定し実施する。
- 主なツールや取り組みについてクラブ会員委員長を教育し、各クラブで会員勧誘と会員の満足度を向上させるための会員増強計画を立てるよう奨励する。
- 会員に関する問い合わせを受けるクラブ会員委員長を支援し、適用される方針に沿った迅速な指導を行う。
- 会員候補者には迅速に連絡が行われ、興味や、都合、期待、その他の要素にもとづいた適切なクラブに紹介されるようにする。もし適切なクラブがなければ、新クラブを結成するための指導と支援が与えられるようにする (グローバル・エクステンション・チームの地区コー

ディネーターが任命されていない場合)。

- (e) 会員増強における指導的役割を担えそうなリーダー候補者を特定すべく努力する。
- (f) グローバル指導力育成チーム及びグローバル・アクション・チームの地区コーディネーターたちと協力し、クラブに会員維持の戦略を提供する。
- (g) 地区グローバル指導力育成チーム・コーディネーター及びクラブ役員と協力し、新会員がクラブレベルで効果的な会員オリエンテーションを受けることを確認する。

3. GLT コーディネーター

地区グローバル指導力育成チーム（GLT）コーディネーターの活動

- (a) 地区チームとともに、地区の指導力育成目標の達成に焦点を当て、それに向けて取り組むための地区計画を策定・実施し、クラブ役員、リジョン及びゾーン・チェアパーソン、公認ガイディング・ライオン、必要に応じその他のメンバーの研修を開催する。
- (b) 年間地区学習及び指導力育成計画を立てて遂行し、研修について Learn で報告する。
- (c) 奉仕、会員増強、または指導力育成の役割を担えそうなリーダー候補者を特定すべく努力する。
- (d) 適切な場合には、地区の各行事での研修を支援・進行する。
- (e) 地区グローバル会員増強チーム・コーディネーター及びクラブ役員と協力し、新会員がクラブレベルで効果的な会員オリエンテーションを受けることを確認する。

4. GST コーディネーター

地区グローバル奉仕チーム（GST）コーディネーターの活動

地区ガバナーの指導監督のもとに、地区GSTコーディネーターは地区グローバル・アクション・チームの一員である。その責任には以下が含まれる。

- (a) 地区チームとともに、地区の奉仕及び資金調達目標の達成に焦点を当て、それに向けて取り組むための地区計画を策定し実施する。
- (b) 地区内のクラブによるアクティビティ報告率を上げるよう努力する。
- (c) LCI と LCIF の奉仕プログラムや交付金、および LCI の奉仕関連リソースの活用について、知識を得、参加を奨励する。
- (d) 地区におけるアドボカシー活動の推進者として、クラブが意識高揚、地域社会の啓蒙、変化の唱導を行う上で支援する。
- (e) 知名度と会員の満足度を高め、新会員を獲得し、ノウハウの共有を奨励するため、奉仕の成功事例をライオンズや地域社会に共有する。

- (f) 奉仕における指導的役割を担えそうなリーダー候補を特定すべく努力する。

5. WYPT (FWT) コーディネーター

2014年10月、スコッツデール国際理事会において、会則地域V（東洋、東南アジア）およびVI（インド、南アジア、アフリカ、中東）に、GMT、GLTと同じ構造の、家族および女性の会員増強組織を設けるパイロット・プログラムが承認されました。そして2020年7月、日本独自のプログラムとして第2期FWTが始動し、現在に至る。2025年7月からWYPTと名称変更が行われる予定のため、本マニュアルではWYPT (FWT) と表記した。

ウーマンヤングピープル（ファミリーウーマン）チームコーディネーター（WYPT (FWT)）の活動

地区WYPT (FWT) コーディネーターは地区グローバル・アクション・チームの一員である。その責任には以下が含まれる。

- (a) 家族と女性会員の増強、家族と女性会員のライオンズにおける活動の推進、意識と行動力を高めること、複合、地区のGMT、GLT、GST、GETコーディネーターと協力しながら、家族および女性に関する対応を行い、新クラブ（エクステンション）とクラブ支部結成、または、スペシャルティクラブの推進をはかり、インパクトの高い奉仕を実践し入会促進と退会防止に努めます。女性が積極的にライオンズを学び、リーダーシップを発揮する機会を得るよう奨励します。

【WYPT (FWT) 役員】

WYPT (FWT) 複合地区コーディネーター（各複合地区正副2名）

WYPT (FWT) 地区コーディネーター（各地区正（副）1～2名）

6. GET コーディネーター

グローバル・エクステンション・チーム（GET）コーディネーターの活動

地区ガバナーの指導監督のもとに、地区GETコーディネーターは地区グローバル・アクション・チームの一員である。

その責任には以下が含まれる。

- (a) 地区チーム（地区ガバナーおよび各副地区ガバナーを含む）と協力し、地区の新クラブ目標の達成と維持を徹底する。
- (b) ボランティア奉仕がまったく行われていない、あるいは十分に行われていない地域社会や、より大きなコミュニティにおけるグループ内において、新クラブを結成する機会を見出す。

- (c) 地区のリーダーたちと協力して、新クラブ結成を成功させるために必要なタスク（会員の勧誘、リーダーシップ育成、有意義な奉仕事業への参加促進など）を遂行できるチームを作る。
- (d) 新クラブ開発のプロセスと方針を理解した上で、それをチームメンバーに伝え、さらに正確な情報が入会予定者に伝わるよう徹底する。
- (e) 新クラブ開発のプロセスと方針を理解した上で、それをチームメンバーに伝え、さらに正確な情報が入会予定者に伝わるよう徹底する。
- (f) スポンサー・クラブが新クラブ役員のメンター（教育係）を務められるように手助けし、またガイディング・ライオンに新クラブの心得を教育することで、新クラブの成功を確かなものにする。
- (g) 新クラブ結成に関心のあるライオンズを研修し、起用することで、地区の新クラブ結成の可能性を広げる。

新クラブの申請書に記入漏れがないか、承認手続きが正しくされているか、効率的に提出されているかを確認する。

複合地区について



第1章 複合地区について

1. 複合地区とは

複合地区はライオンズクラブ国際協会の行政的機構であり、複合地区内すべてのライオンズクラブの前進と発展のために“よりよい政策”を協議し、立案する場であります。複合地区には、複合地区内のすべての地区ガバナーおよび前・元ガバナーの内よりガバナーエレクトにより選任または選出された議長からなる、複合地区ガバナー協議会が設けられます。複合地区の年次大会あるいはこのガバナー協議会で決定された政策は、それぞれの地区ガバナーを通じて地区内すべてのライオンズクラブに伝達され、徹底され実行されなければなりません。

後に詳述しますが、複合地区とは2つ以上の複数の準地区からなる地域であり、現在の日本ライオンズの複合地区分布は、北海道から沖縄まで都道府県別行政の単位を基盤として、330～337 まで8つの複合地区で構成されています。

ちなみに私共中国・四国地方は、336 複合地区と称され、A 地区（四国4 県）・B 地区（岡山・鳥取）・C 地区（広島）・D 地区（山口・島根）の9 県に所属されているクラブにより構成されています。

即ちライオンズクラブ国際協会から認証を受けたすべてのライオンズクラブは、その結成された管轄地域内において、地区ガバナーにより原則として4 から8 のクラブからなるゾーンに編入され、その複数のゾーンは10 から16 のクラブからなるリジョンを構成しています。そのリジョンの集合体が1つの地区となっているわけであり、以下複合地区の会則上の定義、複合地区の目的、複合地区分割の経緯、複合地区の運営と組織の現在、そのあり方について述べたいと思います。ライオンズクラブ国際協会も複合地区も、その基盤となる会員は承認された個々のライオンズクラブであります。あくまで主権は我々個々のライオンズクラブに存在するという認識を堅持し、あらゆる場において、その理念が尊重されるよう努めねばなりません。

(1) 複合地区の定義

複合地区（Multiple District）とは2つ以上の準地区（Sub District）から成る地域であり、その地域内で国際協会の認証を受けたすべてのライオンズクラブから成るのが、会則上の定義です。

(2) 複合地区の目的

国際協会の行政的機構としての本組織はライオンズクラブ国際協会の基本的活動方針に従い、

- 1) 複合地区内ライオンズクラブの融和協調を図ること
- 2) ライオニズムの高揚を図ること
- 3) 複合地区内の各準地区の運営の円滑化を図ること

などを目的とします。

(3) 日本の複合地区の構成

① 沿 革

- 1952. 3. 東京クラブ結成
- 1955. 5. 第1回302地区大会（神戸市）
- 1959. 7. 302地区がE、Wの2地区に分割され、それまでの単一地区から複合地区となる。
- 1964. 6. 初めて複合地区大会が開催（東京都）される。
- 1970. 7. 302日本複合地区が302E複合地区と302W複合地区の2つに分割される。
- 1976. 7. 302EおよびW複合地区が8複合地区に分割される。

② 複合地区分割

1976年7月、主として次のような理由により302E複合地区と302W複合地区がそれぞれ五つと三つ、計八つの複合地区に分割された。

- イ 会員増大のため複合地区大会開催が困難になった。
- ロ 地域社会と密着するためには広域過ぎること。
- ハ 世界の平均とあまりにもかけ離れた現状で、その運営に無理が生じ始めたこと。

(4) 複合地区の運営

複合地区の運営は、複合地区会則第11条に則り、複合地区内全会員より会費を徴収し、運営されるため、あくまで公正・明確に行われなければなりません。

① 役 員

複合地区の役員には、ガバナー協議会構成員および構成員以外の役員として、ガバナー協議会が選任する者をもって、これに充てます（複合地区会則第5条）。その任期は地区ガバナーの任期と同じと定められています。

② 複合地区ガバナー協議会

複合地区は、複合地区内のすべての現地区ガバナーまたは元地区ガバナーの内よりガバナーエレクトにより選任または選出された議長のもとにガバナー協議会を設けます。なお、ガバナー協議会の構成員および投票権を持たない顧問は、国際付則第8条第4項および複合地区会則第5条によって定められています。

③ ガバナー協議会議長

議長はガバナー協議会を代表し、国際理事会の一般的監督のもとに管理運営促進者となり、国際付則第10条第1項並びに複合地区会則第5条6(a)～(i)までの職責を果たします。

協議会議長は、就任する時点で、現または元地区ガバナーになっていなければなりません（国際付則第8条第4項）複合地区会則第5条4には、現または前・元地区ガバナーとなっています。

また、「任期の途中において議長職に空席が生じた場合には、残る任期について速やかにガバナー協議会を開き、後任議長を国際付則第8条4項の規定に従って選ぶことができる。その空席を埋めるまでは、副議長が議長代理としてその任務を果たし、議長と同じ権限を持つ。副議長が空席となった場合にはガバナー協議会構成員の中から後任者を選ぶ」（複合地区会則第5条6(i)）。

(5) ガバナー協議会の権限

ガバナー協議会は、国際会則および付則の規定、国際理事会の方針および国際大会の方針、複合地区会則および複合地区年次大会の決定に従い、主として次の任務を遂行します。

- 1) 複合地区の運営を管理する
- 2) 役員を選任する（委員長、委員、日本レベル委員等）
- 3) 会議を開催する（ガバナー協議会、各種委員会等）
- 4) 資金を管理し、運用する
- 5) 複合地区年次大会について
 - (ア) 開催地の決定
 - (イ) 大会委員長に指示すべき事項の決定
 - (ウ) 大会議事規則、大会役員の決定
- 6) 複合地区諸規定の決定
- 7) ガバナー協議会事務局の設置、管理

(6) ガバナー協議会議長の解任

2014年9月からガバナー協議会議長の解任が出来るように変更されました。

協議会の過半数の要請によって、協議会議長解任を目的とした特別会議が開催され、正当な理由があればガバナー協議会の全構成員の3分の2の賛成投票により解任することができる（国際付則第8条第6項）。

2. 336 複合地区の定例会議

(1) 336 複合地区ガバナー協議会

複合会則ではガバナー協議会の定例会議は年3回とし、その他必要に応じて開くことができます。ありますが、336 複合地区では、任期中4～5回のガバナー協議会を開催しています（8月、10月、1月、3月、年次大会直後）。なお、第1回定例会議は地区ガバナーの正式就任後60日以内に開くことになっています。

- ・ 会議は構成員の過半数の出席をもって定足数とし、決議は出席構成員の過半数以上をもって決します。構成員以外の複合地区役員は、招集に応じてガバナー協議会に出席し、意見を述べることはできますが、投票権は持ちません。
- ・ 会議の議案録は予め事務局運営委員会によって作成され、会議10日前迄に出席者に送付されます。
- ・ 会議に当たっては、討議に必要な十分な時間を設定し、かりに時間がないからという理由で、審議を尽くさずに結論を出すようなことのないように留意しなければなりません。

- ・ 議事の進行は議決を要する協議事項、承認を要する報告事項の順に先議し、極力重要事項の審議に時間を配分するよう留意します。
- ・ 議事録は会議終了後、7日以内に作成し、出席者、その他必要なところへ送付します。
- ・ 定例会議の他、必要により構成員による臨時ガバナー協議会を開き、緊急事項等を決定します。その際会議の定足数は構成員の過半数であり、その議事録は次回の定例会議までに構成員およびその他の複合地区役員に送付します。

① 定例会議で協議する事項（参考）

- 1) 第1回ガバナー協議会（8月）
 - (ア) 次年度ガバナー協議会構成員役員会議決定事項の確認
 - (イ) 前年度財務報告、監査報告
 - (ウ) 年間の会議計画（日程、場所）
 - (エ) 各種規定内規
 - (オ) 予算、取引銀行の決定
 - (カ) 年次大会開催地、開催日（期日はガバナー協議会とホストライオンズクラブで決定する）
 - (キ) 構成員、複合地区役員よりの協議事項、報告事項（毎回の議題となる）
- 2) 第2回ガバナー協議会（10月）
 - (ア) 年次大会事務局およびホストクラブ事務局設置、大会予算の決定
 - (イ) 次年度議長選出準地区について ※ローテーション制を重視すること
 - (ウ) 構成員、複合地区役員よりの協議事項、報告事項
- 3) 第3回ガバナー協議会（1月）
 - (ア) 年次大会関係案件
 - (イ) 上半期財務報告、監査報告
- 4) 第4回ガバナー協議会（3月）
 - (ア) 年次大会議案の決定
 - (イ) その他の大会とその関連案件
- 5) 第5回ガバナー協議会（年次大会後）
 - (ア) 次年度申し送り事項の確認

（註） 現・次期構成員並びに現・次期事務局運営委員会の出席による引継ぎ会

(2) ガバナー協議会・複合地区役員連絡会議

ガバナー協議会定例会議の後に開かれる「ガバナー協議会・複合地区役員連絡会議」において、336複合地区役員へガバナー協議会での協議内容が報告されます。また、複合地区各種委員長は、全日本レベル・複合地区レベルの関係事項について共通認識を図るべく「ガバナー協議会・複合地区役員連絡会議」で報告します。

「ガバナー協議会・複合地区役員連絡会議」は、ガバナー協議会構成員とガバナー協議会構成員以外の複合地区役員で構成され、336複合地区役員の意見交換の場でもあります。

(3) 事務局運営委員会

ガバナー協議会事務局運営委員会規則により構成、運営が定められています。

定例会議の直前に開催し、会議の円滑な進行を図るようにします。協議会構成員も参加し、議案の理解、会議進行方法等につき一緒に協議しておくことが望ましいでしょう。

3. 全日本レベルの会議

(1) 一般社団法人日本ライオンズ

① 目的

この法人は、ライオンズクラブ国際協会の目的を推進し、ライオンズクラブ国際協会と 330～337 複合地区間並びに複合地区内における適正・迅速なる情報の交換を図りつつ複合地区ガバナー協議会をサポートし、もってライオンズクラブおよびクラブメンバー間の相互理解と融和と友情親善を図り、ライオニズムの高揚に寄与し、ライオンズクラブの発展を目的とする。

② 事業

- (1) ライオンズクラブ国際協会から発せられる方針、通達、連絡、指示その他の一切の事項を受領し、複合地区として適正に検討し意見をまとめ、ライオンズクラブ国際協会に情報を発信し、必要があればこれを当複合地区内に速やかに伝達して周知を図るなど複合地区ガバナー協議会に関する事業
- (2) 日本のライオンズクラブの発展またはクラブメンバーの福利厚生を増進のための事業
- (3) ライオンズクラブ国際協会の製作した物品、印刷物の頒布及び国際会費関係に関する事業
- (4) ライオン誌日本語版の編集発行その他情報発信に関する事業
- (5) 不動産の取得・賃貸借に関する事業
- (6) 前各号の事業に付帯する事業

③ 組織

現在は、議長連絡会議は廃止され一般社団法人日本ライオンズ執行理事会になり理事長は選挙で選出されます、各種委員長会議の行った決定は執行理事会、理事会で審議されたのち、全国ガバナー会（社員総会）の承認を得てはじめて有効となります。

(2) 全国共通の委員会

ライオン誌日本語版委員会（複合地区会則第 8 条 2 による）、国際理事候補者推薦選挙管理委員会（国際理事立候補者資格審査委員会規則による）の各委員、および一般社団法人日本ライオンズ会計監査委員は、各複合地区から 1 名が委嘱され、複合地区役員の扱いがなされることになっています。

(3) 一般社団法人日本ライオンの委員会

- ① PRマーケティング委員会（ライオン誌日本語版委員会）
- ② 国際理事候補者資格審査委員会
- ③ 会則委員会
- ④ 国際大会委員会
- ⑤ YCE委員会
- ⑥ ライオンズクエスト・薬物乱用防止委員会
- ⑦ アラート委員会
- ⑧ スペシャルオリम्ピックス委員会

第2章 336 複合地区役員

複合地区の役員には、複合地区会則第5条で、ガバナー協議会構成員およびガバナー協議会が選任する者をもってこれに当てる、とあります。そしてその選任は国際付則第8条第4項および複合地区会則第5条で定められています。

国際付則第8条第4項では、ガバナー協議会は協議会議長を努める現または元地区ガバナー1名と準地区の地区ガバナーによって構成されるが、協議会議長を含む前・元地区ガバナーの合計数は地区ガバナー総数の2分の1までとされています。

すべての新役員は、複合地区会則第5条5により、複合地区大会終了までに、地区ガバナー・エレクトによって選ばれることになっています。

当複合地区では下記の手順で役員の選任、構成員以外の役員委嘱を行っています。

1. 複合地区役員選任の手順

1. 第3回ガバナー協議会に、第一副地区ガバナーの協議により、現または元地区ガバナーの内から選出された議長予定者名を報告する。
2. 第3回ガバナー協議会後に、次期協議会の構成について、現構成員と第一副地区ガバナーの懇談会を開く。この懇談会は議長の招集により、主として以下の事項等を協議する。
 - (1) 追加構成員の問題
 - (2) 構成員以外の役員の問題
3. 上記懇談会の経過を踏まえ、第4回ガバナー協議会の前に現構成員と次期構成員予定者の会議を開き、以下の事項等を決定する。
 - (1) 次期の追加構成員について
 - (2) 次期の副議長2名（議長が現職ガバナーの場合は1名）、幹事1名、会計1名の互選
 - (3) 構成員以外の役員の委嘱について
 - (4) 次期複合地区年次大会の開催日時・場所について
4. 4月下旬または5月上旬、各準地区年次大会終了後できるだけ早急に、議長はガバナーエレクトを招集して会議を開く。この会議には次期構成員のほか、現構成員も出席し、以上の事項を確認決定する。

■ 留意事項

- ・ 構成員以外の役員委嘱状は、地区ガバナー任期の始まる日付（国際大会終了日）で、議長名により、役員の所属クラブ宛に送付する。
- ・ 2024-2025年度、ガバナー協議会メンバーと各準地区の第一、第二副地区ガバナーが集まり、336複合地区次期議長選任に関する打合せが行われ、手順書の中に、「ローテーション制を重視して、」との文言を追加すると合意された。

2. 336 複合地区役員の構成について

1. 複合地区ガバナー協議会の構成員については、国際付則第8条4項および複合地区会則第5条4項によって決定をする。但し、336 複合地区に於いては、現または元地区ガバナーの議長と4名の現職ガバナーとの、5名での編成を原則とする（議長が現職ガバナーの場合は4名の編成となる）。
2. 構成員以外の複合地区役員は、各準地区次期第一および第二副地区ガバナー予定者、前・元地区ガバナー（原則としてガバナー任期終了後3期まで）、および次年度事務局運営委員会委員長、委員予定者とし、役員の選任・委嘱については当該年度のガバナー協議会がこれを行う。
3. 各複合地区委員会および委員長の人数をできるだけ縮小することを原則とし、目的の類似した委員会委員長を併合または兼務する。委員長・全日本レベル委員については、準地区間の公平を守ることを念頭におき、役員ポストを決めなくてはならない。

その際、ライオンズクエスト委員長、レオクラブ委員長、LCIF コーディネーター、GET コーディネーター、GMT コーディネーター、GLT コーディネーター、GST コーディネーター、WYPT (FWT) コーディネーターについては、国際協会が3年任期としていることに配慮しなくてはならない。その他の委員長、日本レベルの委員についても、2年間継続が望ましいとされるものがあるなど、適切な対応が必要である。

4. 監査委員については、現議長選出の準地区へは委嘱しないことが望ましい。なお、公認会計士・税理士等会計に明るい者を選ぶことが望まれる。

5. 【複合地区レベル委員長（7名）】

- 会則および付則・運営マニュアル編集委員長
- IT・M・ライオンズ情報委員長
- YCE・国際関係・レオ委員長
- 青少年・ライオンズクエスト・薬物乱用防止・平和ポスター委員長
- 環境保全・保健福祉・献血・献眼・視聴覚委員長
- アラート委員長
- 未来ビジョン委員長

【複合地区レベルコーディネーター（5名）】

- | |
|---------------------------|
| ○GET コーディネーター |
| ○GMT コーディネーター |
| ○GLT コーディネーター |
| ○GST コーディネーター |
| ○WYPT (FWT) コーディネーター（正・副） |
- LCIF コーディネーター

GAT

【その他役員】

- GMT メンバー（4名）には各地区第一副地区ガバナーを、GLT メンバー（4名）には各地区第二副地区ガバナーを委嘱する（原則）。
- 336 複合地区監査委員（2～3名）
- その他、必要に応じて複合地区レベル各委員会に副委員長、委員を委嘱する。

○運営委員長は議長が指名し、各地区キャビネット幹事が運営委員となり、運営委員会を構成する。

※組織図は複合地区ホームページからダウンロードしてご参照ください。

3. 複合地区各種委員会の運営について

当複合地区では、委員長のみの委員会が大部分で、十分な委員会活動が行なわれにくいという反省がしばしばなされてきました。

その反省点を生かし、

- (1) 必要な委員長の下に副委員長を配置する。
- (2) 複合地区委員長、副委員長と準地区委員長の連絡会議を持つ。

ことによって、委員会活動の活性化を図ると共に、複合地区と準地区の連携を密にするようにします。

複合地区委員会の運営要領、準地区委員長連絡会議の開催要領は、下記の通りです。

336 複合地区委員会の運営要領

ガバナー協議会は、必要に応じ各種委員会を設置し、委員長、委員を委嘱する。委員会設置に当たっては合理化の観点から、絶えず整理統合に留意し、いたずらに委員会や委員の数が年々増えることのないよう心掛ける。

委員会は概ね次の要領により運営される。

1. 委員長は、日本レベルの各種委員と共にガバナー協議会構成員以外の複合地区役員として、召集に応じて定例のガバナー協議会に出席し、意見を述べる。
2. 委員には、その委員会に関する専門知識を持つ者など各準地区より適任者を求め委嘱する。
3. 委員会の会議開催は、予めガバナー協議会の承認を得たうえで、議長と委員長の連名で関係者に通知し、協議会構成員にはその写しをもって連絡する。
4. 急を要するためガバナー協議会の事前承認が得られなかった場合は、議長の下承を得て、その旨を協議会構成員に連絡し、関係者に開催を通知する。
5. 会議は原則として、複合事務局またはその所在地で開催し、協議会構成員が陪席することができる。
6. 委員の任期は地区ガバナーの任期と同じとする、ただし次のガバナー協議会が同一人に再び委嘱することを妨げない。
7. YCE・国際関係・レオ委員長および IT・M・ライオンズ情報委員長は、必要があれば翌年度の8月31日まで翌年度のガバナー協議会によって委嘱され実務に当たる。
8. 委員長は会議開催後7日以内に議事録をもって、議長に報告する。事務局はその要録を協議会構成員および関係者に配布する。

336 複合地区の準地区委員長連絡会議の開催要領

1. 準地区委員長連絡会議は、複合地区の委員長が計画し、あらかじめガバナー協議会の承認を得て開催する。
急を要するため事前の承認が得られなかった場合は、複合地区委員長が議長の下承を得て、議長と委員長の連名で各地区ガバナー宛の文書をもって、準地区委員長の派遣を要請する。準地区委員長にはその写しをもって通知する。
2. 会議は原則として、複合地区事務局またはその所在地で開催する。都合により他の場所で開催する場合は、事前に議長の下承を得ることとする。
3. 会議は複合地区委員長が主宰し、会議終了後 7 日以内に議事要録をもって議長に報告する。複合地区事務局はその要録を各地区ガバナーおよび出席者に配布する。
4. 各地区ガバナーは、すべての連絡会議に出席することができる。
5. 会議に要する旅費、登録料等は、各地区が負担するが、複合地区関係の出席者分は複合地区で負担する。

第3章 複合地区の委員長の任務

336 複合地区の各種委員長は、ガバナー協議会によって委嘱され、協議会構成員以外の複合地区役員となります。各種委員長の任務は、概ね次の通りとします。

なお、「336 複合地区委員会の運営要領」「準地区委員長連絡会議の開催要領」に基づいて活動することはもちろんですが、各委員長とも会議要録を議長宛に送付することをもって報告とし、必要に応じ答申書および報告書を提出します。

(1) 会則および付則・運営マニュアル編集委員長

ガバナー協議会の諮問機関として協議会の付託事項に対し答申するほか、諮問のない場合でも必要な意見具申を行う。

また、常時、各種会則および付則の周知徹底に努め、その厳守を強調すると共に、複合地区内に会則、付則等に抵触する行為が発生したとき、または発生のおそれがある場合は、必要な措置をとる。日本ライオンズの会則委員会においては、常に当複合地区の意志を反映させながら積極的に対応する。

MD336 運営マニュアルの充実を図るため、ガバナー協議会の指示を得て、絶えず改訂・補正作業を行う。改訂・補正の原稿は、原則としてガバナー協議会の承認を得ることとし、原稿の作成、編集作業に当っては、必要と思われる委員長、委員の協力を求めることができる。

(2) IT・M・ライオンズ情報委員長

ライオニズムの講習に対するPR活動の方法について、協議会へ具申する。また、クラブ会員に国際協会、日本ライオンズ、複合地区など、各レベルの動向を迅速に知らせること、特にガバナー協議会の重要事項の決定は的確に伝えるよう、各準地区のキャビネットおよび担当委員会に協力する。なお、当複合地区のライオン誌日本語版委員とは、常時密接な連絡を保ち、相互に協力する。また、複合地区内クラブのIT化促進、特にインターネット開設の促進と、双方向通信手段であるインターネットへの理解および普及を図ると共に、組織内の印刷や通信物の環境省略化についての指導をする。

(3) アラート委員長

ライオンズクラブが掲げる「We serve 我々は奉仕する」のモットーを基に、自然災害における日本国内（地区内外）に対し人道支援を目的に活動する。

- ・被災地ファーストを守り「すべては被災地・被災者のために」を念頭において行動する。
- ・被災準地区で取り決めされた災害支援・受援プランに基づき後方支援行う。
- ・各準地区に対し県社会福祉協議会や支援団体との締結を促進させる。
- ・各準地区に対し複合地区が行うべき啓発活動を行い日頃からの「備え」を行う。
- ・準地区アラート規定の指針となるよう委員会の活性化を図る。
- ・災害時全国の委員長と緊急連絡を取り救援の初動援助を行うことを複合地区内に呼びかける。

(4) YCE・国際関係・レオ委員長

国際協会の YCE に関する基本的活動方針に基づき、複合地区内の YCE 活動の円滑な推進と発展に努める。また、複合地区 YCE 委員長連絡会議を通じ、他の複合地区と協調し、派遣・受け入れ先の YCE 委員会との交渉に当り、準地区委員会を指導する。

複合地区内クラブが他の国のクラブと結合関係を構築する際に協力する。また、国際間の相互理解と協力の推進に当たる。

各準地区委員長を通じ、レオクラブの結成を促進し、活動を活発化するように指導する。

上記に関し、準地区委員長を指導すると共に、協議会に必要な報告を行う。

(5) 青少年・ライオンズクエスト・薬物乱用防止・平和ポスター委員長

青少年に対する指導および青少年による活動の支援に向け、ライオンズクラブを教育し、奨励する。また、青少年を対象とする各賞を奨励する。

麻薬・覚醒剤などの薬物およびアルコールによる害毒に関する啓発活動を推進する。

青少年のための教育支援プログラムである、「思春期のライフスキル教育」の実践を図る。

平和ポスターコンテストへの積極的参加を要請し、各準地区から送られてきた国際協会のテーマに沿った最優秀作品の中から更に優秀作品を選定し、国際協会に送る。

(6) 環境保全・保健福祉・献血・献眼・視聴覚委員長

環境保全のための諸活動の推進に当たるよう各準地区委員長を指導する。その他、必要な事項については、協議会に具申または報告する。

献眼・献腎・献血・骨髄移植など、保健に関する活動を統轄し、各準地区委員長を指導する。その他、必要な事項については、協議会に具申または報告する。

(7) 未来ビジョン委員長

336 複合地区内の将来に向けての融和と融合をはかるとともに改革を図り国際協会の会則、付則にのっとり 336 複合をより発展させる。

(8) GET コーディネーター

標準版複合地区付則には規定されていませんが、336 複合地区では GET コーディネーターが設置される予定です。

複合地区内における新クラブ結成に向けて活動する。

(9) GMT コーディネーター

複合地区 GMT コーディネーターは複合地区グローバル・アクション・チームの一員である。その責任には以下が含まれる。

(a) 複合地区 GET・GLT・GST・WYPT (FWT) コーディネーター、ならびに複合地区グロ

- ーバル・アクション・チーム・ファシリテーター（協議会議長）と連携し、指導力育成、会員増強、人道奉仕の拡大に重点を置いた取り組みを推し進める。
- (b) 年間の複合地区会員増強計画を策定し実行する。
 - (c) 地区 GMT コーディネーターと定期的に連絡を取り、利用可能な種々の会員増強プログラムや情報資料について地区 GMT コーディネーターへの周知を図る。
 - (d) 会員増強目標への各地区の進捗状況を観察する。目標を達成するよう地区の意欲を喚起し、目標達成に向け支援をする。
 - (e) 多様な会員をグローバル・アクション・チームの取り組みに参加させるよう、地区 GMT コーディネーターに奨励する。
 - (f) ライオンズクラブ国際協会から入った入会希望者についての連絡に迅速に対応し、勧誘活動を追跡してその進展状況を報告する。
 - (g) 会員増強活動用にライオンズクラブ国際協会から複合地区が補助金を得られるよう、必要な手順を踏んで申請書を提出する。
 - (h) 複合地区 GET・GLT・GST・WYPT（FWT）コーディネーターと協力し、会員維持戦略を地区に提供する。
 - (i) 地区がスペシャルティクラブを結成するよう動機づける。

(10) GLT コーディネーター

複合地区 GLT コーディネーターは複合地区グローバル・アクション・チームの一員である。その責任には以下が含まれる。

- (a) 複合地区 GET・GMT・GST・WYPT（FWT）コーディネーター、ならびにグローバル・アクション・チーム・ファシリテーター（協議会議長）と連携し、指導力育成、会員増強、人道奉仕の拡大に重点を置いた取り組みを推し進める。
- (b) 年間の複合地区指導力育成計画を策定し実行する。
- (c) 地区 GLT コーディネーターと定期的に連絡を取り、利用可能な種々の指導力育成プログラムや情報資料について地区 GLT コーディネーターへの周知を図る。
- (d) 地区 GLT コーディネーター、ゾーン・チェアパーソン、クラブのリーダーが指導力育成の目標を達成するよう、絶えず意欲を喚起し、進捗状況を観察する。
- (e) 多様な会員をグローバル・アクション・チームの取り組みに参加させるよう、地区 GLT コーディネーターに奨励する。
- (f) 国際協会のあらゆるレベルからの参加が奨励されている指導力育成の機会を PR する。
- (g) ライオンズクラブ国際協会と連携を取り、講師が指導に当たる研修およびウェブベースの研修を企画・進行する。
- (h) 複合地区 GET・GMT・GST・WYPT（FWT）コーディネーターと協力し、地区に会員維持戦略を提供する。
- (i) 多様な会員をグローバル・アクション・チームの取り組みに参加させる。
- (j) リーダー候補および新たなリーダーを発掘し、奉仕、会員増強、指導力育成の機会に参加させる。
- (k) 指導力育成に取り組むため複合地区がライオンズクラブ国際協会から補助金を得られるよう、

必要な手順を踏んで申請書を提出する。

(11) GST コーディネーター

複合地区GSTコーディネーターは複合地区グローバル・アクション・チームの一員である。その責任には以下が含まれる。

- (a) 年間の複合地区行動計画を策定・実施し、目標達成への進捗状況を監督する。地区を支援し、地区目標達成への意欲を与える。
- (b) 複合地区GET・GMT・GLT・WYPT (FWT) コーディネーター、ならびに複合地区グローバル・アクション・チーム・ファシリテーター（協議会議長）と連携し、指導力育成、会員増強、人道奉仕の拡大に重点を置いた取り組みを推し進める。
- (c) 複合地区のライオンズやレオへの帰属意識と誇りを生み出す、地域社会奉仕事業を支援する。
- (d) GET・GMT・GLT・WYPT (FWT) と協力し、地区に会員維持戦略を提供する。
- (e) 地区GSTコーディネーターと定期的に連絡を取り、ライオンズクラブ国際協会およびLCIFの各種プログラム、パートナーシップ、交付金について知らせる。
- (f) ライオンズクラブ国際協会の取り組みに沿った奉仕事業実施における地域の成功事例について情報資料や知識を提供するエキスパートの役割を担う。
- (g) レオの融合や指導力育成を含め、幅広い世代の参加者を引き寄せる奉仕事業を推進するよう、地区GSTコーディネーターに促す。
- (h) 複合地区および地区レベルにおけるLCIFコーディネーターとの協力を強め、最大限LCIFの援助を活用し資金獲得活動を行う。
- (i) 複合地区LCIFコーディネーターと連携し、複合地区に支給されたLCIF交付金を監督する。
- (j) 複合地区におけるアドボカシーのリーダーとして、コミュニティでの啓発・教育活動、法令や政策関係の働きかけ、イベントやパートナーシップの実施などを含むがこれに限定されない活動を行う。

(12) WYPT (FWT) コーディネーター

複合地区内の家族と女性会員の更なる増強、既存ネットワークからの開拓、および奉仕や活動への参加を促進することとし、その拡大ならびに提供を行う。

(13) LCIF コーディネーター

LCIF 理事長およびライオンズクラブ国際協会会長により任命され、3年任期を務める。この役職はライオンズクラブ国際財団（LCIF）のアンバサダーの役割を果たし、LCIF 理事長およびLCIF 理事会に直属する。その責任には以下が含まれる。

- (a) 地区 LCIF コーディネーターとして 3 年任期を務めるライオンを各地区において特定・勧誘し、研修を行う。
- (b) LCIF の取り組みについて熟知し、LCIF が支援する種々の交付金および事業について複合地区内ライオンズを啓発する。必要に応じ、LCIF への交付金申請において地区ガバナーを手助けする。

- (c) LCIF の取り組みを、複合地区の出版物や地区および複合地区の行事で、大衆に宣伝する。
- (d) LCIF の資金援助を受けて複合地区内で行われる事業が適切な形で宣伝され、かつ交付金の条件に従っていることを確実にする。
- (e) LCIF に寄付をするよう複合地区内のすべてのライオンズに呼びかけ、LCIF への寄付を動機づけるものとして表彰プログラムを宣伝する。
- (f) LCIF を支援する可能性のある大口寄付見込み者、地域にある財団、企業等を特定し、適切な場合には、寄付依頼のプロセスに関与する。
- (g) 必要に応じて、LCIF への寄付送金、MJF 申請、その他寄付に関わる情報提出において援助する。
- (h) 進捗状況を四半期ごとに、地域の LCIF 理事に報告する。

(14) 複合地区グローバル・アクション・チーム (GAT)

協議会議長がファシリテーターを務めるこのチームには、複合地区 GET コーディネーター、複合地区 GMT コーディネーター、複合地区 GLT コーディネーター、複合地区 GST コーディネーター、複合地区 WYPT (FWT) コーディネーターが含まれる。チームは、複合地区内での人道奉仕の拡大、会員増強の達成、未来のリーダー育成に協働して取り組むのに役立つ計画を策定・実施する。定期的に会合し、その計画の進捗状況と、計画をサポートする可能性のある取り組みを討議する。エリアリーダーおよび地区グローバル・アクション・チームと連携し、成功事例、成果を共有するとともに課題に対応する。

(15) 事務局運営委員長

336 複合地区ガバナー協議会事務局運営委員会規定による。

第4章 緊急援助資金運用について

1. 336 複合地区緊急援助資金

- ・336 複合地区アラート活動規定第1項災害レベル判定に基づき支援プランを作成し、必要に応じて支出することができる。
- ・他複合地区内で発生した災害に対し他複合地区から支援金要請があった場合、上限200万円を限度額として支出する。
- ・上記以外に準地区から支援金要請があったときは100万円を限度として支出するか、あるいはクラブ会員の自主的寄付金によって対応する。
- ・すべての支出に関しガバナー協議会の承認が必要となる。
- ・それぞれの支出額は複合地区アラート委員会で取りまとめ、ガバナー協議会の承認をもって支出する。但し、その後のガバナー協議会及び役員連絡会議で報告するものとする。
- ・激甚災害指定の災害時は災害規模に応じてガバナー協議会議長と協議のうえ、拠出額を検討し支出する。

2. 災害時における支援内容および支援・受援体制（複合地区内での災害時）

- ・被災準地区のレベル判定により、複合地区アラート委員長、ガバナー協議会議長、複合地区アラート副委員長、実働委員、運営委員を招集し被災地区への複合地区後方支援会議を開催し、後方支援内容の取り決め、活動資金及び支援に関わる費用予算の取り決め、複合地区後方支援対策本部の可否、本部設置にむけたプラン（場所、条件、費用等）の作成、災害規模が複数の地区である場合、被災地区ガバナーを招集し、後方支援プラン策定に努める。
- ・被災地区の打ち出すレベル判定に基づいて準地区より要請があった場合、一社）日本ライオンズアラート委員会委員長とも連携を図り後方支援を強化する。
- ・支援活動の一環として受援活動も必要に応じて行う。

複合地区以外での被災時、被災複合地区と連携をとり支援プランに基づき後方支援を行う。

※災害レベル：下記等およそ被害状況の情報を得て判断

家屋倒壊、避難所数、ボランティアセンター設置日、行方不明者数

レベル1（少人数のみに影響を与える緊急事態）クラブ・ゾーン・リジョンで対応

レベル2（地域社会に影響を与える緊急事態）準地区または複合地区で対応

レベル3（数千人の人々に影響を与える緊急事態）東西エリアまたは全日本での対応

第5章 複合事務局固定化について

長年の懸案であった複合地区事務局の固定化の推進は、1990年6月3日第5回ガバナー協議会で複合地区活性化特別委員会の答申を受けて決議されました。以下はその答申です。

(1) 結論

当複合地区ガバナー協議会の事務局固定化の問題について諮問を受け検討しました。

国際化時代において毎年事務局が移動することから生ずる諸問題、イメージの問題、事務能率、経費の節減等の観点から「可能な限り早く固定事務局を設置することが望ましい」という結論に達し、この旨を答申することとしました。

(2) 理由

1. 固定化することにより、全体的な事務能率の向上、資料の散逸防止、顕著な経費の節減などを図りうる。
2. 日本の8複合のうち、半数の4複合地区がすでに事務局を固定化していることをみても（1990年6月現在）、事務局が協議会議長の地元不存在しなくとも現実的に大きな事務的支障のないことがわかる。近代化された事務機器の活用により適切な処理がなされている。
3. 準地区事務局に於いても固定化が望まれ、できれば複合地区も準地区も事務局が固定化し、毎年移動するためのエネルギーの消耗を防ぎ、事務能力の蓄積を図ることが好ましい。そのうえで、固定化された複合事務局と準地区事務局の連繫を密にすることが望まれる。
4. 固定化事務局になると、事務局員がすべてに習熟し、態度が悪くなる。また仕事を任せてメンバーが動かなくなるとの懸念もあるが、それは個人的問題で制度的な問題ではない。また防止する手段はある。
5. 固定化に伴う事務局人件費の高騰を云々する向きもあるが、事務局移動経費を考えれば、自ずとその心配は解消すると思われる。
6. 要するに事務局固定化は時代の要請であるといえよう。

なお、どこへ事務局を固定化するかについては、全体的な利便という観点から別途早急に決定されるよう強く進言する。

(3) 結果

1. 1990年10月28日第2回ガバナー協議会に於いて、次の活性化特別委員会報告を承認。
①事務局固定化の時期を来期（1991～92年度）のはじめからとする。
②固定化された事務局は岡山市に設置する。
ただし、設置場所については将来状況の変化に伴い、再検討することもあり得る。
2. 第37回336複合地区年次大会（1991年5月26日、福山市）において、上記の通り承認された。
3. 上記大会の決議に伴い、336複合地区事務局は、1991～92年度より固定化され、岡山県岡

山市厚生町3-1-15 岡山商工会議所5Fに開設された。

4. 現在日本8 複合地区ガバナー協議会事務局はいずれも固定化されている。
5. 2011年6月20日 岡山県岡山市北区下石井2-1-18 ORIX岡山下石井ビル9Fに移転。
6. 2020年11月14日 岡山県岡山市厚生町3-1-15 岡山商工会議所6Fに移転

国内事務所および8 複合地区ガバナー協議会事務局

事務所	住 所	TEL・FAX
OSEAL 調整事務局	〒100-0011 東京都千代田区内幸町 1-3-1 幸ビルディング 2F	TEL (050) 1791-5820 FAX (03) 6745-1777
日本ライオンズ 事務所	〒104-0031 東京都中央区京橋 1 丁目 2- 4 八重洲ノリオビル 5F	TEL (03) 6262-1263 FAX (03) 3241-4388
LCIF 日本事務所	〒104-0031 東京都中央区京橋 1 丁目 2- 4 八重洲ノリオビル 5F	TEL (03) 6262-1263 FAX (03) 3241-4388
MD330	〒103-0027 東京都中央区日本橋 2-12-9 日本橋グレイスビル 2F	TEL (03) 3276-5400 FAX (03) 3276-5433
MD331	〒060-0809 北海道札幌市北区北 9 条西 3 丁目 小田ビル 5F	TEL (011) 758-8866 FAX (011) 758-8885
MD332	〒980-0021 宮城県仙台市青葉区中央 2-11-23 太田ビル 5F	TEL (022) 261-3324 FAX (022) 261-6639
MD333	〒110-0005 東京都台東区上野 2-18-7 第 1 桑原ビル 4F	TEL (03) 5688-6436 FAX (03) 5688-6437
MD334	〒450-0002 愛知県名古屋市中村区名駅 2-43-12 東山ビル 6F	TEL (052) 581-0777 FAX (052) 581-0779
MD335	〒530-0001 大阪府大阪市北区梅田 1-1-3-1400 号 大阪駅前第 3 ビル 14F 1411 号室	TEL (06) 6345-3135 FAX (06) 6345-3137
MD336	〒700-0985 岡山県岡山市北区厚生町 3-1-15 岡山商工会議所 6F	TEL (086) 234-0695 FAX (086) 234-0495
MD337	〒812-0013 福岡県福岡市博多区博多駅東 1-1-33 はかた近代ビル 9F	TEL (092) 432-7211 FAX (092) 432-7233

第6章 地区・複合地区大会議案の取扱い

1. 議案の決定

1. 各クラブから議案を提出する場合は、別に定める書式（各地区キャビネットで用意する）により「地区大会用」「複合地区大会用」に分けて提出します。いずれもクラブ会長の署名が必要です。
2. 準地区大会の議案はキャビネット会議で、複合地区大会の議案はガバナー協議会で決定されます。
3. 複合地区大会の議案は、協議会議長の提案を除き、準地区大会で可決されたものを、地区ガバナー経由で、ガバナー協議会に提出され、審議のうえ大会議案として決定されるのが原則です。
4. 複合地区大会の議案を原則通り③の手続きによって決定しようとする、議案を決める第4回ガバナー協議会は、概ね各準地区大会の前に開催されるので、日程上の矛盾が生じてきます。

このため次のいずれかの方法によります。

- (イ) クラブから提出された議案は、キャビネット会議で審議し、適当と認めたものについては、地区大会に上程せず、直ちに地区ガバナーにより第4回ガバナー協議会に提出し、議案の決定を求めます。
- (ロ) 地区大会へ上程された場合は、その可決を待って地区ガバナーより文書で大会議長に提出し、複合地区大会において、出席代議員の3分の2以上の同意を得て正式議案となります。
- (ハ) 但し、予め複合地区大会議事規則に「準地区大会の決定を経て、複合地区大会に提出される議案は、地区ガバナーより大会議長に提出し、大会議長の判断で議案に加えることができる」の項を設けておけば、上記（ロ）の手続が簡略化されます。

なお、複合地区大会議事規則はガバナー協議会で定めることになっています。

2. 複合地区大会と準地区大会の議案の分類

(1) 原則として複合地区大会において審議すべきもの

- (イ) 複合地区会則
- (ロ) 国際理事立候補者推薦手続規則
- (ハ) 複合地区費および複合地区大会費
- (ニ) 複合地区緊急援助資金規定

上記の改正は、(イ) (ニ) は複合地区大会に出席し、投票した代議員の3分の2以上、(ロ) (ハ) は複合地区大会に出席し、投票した代議員の過半数の賛成投票を要するとあり、規則に従えば、改正の投票の場は複合地区大会であって、準地区大会ではありません。国際会則の改正が国際大会においてのみ審議されると同様、複合地区会則および(ロ) (ハ) (ニ) の改正は、複合地区大会において審議されるのが当然です。

但し、これらの改正について準地区大会で、内容の説明や意見の交換を行い、認識を深めておくことが望まれます。

(2) その他のもの

その他の提案については、適当に準地区大会で審議することは差し支えありません。特に会員に金銭の拠出を求めるような提案は、準地区で審議しておいた方がよいと思われます。

なお、留意事項は以下の通りです。

- (イ) 複合地区内のすべての準地区で、一様に可決、あるいは否決された場合は、賛否いずれにせよ、複合地区の合意とみなし、審議を省略し、確認のみにとどめるようにします。
- (ロ) 準地区大会の決定が、可、否両方に分かれた場合には、複合地区大会においてあらためて審議し、すべての準地区はその決定に従います。

3. 議案審議の方法

1. 委員会、分科会の委員長は「その議事を主導し、審議結果を大会（代議員総会）に報告する」任務を持つコーディネーターです。従って議長選任の手続は不要です。
2. 委員長が議事を進め、副委員長がそれに協力し、他に1名記録係を置きます。（副委員長が複数の場合、1名が記録をとる）
3. 発言者は所属クラブと氏名を告げるよう、予め注意しておきます。
4. 議事規則により、発言は3分以内とし、要領よく発言内容を整えるよう指導し、なるべく多数の発言を求めるようにします。
5. 審議の要領は次のようにします。
 - (イ) 第〇〇議案の審議に入る旨宣言する。
 - (ロ) 提案者からの提案理由の説明を求める。
 - (ハ) 出席代議員の意見を求める。
 - (ニ) 必要により、顧問の意見を徴する。
 - (ホ) 結論を抽出し、賛否両論ある場合は、採決する。
 - (ヘ) 決議は必ず確認する。

4. 決議の方法

議決は特に定めないものは、出席代議員の過半数をもって決します。大会における議決はあいまいな文言は避け、明快な言葉を用いるよう、特に留意する必要があります。

具体的には、次のような文言を用いることが例となっています。

1. 「原案の通り決定しました。」
2. 「提案を否決しました。」
3. 「提案は取り下げられました。」
4. 「次期キャビネット会議（ガバナー協議会）に審議を委任することに決定しました。」
5. 「趣旨には賛成であるが、具体案がないので（不十分なので）次期キャビネット会議（ガバナー協議会）に審議を委任することに決定しました。」
6. 「地区（複合地区）全体で統一することは困難なので、各クラブ（各準地区）の自主的な運営に一任することに決定しました。」
7. 「次期キャビネット（ガバナー協議会）において、実行するよう申し送ることに決定しました。」
8. 「規定を設けて、地区の特殊性に即応して取扱うことに決議しました。」

5. 大会報告

国際付則第 9 条第 8 項に、「各単一、準、複合の地区大会閉会后 60 日以内に、それぞれの大会幹事は、大会議事録を国際本部および地区ガバナーに 1 部ずつ提出しなければならない。また、地区内のクラブから文書で要請があった場合には、そのクラブにこれを交付しなければならない」とあるので、その旨留意してください。大会プログラム、大会誌を作成した場合は、同封して送付します。

また、地区内の全クラブに対しても、大会報告を送付するようにしましょう。

国際協会関係



第1章 国際大会について

国際年次大会は、早くても6月第3金曜日以降、また遅くとも7月第1金曜日以前、国際理事会が決定する期日および場所で開催されますが、7年より先の開催地を決めることはできません。世界各国から集まる会員とその家族は、大会諸行事を楽しむと共に、他国の会員との親睦を深めることができます。

国際大会では、国際役員選挙、国際会則の改正などについて投票が行われます。このため各クラブは、大会が開催される月の前月1日付の国際本部の記録に示されたグッド・スタンディングの会員25名ごとに、また端数13名以上につき、代議員1名および補欠代議員1名を大会に出席させることができます。但しグッドスタンディングの各正クラブは、少なくとも1名の代議員および1名の補欠を出席させることができます。(国際会則第6条第2項による)。

元国際会長、元国際理事および現職地区ガバナーは、自動的に正規代議員になることができますが、クラブ代議員の定数には、算入されません。また、国際理事会の常設委員会のアポインティを務めている各元地区ガバナーおよび元協議会議長、並びに LCIF 執行委員会のアポインティを務めている会員はその任期中に開催される国際大会において代議員権を持つ。この場合、その元地区ガバナーまたは元協議会議長は、その国際大会に限り所属クラブの代議員の割当数に含まれない(国際会則第5条第2項、第6条第2項による)。

- (1) 国際役員選挙では、最高得票者を当選とし、同数得票の場合は、現職の理事会が、そのうちの1名を選出します(国際付則第2条第6項(C))。
- (2) 国際会則改正は、国際大会においてのみ改正することができ、資格証明済み代議員の3分の2の賛成投票を要します。改正案は次の2つの方法の1つが承認されない限り、大会に提出されません(国際会則第9条1項)。
 - (a) 国際理事会が承認した。または、
 - (b) 単一およびまたは複合地区大会における承認。この承認決議は、投票用紙に載せるために改正案が国際理事会に提出される会計年度の7月1日現在の国際協会全クラブ会員数の51%以上の会員を代表とするものでなければならない。
- (3) 国際付則の改正は、国際大会において資格証明済み代議員の過半数の賛成により改正することができ改正案の提案は次の2つの方法の1つが承認されない限り大会に提出されない。
 - (a) 国際理事会が承認した。または、
 - (b) 国際理事会に提出される改正案がその会計年度の7月1日現在の国際協会全クラブ会員数の51%以上の会員を有する単一地区大会または複合地区大会で承認を得ていること。改正にあたっては、過半数の賛成投票で採択されます(国際付則第14条第1項)。

第2章 代議員の投票

資格を証明された各出席代議員は、大会で選ばれる各役員について1票を、また大会に提出された各議題について1票を、いずれも本人の意思に基づいて投ずる権利を持ちます（国際会則第6条第3項、国際付則第9条第3項、クラブ会則第9条第2項）。

(1) 「本人の意思」についての解釈

代議員はクラブから選ばれ、クラブの総意を代表するものであるが、大会会場における各種の情報を、幅広く且つ高度なレベルで收拾した結果を十分勘案のうえ、本人の責任と権限において、自主的に判断し投票することが重要です。複合地区・準地区の大会についても同じです。

(2) 定足数

定足数は資格を証明されて出席している代議員の数が、どの総会でも定足数となります。

(3) 代理投票

代理投票は、クラブ・地区（単一・準・複合）、ならびに国際協会において厳格に禁止されています。

(4) 財務負担

本人の意思の実行が権利とされているのは、派遣するクラブの財務負担を考慮すると相反するのではないかという問題があります（下記国際本部の見解参照）。

■ 国際本部の見解

1984年4月21日、各8複合地区会則委員長と国際本部ロイ・シェッチェル事務総長との質疑応答より

Q： 文字通りの解釈では、個人の意思を重んじて、年次大会への提案をする母体が、費用を持つ意味がない。

A： ①ライオンズの一番大事なことである。個人である代議員の選択であり、経済的な問題で左右されないということである。

②大会では、フリーにディスカッションする人が、良い代議員である。予めクラブ・地区の代表として、狭い考えにとらわれていては自由に議論できない。

③大会でいろんな論議を経て、クラブのため、あるいは国際協会のため、一番よい選択をすることが必要です。

④このような意味において、クラブは理性を持って判断できる個人を、代議員として選ぶべきである。

(5)国際大会開催地

2002年	第85回	日本 大阪	7/8～7/12
2003年	第86回	コロラド州デンバー	6/30～7/4
2004年	第87回	ミシガン州デトロイト、カナダ・ウインザー	7/5～7/9
2005年	第88回	香港	6/27～7/1
2006年	第89回	マサチューセッツ州ボストン	6/30～7/4
2007年	第90回	イリノイ州シカゴ	7/3～7/7
2008年	第91回	タイ バンコク	6/23～6/27
2009年	第92回	ミネソタ州ミネアポリス	7/6～7/10
2010年	第93回	オーストラリア シドニー	6/28～7/2
2011年	第94回	ワシントン州シアトル	7/4～7/8
2012年	第95回	韓国 釜山	6/22～6/26
2013年	第96回	ドイツ ハンブルグ	7/5～7/9
2014年	第97回	カナダ トロント	7/4～7/8
2015年	第98回	ハワイ州ホノルル	6/26～6/30
2016年	第99回	日本 福岡	6/24～6/28
2017年	第100回	イリノイ州シカゴ	6/30～7/4
2018年	第101回	ネバダ州ラスベガス	6/29～7/3
2019年	第102回	イタリア ミラノ	7/5～7/9
2020年		シンガポール大会を中止	
2021年	第103回	バーチャル方式で開催	
2022年	第104回	カナダ モントリオール	6/24～6/28
2023年	第105回	マサチューセッツ州ボストン	7/7～7/11
2024年	第106回	オーストラリア メルボルン	6/21～6/25
2025年	第107回	フロリダ州 オーランド	7/13～7/17
2026年	第108回	香港	未定
2027年	第109回	ワシントンDC	7/2～7/6
2028年	第110回	シンガポール	6/23～6/27
2029年	第111回	ミネソタ州ミネアポリス	6/29～7/3
2030年	第112回	テキサス州 サンアントニオ	未定
2031年	第113回	フィンランド ヘルシンキ	未定

第3章 国際大会、地区大会または 複合地区大会代議員

(1) 国際大会代議員

国際協会は大会に参加したクラブによって統治されるので、各クラブは国際協会の諸時事情に対して発言できるよう各クラブは国際年次大会に代議員を派遣するため、必要な経費を支払う権利および能力を持たなければならない。

国際大会開催前月 1 日付けの国際協会の記録に示された会員 25 名ごと、およびその過半数(13 名以上)について代議員 1 名および補欠各 1 名を国際協会のいかなる大会にも派遣することができる。また、クラブの会員数の如何(13 名未満)にかかわらず、代議員および補欠を少なくとも各 1 名派遣することができる(国際会則第 6 条第 2 項・クラブ会則第 9 条 1 項)。

元国際会長、元国際理事には、各国際大会および所属地区大会(単一、準、複合)において代議権が与えられ、クラブの大会代議員割当数には含まれない。

国際理事会の常設委員会のアポインティを務めている各元地区ガバナーおよび元協議会議長ならびに LCIF 執行委員会のアポインティを務めている会員はその任期中に開催される国際大会において代議権を持ち所属クラブの代議員割当数に含まれない。

各協議会議長は任期中に開催される国際大会において代議権を持ち所属クラブ代議員割当数に含まれない。(国際会則第 6 条第 2 項、クラブ会則第 9 条第 1 項)

国際協会の役員(会長、前会長、第 1 および第 2 副会長・第 3 副会長、国際理事、地区ガバナー)は国際大会および所属地区大会(単一・準・複合)の正規代議員となるが、同大会のクラブ代議員の割当数に含まれない。(国際会則第 5 条第 2 項)

(2) 地区大会、複合地区大会代議員

すべての地区および複合地区の問題は、地区大会および複合地区大会に提出され審議されるので、クラブは定数全員の代議員を地区大会および複合地区大会に派遣しなければならない。また、クラブ代議員を大会に派遣するため、必要な経費を支払う権利および能力を持たなければならない。

地区大会・複合地区大会開催前月 1 日付けの国際協会の記録に基づき少なくとも 1 年と 1 日クラブに在籍している会員 10 名およびその過半数(5 名以上)について代議員 1 名および補欠各 1 名をその地区(単一・準・複合)の各年次大会に派遣することができる。ただし、クラブは会員数の如何(5 名未満)のクラブにかかわらず、代議員および補欠を少なくとも各 1 名派遣することができる。新たに結成されたクラブおよび大会開会前に新会員を加えたクラブについては、国際本部で記録された日に少なくとも 1 年と 1 日以上クラブに在籍していた会員数に基づいて代議員の数が定められる(国際付則第 9 条第 3 項、クラブ会則第 9 条 2 項)。

代議員の選出にあたり、「特典会員」はクラブ代議員を選出する際の母数には含まれないが、特典会員自身がクラブ代議員となることができる。なお、特典会員となるか、クラブ代議員算出

の母数となるかの基準は12月31日現在の会員名簿に基づいて1月に発行される下半期会計計算書において請求され支払われた会費が割引会員か否か決定される（国際付則第11条7項、2024年1月1日より適用）。

国際理事会は、この条項において生じるいくつかの特別な状況について、下記の通り説明している。

1. 転入会員が少なくとも1年と1日、受入先クラブの会員であった場合には、クラブの代議員数計算のためにその転入会員を計算に入れることができる。
2. 再入会員が総計1年と1日以上、再入したクラブの会員であったことを条件に、クラブの代議員数計算のためにその再入会員を計算に入れることができる。
3. 新しく結成されたクラブの場合には、結成から1年と1日経つまで1人の代議員と1人の補欠代議員を出すことができる。その後の代議員数は、クラブに1年と1日在籍した会員の数に基づく。
4. ステータスクオから解除されたクラブの場合には、ステータスクオから解除された際に少なくとも1年と1日在籍していた会員数に基づいて、代議員数が決まる。ただし、ステータスクオから解除されたクラブは最低1人の代議員と1人の補欠代議員を出すことができる。転籍会員が1年と1日以上、転籍したクラブに在籍した場合、代議員の資格を得るための会員数として計算される。

（2000～2001年度より実施）

複合地区大会の諸決議は登録し出席した複合地区内の現・元国際協会役員およびクラブ代議員の過半数をもって決する。代議員が参加できないときは補欠がこれに代わる（複合地区会則第6条6項）。

地区大会の諸決議は出席し投票した地区ガバナーその他の地区内国際役員、元国際理事、前、元地区ガバナーおよび代議員の過半数をもって決する。代議員が参加できないときは補欠がこれに代わる（複合地区会則第19条6項）。

クラブ代議員の派遣定数をカウントする母数の会員数は、大会開催前月1日現在少なくとも1年と1日国際協会の記録に在籍した人数と定められていますが、出席代議員の資格は、大会出席が認められている会員の誰にでもあることに留意すべきであります。

第4章 国際理事立候補の手続について

(1) 国際理事の定数

国際理事会の定数は40名（会長、前会長、第一、第二、及び第三副会長、理事35名で構成）で、東洋東南アジア・フィリピン諸島およびブルネイ（以下東洋・東南アジア地域という）に7名の理事（奇数年4名、偶数年3名）が割り当てられています。

国際理事会の構成員および選出地域を定めた国際会則第5条第3項では、1985年6月の第68回国際大会（ダラス）において、8地域を7地域とし、国際理事選出数を28名から31名に増員されました。これにともない、奇数年1名、偶数年2名、計3名であった東洋・東南アジア地域への割当も毎年2名、計4名に増えました。

この改正にそなえ、1985年6月5日、東洋・東南アジア地域の現・元国際理事、各複合地区ガバナー協議会議長が、マニラにおいて協議し、向こう10年間の国際理事選出のローテーションを申し合わせました。

その後、日本と台湾の間の調整による変更がありましたが、日本からは毎年1名、1988年と1992年は2名が選出されることになりました。

1995年12月 香港で開催された第34回東洋・東南アジアフォーラムにおいて、1997年～2007年までに選出される国際理事27名のうち、26名の選出国を申し合わせました。残り1名（2005年）は今後のアジア情勢によって決定するとししました。その結果1999年と2003年は日本から2名の選出となりました。

1996年国際大会終了時より、国際第3副会長職の廃止に伴い、国際理事が32名となり東洋・東南アジアよりの選出が奇数年2名、偶数年3名、計5名となりました。

また、1999年より、ボードアポインティが1名減り、国際理事は33名になりました。

2000年11月 韓国釜山で開催された第39回東洋・東南アジアフォーラムにおいて、2003～2005年を香港とし、日本は2005～2007年に繰り下がる変更が申し合われました。この結果、日本から2名の選出は2005年になりました。

2005年10月 仙台で開催された第44回東洋・東南アジアフォーラムにおいて、2008年～2016年までに選出される国際理事23名のうち、22名の選出国を申し合わせました。残り1名（2016年）は空欄とされ、その結果2011年と2015年は日本から2名の選出となりました。

2007年国際大会終了時より、国際理事数の再配分とボードアポインティ1名の削減により、国際理事は34名になり、東洋・東南アジアより選出の理事数は奇数年3名、偶数年3名、計6名となりました。

2007年10月 韓国テグで開催された第46回東洋・東南アジアフォーラムにおいて、2008年～2022年までに選出される国際理事42名の選出国を申し合わせました。その結果、2019年も日本から2名選出されることになりました。

2015年6月の国際大会（ホノルル）において、国際理事会の構成を変更するべく、3年間かけて米国を代表する理事を3人減らすとともに、ISAAMEを代表する理事を2人、またOSEALを代表する理事を1人増やすことにより国際理事数の再配分を行う改正案が可決しました。これにともない、東洋・東南アジア地域への割当は、2016～2017年度より、奇数年4名、偶数年3名に増えました。

2019年7月の国際大会（ミラノ）において、会員数3万人を超えた「アフリカ」を8つ目の会則地域として国際会則第5条第3項が次のように改正されました。

「国際理事会は、会長、前会長、第一、第二、および第三副会長、ならびに下記の通りに選出される理事で構成される。各偶数年に18人の理事、すなわち米国およびその地域、バミューダ、バハマ諸島のクラブから5人、南アメリカ、中央アメリカ、メキシコ、カリブ海諸島のクラブから1人、ヨーロッパのクラブから3人、東洋東南アジアのクラブから3人、インド、南アジアおよび中東のクラブから4人、オーストラリア、ニュージーランド、パプアニューギニア、インドネシアおよび南太平洋諸島のクラブから1人、アフリカから1人を選出するものとする。

各奇数年に17人の理事、すなわち米国およびその領域、バミューダ、バハマ諸島のクラブから6人、カナダのクラブから1人、南アメリカ、中央アメリカ、メキシコ、カリブ海諸島のクラブから1人、ヨーロッパのクラブから3人、東洋東南アジアのクラブから4人、インド、南アジアおよび中東のクラブから2人を選出するものとする。」

(2)理事候補者の資格

国際理事候補者の資格は国際付則第2条第3項において、次のように定められています。

(a) 国際理事の候補者は：

- (1) グッドスタンディングのライオンズクラブのグッドスタンディングの正会員であり、
- (2) (a) 本協会の正地区の地区ガバナーを全期または過半の期間を務めたか、務め終えようとしている者であるか、または
(b) ①任期中またはその後にグッドスタンディングのクラブ数が20に達したか、または正地区に昇格した暫定地区、あるいは②10年間以上暫定地区である地区において、地区ガバナーまたは暫定地区ガバナーを全期または過半の期間を務めた者で、
- (3) 所属地区（単一・準・複合）大会で推薦を得ていること。但し、単一地区または準地区の大会が候補者を推薦することができるのは、かかる推薦を行う時に、単一地区または準地区が国際付則第8条第2項の規定する地区の最低条件を満たしている場合に限る。
- (4) 本付則または会則の規定通りに、所属地区（単一・準・複合）の推薦証明を得た者でなければならない。

(3)候補者の推薦および証明

国際理事候補者の推薦と証明の方法については、国際付則第2条第4項において次のように定められています。

- (a) 空席が生じて本付則または会則の規定の下に役職が補充される場合（この場合の立候補には推薦も推薦証明も必要としない）を除き、それぞれ該当する単一地区キャビネットあるいは準地区キャビネットおよび複合地区協議会の議長および幹事は、国際本部から提供される用紙を使って、地区ガバナー以外のすべての国際役員候補者の推薦を証明しなければならない。この推薦証明書は、国際理事候補者の場合には、推薦された候補者に対して投票が行われる国際大会開催日の60日前までに、第3副会長候補者の場合には90日前までに国際本部に到

着していなければならない。ファックスまたは電子メールで推薦証明を通知することができるが、ファックスまたは電子メール送信後 3 日以内に推薦証明書を送付して、証明を確認しなければならない。そのような推薦証明書が提出され国際本部で受領されない限り、推薦は有効にならない。

どの推薦も、本付則または会則の下にその会員が他の条件でも選出される資格を持つ、その推薦に続く 3 回の国際大会のためだけに有効である。推薦が有効である期間、(i)推薦撤回はできないし、(ii)他の推薦は無効であり、(iii)死亡、資格喪失、立候補取消しが起こった場合には推薦決議は無効になる。推薦の有効期間中には、これ以上の推薦証明は必要ではない。すべての推薦は、1 回目か 2 回目を問わず、国際役員立候補の意志を公表する時期および方法が単一地区または複合地区の会則および付則に定められていれば、それに従っていなければならない。複合地区大会で推薦を求める候補者はいかなる者も、まず候補者が所属する準地区の推薦を確保しなければならない。

- (b) 推薦証明書には 1 つの役職を明記しなければならない。いかなる候補者も、その推薦証明書が指定する役職以外の役職に立候補することはできない。いかなる地区（単一・準・および複合）においても、国際理事会の複数の役職に対する推薦が同時に存在することがあってはならない。
- (c) 国際理事候補者の推薦は、候補者が他の条件において選出される資格を保持している限り、推薦に続く大会 3 回の間有効である。その最初の推薦有効期間中に選出されなかった候補者は、その後 3 年の期間を空けなければ再度推薦を求めることはできない。国際第三副会長候補者の推薦は、候補者が他の条件において選出される資格を保持している限り、推薦に続く大会 3 回の間有効であり、連続して 2 度の推薦が認められる。この有効期間中に選出されなかった候補者は、その後 3 年の期間を空けなければ再度推薦を求めることはできない。

なお、上記国際会則・付則の条項に基づき、日本の 8 複合地区では、国際理事候補者資格審査委員会規則（2023~2024 年度の各複合地区大会で改正される予定）を設けています。

(参考)

国際第三副会長立候補者推薦手続規則

第1章 準地区および複合地区大会の推薦

1. 資格

国際第三副会長立候補者の資格は国際会則および付則の定めるところによる。

2. 意思表示

国際第三副会長立候補の意思表示は、有資格者である本人から、所属クラブ経由地区ガバナーあてに所定の文書をもって行われるものとする。

3. 届出

立候補者の所属するクラブは、選挙の行われる国際年次大会が開催される前年度の 1 月 31 日までに、本人の立候補届出書および履歴書などを地区ガバナーに提出する。

4. 地区ガバナー

地区ガバナーはその立候補者の資格が適格であることを確認し、これを準地区の年次大会に提出して推薦を求め、推薦書をガバナー協議会議長に提出する。

5. ガバナー協議会議長

推薦書の提出を受けたガバナー協議会議長は、これを複合地区年次大会に提出して推薦を求める。

6. 周知

地区ガバナーおよびガバナー協議会議長は、それぞれ準地区および複合地区年次大会に先立ち、立候補者の氏名、履歴、所信その他必要な事項を大会議案書に掲載するなど適当な方法をもって事前に代議員および全会員に周知させなければならない。

7. 推薦方法

準地区および複合地区年次大会における立候補者の推薦は、無記名投票によるものとし、出席し、投票した代議員の有効票数の過半数得票者を推薦する。

ただし、いずれの立候補者も過半数に満たない場合は同日に上位 2 名で再度投票を行う。

複合地区で推薦を得るには、まず所属準地区の推薦を得なければならない。

8. 国際本部への届出

推薦が行われた場合、地区ガバナーおよびキャビネット幹事、ならびにガバナー協議会議長および幹事は、準地区および複合地区の推薦証明書を、選挙の行われる国際年次大会開会の 90 日前までに国際本部に到着するよう提出しなければならない。ただし、投票人による選挙が予想される状況においては投票結果が出るまで、推薦証明書の提出を差し控えるのが望ましい。

9. 国際第三副会長候補者選挙管理委員会への推薦要求

準地区および複合地区年次大会において推薦を受けた候補者は本規則の国際第 3 副会長候補者選挙管理委員会の推薦を求めることができる。

第2章 国際第三副会長候補者選挙管理委員会

1. 名称

本組織の名称を国際第三副会長候補者選挙管理委員会（以下選挙管理委員会という）とする。

2. 目的

国際大会の選挙において 330～337 複合地区からの国際第三副会長が円滑に選出されるために、1 名の候補者を選出することを目的とする。

3. 構成

選挙管理委員会は 330～337 複合地区のガバナー協議会によって任命されたそれぞれ 1 名の委員をもって構成する。ただし、国際第三副会長候補者およびその支援に関する責任者を除くものとする。

4. 推薦要望書の提出

- (1) 第 1 章 9 項による本選挙管理委員会の推薦を希望する候補者は、選挙の行われる国際年次大会と同一年度の 7 月 31 日までに、推薦要望書をガバナー協議会議長経由で選挙管理委員会に提出しなければならない。
- (2) 推薦要望書には、次の書類が含まれていなければならない。

- (a) 候補者の氏名、履歴、所信
- (b) 所属する地区および複合地区年次大会の決議
- (c) クラブ会長、地区ガバナー、ガバナー協議会議長の推薦書

5. 選挙管理委員会

- (1) 推薦を希望する候補者がある場合、選挙管理委員会は選挙の行われる国際年次大会と同一年度の 8 月 10 日までに、ガバナー協議会議長連絡会議（現在は一般社団法人日本ライオンズ執行理事会がその任にある）の決める日時・場所で会合を開き、委員長を互選し、投票要領を決定する。
- (2) 選挙管理委員会の会合は、委員長が必要と認めたときまたは委員の過半数が要請したときに開催することができる。
- (3) 当委員会は、国際第三副会長候補者を選出する状況が生じた年度のみ設置するものとする。

6. 投票人

投票人は、現・元国際協会役員および現・元キャビネット構成員のうちから、各複合地区ガバナー協議会によって選任されるものとする。その数は、各複合地区からそれぞれ 50 名、並びに前年度末の複合地区会員数 300 名ごと、およびその端数 151 名以上について 1 名とする。選挙管理委員会の委員は投票人になることはできない。

7. 選挙管理委員会の選挙による推薦

- (1) 選挙管理委員会は 8 月 31 日までにすべての投票人に対して、すべての推薦希望者の氏名、履歴、所信などを公平に公表し、9 月 30 日までに文書による推薦投票を求めなければならない。
- (2) 推薦投票は無記名によるものとし、有効投票数の過半数得票者をもって、選挙管理委員会の推薦候補者とする。
- (3) 推薦候補者が死亡した場合または推薦辞退届が書面で提出された場合は、当年度の推薦は取りやめる。
- (4) 推薦を希望する候補者が 1 名の場合でも、投票人による選挙を行うものとする。

8. 諸経費

- (1) 選挙管理委員会出席のための費用は、プール制によって各複合地区が負担する。
- (2) 選挙管理委員会の会場費、事務費などは一般社団法人日本ライオンズの経費を持って充当する。
- (3) 推薦投票にかかる費用は、推薦を希望する候補者または複合地区が均等に負担する。

第3章 改正その他

- 1. 本規則の改正、廃棄には複合地区年次大会に出席し、投票した代議員の過半数の賛成投票を要する。
- 2. 本規則は、330～337 すべての複合地区年次大会の決議を得た後実施する。
- 3. 本規則は、2003 年以降の国際第二副会長候補者を推薦するために 2002 年 7 月 1 日から実施する。

2008～2023 国際理事ローテーション合意

2008～2023International Director's Rotation Agreement

(2023 年 12 月 1 日現在) 氏名の* 印は故人。

	1st	2nd	3rd	4th	5th	6 th
1988						
1989		Japan 相澤春吉*	Japan 岡元大三*			
1990	Japan 篠田博正*			Korea Min-Koo Kang*		
1991		MD308 Douglas K. K. Lee	Japan 米島 忍*			
1992	Japan 菊地伸治			MD300 Taiwan Blacker Sia		
1993		Japan 土屋呂武*	Japan 山口雄司*			
1994	Japan 名越 勉			Korea Dr. Tae-Sup Lee		
1995		Philippines Vic Cheng Yong	Japan 松原文彌*			
1996	Japan 福井正憲			MD300 Taiwan Yu-Su Hsu*		
1997		Korea Jung-Yeol Choi	Japan 吉田憲史		Hong Kong, Macau Paul Fan	
1998	Japan 大野泰一*			MD308 Peter Y. S. Fu*	MD300 Taiwan Dr. Maw-Hsiung Wang	
1999		Japan 大野元昭*	Korea IL-Yun Kim		Thailand Vuthi Boonnikornvoravith	
2000	Japan 藤井基博			Japan 竹内淳一		
2001		Japan 団 忠夫*	Korea Chang-Jin Song	Philippines Gen. Pedro R. Balbanero*	MD300 Taiwan Ching-Li Lee	
2002	Japan 麻生貞市*					
2003		Japan 矢部四郎*→亀井良次	Korea Shi-Wook Lee	Hong Kong, Macau Dr. Wing-Kun Tam	Thailand Somsakdi Lovisuth	
2004	Japan 大久保彦					
2005		Japan 石橋幹雄*	Korea Kee-Jung Woo	Japan 山田貴紘	MD300 Taiwan Pei-Jen Chen	
2006	Japan 伏見 龍					
2007		Japan 谷野 徹	Korea Sung-Gyun Choi	Japan 重松良次*→栢森新治	MD308 Hjh. Ellis Suriyati	Philippines Michael S. So
2008	後藤隆一					
2009		Japan 杉本忠夫	Korea Kwang-Soo Jang	Korea Byeong-Deok Kim	MD300 Taiwan Ta-Lung Chiang	Thailand Pongsak "PK" Kedsawadevong
2010	Japan 不老安正					
2011		Japan 山浦晟暉	Korea Sang-Do Lee	Japan 秦 従道*	MD300 Taiwan Chang Jui-Tai	China Teresa Mann
2012	Japan 高田順一					
2013		Japan 武久一郎*	Korea Dr. Tae-Young Kim	Korea Byung-Gi Kim	MD308 Charlie Chan	Korea Eun-Seok Chung
2014	Japan 清水英徳					
2015		Japan 西川義規	Korea Dr. Joong-Ho Son	Japan 佐藤宜之	MD300 Taiwan	Philippines
2016	Japan 安井克之					
2017		Japan 中村泰久	Korea			
2018	Japan 佐藤義雄					
2019		Japan 安澤莊一				
2020	Japan 川島正行			Japan 渡部雅文		Thailand
2021		Japan	Korea			
2022	Japan 蔵 大介			Japan 永田賢司		MD300 Taiwan
2023		Japan 長澤千鶴子	Korea			
2024	Japan 城坂勝喜			Japan 濱野雅司		MD300 Taiwan

2025

- 注： 1. 2005 年 10 月仙台フォーラムのコーカスで、上記「2008～2016」年に選出される国際理事 23 名のうち 22 名の選出国が、テーサップ・リー元国際会長から提示された。「2016-2018 (5th)」は空欄。
2. 2002 年 1 月第 4 回議長連絡会議で、2002 年以降日本の理事を東 (E) 西 (W) で交互に、均等に選出することが明確にされた。また、2002 年から (2007 年選出までの) 日本の EW の MD 構成を次の通りとすることが確認された。
E (東日本) →MD330, 331, 332, 333 W (西日本) →MD334, 335, 336, 337
3. 2006 年 11 月第 5 回議長連絡会議で、2008 年から 2016 年までに選出される日本の理事を、EW に割当することを申し合わせた。
4. 2007 年 7 月 6 日、シカゴ国際大会で国際会則第 4 条 4 項が改正され、2009 年国際大会より東洋東南アジアの選出国国際理事定数は 2 名から 3 名へと 1 名増員された。したがって、東洋東南アジアの国際理事は、2009 年以降毎年 3 名が選出され 6 名となる。
5. 2007 年 10 月韓国テグ・フォーラムのコーカスで、上記「2008-2022」年に選出される国際理事 42 名の選出国が提案され、ローテーションが合意された。選出国の国際理事数は、会員数比率を念頭に配分されたものである。
日本 17 席 (40%)、韓国 12 席 (29%)、MD300 台湾 5 席 (12.9%)、フィリピン 2 席 (4.8%)、タイ 2 席 (4.8%)、

- MD308 (マレーシア、ブルネイ、シンガポール) 3 席 (7%)、中国 (香港、マカオ含む) 1 席 (2.3%)
6. 2011 年 11 月臨時議長連絡会議で、2014-2017 年の東西 MD のローテーションを確認した。
7. 2015 年 1 月第 7 回議長連絡会議で、2017-2019 年の東西 MD のローテーションは W とすることを確認した。

第 55 回 OSEAL フォーラム (香港) 常任委員会において 2017~2026 年度までの国別割当が決定され、第 5 回議長連絡会議 (2016 年 12 月 2 日) において、2020~2022 年度までの日本の東西 MD 割当が申し合わされた。

その後、国際役員選出に際しローテーションシステムを用いることは認められないとする国際理事会の見解を受け、2017-2018 年度一般社団法人日本ライオンズ第 4 回理事会 (2017 年 1 月 7 日) において、2019-2021 のミラノ就任国際理事より MD ローテーションを廃止することとされた。

また、第 55 回 OSEAL フォーラム (香港) でオセアル共通の「国際理事の資質要件ガイドライン」が提案され、第 5 回議長連絡会議 (2016 年 12 月 2 日) において、日本の 8 つの複合地区で実施することが了承された。

このガイドラインは、準地区、単一地区または複合地区が国際理事または国際副会長候補者をエンドース (推薦承認) するにあたり、またはライオンズ会員がこれらの役職に立候補するにあたり、その資格基準としての指針を示すものであり、オセアル・スタンディング委員会が国際役員候補者の資格をレビューする際のチェックリストとして使用されるものである。

オセアル会則地域のガイドライン (国際理事および国際副会長候補者の資質要件)

- a) 複合地区による承認を求める以前に、少なくとも 2 回のエリアフォーラムと 2 回の国際大会に出席し、積極的に活動に参加しているべきである。
- b) 地域及び国際理事会のリーダーは、候補者となる人物に以下の要件を満たすことを期待する。複合地区及び地区は、候補者となる人物を推薦承認する前に、その人物に以下の資質があることを確認することが求められる。
 - 1) 地区・複合地区の活動への参加
候補者は地区のプロジェクトや活動に活発に参加してきた経歴がある。
 - 2) ライオニズムにおける経験
候補者はライオンズクラブ国際協会、複合地区及び地区の行う各種プログラムへの参加を通じて、必要なライオンズに関する知識と経験を有する。
 - 3) ライオンズにおける成果実績 (国際会長アワード、PMJF 等)
候補者は国際会長アワード、リーダーシップメダルそして (または) 累進メルビン・ジョーンズ・フェロー等の実績がある。
 - 4) ライオンズリーダーおよび市民としての好ましいイメージ
候補者はライオンズリーダーとしてふさわしい良いイメージの持ち主であり、地元の市町村、コミュニティにおいて一般に良いリーダーそして市民として認められている。
 - 5) 会員増強への貢献
候補者は推薦承認を得るまでにライオンズ会員として最低でも 5 名の会員をスポンサーしている。
 - 6) リーダーシップの資質
候補者はリーダーとしてよいマナーを身につけ、人の話を聞き、自ら意思決定を行い、思いやりを持ち、国際協会の利益のために適切でよく考えられた決断を行う能力がある。
 - 7) 効果的なプレゼンテーション能力
 - 8) 国際的視野
候補者は、世界のライオンズとして、自らの地区、複合地区、会則地域の枠の中だけでなく、国際的な視野と識見を有する。
 - 9) 活動に必要な時間
候補者はライオンズの行事や仕事に必要とされる際に参加し、活動を行うために自らの時間を調整し時間を作ることが可能である。
- c) 基本的な IT 処理能力

「国際役員立候補者資格要件と手続きの規則」について

国際本部よりの指示

(2018年1月付 法律部長エイミーJ. ペーニャからの各地区ガバナー宛の文書)

国際会則付則によりますと、国際役員立候補の用件は次のとおりであることをご連絡いたします。

国際付則第2条第2項 (a)

第2項 第三副会長立候補の資格。

- (a) 国際第三副会長立候補者は、
 - (1) グッドスタンディングのクラブのグッドスタンディングの正会員であり、
 - (2) 選挙又は任命により国際理事としての任期を満了したか満了を控えている者で、
 - (3) 本付則または会則の規定通りに、所属地区（単一・準・複合）の推薦証明を得た者でなければならない。この推薦証明は、同候補者が第三副会長に選出された場合には、本協会の更に上位の役職に就く場合の推薦証明ともみなされる。

国際付則第2条第3項

第3項 国際理事立候補の資格。 国際理事の立候補者は、

- (a) グッドスタンディングのライオンズクラブのグッドスタンディング正会員であり、
- (b) (1) 本協会の正地区の地区ガバナーを全期又は過半の期間務めたか、務め終えようとしている者であるか、または
 - (2) ①任期中またはその後にグッドスタンディングのクラブ数が20に達したかまたは正地区に昇格した暫定地区、あるいは②10年間以上暫定地区である暫定地区において、地区ガバナーまたは暫定地区ガバナーを全期または過半の期間務めた者で、
- (c) 本付則または会則の規定通りに、所属地区（単一・準・複合）の推薦証明を得た者でなければならない。

国際付則第9条第4項

第4項 地区ガバナー立候補の資格。 地区ガバナーの候補者は、

- (a) 所属単一地区又は準地区内グッドスタンディングの正ライオンズクラブにおけるグッドスタンディングの正会員であり、
- (b) 所属クラブの推薦、あるいは所属単一地区又は準地区内過半数のクラブの推薦を受け、
- (c) 現在、所属地区の第一副地区ガバナーを務めている者でなければならない。
- (d) 現第一副地区ガバナーが地区ガバナーに立候補しない場合にのみ、あるいは地区大会の際に第一副地区ガバナー職が空席である場合にのみ、本付則または会則に定められている通りに第二副地区ガバナーの条件を満たしており、現在地区キャビネット構成員として追加に1年務めているか既に務めたクラブ会員は誰でも、上記(c)項の条件を満たしている。

国際付則第2条第4項

第4項 候補者推薦および推薦証明。

- (a) 空席が生じて本付則または会則の規定の下に役職が補充される場合（この場合の立候補には推薦も推薦証明も必要としない）を除き、それぞれ該当する単一地区キャビネットあるいは準地区キャビネットおよび複合地区協議会の議長および幹事は、国際本部から提供される用紙を使って、地区ガバナー以外のすべての国際役員候補者の推薦を証明しなければならない。この推薦証明書は、国際理事候補者の場合には、推薦された候補者に対して投票が行われる国際大会開催日の60日前までに、第三副会長候補者の場合には90日前までに、国際本部に到着していなければならない。ファックスまたは電子メールで推薦証明を通知することができるが、ファックスまたは電子メール送信後3日以内に推薦証明書を送付して、証明を確認しなければならない。そのような推薦証明書が提出され国際本部で受領されない限り、推薦は有効にならない。

どの推薦も、本付則または会則の下に会員が他の条件でも選出される資格を持つ、その推薦に続く3回の国際大会のためだけに有効である。推薦が有効である期間、(i) 推薦撤回はできないし、(ii) 他の推薦は無効であり、(iii) 死亡、資格喪失、立候補取消しが起こった場合には推薦決議は無効になる。推薦の有効期間中には、これ以上の推薦証明は必要ではない。

すべての推薦は、1回目か2回目を問わず、国際役員立候補の意志を公表する時期および方法が単一地区または複合地区の会則及び付則に定められていれば、それに従っていなければならない。複合地区大会で推薦を求める候補者はいかなる者も、まず候補者が所属する準地区の推薦を確保しなければならない。

- (b) 推薦証明書には一つの役職を明記しなければならない。いかなる候補者も、その推薦証明書が指定する役職以外の役職に立候補することはできない。いかなる地区（単一・準・および複合）においても、国際理事会の複数の役職に対する推薦が同時に存在することがあってはならない。
- (c) 国際理事候補者の推薦は、候補者が他の条件において選出される資格を保持している限り、推薦に続く大会3回の間有効である。その最初の推薦有効期間中に選出されなかった候補者は、その後3年の期間を空けなければ再度推薦を求めることはできない。国際第三副会長候補者の推薦は、候補者が他の条件において選出される資格を保持している限り、推薦に続く大会3回の間有効であり、連続して2度の推薦が認められる。この有効期間中に選出されなかった候補者は、その後3年の期間を空けなければ再度推薦を求めることはできない。

国際付則第2条第5項

第5項 代表権。

- (a) アメリカ合衆国およびカナダにクラブがある地区（単一・準・複合）から1人の理事を選出することができる。この場合候補者の選択により、アメリカ合衆国から出る理事のうちの1人またはカナダからの1人の理事とみなされる。この選択については、推薦された候補者に対して投票が行われる国際大会開会日の60日前までに推薦証明書を国際本部に提出しなければならないという本付則または会則に従って推薦証明書を提出する時までに文

書で国際本部に表明しなければならず、それが投票用紙に記載される。

以上、貴地区（単一・準・および複合）におけるこれらの各役職への立候補見込み者に十分な助言をしていただけるよう、候補者の資格要件についての規定を引用しましたが、特に下記要件にご注意ください。

1. 第三副会長または国際理事…候補者が複合地区（単一地区の場合も同じ手順であるが、地区の推薦のみを必要とする）に属するクラブの会員である場合は、
 - (a) 所属準地区大会での推薦と所属複合地区大会での推薦の両方を得なければならない。複合地区大会で推薦を求める候補者は、まず候補者の所属準地区の推薦を確保しなければならない。複合地区大会中に開かれる準地区「集会」は、「大会」とみなされる。
 - (b) 推薦証明用紙（添付）に必要事項をもれなく記入し、下記から署名を得る。
 - (1) 所属準地区の地区ガバナーとキャビネット幹事より、その準地区の大会で、第三副会長または国際理事の候補者として推薦を受けたことを証明する署名を得る。
 - (2) 所属複合地区の協議会議長と協議会幹事により、その複合地区の大会で、第三副会長または国際理事の候補者として推薦を受けたことを証明する署名を得る。
 - (c) (b)項に記述されている推薦証明書は、第三副会長候補者の場合には国際大会の開会 90 日前までに、また国際理事候補者の場合には 60 日前までに、国際本部に届いていなければならない。
2. 地区ガバナー…所属クラブの推薦、あるいは所属単一または準地区内過半数のクラブの推薦を受けなければならない。

以上の要件等について、各地区内のすべての立候補見込み者へ周知を図っていただければ幸いです。ご質問がおありの際にはいつでも法律部までお問い合わせください。

法律部顧問

エイミーJ. ペーニャ

ライオンズクラブ国際協会
法律顧問 エイミー・ペーニャ 殿

次の通り証明いたします。

候補者氏名（ふりがな） _____

候補者住所（ふりがな） _____

候補者署名 _____

電話/Eメールアドレス _____

候補者の会員番号： _____

準地区証明	複合地区証明
上記の者は、 _____ 年 _____ 月 _____ 日に _____ で開催された _____ 地区の準地区大会において、 ____ 国際理事 ____ 第三副会長 の候補者として代議員の推薦を受け、20____ 年の 国際大会での選挙に立候補します。	上記の者は、 _____ 年 _____ 月 _____ 日に _____ で開催された _____ 複合地区の複合地区大会において、 ____ 国際理事 ____ 第三副会長 の候補者として代議員の推薦を受け、20____ 年の 国際大会での選挙に立候補します。
以前推薦を受けたことがある場合はその年度を記入してください。 _____ _____	以前推薦を受けたことがある場合はその年度を記入してください。 _____ _____
署名年月日 _____	署名年月日 _____
地区ガバナー署名 _____	協議会議長署名 _____
氏名（楷書） _____	氏名（楷書） _____
キャビネット幹事署名 _____	協議会幹事署名 _____
氏名（楷書） _____	氏名（楷書） _____

準地区証明は現職の地区ガバナーとキャビネット幹事の両者、複合地区証明は現職の協議会議長と協議会幹事の両者が署名をしなければなりません。また、署名時に必ず日付を書き入れる必要があります。

第5章 東洋東南アジア・フォーラム (OSEAL FORUM)

国際協会は8つの会則地域（Constitutional Area）に分けられており、日本は「東洋東南アジア」に含まれている。東洋東南アジア・フォーラムはエリア・フォーラムの一つであり、親善を深めることを主目的としてこの地域内のライオンズ国（日本、台湾、フィリピン、香港、マカオ、マレーシア、シンガポール、ブルネイ、韓国、タイ、グアム、ミクロネシア、北マリアナ諸島サイパン、モンゴル、広東、深圳など中国、ラオス）のクラブの代表の出席を得て開催され、この地域に共通の問題を話し合っている。国際理事会は、このような地域のフォーラム（Area Forum）を、友好、親善、経験交換、ライオンズ高揚のための行事として認めているが、その決議はクラブまたは会員を拘束することとはできないという点で、地区大会、複合地区大会、国際大会とは基本的に異なる。

東洋東南アジア・フォーラムは、OSEAL フォーラムと略されている。

東洋東南アジア・ライオンズの現勢（2024年 6月30日現在）

地区名	国 名	地区数	MD 数	クラブ数	会員数
D204	Guam, Micronesia, CNMI, Marshal Island	1		32	1,113
MD300	M.D.300 Taiwan	18	5	1,203	39,304
MD301、他	Philippines	9	1	507	15,708
D303	China Hong Kong & China Macau	1		123	2,468
MD308	Malaysia & Brunei	5	1	364	10,396
MD309	Singapore	1		108	3,233
MD310	Thailand	6	1	303	6,831
MD330 – MD337	Japan	35	8	2,701	92,416
MD354 – MD356	Korea	21	3	2,004	69,102
D380–D383, D385–D394	China	14		1,313	33,131
	Mongolia	—		2	46
	Cambodia, Kingdom of			3	68
	Rep of the union of Myanmar	—		2	40
計		111		8,665	273,857

(1) エリア・フォーラム（Area Forum）の目的

東洋東南アジア・フォーラムなど世界の各会則地域で開かれているエリア・フォーラムに関し、国際理事会はその目的を次のように定めている。

- a. ライオンズクラブ国際協会の目的と方針を促進する。
- b. 地区およびクラブ役員を指導・教育、および意欲喚起を行う。
- c. 合同奉仕事業の機会を含む、奉仕活動について意見や情報を交換する場を提供する。
- d. LCIF に対する理解と認識の向上を図る。

(2) 「国際理事の指名」条項の削除

従来は、フォーラムのコーカサスにおいて国際理事候補者の推薦を行っていたが、1981 年の香港で開催された第 20 回フォーラムで、東洋東南アジアライオンズフォーラム規則が改正され、「本会議においてライオンズクラブ国際協会国際理事候補者を推薦し、ライオンズクラブ国際協会に推薦する」という項目が全文削除された。

第 40 回	2001	12/6～12/9	タイ／バンコク
第 41 回	2002	11/7～11/10	香港
第 42 回	2003	11/27～11/30	台湾／台北
第 43 回	2004	12/2～12/5	フィリピン／マニラ
第 44 回	2005	10/7～10/10	日本／仙台
第 45 回	2006	11/3～11/6	マレーシア／ペナン
第 46 回	2007	10/12～10/15	韓国／テグ
第 47 回	2008	12/4～12/7	香港
第 48 回	2009	11/19～11/22	タイ／パタヤ
第 49 回	2010	11/18～11/21	台湾／高雄
第 50 回	2011	11/24～11/27	フィリピン／パサイ
第 51 回	2012	11/8～11/11	日本／福岡
第 52 回	2013	11/7～11/10	シンガポール
第 53 回	2014	11/13～11/16	韓国／仁川
第 54 回	2015	12/3～12/6	タイ／バンコク
第 55 回	2016	11/10～11/13	香港
第 56 回	2017	11/17～11/20	台湾／台南
第 57 回	2018	11/15～11/18	中国／海南島
第 58 回	2019	11/7～11/10	日本／広島
	2020		コロナにより中止
	2021		
第 59 回	2022	11/25～11/27	韓国／済州島
第 60 回	2023	11/3～11/5	フィリピン／マニラ
第 61 回	2024	11/14～11/17	タイ／パタヤ
第 62 回	2025	10/23～10/26	日本／札幌

さらに 1982 年の OSEAL コーカサスにおいて、「フォーラムは相互有効、親善が目的であり、難しいことについては話し合わない。国際理事の推薦は、フォーラムを離れて幹部会（コーカス）を開催して検討する」ことが確認された。

第6章 ライオンズクラブ国際財団（LCIF）

LCIF は 1968 年に国際協会によって設立された米国の内国歳入法典に規定されている財団であり、寄贈された基金によって人類の福祉に貢献することを目的としており、集められた資金を基に次のとおり運営されている。

1. 目 的

寄贈された基金によって人類の福祉に貢献することを目的としており、営利を目的とせず組織され、またいかなる利益も、関係者に分配されないことになっている。

2. 使 命

ライオンズクラブ、ボランティア、そしてパートナーが、世界中の人々の暮らしに影響を及ぼす人道支援と交付金を通じて、健康と福祉を改善し、地域社会を強化し、恵まれない人々に支援を提供するとともに、平和と国際理解を促進できるよう、力を与えること。

3. 運 営

ライオンズクラブ国際財団は、LCIF 理事会によって運営される。

4. 理事会の構成

LCIF 理事会は、

- ①直前会長が理事長
- ②現国際会長および第一・第二・第三副会長
- ③八つの会則地域から各 1 名
- ④会員数の多い国の第 1 番目と第 2 番目から各 1 名
- ⑤会員 1 人あたりの寄付額の多い国の第 1 番目から第 3 番目の各 1 名
- ⑥前・元 LCIF 理事長
- ⑦国際協会アポンティーによって構成されている。

5. 交付金

2017 年に交付金プログラムが刷新され「一般交付金」は「人道支援マッチング交付金」に名称が変更され「国際援助交付金」は廃止された。

「四大交付金」はより持続的な事業を重視した「ランオンズクエスト」と「糖尿病」交付金という別のカテゴリーに変わった。さらに「レオ奉仕交付金」と「地区／クラブシェアリング・プログラム」が新たに導入された。

新しい「地区／クラブシェアリング・プログラム」においては、地区が LCIF に拠出した寄付金の 15% が、地区内で行われる LCIF 重点分野の事業として、地区やクラブに対する交付金となる。

6. 交付金の種類

①人道支援

人道支援マッチング交付金 交付される金額 10,000 ドルから 150,000 ドル

- ・ 重要な人的及び社会的ニーズに応えるライオンズが主導する事業の開始、拡大を支援

- ・ 多数の社会的弱者を受益者とする事業において、建設および設備整備費に資金を提供
- ・ 地区または複合地区による申請が可能で必要資金の 50%は地元で獲得しなければならない

②食糧支援

食糧支援交付金 交付される金額 10,000 ドルから 150,000 ドル

- ・ 十分な食事が得られない問題に取り組むライオンズの事業を支援
- ・ 大規模インフラ建設、フードバンクの設備整備、学校給食、食料備蓄及び輸送への資金提供
- ・ 地区による申請が可能で必要資金の 25%は地元で獲得（準備）しなければならない。

③小児がん

小児がん交付金 交付される金額 10,000 ドルから 150,000 ドル

- ・ 小児がんの子どもとか家族の生活の質の向上に取り組む事業を支援
- ・ 家族の家、小児がん治療施設の子ども専用エリアなどの建設、患者の輸送、教育、レクリエーションなどの拡充
- ・ 地区または複合地区による申請が可能で必要資金の 50%は地元で獲得しなければならない

④糖尿病

糖尿病交付金 交付される金額 地区 10,000 ドルから 150,000 ドル、複合地区 10,000 ドルから 250,000 ドル

- ・ 糖尿病のまん延防止及び糖尿病患者の生活の質向上を支援
- ・ スクリーニング検査及び包括的なフォローアップ・ケア、既存の糖尿病キャンプの強化、患者のアクセス向上を目指す既存の医療施設の拡充、及び医療従事者の研修に資金を提供
- ・ 地区または複合地区による申請が可能で必要資金の 25%は地元で獲得しなければならない

⑤災害援助

自然災害における緊急援助及び後片付けに取り組むライオンズを支援

緊急援助交付金 交付される金額 5,000 ドルから 15,000 ドル

- ・ 水や食料、衣類や毛布、医薬品、に加え、清掃用品やがれき除去用品など緊急援助を必要とされる物資の提供を支援
- ・ 上記の交付対象拡充（2024 年改正）により、地域復興援助交付金は終了
- ・ 地区による申請が可能で必要資金は不要

災害準備交付金 交付される金額 最大 15,000 ドル

- ・ 将来の災害への備えを支援
- ・ 2 年に一度地区による申請が可能で必要資金の 25%は地元で獲得しなければならない

大災害交付金 (MCAT) 交付される金額 最低 50,000 ドル

- ・ 大規模な天災や国際的に重大な影響を及ぼす人為災害が発生したすぐ後の救援活動に対して交付
- ・ 国際会長と LCIF 理事長の裁量により交付され、申請や準備資金は不要

⑥地区およびクラブシェアリング交付金

- ・ クラブ単位で申請できる唯一の交付金で、クラブに交付金の理解を深めてもらい、LCIF を通じた奉仕を地域コミュニティで実現する為に創設された交付金
- ・ 地区は最低 10,000 ドル、クラブは最低 5000 ドルの年間寄付額（災害指定は除く）にたいし、15%までが申請可能
- ・ 使用しない場合は 15 年間保有が可能
- ・ この交付金は、LCIF の他のほう付近プログラムのマッチング資金として利用できる

⑦視力保護

視力交付金 交付金額は 100,000 ドルから 300,000 ドルで交付される金額は案件ごとに決定

- ・ 2024 年度の改正により視力ファースト交付金プログラムが終了し、新たな視力交付金プログラムが承認されました
- ・ プログラムの内容は視力に関するインフラ整備や必要な機材の購入などの支援で、先進国は 50% のマッチング資金が必要
- ・ 技術アドバイザーによる審査を受ける必要がある

⑧青少年支援

ライオンズクエストの実施及び促進—健全な学校生活環境の整備及び健全な意思決定を下せる青少年の育成に焦点を当てた青少年育成プログラムで以下 3 つの交付金がある。尚、2024 年度の改正により変更点が多いので注意が必要

プログラム交付金 交付金は地区に最大 50,000 ドル 複合地区に最大 150,000 ドル
(何れも最低 10,000 ドル)

- ・ 大規模プログラムのアクティビティあるいは拡充
- ・ 二つ以上のライオンズクラブの関与、カリキュラムを実施することについて学校や地域自治体、または地域団体の同意が必要
- ・ 地区または複合地区による申請が可能で必要資金の 25% は地元で獲得しなければならない

普及促進交付金 交付金は最大 1,500 ドル

- ・ ライオンズクエストプログラムの普及啓発の為に利用
- ・ 地区または複合地区による申請が可能で、準備資金は不要

地域パートナーシップ交付金 交付金は最大 1,500 ドル

- ・ 新たな地域でのライオンズクエストプログラムの開始や再開の為に資金
- ・ 地区または複合地区による申請が可能で、準備資金は不要

7. 報告義務

- ・ 人道支援マッチング交付金事業の最終報告は、プロジェクト完了から 45 日以内に LCIF に提出が必要
- ・ 緊急、災害準備、コミュニティ復旧の各支援事業はプロジェクト完了から 30 日以内に提出しなければならない

- ・最終報告書を期限までに提出できなかった場合、今後の地区からの交付金申請に英起用がでる
- ・交付金管理者に、最終報告書の提出義務がある
- ・地区キャビネットまたは複合地区ガバナー協議会は、LCIF に提出する前に報告書の内容を確認し、承認しなければならない

8. アワードプログラム

LCIF を支援し寄付を行った会員に対して、その支援を正式に認証し謝意を表するため、各種のプログラムがある。

- ・メルビンジョーンズ・フェロー

1973 年に 1,000 ドルを寄付した人を讃えるために、メルビンジョーンズ・フェロー (MJF) が創設された。1,000 ドルを超える寄付をした人を表するため 54 のレベルのアワードがある。

2024-2025 年度

3 3 6 複 合 地 区 ガ バ ナ ー 協 議 会

議 長	藤 井	信 英	
副議長	石 井	淑 雄	(A 地区ガバナー)
副議長	上 原	正 樹	(B 地区ガバナー)
幹 事	神 田	義 満	(D 地区ガバナー)
会 計	鳴 戸	大 二	(C 地区ガバナー)

3 3 6 複 合 地 区

会則および付則・運営マニュアル編集委員会

世 話 人	鳴 戸	大 二
委 員 長	松 岡	諒
副 委 員 長	一 宮	昭 夫
委員 (A 地区)	大 河 内	孝
委員 (B 地区)	西 尾	愼 一
委員 (C 地区)	高 重	洋 介
委員 (D 地区)	今 井	久 師

MD336 運営マニュアル第 22 版

発行日	2025 年 4 月 1 日
編集人	ライオンズクラブ国際協会 336 複合地区 会則および付則・運営マニュアル編集委員会
発行所	ライオンズクラブ国際協会 336 複合地区ガバナー協議会事務局 〒700-0985 岡山市北区厚生町 3-1-15 岡山商工会議所 6 階 TEL : 086-234-0695 FAX : 086-234-0495 E-mail アドレス : admin@lions-md336.org